

統計資料シリーズ：No.14

# 明治前期日本経済統計解題書誌

— 富国強兵篇(補遺) —

細 谷 新 治

1980年3月

一橋大学経済研究所  
日本経済統計文献センター



統計資料シリーズ：No.14

# 明治前期日本経済統計解題書誌

—— 富国強兵篇(補遺) ——

細 谷 新 治

1980年3月

一橋大学経済研究所  
日本経済統計文献センター



## 統計資料シリーズの発刊に際して

日本経済統計文献センターは、1971年以来統計データの整備・加工・システム化について新しい活動を開始した。この活動は、1800年代以降の日本経済に関する統計資料の発掘所在調査を行い、統計原データを一定の基準において連続する系列として整理採録し、またこれらのデータを加工して経済分析上有用な統計量を推計し、さらにそれらをシステム化してデータ・バンクとしての機能を發揮し、すべての研究者に情報を提供して共同利用の実を上げることを目標としている。

このようなセンターの活動にともなって、統計文献に関する調査や統計データの整備・開発が行われるが、それらの成果を発表し、広く統計データ利用者の便宜に供することとした。ここに「統計資料シリーズ」として発表するものがそれである。

上述のセンターの活動には、その対象によっては、きわめて長期間の作業を必要とするものもあるし、また比較的短期間にそれを完了することのできるものもあり、作業成果は必ずしも定期的にえられるわけではない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、センターの活動の進展にともない、成果のまとまった段階で隨時発表する予定である。

1972年12月8日

日本経済統計文献センター長

石川滋



## はしがき

この解題書誌は、かねてからわがセンターが銳意努力しつつある明治期経済統計資料研究の一環として、本学教授（社会科学古典資料センター）細谷新治の手によってまとめられたものである。この書誌は、昭和49年に第1冊を刊行したのに始まり、昭和53年に第4冊めが上梓されたのを以て一応完結したのであるが、予定せられた原稿枚数の制限のために、調査は完了しつつも、未刊のままに付せられた部分があった。これはいかにも惜しいので、今回この部分を「補遺」としてまとめるに至ったのが本書である。その内容は、一覧して明らかなように司法関係の統計書を対象とするものであるから、純粹な「経済統計」の域を脱するものではあるが、最近とみに盛な「学際的」研究動向からすれば、本書誌のような業績も、十二分にその存在意義を主張しうるものと考えられる。

本書誌の成るにのぞみ、作業の遂行上多くの援助を賜わった関係機関の担当官の方々に厚くお礼を申しあげる。とくに、統計表の書きあげ、原稿の浄書、校正、索引作成については、以前と同様、田口照美さんの熱心な助力を得たことを特記しておかなくてはならない。

1980年3月

日本経済統計文献センター主任

尾高煌之助



## まえがき

「明治前期日本統計解題書誌——富国強兵篇」は、昭和49年に第1冊の「下」巻を刊行してから、昭和53年の「上の3」巻の刊行をもって一応完了した。しかし、「上の3」の「はしがき」にも述べたように、明治前期の統計資料の総合的研究は、学界でも未開拓の分野であって、調査方法も未だ確立していない。そのため当初、作業は全く手探りで進めなければならず、また官庁予算の制約もあって、調査結果の発表は、はじめの計画のうち、まず一応作業の完了した「下」巻を刊行し、ついで「上の1」、「上の2」、「上の3」巻を刊行するという変則的な順序をとらざるをえなくなった。その結果、全体として体系の統一性を欠き、総括解題や個々の統計書の解題の叙述についても各巻によって精粗の差が生ずることとなった。また当然収録すべき統計書も止むをえず割愛しなければならない場合も生じた。

ところが今回、当文献センター主任尾高煌之助教授の御好意によって、本来、「上の3」に警察統計と併せて収録する予定であった司法統計篇を補遺として作成する機会を与えられた。筆者は現在、一橋大学社会科学古典資料センターに所属しており、既に当文献センターからは離れているが、尾高教授の御好意を喜んで受けて作成したのが本「補遺」版である。

司法統計については、正直にいって筆者は全く素人であり、できるだけ正確を期したつもりであるが、法律専門家から見れば思わぬ誤りをおかしているのではないかと恐れている。また、本書の総括解題でも述べたように、本書に収録した司法統計書の利用者は法律専門家に限られないだろうと予想して、専門家にとっては常識であるかも知れない用語についてもくわしく説明することを心がけたが、これにも誤りがあるかも知れない。専門家による誤りの御指摘をえてつぎの機会に訂正したい。

「明治前期日本統計解題書誌——富国強兵篇」の作業は、この「補遺」版の刊行によって一応終了するが、明治前期における経済統計の研究は、調査結果の暫定的報告である本書5冊の刊行によってようやく今後の本格的調査のスタート台についたというのが筆者のいつわらぬ感想である。残された課題については、すでに「上の3」のはしがきで述べたのでここでは簡単に箇條書き的に列挙しておきたい。

- 1 調査時期の拡大：本作業は、明治17年までを対象としたが、これを拡大して一方は幕末へさかのぼり、他方、明治18年より20年代以降まで調査を拡大する。
- 2 調査主題の拡大：今回の調査からはずした殖産興業、地租改革関係の統計資料である土地、工業、貿易、物価・金融、労働関係統計資料の発掘調査。
- 3 地方統計書の調査：府県統計書、勧業年報、などの地方行政機関によって作成された統計書の発掘調査。このうち、勧業年報の調査はすでに当文献センターによって着手され、成果をあげつつあることをこの機会に報告しておきたい。
- 4 地方統計調査機関の調査：本作業の過程で、中央官省の統計調査および業務統計の関連資料が中央に保存されていないばあいがしばしばあり、これらを地方の統計調査機関が所蔵している資料に

よっておぎなったことがあった。時間の関係でこの調査はサンプル的にしか実施することができなかつたが、筆者の僅かな経験から判断しても、この地方統計調査機関の本格的調査は大きな成果をもたらすものと考える。

「補遺」版の刊行については、当文献センター長倉林義正教授、当文献センター主任尾高煌之助教授の御配慮をわざらわした。

資料の所在調査と閲覧については、法務図書館、最高裁判所図書館、矯正図書館、国立公文書館、同内閣文庫、総理府統計局図書館、国立国会図書館、東京大学経済学部図書室の諸機関から種々の便宜を与えられた。また法務大臣官房司法法制調査部調査統計課の玉井栄子氏と最高裁判所図書館の小野孝正氏から司法関係統計書の系列について有益な御助言をえた。

なお、本「補遺」版の編集は、当文献センターの開発部門の作業として行なわれたが、完成にいたるまでに事務職員の方々から多くの協力をえた。とくに高橋益代事務官からは調査の細部にわたって協力をえた。

最後に、本「補遺」版の刊行にあたっては、本書の上巻と同様、田口照美氏から、書誌の作成、統計表の書き上げ、原稿の净書、校正、索引の作成について多大の協力をえた

「補遺」版の刊行に際して、以上の諸機関、諸氏に厚く感謝の意を表したい。

1980年3月10日

細谷新治

## 目 次

はしがき	i
まえがき	iii
凡例	ix
<b>第1章 司法関係全国総括統計総説</b>	1
1 司法統計の種類と研究成果	1
1) 刑事統計の種類	1
a) 警察統計	1
i) 刑法犯発生件数統計	1
ii) 刑法犯検挙件数統計	1
iii) 検挙人員統計	1
b) 檢察統計	2
i) 受理統計	2
ii) 終局処理統計	2
c) 裁判統計	2
d) 行刑統計	4
2) 民事統計の種類	4
3) これまでの刑事統計をめぐる諸研究	4
2 司法制度の整備過程	8
1) 第1期 明治元年(1868)～明治7年(1874)	8
2) 第2期 明治8年(1875)～明治14年(1881)	11
3) 第3期 明治15年(1882)～明治23年(1890)	14
3 刑法・訴訟法の整備過程	16
1) 刑法	16
a) 旧刑法以前の刑法典	16
b) 旧刑法	18
2) 訴訟法	19
a) 民事訴訟法	19
b) 刑事訴訟法	21
4 行刑制度の変遷	23
5 司法統計行政の変遷	26
<b>第2章 司法関係全国総括統計解題</b>	40

1 司法省年報	40
2 司法省民事統計年報	57
3 司法省刑事統計年報	68
4 監獄局年報	94
5 聽訟表	107
6 明治十五年度重罪處斷一覧表	108
 索引	
1 文献索引	111
2 機関名索引	113
3 人名索引	117

**明治前期日本經濟統計解題書誌  
—富國強兵篇 上巻, 下巻—  
内容目次**

**上の 1**

序 章 本書の主題と調査手法について	1
第 1 章 中央統治機構の確立過程	17
第 2 章 中枢諸官省の成立と統計調査機構の整備過程	30
第 3 章 中央統計機構の確立過程	52
第 4 章 太政官国勢総括統計解題	87
辛未政表 廿申政表 日本政表 統計要覽 帝国統計年鑑	
第 5 章 各省国勢総括統計解題	167
大東秘鑑 国勢要覽 統計表	

**上の 2**

第 6 章 地誌・行財政全国総括統計総説	175
第 7 章 地誌・行財政全国総括統計解題	192
藩制一覧表 府県史料 皇国地誌 地理局年報 地理局要 地誌撮要 地方要覽	
国勢一斑 使府藩県概表 府県一覧 各府県明細書 日本府県民費表 明治六年	
国郡高反別調 大藏卿年報書	

第8章 戸籍・人口全国総括統計総説	260
第9章 戸籍・人口全国総括統計解題	299
日本全国戸籍表 戸籍局年報 全国人口耕地比較図表 明治十五年棄児増減現員 表 戸口概表 各府県戸長役場町村戸口表 都府名邑戸口表 日本全国戸口総計 表 全国男女年齢職業別 衛生局年報 都市生死婚姻統計表 甲斐國現在人別 調	

### 上の 3

第10章 警察全国総括統計総説	351
第11章 警察全国総括統計解題	366
警察年報 警視庁一覧概表	
第12章 教育全国総括統計総説	384
第13章 教育全国総括統計解題	397
文部省年報	
補　論 「本書　上の 2」第8章補論	427

### 下　巻

第1章 物産総括統計総説	1
第2章 物産総括統計解題	22
内務省年報 内務省統計書 勘農局年報 山林局年報 府県物産表 全国農産表 府県物産志 府県物産志抄 日本物産志（前篇） 農務統計表 「統計集誌」所 収の物産統計 興業意見	
第3章 軍事統計総説	90
第4章 軍事統計解題	112
明治八年陸軍軍政年報 陸軍省年報 海軍省報告書 共武政表 徵発物件一覧表 徴兵統計	



# 凡　　例

この「解題書誌」はつぎのような内容構成をもっている。

## 収録の範囲

### 1 調査対象および期間

明治元年より17年迄に刊行された統計資料の刊行状況および所在状況を明らかにしようとした。統計資料が17年以前を調査対象年としているときでも、その刊行年が17年以降のばあいは今回の調査からは省いた。

### 2 所在調査の範囲

所在調査の範囲は、国立公文書館、同 内閣文庫、総理府統計局図書館、国立国会図書館、一橋大学附属図書館、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターに所蔵されている原本（刊本および草稿）に限定した。但し、以上の機関が原本を所蔵していないばあいは、その原本の所蔵機関名をあげた場合もある。

### 3 統計資料の採録基準

中央官庁の統計調査および業務統計の結果を収録した刊行統計書に重点をおいたが、その未刊行原稿および草稿をも気のついた限り収録するようにつとめた。但し官庁の公文書類の系統的調査は今回は行なわなかった。この分野の調査は従来全く未開拓であって多くの貴重な統計資料が埋れていると思われるが、つぎの機会としたい。中央官庁の各部局で刊行された雑誌は原則として採録しなかった。

## 本書の構成

### 1 統計資料解題の構成

#### 1) 統計資料名

#### 2) 個々の統計書の書誌事項記入

#### 3) 所蔵機関名略称

#### 4) 所蔵注記

#### 5) 書誌注記

#### 6) 統計内容注記

　　調査対象年

　　内容細目

## 7) 解題

### 2 記載の形式

#### 1) 統計資料名

- i 統計資料の記載はつきの順序によった。  
資料番号、統計資料名、最初の回次または年次、最初の編者名～明治17年迄の最終編者名、最初の刊年～17年以前の最終刊年
- ii 統計資料名が年次によって異なるばあいは通称の資料名をとった。
- iii 回次と調査対象年の両方あるばあいは調査対象年をとった。調査対象年のないばあいは回次をとった。
- iv 編者は最初と最後の編者のみをとり、途中の変遷は、個々の統計書名の記載にゆずり省略した。

#### 2) 個々の統計書の書誌事項記入

- i 統計書原本、草稿、再製本の配列の順序はつきのとおりとした。
  - 1 定本刊本 年代順
  - 2 覆刻本（刊本原書をそのままの形で再製したもの）
    - i 定本
    - ii 抜すい本
  - 3 翻刻本（原書を定本として再製したもの）
    - i 定本
    - ii 抜すい本
    - iii 翻刻本の覆刻本
  - 4 模刻本（写本の原書をそのままの形で再製したもの）
  - 5 草稿（定本の自稿本またはその写本）
  - 6 草稿の一部
  - 7 草稿材料
- ii 個々の統計書の記載の順序はつきのとおりとした。  
書名 編者名 刊年 卷数または冊数 頁または丁数 各巻の内容細目 所蔵機関
- iii 書名について  
書名は本文巻頭または目次首にあるものを正式書名とした。両方にはない場合は表紙の外題をとり、そこにもないばあいは表題紙にあるものをとった。ま

た目次首、外題、表題紙等に異書名があるばあいは、その書名を書誌注記の欄に記載した。書名の上にある割書、小書、角書や下にある割注等は書名の1部とみなしてそれぞれ1字あけて書名の前後につけた。但し割書は1行に記入した。また年次または回次も書名の1部とみなして書名の前後に記載した。

- V 編者名が原書にないが、推定してつけ加えたばあいはそれを〔 〕に入れて記載した。
- VI 原書に刊年の記載のないばあいは例言、巻末、等の年次をもって刊年に替え〔例言〕、〔巻末〕等の記載を附した。

### 3) 所蔵機関名の略称はつぎのようにした。

国立公文書館は(公)、内閣文庫は(内)、総理府統計局図書館は(総)、国立国会図書館は(国)、一橋大学附属図書館は(図)、日本経済統計文献センターは(セ)。「マ」はマイクロ版(ロールまたはフィッシュ)、「覆」は覆刻本の記号である。

### 4), 5) 注記は所蔵注記、書誌注記の2種類とし、所蔵注記には②, ③等の記号を使用し、書誌注記には①, ②等の記号を使用した。

### 6) 統計内容注記

#### i 調査対象年次と内容細目に分けた。

調査対象年次は、年度とあるのは会計年度、年度と記載していないばあいは暦年を意味する。調査対象年が複数のばあいは主たる対象年を記載した。また調査対象年の代りに調査時点があるばあいは、○○年月日調というように調査年月日を記載した。

#### ii 統計書の内容細目については、著者の主観を入れず収録されている統計表はすべて表名および表の内容を記載した。

#### iv 統計表名は、明治初期のばあい本文の表名と目次の表名とが異なるものが多いが、そのばあいは両者を比較して詳しい方を採用するか、または合成した表名を作成した。また表名のないばあい、あるいは表名に本解題書誌の著者が字句を附加したばあいはその作成または追加した表名の字句を〔 〕に入れて記載した。

#### v 表名と表名の間は1字空きとし、ひとつの主題の下にいくつかの表がある場合は最初の主題の次に：の記号を使用した。

#### vi 調査年月日が表名中にあるばあいは表名として扱い、説明の部分にあるばあ

いは統計表名の後に（　）に入れて記載した。

### 統計表の記載方式

1. 統計表が表頭、表側の構成をとっていないばあいは表名のつぎに（　）に入れて統計項目を列記した。
2. 統計表が表頭、表側から構成されているばあいはつぎのとおりに記載した。

#### a) 統計表

免 役 簿 人 員	徵 兵 連 名 簿 人 員	記載方式
		徵兵表（表頭 徵兵連名簿人員，免役簿人員；表側 10～11年）
	明治 10 年	
	明治 11 年	

3. 表頭、表側がさらに細分されているばあいは、第1次細分は＜　＞、第2次細分は＜　＞、第3次細分は（　）を使用した。第4次細分以下は省略した。

#### b) 統計表

替為国外 香 パ ロ ン ド ン 港 リ ン	横 浜 銀 貨	明 治 十 七 年 東 京 横 浜 物 価	記載方式
			明治17年東京横浜物価（表頭 横浜銀貨 外国為替<ロンドン, パリ, 香港> 表側 1月<最高, 最低, 平均>）
	最 高	1	
	最 底	月	
	平 均		

4. 表頭、表側がつぎのようならばいは、下の記載方式のようにした。

c) 統計表

三年	二年	元年		
			男	公用
			女	
			男	私用
			女	
			男	留学
			女	

記載方式

海外留学人員表（表頭 元年～3年；表側 公用・私用・留学<男、女>）

海外留学人員表

d) 統計表

轄直未				轄 直				府 縍	
岩手		長崎		茨城		青森			
計	木	計	木	計	木	計	木	科目	
								官	木数
								民	
									火災
								反別	

被害府県別表

記載方式

被害府県別表（表頭 府県：直轄<青森・茨城<木、計>>、未直轄<長崎・岩手<木、計>>；表側 火災<木数<官、民>、反別>）

5. 科目名が明らかに分るばあい（地名等）は、科目名は省略した。
6. 表頭、表側の項目は原則として最初の2項目のみを記載し、以下は省略した。
7. 表頭、表側に明治5、6、7、8……14年等や1反、2反、3反……10反等、連続する数値のあるばあいは5～14年、1～10反、等と～印を使用した。
8. 表中の計、小計、合計等は省略した。但し比較、前年比、増減、平均、等は記入した。
9. 統計表の表頭、表側が前年統計書の同名の統計表と同じばあいは、同前年同表

と記入した。

10. 表頭，表側の全部又は表頭，表側のみがすぐ前の統計表と同じばあいは9と同じく，同前表と記入した。
11. 年報の場合のように説明文と統計表の混在しているばあいの扱い方はつぎのようとした。

説明文のみのばあいは，章節の名称の後に〔記事〕と記入した。また章節が，説明文と関連統計表とから成り立っているばあいは章節名のつぎに，：〔記事〕甲表 乙表…というように記載した。

但し，明治初期の統計資料のばあいは記事のなかに統計数値があるばあいが多いので注意をされたい。

## 解題

各統計書には解題を附して統計調査および業務統計の沿革，調査目的，調査対象，調査系列を記述してその統計の特徴や利用上の注意すべき諸点を明らかにした。調査の沿革の項では，さらにその統計書の17年以降の刊行状況および，その統計資料を統計数値の内容において実質的に引きつぐ統計書についても，17年以降の刊行状況を明らかにするようにつとめた。

調査目的の項では，それぞれの調査がどのような問題意識によって企画されたか，またその問題意識がどのような社会的経済的諸条件の下で生れたかを明らかにするようにつとめた。調査対象の項では，調査対象年次，対象地域，対象品目についての大要の把握が可能なようにつとめた。調査系列の項では調査の実施機関の他，統計資料に収録されている統計数値がどの段階で集計報告されたものにもとづいているかという報告単位（enumeration unit）を明らかにするようにつとめた。但し，統計数値の信頼度については，今回は一部の例外を除いては上記の方法によって間接に調査することに留め，数値そのものの照合による調査は原則として行なわなかった。

根拠法の項では統計調査や業務統計の根拠となった法令を，主として「法令全書」にもとづき，「法令全書」にないばあいは，「法規分類大全」あるいは各省の「布達全書」等によって列記した。この点の調査はなお不充分であり，今後さらに各省の文書や各府県段階の布達全書を調査する必要があると考えられる。

なお，つぎに法令中にある2，3のむずかしい用語の解説をしておこう。

輪廓附：明治6年太政官第393号達に「布告達書刷印発行候分永く遵守すべきもの

は輪廓を附し一時可心得ものは輪廓無之候此旨相達候事」とあり、重要な法令には月日の下に「輪廓附」と記したのである。なお、この方式は16年に廃止された。  
預所ある諸藩：旧幕府直隸の土地を預かり、民政税務を託された諸藩  
沙：御沙汰

## その他

### 1. 引用文の使用漢字について

明治初年においては難解な字句の使用が多いが、この解題ではつぎの方法をとり、読み易くすることを心掛けた。略字のあるばあいは略字を使用した。カタカナは平仮名に直し、濁点のない助詞には濁点をつけた。ただし、書名に使用されたカタカナは変更しなかった。

### 2. [ ] 記号について

[ ] 印の記号は編者または刊年推定のばあいと、統計表に本解題書誌の著者が字句を追加したばあいの他、表中の難解な字句の説明および注記の際に使用した。



# 第1章 司法関係全国総括統計総説

## 1 司法統計の種類と研究成果

### 1) 司法統計の種類

この補遺篇は、「本書 上の3」に収録する予定であったが都合で割愛した、司法関係全国統計の索引の作成と解題を目的とする。本題に入る前に、これまでに発表された司法統計をめぐる諸研究の簡単な展望を試みて、われわれの課題である明治前期司法統計資料の発掘作業のフレームワークを構成するための手がかりとしたい。

司法統計は、刑事統計と民事統計に大別することができる。

刑事統計は、刑法学、刑事学または犯罪学（criminology）の研究者によって資料として使用される。そのため刑事統計をめぐる研究は比較的多い。ただし後に述べるように、われわれの調査の対象時期である明治前期の刑事統計におよぶものは少ない。その反面、統計学者や統計作成者による刑事統計の研究は、明治期とくに前期に多く、大正、昭和に入るにしたがって少なくなる傾向がある。まずははじめに、武安将光に従って犯罪統計をつぎのように分けよう。(1)

#### a) 警察統計

これには、通常司法警察統計と特別司法警察統計がある。特別司法警察統計とは、特別の事項について司法警察職員として職務を行なう特別司法警察職員、その他犯罪捜査権を有する職員（憲兵、鉄道公安官、林務官、等）が取り扱った事件の統計である。後者は少数であり、通常時の犯罪現象の考察のためには無視してもさしつかえない。この警察統計はさらに3種類に分けられる。

##### i) 刑法犯発生件数統計

これは警察が犯罪の発生を確認し、または告訴もしくは告発があったために事件として計上した統計であり、犯罪現象にもっとも近い統計であるが、発生というよりも発覚統計である。発生統計という名称は昭和2年以降の統計から使用されており、それ以前よりさかのぼって明治元年までは、被殺害者数、強盗、窃盗数、詐欺恐喝被害件数、放火度数、等の統計がこれにあたる。

##### ii) 刑法犯検挙件数統計

この統計は実際の犯罪発生よりも多くなる可能性があり、昭和22年以前は、発生件数以上に検挙件数のあることが正式の統計作成の方法として認められていた。その理由は東京で罪を犯したものが、その罪のために大阪の警察で検挙され、東京に護送されたばあいは、発生件数は1件であるが、検挙件数は大阪と東京でそれぞれ1件、計2件となるからである。

##### iii) 検挙人員統計

刑法犯、特別法犯の両者について作成されている。

これらの警察関係統計を収録した全国統計資料としてもっとも古くから刊行されているものは、内務省警保寮（後に警保局）が明治11年に第1回を刊行した「警察年報」であり、東京都については、警視庁に

よって明治9年に刊行された「警視庁一覧概表」である。この2種類の統計資料については「本書 上の3」で紹介したので今回は省略する。

### b) 檢察統計

#### i) 受理統計

通常司法警察から受理する事件と特別司法警察から受理する事件の2種類に分け、さらに検察官認知および直受事件が加算されているが、これを除くと、新規受理の人員は警察の検挙人員数統計と合致するわけであるが、実際の統計データでは種々の理由によって正確に一致はしない。

この受理統計は、第2次大戦直後までは軍関係の特別裁判籍にあったものについての事件を除き、他のすべてが含まれているので、犯罪統計として重要である。ただし、大正6年までは件数統計のみで人員がないため、明治からの一貫した統計としては件数統計のみである。

#### ii) 終局処理統計

終局処理は起訴と不起訴に大別され、不起訴は起訴猶予、犯罪の嫌疑なし、罪とならず、等に区分される。起訴されたものについては裁判統計によるのが正確であるが、第2次大戦後は、審理に時日を要するため、とくに早期に犯罪発生の大体の傾向を知るために起訴統計が使用される。

不起訴統計のうち重要なものは起訴猶予統計である。起訴猶予とは、起訴することのできる犯罪事実が存在するにもかかわらず、刑事政策的見地から起訴しないことをいう。わが国ではこの制度が大幅に適用されているので犯罪現象の異時点間比較、諸外国との比較の際には、この事実を考慮しなければならない。

### c) 裁判統計

裁判については種々の統計が作成されているが、犯罪現象の考察のために重要なものは、有罪人員統計である。これは、現実の犯罪現象からはもっとも遠いが、法律上の犯罪現象としてはもっとも精度の高い統計である。通常は第一審有罪人員統計が使用される。ただし、人員統計であって件数の統計ではない。また前述の起訴猶予統計を考慮することが必要である。その他有罪者については職業、教育、犯罪原因等についての罪名別統計が作成されている。

上記の警察統計、検察統計および裁判統計のうち、犯罪現象の研究にとって重要な統計は犯罪発生、第一審有罪、起訴猶予の統計である。

以上の検察統計と裁判統計は、第2次大戦前は刑事統計年報（前身は刑事総計表）に掲載されていたが、大戦後、最高裁判所が新たに設置され、それに伴なって刑事統計作成システムは二つに分かれ、裁判事件関係は最高裁判所に、また、検察事件関係は法務庁=法務省によって担当されることとなった。その結果、「刑事統計年報」は「検察統計年報」と改題されて、法務省から刊行されている。また刑事裁判事件を掲載した統計年報は新たに最高裁判所から「司法統計年報（刑事編）」として刊行されることとなった。この詳細については後段の「刑事統計年報」の解説を参照されたい。

ここで犯罪統計の信頼性の問題について一言触れておこう。犯罪現象の研究者の間では、犯罪統計に現われた犯罪数と、実際に発生した犯罪数との開きを暗数（dark number）といっている。実際の犯罪現象

にもっとも近い統計は、警察統計における発生数であるが、この発生統計がもっとも暗数が高い。暗数は第1に犯罪の種類、時期、場所によって相違し、第2に警察の犯罪検挙力の強弱に関係がある。

第1の犯罪の種類についていえば、殺人、内乱罪、強盗のような、犯罪学でいう攻撃犯および利欲犯の一部は比較的統計によって把握されやすく、従って暗数が低い。ついで利欲犯のうち、詐欺、横領等の犯罪は統計的に把握されにくく暗数が高い。もっとも暗数の高いのは、姦淫、売春、窃盗、過失犯、等の犯罪学でいう困窮犯、衝動犯である。また武安は、アメリカのサザランド（Sutherland）の研究を引用して、とくに白カラー犯罪（white-collar criminality）について説明している。<sup>(2)</sup>白カラー犯罪とは、社会的地位の高い上流階級に属する人間が、その職業上犯す犯罪であり、背任、詐欺、贈収賄、等がこれに入る。これらの犯罪は当事者の政治的、経済的地位のためとか、有罪とするための充分な証拠を確保することが困難であるとか、犯罪が軽微であるとか、その他の理由によって起訴を免れることが多い。この種の犯罪はほとんどの職業について一般的であり、しかもますます拡大する傾向がある。

つぎに暗数を作用する第2の検挙力についていえば、警察の犯罪検挙力は時代により、また場所により強弱がある。この検挙力をしめす統計は犯罪検挙率（犯罪発生件数と検挙件数の対比）であり、大正15年以降作成されているが、これによると刑法犯の検挙率は昭和初期がもっとも高く、そのピークは昭和5年と9年であり、98%に達している。これに反して第2次大戦後のように、戦後の混乱期で警察力の弱い時期の検挙率は低く、例えば昭和22年では50%にまで低下している。

つぎに高橋正己に従って、以上の暗数発生の原因を列挙しておこう。<sup>(3)</sup>

高橋は犯罪増減の理由を実質的増減と形式的増減に分けるが、暗数に関するものは後者であり、これをつぎの四つに分ける。

## 1 法定刑の変化

一般の予想に反して法定刑の重化によって犯罪が減少し、逆もまた真であるという関係は認められない。この両者の関係は全く不規則である。むしろ法定刑の重化に伴なって有罪犯罪現象が増加する傾向さえ見られる。しかし、これは犯罪現象自体の実質的増加ではなく、その原因是犯罪行為に対する検察および裁判の厳格化と、刑罰に対する刑事政策的思想が変化したためである。

## 2 可罰行為形態の変化

これは犯罪の構成要件自体の変化と、起訴条件の変化に2大別される。富籠、文書偽造、贖職、略取誘拐、等の有罪犯人数が現刑法時代に入って、旧刑法時代よりも遙かに増加した理由は、刑法の改正によって犯罪構成要件が拡大されたためである。また起訴条件の変化が有罪犯罪数に増減をもたらす適切な例として、現刑法施行の直後に脅迫罪が激増した事実をあげることができる。その最大の理由は、旧刑法では脅迫罪を親告罪としたのに対して、現刑法ではこれを非親告罪としたためである。他の原因是、旧刑法では脅迫の手段を殺人、放火、暴行、傷害の4種の行為に限定したのに対して、現刑法ではこれを拡大して生命、身体のみならず、自由、名誉、財産、等の一切の法益に対する危害告知行為も犯罪としたためであり、これは第1の犯罪の構成要件自体の拡大である。

### 3 刑事思想＝刑罰觀あるいは犯罪觀の変化

明治31、2年以来、窃盗、詐欺、恐喝、等の有罪者数が激減した最大の理由は、これ等の犯罪に対してこれまできびしき反省があったためである。また、傷害罪の有罪者数が明治36年以来激減した理由は、裁判官の刑罰思想が、犯罪必罰主義から便宜主義に変っていったためである。

### 4 検挙力の強張

犯罪数の増減を左右する要因として、また検挙方針の緊張弛緩があげられる。例えば新しい刑法の施行された最初の数年間に有罪者数が著しく増加する理由は、新法を無効にしないために、とくに検察および裁判をきびしく行なうためである。この傾向は新たに刑法に規定された罪のばあいに著しい。例えば、旧刑法の偽証罪、脅迫罪、現刑法の贈収賄罪のように。また思想的対立の激化したときとか、戦争、等の非常時局のときには検察力が強化されること、昭和8、9年以降の状況がよくしめしているとおりである。

#### d) 行刑統計

新受刑者、在監者、累犯者、再入受刑者、等に関する統計が作成されている。新受刑者は、懲役、禁錮、拘留、死刑執行をうけるために年間新たに監獄に入所したものの統計であり、このうち禁錮以上の受刑者の統計は重犯罪者数をしめす意味で重要である。また戦後は戦前に比べて一般に刑の量定が軽くなったので注意が必要である。行刑統計は近接した時期について、犯罪現象の推移をみるために有用である。

これらの行刑統計が掲載されている明治前期の統計資料は、「監獄局年報」である。その後の詳細については、本書の「監獄局年報」の解題を参照されたい。

#### 2) 民事統計の種類

司法統計のうち民事統計は大きく二つに分かれる。第1は民事裁判、家事審判の統計であり、第2は登記、戸籍、供託、訟務、人権擁護、出入国管理の統計である。第1の民事裁判統計には、通常訴訟、行政訴訟、抗告、非訟、仮差押、強制執行、破産、和議、調停統計が含まれる。第2の種類の統計のうち、登記には不動産登記、商業登記が含まれる。戸籍統計は本籍数、本籍人口、出生、死亡、結婚、離婚、等の関係統計を含む。また訟務統計は、国が訴訟における当事者となった場合の争訟事件（民事、行政、税務）関係の統計である。

以上の民事統計のうち、民事裁判統計を収録する「司法統計年報」の沿革は、本書の後段にある「司法省民事統計年報」の解題を参照されたい。第2の種類の民事統計は、現在、法務省が作成している「民務人権統計年報」、「出入国管理統計年報」に収録されている。前者は、司法省によって刊行された「登記統計年報 第一回 明治二十年」にまでさかのぼることができる。その後変遷をへて昭和46年版までは「訟務人権統計年報」という書名で刊行されていたが、昭和47年版から戸籍、供託および人権擁護行政に関する統計などを加えたため、現在の書名に変更された。

民事統計については、現在の筆者の調査した範囲では、これを用いた法学者の研究文献は若干みることができたが、民事統計を直接対象とした研究はみることができなかった。今後の調査課題である。

#### 3) これまでの刑事統計をめぐる諸研究

以上のうち、明治前期に刊行された警察統計資料については「本書 上の3」で紹介したので、今回の補遺篇では検察統計と裁判統計を紹介するが、その前に、簡単にこれまでの司法統計をめぐる研究成果を展望したい。といっても実際は民事統計の研究はほとんど見当らなかったので、刑事統計の研究に限らざるを得なかった。(4)

刑事統計を犯罪現象の観察の資料としてもっとも早く注目した人物は、わが国における統計学の開拓者であった杉 亨二である。彼は「日本統計年鑑」の前身である「日本政表」を主題別に編集、刊行するなかで、明治9年から13年にかけて多くの刑事裁判、警察、監獄統計の作成を内務省に依頼している。しかし、政表課に報告された30点近い司法統計は、そのうちの一部が刊行されたのみで多くは未刊に終った。筆者は「本書 上の1」において「辛未政表」から「帝国統計年鑑」にいたるわが国の統計年鑑の誕生過程を追跡する段階で、これらの未完成に終った「日本政表」の系列に注目して、これをできるだけ詳細に調査してその系列を明らかにしようと試みた。その調査結果は、上記の「本書 上の1」に収録したので参照されたい。個々の政表については後段の刑事、民事、監獄諸統計の解説で改めて触れることにする。杉はこれらの政表の編集過程で政表の改良のため、明治9年、政表会議を主催して、その7月4日、10月17日、12月19日、10年2月6日、等の会議で司法統計の改良について審議している。明治前期の統計資料の発掘、解題を目的とする本書にとっては、わが国における最初の司法統計作成の過程をうかがえる、興味ある史料と思われる所以、その1部を(注)で紹介しておこう。(5)

杉について犯罪統計に関心をもった統計家は、太政官統計課長杉の下で日本政表の編集に従事し、その後わが国における官庁統計のベテランに成長していった相原重政、横山雅男、高橋二郎、呉 文聰、等であった。彼等は杉の設立した東京統計協会の機関誌「統計集誌」や、スタチスチツク社、後に統計学社の機関誌「スタチスチツク雑誌」、のちに「統計学雑誌」等に明治10年代から40年代にかけて犯罪統計に関する多くの統計表や論考を発表している。これらは大別して、1 政府公表統計の再録、政府統計を再編集して解題をつけた統計表、2 外国統計学者の犯罪統計論の翻訳、紹介、外国犯罪統計調査様式の紹介、3 犯罪現象の統計的観察、の3種類に分けられるであろう。(6)

この時期に彼らが犯罪統計に大きな関心をもった理由は、前述のように第1は、日本政表の作成過程で警察、裁判、行刑統計を編集したためであるが、第2にこの時期に輸入されたハウスホーファー(M. Haushofer)、ケトレー(L. A. J. Quetelet)、エッテンゲン(A. von Oettingen)、ブロック(M. Block)、等のドイツ、フランスの統計学者の書物のなかで展開された犯罪統計論の影響を強く受けたためであろう。(7)

これらの統計学者のうちで、とくに注目すべき学者はケトレーである。彼については杉の弟子のうち、フランス語にもっとも強かった高橋二郎が注目していたが、本格的研究は、明治期後半から大正期へかけて、京都大学の財部静治と東京大学の高野岩三郎によって展開された。(8)とくに高野は、ケトレーの影響を強く受けて、わが国の犯罪統計を使って犯罪現象の統計的研究を行なっている。(9)

以上は、統計家、統計学者による犯罪統計の研究であるが、他方、刑法学者による刑事統計を使用した犯罪現象の研究は、刑事学、刑事政策の研究が開始された明治30年代から40年代にかけて開始されている。

この分野における代表的研究として、牧野英一の「刑事学の新思潮と新刑法」<sup>(10)</sup>と泉二新熊の「刑事学研究」<sup>(11)</sup>をあげておこう。またこの時期に矯正事業の先覚者、谷田三郎の監獄統計の研究が発表されているのを見逃すことはできない。<sup>(12)</sup>

大正期に入ると犯罪現象の研究は、刑法学者のほかに心理学者、社会学者によって盛んに行なわれた。大正後期から昭和期にかけて、犯罪統計を使用した犯罪現象と経済現象の関係に関する研究が次第にさかんになるが、そのなかでは刑法学者、小野清一郎の「本邦犯罪現象の認識—犯罪学的研究」にまとめられた研究が代表的なものであろう。<sup>(13)</sup>

博士は、明治15年以降の有罪被告人員および犯罪率の各5年ごとと20年ごとの平均を算出、これを観察して全犯罪についてほぼ20年を周期として増減していることを発見した。また刑法犯は数量的に全犯罪の動きを支配していることから、刑法犯についても同様のサイクルを発見している。

つぎに犯罪被告人員の罪名別（殺人、強盗、窃盜、文書偽造、とばくの5種）統計およびその犯罪率統計（明治15年～昭和16年）を作成し、これを観察している、最後に博士は、昭和期の刑法犯有罪被告人の職業別、職業上の地位、犯罪原因別統計などを作成、これらの資料を観察して犯罪と経済的原因との間の密接な関係を指摘し、さらに犯罪現象を景気の循環によって説明し、「犯罪現象の周期的変動を、謂ゆる資本主義経済における景気変動によって説明することが可能であるようにおもわれる」、という仮説を提唱した。

博士は自身の研究方法を歴史学としての犯罪学とよんだが、その学説は、その後の犯罪現象の統計的研究に大きな影響を与えた。

大正から昭和期に入ると、統計家、統計学者による犯罪統計の研究は、岡崎文規を除いてほとんど発表されなくなったが、<sup>(14)</sup>その間に賀川豊彦による「日本道德統計要覧」が特異な位置をしめている。<sup>(15)</sup>

第2次大戦後の犯罪統計の研究は、前記の小野博士の「本邦犯罪現象の認識」からスタートする。博士を中心とする刑事学研究会の戦時戦後の犯罪現象の研究は、「本邦戦時戦後の犯罪現象」として発表されたが、<sup>(16)</sup>博士の方法を継承し、研究対象を明治以降まで拡大して、刑事学の立場から犯罪現象とその変動の原因を統計的に観察したものが、武安将光の「犯罪現象の研究」である。<sup>(17)</sup>この書物は、主として大正、昭和初期に時代を限定したが、付録統計表には、明治40年から昭和15年までの犯罪統計の時系列表が収録されている。

武安の研究と並んで刑事学の観点から犯罪現象を歴史的に観察し、犯罪原因論の統計的考察を試みた研究が高橋正己の「本邦犯罪現象の考察」である。<sup>(18)</sup>この書物は、刑事統計年報を使用してこれを再計算！明治15年以来の第一審有罪被告人員の時系列統計を作成、その信頼性を検討し、各種犯罪の累年増減の原因を考察したものである。

犯罪現象の明治にまでさかのぼった長期時系列統計を作成した研究としては、以上の武安、高橋の研究が代表的なものである。その他、犯罪統計を使用した犯罪現象の研究としては、刑法学者、社会学者、および最高裁判所、法務省の研究者によって多くの研究が発表されているが、ここではその代表的な例とし

て刑法学者、団藤重光、植松 正の研究をあげるにとどめる。<sup>(19)</sup>

つぎに、以上の研究とは別に、これまで発表された司法関係の累年統計書のうち、筆者の気づいたもののなかから重要と思われるもののいくつかを紹介しておこう。ただし「統計集誌」や、犯罪学の研究書、研究論文に収録された累年統計は今回は省略した。なお、このような累年統計書、歴史統計書はこれまでの本書ではすべて省略したが、この補遺篇でこれを掲載した理由は、本書の利用者にとって司法統計はほとんどなじみが少なく、その検索に困難があるだろうと考えたからである。

#### (1) 「民刑事件増減比較表」

この資料は編者も刊年もはっきり書いていないが、はじめの凡例に「民刑事件の統計に関しては本省年々編纂する所の統計年報ありと雖も未だ民刑事件歴年の増減を記載せし表紀なし」といっているので、司法省の編集によるものであることは明らかであり、また収録統計表の対象年次が明治18年まで収録されているから、刊年は19年かまたはそれ以降であることも明らかである。収録表数は民事8表、刑事7表、他に犯罪人員比較表の附録表が13表で計28表である。参考までにその表名のみをかかげておこう。

##### 民事

上告控訴始審行政訴訟及勧解総数比較表（9～18年）

上告結局件数比較表（9～18年）

控訴結局件数比較表（9～18年）

始審結局件数比較表（9～18年）

行政訴訟件数比較表（9～18年）

勧解結局件数比較表（9～18年）

始審金額価額比較表（17～18年）

身代限人員金額比較表（9～18年）

##### 刑事

刑事被告人比較表（9～18年）

死刑比較表（5～18年）

犯罪人員比較表（15～18年）

犯罪人員比較表附録表（15～18年）

このうち最後の附録表は、貨幣偽造の罪とか、官印を偽造する罪とかの犯罪種類別統計表13表を含む。これらの統計表のカバーする期間は、大部分が明治9年以降であるが、死刑比較表は明治5年からの数値をあげている。<sup>(20)</sup>

#### (2) 「内閣統計局編纂：維新以後帝国統計材料彙纂 第三輯 刑事被告人に関する統計材料 同局 大正2年」

司法省刑事統計年報（第8回から第33回）を資料として使用し、明治15年(1882)から明治40年(1907)まで、つまり旧刑法施行期における第一審裁判所の対席刑事被告人に関する統計を掲載したものである。

ただし違警罪と諸規則違反犯人を除外している。また原則として12才未満の被告人を除いてある。

(3)「法務総合研究所編：わが国における犯罪とその対策——犯罪白書—— 同所 1960」

巻末の附録統計表に昭和2年（1927）から34年（1959）の各種犯罪統計がある。

(4)「法務大臣官房司法法制調査部調査統計課編：検察統計 100年 法務省 1976」

これまでに刊行された検察関係の統計年報のなかから、特に検察にとって重要と思われる事項を抽出して、時系列に編成したものである。時系列区分を明治8年より明治14年と明治15年（旧刑法施行）より昭和49年に大別している。なお、前文で統計表利用者のために明治8年以降の刑事司法の変遷の概要が述べてあり有益である。

(5)「最高裁判所事務総局：明治以降裁判統計要覧 同局 1969」

裁判事件の新受、既済、未済件数・人員および既済事件の終局区別件数・人員を事件の種類別および裁判所別に時系列統計として観察できるように編集したものである。期間は原則として明治8年（1875）から昭和42年（1967）とし、原則として司法裁判所の取り扱う事件に限った。しかし、明治初期、府県裁判所の設置が実現せず、地方官が判事を兼任して取り扱った事件、および沖縄、小笠原諸島、伊豆七島、北海道の一部で行政官に委任された裁判事件は、参考のために該当表の附表として掲げてある。

## 2 司法制度の整備過程

明治前期における司法統計の整備情況は、明治8年および15年を画期として大きく前進している。わが国における最初の民事、刑事統計年報である「明治八年民事総計表」と「明治八年刑事総計表」は、明治8年を対象年として刊行された。また明治15年を対象年とする「司法省第八民事統計年報」、「司法省第八刑事統計年報」、「監獄局第四回年報」は、それぞれ前年より遙かに充実した統計表を収録するにいたった。われわれはその背景として、明治8年の大審院を頂点とする裁判所機構の整備と、明治15年の「刑法」、「治罪法」の施行をあげることができる。

先に述べたように司法統計の充実とその精度の向上は、司法制度の近代化の反映であるから、司法制度の近代化の画期となった明治8年と15年が、また司法統計の充実をもたらしたこととは当然であろう。

そこでわれわれは、今回収録した司法統計の理解に最小限度必要と考えられる司法制度の近代化の過程を、この第2節では、司法行政と裁判所構成の変遷に焦点をしづって、つぎの3期に分けて述べることにしたい。第1期は明治維新から明治7年まで、第2期は明治8年の大審院設立の年から14年まで、第3期は、「刑法」、「治罪法」の実施された明治15年から「裁判所構成法」の公布された明治23年までである。<sup>(21)</sup>

### 1) 第1期 明治元年（1868）～明治7年（1874）

富国強兵、殖産興業をスローガンとして、上からの近代国家への道を急速に進めつつあった明治政府の最大の課題のひとつは、旧幕府が先進諸国と締結した不平等条約の撤廃であった。上からの近代化を進めるためにも、またその障害となつた不平等条約の改正を諸外国と交渉するためにも、政府は先進諸国をモデルとした近代的な法体制の整備を強力に押し進めなければならなかつたのである。そのなかでも司法体

制の整備は、新政府の治安対策のためにももっとも緊急の課題であった。

明治2年6月の版籍奉還の直後、7月8日の「職員令」によって、これまで司法の中核行政機関であった刑法官に代って刑部省がおかれた。同省には逮部司と囚獄司がおかれたが、逮部司は司法警察を掌る部局である。明治4年、廃藩置県の直前の7月9日、刑部省に代って新たに司法省がおかれた。その結果、これまで刑部省および彈正台に分れていた断獄（刑事裁判）は同省に移管された。同年8月に東京府の聽訟（民事裁判）および断獄事務も同省に移管された。同年8月、事務分課が定められ、本省はつぎの5課制となった。断獄、断刑、申律、職贖、庶務。

同4年9月、これまで民部省、ついで大蔵省の所管であった聽訟事務が司法省に移管され、新たに同省に聽訟課がおかれた。同月、各種法律作成と司法官養成のために研究所並法律学校として明法寮が設置され、申律課は廃止された。この明法寮にはブスケ（G. Bousquet）や、ボアソナード（G. E. Boissonade）がお雇い外国人として勤務し、同省の各種法律原案作成および司法官の養成に大きな貢献を果したが、その後、明治8年、法律学校正則科と改称、17年文部省の直轄となり、さらに翌年東京大学へ合併している。

明治4年12月、同省内に先に引き継いだ東京府下の民事、刑事裁判を掌理する別局として東京裁判所が設けられた。これはわが国における最初の裁判所である。これ以前に地方に裁判所という名前の役所があったが、それは新政府が旧幕府の天領にとりあえず設置したものであり、裁判事務も執行したが本来は行政官庁である。このようにして民事、刑事の司法行政は司法省に統一され、中央における司法制度の近代化はようやくその一步を踏みだすことになった。しかし、地方においては明治2年3月9日の御沙汰で諸府県知事判事に対し「聽訟断獄之儀は当分旧慣に依り」とあるように、旧幕時代に民事刑事裁判権を諸藩がもっていた慣行は、そのまま府（東京府を除く）藩県へ引き継がれていた。明治4年7月の廃藩置県の後、地方行政機構は、同年10月の「府県官制」および11月の「県治職制」によって定められたが、それによると県庁内の分課は、租税、庶務、聽訟、出納の4課であり、そのうちの聽訟課が民事刑事裁判事務を担当したのであった。

明治5年4月、左院副議長江藤新平が司法卿に任せられた。彼はかねてから、わが国近代法体系の整備の急先鋒であったが、就任とともに司法権の行政権に対する独立を目指して、司法制度の近代化を急速に進めた。彼の司法改革は、同年8月3日に公布された、全文22章108条からなる「司法職務定制」となって結実したが、その第1章第2条に「司法省は全国法憲を司り各裁判所を統括す」と謳って、江藤の全国裁判権統一の思想を明白に宣言している。

この「定制」はまた、わが国における最初の裁判所構成法であった。まづ本省の構成は裁判所、検事局および明法寮からなっている（第3条）。裁判所については、司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府県裁判所および区裁判所の5種類が設置されることになった（第4条）。このうち臨時裁判所は国家の重大事件および裁判官の犯罪を審理する機関であり、それ以前の彈正台の後身である。この臨時裁判所は事件の都度、現地に判事を派遣して開廷することが多く、このばあい裁判所判事以外のものが判事になることもできた。明治7年の佐賀の乱平定の後、江藤新平は皮肉にも自身の作成した法規により、臨時裁

判所で権大判事河野敏鎌によって、現地で梶首刑により断罪されたのであった。

司法省裁判所は各裁判所の上位に位するもので、府県裁判所の裁判に服さず上告する者を審理し、また各府県の民事、刑事事件のうち決し難いものを断決する機関である。府県裁判所は府県におき、府県の名を冠して○○裁判所と名づけることとし、その長は判事のうちの1人がなり、司法卿の指揮下にあった。この権限は、刑事事件では流以下の刑を判決するのみで、死罪と疑獄は本省に伺い出て処分を受け、また、民事のうち重大な事件および他府県にわたるもので裁決の困難なものは本省に伺い出ることになっていた。各区裁判所は府県裁判所の指揮下に属し、その区内の民事については百両未満の事件、刑事については笞杖にとどまり、徒以上は判決権がなかった。この府県裁判所は現在の地方裁判所、区裁判所は現在の簡易裁判所の前身である。

このようにして「司法職務定制」によって、全国の各府県の裁判所機構が司法省の統轄下に入ることとなつた。その後、5年から9年にかけて全国各府県に裁判所と区裁判所が設置された。

つぎに、以上のような裁判所構成のもとで、司法裁判と司法行政を担当した裁判官と検事について述べておこう。「司法職務定制」では裁判官を判事と解部の2種に分けて、それぞれ大判事、権大判事、以下と大解部、権大解部、以下の6階級に分けた。解部というのは、江戸時代の判事である奉行に対して留役などに相当するものである。両者ともに刑事および民事裁判を担当した。

また検事制度については、「定制」によって司法省内に検事局が新設されたが、この検事の任務は「検事は裁判を求むるの権ありて裁判を為すの権」をもたずとされたが、これはまだ検事のみが公訴提起の独占権をもつということではなかった。

一方、「検事は法憲及人民の権利を保護し良を扶け悪を除き裁判の当否を監するの職とす」とされ、民事訴訟裁判の際に検事が出席しなければ、判事ひとりでは裁判ができないとされていた。また検事の重要な任務である犯人の逮捕については、「罪犯ありて蹤跡明白なる者及現行罪犯は検事より検部に命じ逮捕して状を具し判事に付す」、とあり、検事の下に検部および逮部をおいた。検部は犯罪の探索を掌り、逮部は犯罪人の逮捕を掌る。なお、この「定制」によれば、検事の職は罪訟事端発するにはじまって裁判処刑にとどまり、未発を警察せずとして検事の職務を司法警察に限定した。行政警察については、明治5年8月23日、東京府遷卒を司法省の管轄に移し、ついで28日、同省に警保寮を設けて全国の行政警察の中央官省とした。

明治6年11月、内務省の設置とともに翌7年1月、警保寮は内務省に移管された。これによって行政警察と司法警察ははっきり分離されたが、この改革は、先に司法卿江藤の命令によって明治5年9月ヨーロッパへ警察制度の視察に派遣され、6年9月帰朝した川路利良の建議によるものである。

同7年1月15日、東京警視庁が設置され、司法省管轄下の東京府行政警察事務は警視庁に移管された。同年2月の「東京警視庁職制章程並諸規則」は、わが国における最初の詳細な行政警察規則であるが、これによると、第1条に「警保の趣意たる人民の凶害を予防し世の安寧を保全するにあり之を行政警察の官となす」とあり、第2条に行政警察の職務を大別して、権利、健康、風俗、国事の4件とし、第4条に「行

行政警察力及ばずして法律に背く者あるとき其犯人を探索逮捕するを司法警察とす之を行政警察の官に於て行ふときは検事章程並司法警察規則を照すべし」とある。

この「検事章程並司法警察規則」は、以上の内務省における行政警察規則に対する司法省の司法警察規則を定めたものであって、その第10条に「司法警察は行政警察予防の力及ばずして法律に背く者あるときは其犯人を探索して之を逮捕するものとす」とあり、第11条に「司法警察の職務と行政警察の職務とは互に相牽連するを以て一人にて其二箇の職務を行ふ者ありと雖ども其本務に於ては判然区域ありとす」とある。

このようにして行政警察と司法警察ははっきりと区別され、検事局の検部および逮部は廃止され、これに代って司法警察官吏が設けられた。明治8年3月に、東京府を除く全府県に対して「行政警察規則」が定められ、4月から実施された。この規則の第1章第1条、第4条に定められた行政警察の概念と限界に関する規定は、先の「東京警視庁職制章程並諸規則」に定められたものと全く同じである。以上の司法警察と行政警察については、なお「本書 上の3」の「第10章 警察全国総括統計総説」でも触れたので参照されたい。(P. 351~355)

つぎに本省の職制について触れておこう。「定制」によって本省の省務は裁判所、検事局、明法寮、警保寮に分けられたのであるが、本省の事務は書史、受付、記録、出納の4課制であった。司法省裁判所の事務は聽訟課、断獄課の2課制であり、府県裁判所、区裁判所の分課は、聽訟、断獄、庶務、出納の4課制である。なお、警保寮については、先に述べたので省略する。

このようにしてこの「司法職務定制」によって、第1に中央司法行政事務が司法省に統一され、第2に地方において府県がこれまで掌握していた司法権がすべて司法省の裁判所の系統に統一されたことによって、司法省は裁判事務と検察事務と司法行政事務のすべてをその権限に収め、また明法寮の設置によって、現在の法制局に類似した法制の整備に関する事務と法学教育をも支配下におき、強大な権限をもつことになった。しかし他方において、裁判所を省務のひとつとしたのは司法と行政の混同であり、最高裁判所としての司法省裁判所の所長は「別に所長を置かず司法卿之を兼掌」することとなっており、また裁判官の身分の保障もなかったから、司法権の独立という観点からみれば、近代化はようやくその第一歩を踏み出したにすぎなかった。

また地方における裁判所も、すべての府県に設置されたのではなかった。江藤司法卿の提出した全国裁判所の整備を目的とした巨額の司法省予算は、当時財源に苦しんでいた大蔵大輔、井上馨によって大削減を受け、6年1月、江藤司法卿以下幹部は辞表を提出している。その後、大隈重信の調整によって司法省予算は復活したが、それでもすべての県に裁判所を一挙に設置することは不可能であった。裁判所を設置することのできない諸県では、県令または参事が判事を兼任したのである。

## 2) 第2期 明治8年(1875)～明治14年(1881)

明治8年2月、大久保利通、伊藤博文、木戸孝允、板垣退助、等が大阪で会談、政府側は、板垣を代表とする民権論者に妥協して、来るべき政治体制の改革について意見の一致をみた(大阪会議)。その結果、

同年4月14日に立憲政体を採用する詔書が発せられた。これによって左右両院が廃止され、正院が万議を統轄することとなり、新たに元老院、地方官会議を設けて立法部の上下両院にあて、大審院を設けて全国の最高裁判所とし、これまで司法卿のもっていた裁判権を大審院に属することにして、「審判の権」を確立することとなった。

明治8年5月の「大審院諸裁判所職制章程」によると、第1章に「大審院は民事刑事の上告を受け上等裁判所以下の審判の不法なる者を破毀して全国法憲の統一を主持するの所とす」とある。大審院の権限はつぎのとおりである。

- 1) 大審院は民事、刑事の上告を受けたばあい、上等裁判所以下の審判の不法なものを破棄して、これを原裁判所以外の裁判所に移して裁判を行わせるか、あるいは大審院みずから裁判を行なう。
- 2) 重大な国事事件、涉外事件をとり扱う。国事犯とは国家の政治的組織を侵害する犯罪をいい（これに対してその他の犯罪を常事犯という）、これに対する裁判は臨時裁判所を開廷して行なう。
- 3) 判事の犯罪（違警罪を除く）をとり扱う。
- 4) 上等裁判所から送付される死罪案を審閱し、批可して返送する。

大審院以下の下級裁判所は、上等裁判所、府県裁判所である。上等裁判所は前述の司法省裁判所の後身であり、今日の高等裁判所の前身である。8年5月、東京、大阪、福島、長崎の4ヶ所に設置された。福島上等裁判所は同年8月、仙台に移転して宮城上等裁判所となった。上等裁判所の権限はつぎのとおりである。

- 1) 府県裁判所の裁決に服さず、控訴するものを覆審する。
- 2) また各府県裁判所から送られている終身懲役案を審批する。
- 3) 管下の代言人、代書人の犯罪を裁決する。
- 4) 上等裁判所は巡回裁判を行ない、管内の府県裁判所へ判事を派遣して府県裁判所の権限外である死罪を判決した。この巡回裁判制は明治10年2月に廃止された。

府県裁判所は各府県に1ヶ所設けることとなっていたが、依然として財政上の理由で裁判所をおかず、県令、参事が判事を兼任する府県が多かった。府県裁判所は民事については輕重を問わず第一審として裁判することができたが、刑事については懲役以下の事件のみを審判することができた。また刑事については上等裁判所に控訴を許さず、直ちに大審院に上告をさせることとなっていた。終身懲役は擬律案を作成して、上等裁判所の決裁をとってから判決することとされ、また、死刑については巡回裁判をまつこととされた。

また各裁判所の規定とともに「判事職制通則」が定められ、これまでの判事および解部の制度を廢して判事（1等～7等）、判事補（1級～4級）の制度が定められた。判事という言葉はこれまで行政官に対しても使われていたが、これ以降、この言葉は裁判官の意味にのみ使用されるようになった。また8年5月以降、各地に府県裁判所の支庁が設けられたが、同年12月、「裁判所支庁仮規則」が定められ、支庁は民事については100円以下の事件、刑事については懲役30日以下の事件を裁判する権限が認められた。また金

額の多少にかかわらず、民事については勧解（和解の勧奨）がすすめられた。

以上のようにして8年の改正は、司法省と大審院を分離することによって司法権の行政権からの一応の独立を達成し、裁判所機構も整備されて、わが国における司法制度の近代化は大きな前進をみるにいたった。しかし、裁判権は完全に司法行政から独立したということはできない。何故ならば、司法卿が依然として裁判官の任免の権限を掌握しており、裁判官の身分は保障されていなかったからである。

またこの頃にいたっても、裁判所設置の経費節約のため、地方官が判事を兼ねている県が18県もあった。その結果、「故に県官判事を兼ね民刑訴訟を聴断し往々人民の疑惑を來し事務の障礙亦尠からず」（「司法省第二年報」P.14）という有様であった。

明治9年、10年の司法制度の改正は、このような事態を改善するためのものであった。9年9月13日の太政官布告第114号によって、府県裁判所は地方裁判所と改められた。この時点で全国の地方裁判所は23ヶ所であった。全国各府県がすべて地方裁判所をもつようになったのは明治44年である。ついで9月27日、司法省達第66号によって、地方裁判所管下に支庁および区裁判所をおくことが認められた。この支庁はこれまでの府県裁判所支庁と異なり、死罪または終身懲役の裁判について、大審院または上等裁判所の批可を乞う権限を除いては、すべて本庁と同一の裁判権をもつものである。これに伴なって先の「裁判所支庁仮規則」を改正、「区裁判所仮規則」とした。このようにして、これまで各府県に裁判所を設置できないばあい地方長官が裁判官を併任していたが、この改正によって、地方裁判所が2府県以上を管轄できることとなり、翌10年2月、「大審院諸裁判所職制章程」が改正されて、府県裁判所第1条の但書「別に裁判所を置かざるの条は地方官判事を兼任す」が削除され、行政官による裁判は全廃されることとなった。これによつて、これまで行政権に従属していた裁判機関の独立が、機構として一応完成したのであった。

このようにして、形式的には司法権は独立したのであるが、裁判権行使の実際面からすれば、司法卿をはじめ、政府高官の司法権に対する介入は、依然として続いた。第1に大審院以下の裁判官の任命権は、依然として司法卿が掌握しており、また10年2月、西南戦争がはじまるとき、同4月福岡に九州臨時裁判所を開いて有栖川宮征討総督直属の国事犯の裁判所とした。この裁判所は10月、西郷の死によって西南戦争が終ると、翌11年6月、司法卿の管轄下に入っている。このようにして司法制度の近代化は形式上は整備されたよう見えても、明治政府の高級官僚が政治的危機を認めたばあいには、常に行政権によって簡単に侵害されたのであった。このような事態は当時、自由民権派によって政府の專制として絶えず非難されつづけてきたのであった。

本省の事務機構は、明治8年の裁判所機構の整備に伴なって、根本的な改革が行なわれた。8年8月の「司法省總則並各課章程」によると、つぎのとおり5局22課制となつた。

第一局（受付、布告、指令、規則の4課）

第二局（履歴、職員、集法、〔諸表を兼ね〕、法学、翻訳、日誌〔書籍を兼ね〕の6課）

第三局（刑法、検務、監倉の3課）

第四局（民法、外務の2課）

第五局（出納，用度，官繕，調査，精算，職員，雜務の7課）

そのうち，統計表の編集担当課は，第二局の集法課である。

8年9月，第六局が新たにおかれ，第二局中の翻訳課がここに移された。

明治10年1月，省中分課が再び改正され，局に属せざる8課（内記，庶務，編纂，翻訳，照査，書籍，学校，会計）と議法局（刑法，民法，刑法編纂，民法編纂の4課），検事局の2局の構成となった。そのうち統計表編纂は，編纂課の担当である。

13年4月，議法局を廃し，新たに刑事局，民事局，議事局と職員課，表記課がおかれ，また翻訳課は編纂課と改称，学校課は生徒課と改称された。また翌5月，検事局および照査課が廃止された。

以上の改正のうち，司法統計史の上で注目すべき改正は，13年4月，表記課の新設である。表記とは，当時の用語で統計を意味する。

旧刑法実施直前の明治14年11月，本省の分課制は再び大きく改正され，これまでの局課制をすべて廃止，新たにつぎのように編成された。

上局 長，次官の省務を総理する局

下局

第一局～第九局

そのうち，統計は第五局の担当である。

### 3) 第3期 明治15年（1882）～明治23年（1890）

明治13年7月17日，太政官布告第37号によって公布された「治罪法」は，同日布告第36号で改定された「刑法」とともに，最初の近代的法典であって，この時期をもってわが国司法制度近代化の第3期がはじまったといえよう。

「治罪法」の編纂はすでに明治9年から司法省で開始されたが，中心になってこの法律の原案を作成したのは，「刑法」の原案作成者でもあったボアソナードであった。したがって，この法典は「刑法」と同様に，フランス治罪法をモデルとしたものである。「治罪法」は現在の「刑事訴訟法」の前身であり，刑事裁判の手続きを定めたものであるが，現在の「刑事訴訟法」と異なるのは，裁判所の構成と権限を明らかにしていることである。そこで，司法制度の変遷を明らかにしようとしている本節では，本来は後段の刑法の変遷の節で述べるべき「治罪法」について，便宜上ここで第二編 刑事裁判所の構成及び権限に重点をおいて述べることとする。

まず，同時に実施される「刑法」が犯罪を重罪，軽罪，違警罪の3種類に区別したのに対応して「治罪法」では，犯罪の種類によって裁判管轄を分けて，重罪は重罪裁判所，軽罪は軽罪裁判所，違警罪は違警罪裁判所の管轄とした。そして違警罪裁判所として治安裁判所を，また軽罪裁判所として始審裁判所をおくこととした。また控訴裁判所をおき，重罪裁判所は原則として3ヶ月ごとに，控訴裁判所または始審裁判所で開廷することとした。また最終裁判所として大審院をおき，さらに高等法院を設けて「旧刑法」に規定した皇室に対する罪，国事に関する罪，皇族の犯した重罪ならびに禁錮の刑にあたるべき軽罪，およ

び勅任官の犯した重罪を裁判することとした。

この「治罪法」の制定によって、これまでの裁判所の名称と管轄を改正する必要が生じ、明治14年10月6日、太政官布告第53号によって、これまでの上等裁判所を控訴裁判所、地方裁判所を始審裁判所、区裁判所を治安裁判所と改称し、支庁は廃止された。この実施は翌15年1月1日、「刑法」、「治罪法」の施行と同時に行われることとなった。なお以上の裁判所は、高等法院を除き民事事件を扱う裁判所である。「治罪法」は当時としては余りにも理想的な法典であり、また、ここに規定された裁判所の構成は極めて複雑であり、その実行は困難であった。そのうち、当面の問題である裁判所の構成のみについて、その実施の実態をみてみよう。

まずこれまで警察署の管轄であった違警罪を治安裁判所の管轄とし、地方裁判所への控訴、大審院への上告を認めたが、その後、14年9月20日、太政官布告第44号で「其裁判言渡に付ては總て上訴を許さず」として控訴上告を認めないこととなった。さらに同日付の太政官布告第48号で「当分三府五港の市区を除くの外府県警察署又は警察分署にて裁判可致候」、また同年12月28日、太政官布告第80号で三府五港についてもこの規定を適用することとし、結局、違警罪裁判はこれまでどおり警察署の管轄となった。また軽罪については、14年10月6日、太政官布告第54号で始審裁判所のとり扱う事件のうち、検察官が予審を要しないと認めたものは始審裁判所所在の地以外では、治安裁判所で裁判できることとした。

「治罪法」は上級裁判所に対する刑事控訴についてくわしい規定があったが、明治14年12月28日、太政官布告第74号で「治罪法中刑事の控訴に関する条件は当分の中実施」しないこととなった。また「治罪法」によると軽罪の管轄がこれ迄の区裁判所からひとつ上級の始審裁判所（これまでの地方裁判所）の管轄となり、しかも支庁も廃止したため、刑事事件に対する裁判所の数が相対的に過少となり、事件処理が困難となったので、16年1月10日、太政官布告第2号によって、再び各裁判所の位置及び管轄を改訂し、始審裁判所の支庁を復活した。また18年9月24日、太政官布告第31号によって「違警罪即決例」が制定され、これまで当分の間とされていた警察署による違警罪の裁判を恒久化した。このようにして裁判所の構成についての「治罪法」の規定は、結局、ほとんど実施されなかったといってよい。

以上の司法制度変遷の簡単な記述でも知られるように、維新以後わが国は、一方では上からの近代化＝資本主義化を促進するため、また他方、条約改正を各国に認めさせるために、先進国の近代法体系（この時期ではフランス近代法）をモデルとした近代的法体系の整備を急速に進めてきたのである。しかし司法制度近代化の支柱のひとつである司法権の独立は、法制上は一步一步確立したかのように見えるが、他方その実施面では自由民権運動の強化に直面した明治政府は、政治的危機を克服する方策として行政権の司法権に対する優位はくずさなかったのである。司法権の行政権からの独立は、明治18年の内閣制による行政機構近代化の一環として実施され、19年の「裁判所官制」による裁判所機構の改革を経て、23年2月に公布された「裁判所構成法」によってはじめて実現するのである。

最後に、この時期における本省の事務分課の改正について触れておこう。本省の事務分課は、14年末現在、上局、下局に分かれ下局は第一局より第九局に分かれていた。その後、各局間の事務分掌の小移動が

あり、15年6月、検事事務を主管する第十局が新設された。

17年7月、再び本省事務機構の大改正があって、これまでの各局を廃してつぎのように8局3課制となつた。書記、庶務（学務課）、民法、刑法、檢務、会計、記録（翻訳課、製表課）、議事の8局、そのうち、統計表編纂は記録局におかれた製表課の所管となつた（課長1人属官18人）。18年12月、太政官制から内閣制へ変り、これを機会に（19年1月）、これまでの局課を廃し新たに3局4課制に改正され、さらに翌2月、総務、民事、刑事、会計の4局制と改められた。統計表編纂は総務局の報告課の所管となつた。

### 3 刑法・訴訟法の整備過程

#### 1) 刑法

明治政府にとって条約改正のためには、民法、刑法、等の近代的法典の整備が急務であった。わが国における最初の近代的法典である「刑法」、「治罪法」が明治13年に成立、同15年から施行されたのは、新政府にとって国内の治安維持がとりあえず最優先の課題であったからである。この節では、本書に収録した司法統計の理解に必要と思われる限りで、明治初期の刑法典および訴訟法規の簡単な解説を試みておきたい。<sup>(2)</sup>

##### a) 旧刑法以前の刑法典

明治政府が最初に採用した暫定的な刑罰法規は明治元年10月に定められた「仮刑律」であった。これは公布されたものではなく、刑事裁判に際しての執務準則の一種であり、旧幕府時代の極刑を排除するという寛刑への努力は認められるが、その内容は旧幕府時代の法制と中国の明清律を参照した、律令的刑罰制度を主眼とするものであった。その刑罰体刑はつぎのとおりである。

笞刑（数1～100）、徒刑（1～3年）、流刑（近流、中流、遠流）、死刑。

死刑の種類も刃法、斬法の他、磔（はりつけ）、焚（火あぶり）、梶首（さらし首）が認められていた。ついで明治3年12月20日、刑部省によって「新律綱領」が公布され、これまでの「仮刑律」は廃止された。この「綱領」は、維新以降はじめて一般に公布された刑法であり、その点では「仮刑律」より一步前進したが、その内容は依然としてほとんど変らなかった。「綱領」の刑罰体系はつぎのようである。

笞刑（10, 20, 30, 40, 50, の5等）、杖刑（60, 70, 80, 90, 100の5等）、徒刑（1年、1年半、2年、2年半の4等）、流刑（1年、1年半、2年の3等）、死刑（絞、斬、兇悪犯人には梶示）。

このうち徒刑は各府県の徒場に入れ、労役につかせ、その賃銀のうち半分を官で預かり、刑期終了者に生業資金として与えるという制度であり、旧幕時代の人足寄場の性格を継いだものである。流刑は旧幕時代の遠島であり、当時はほとんど伊豆諸島であったが、「綱領」では北海道である。以上が正刑であり、一般平民に対して適用される刑罰であるが、士族（旧藩士）と卒（旧同心）に対しては別の刑罰体系があった。これが閑刑であり、謹慎、閉門、禁錮、辺戌、自裁の5種類に分かれていた。またこの本刑に対して士族から平民におとす除族の付加刑がある。そのうち謹慎、閉門、禁錮はいずれも自宅においてうける刑罰である。そのうち禁錮は7年6月、禁獄と改称された。この自宅禁獄の制度を廃して獄舎に収容するこ

とになったのは、明治11年4月である。また辺戌は北海道辺境の防備にあてさせるものであり、自裁とは切腹のことである。

この閏刑の制度は旧幕時代の法制を引き継いだものであって、封建的な身分差別観念がこの時代にもなお強固に残存していることを証明する。また、当時は士族と平民は未決拘禁の場所も法廷（白洲）も異なっていた。法廷上の身分差別が廃止されたのは明治5年である。

明治3年11月、北海道に収容する流刑囚が多くなったので、しばらく流刑を停止して徒刑に代えることになった。これを準流刑と云う。そこで「綱領」の流刑および辺戌は事実上適用されなかった。

この「新律綱領」制定以前の明治3年には、太政官に制度取調局がおかれて、江藤新平が局長となって、条約改正をめざしてわが国の法制を近代化する目的で、とりあえず急ピッチで外国法制の調査を開始している。この作業の一部として新刑法の草案の作成も準備されていた。

この間に、明治5年4月、太政官第113号「懲役法」が制定され、これまでの笞杖刑は懲役刑に代えられることとなった。懲役とは徒刑であるから、これによって刑罰体系は懲役と死刑をもって構成されたといつてよい。同年10月「監獄則」が制定され、徒場は監獄と云う名称に変更された。しかし、この時期には府県が監獄を直ちに建設して懲役法を実行することは困難であったので、懲役に代って笞杖刑も実施されていた。明治6年3月22日、司法省達第39号では、懲役を行ない難い地方は笞杖の実決苦しからずと達している。

新刑法は、明治6年4月、江藤の辞任直後の同年6月13日、太政官布告第206号によって「改定律例」と云う名称で公布され、7月から実施された。しかしこの「改定律例」は「新律綱領」に代るものではなく、その修正にすぎなかったから、実施面でも旧「新律綱領」は廃止されたのではなく、両者が並行して行なわれたのである。その内容も、依然として「綱領」と同様に、大宝律や明清律の影響の強い復古調のものであって、近代法制とはいえない。

この「改定律例」の刑罰体系はつきのとおりである。正刑については、これまでの笞、杖、徒、流の刑名がすべて懲役刑に変えられた（第1条）。ただし笞、杖刑に代って新たに棒鎖、呵責という刑が設けられた。また、新たに終身懲役刑を設けて、これまでの斬死刑の処置をやや緩和した。また死刑についても、明治4年にこれ迄あった鈴ヶ森刑場を廃し、刑場を小塚原1ヶ所に限ることとなり、6年2月には梶首も廃止された。ただし、斬は旧刑法の施行まで存続した。また士族の特権のひとつであった閏刑は謹慎、閉門、辺戌、自裁を廃して、一室内に鎖錠する禁錠のみとし、これに除族刑を付加した。なお明治7年6月24日、太政官布告第69号で禁錠は禁獄と改称された。またこの閏刑は、官吏とその家族にまで適用された（第23、24、25条）。これは5年8月29日、太政官布達第244号で、官吏犯私罪については「一体に閏刑に処す」と規定したことの法的追認である。この点ではむしろ身分制度の拡大といつてもよいであろう。

また笞、杖のかわりに謹慎、閉門に処するのは日用事紛にさしつかえるという理由で、明治4年および5年の太政官布告によって、官吏は一定の金額を支払って刑を免かれることができるようになった。これが贖罪である。「改定律令」はこの布告を大体受けついで、官吏が懲役100日以下の罪を犯したばあいに

は、勅任、奏任、判任の別によって一定の金額で贖うことができると規定している。贖罪は「新律綱領」以来、一般平民についても認められていたが、それは罪のとくに軽いばかりのものであったから、この点でも官吏は平民と異なる特権を与えられていたということができる。

またこの頃、単行の刑罰法規が数多く出されているが、そのうちで、後段との関係で「違式詫違条令」と「讒謗律」について少し触れておこう。前者は、現在の軽犯罪にあたる罪を罰する規定であって、明治5年11月、東京府に、また明治6年に地方に公布された。この条例は、違式の罪目、詫違の罪目を列挙し、これに該当するものについて、違式については75匁以上1円50匁以下、詫違については6匁2厘5毛以上・12匁5厘以下の贖金を追徴すると規定した。ただし、無資力の者は相当の笞刑（後に懲役）、拘留に処することとした。この違式、詫違の罪目については、地方によって若干異っていた。なお、この条例による判決は警察官が担当した。

「讒謗律」は明治8年6月28日、太政官布告第110号によって制定された。まづ事実の有無を論ぜず人の栄誉を害する行事を摘発公布することを讒毀、人の行事を誉めずに悪名を人に加え公布することを誹謗とし、著作文書または画図肖像を用い展観し、発売または貼示して人を讒毀しもしくは誹謗した者は、つぎの条例によって罪を示すとし、天皇に対して犯した者、皇族に対し犯した者、官吏の職務に関して讒毀誹謗する者、華士族・平民に対し讒毀誹謗した者の4種類に分けて罰則を定めている。この「讒謗律」は同日制定された「新聞紙条例」とともに当時の自由民権運動を弾圧する目的で制定されたものである。

#### b) 旧刑法

明治6年、江藤に代って大木喬任が司法卿に就任すると、省内に民法編纂課とともに刑法編纂課をおいて、同省のお雇い外国人、ボアソナードに刑法および刑事訴訟法の草案の起草を命じた。刑法の草案は明治10年に完成したが、その後曲折ののち、種々の修正をへて明治13年7月13日、太政官布告第36号によって「刑法」という名称で公布され、実施は同月の太政官第37号で公布された刑事訴訟法である「治罪法」とともに、15年1月1日と定められた。これが旧「刑法」であり、明治40年に現行の刑法が制定されるまで、適用されることとなった。旧「刑法」はフランスのナポレオン刑法典をモデルとしたもので第2条に「法律に正条なき者は何等の所為と雖ども之を罪することを得ず」と規定して、罪刑法定主義をはじめて確立したわが国における最初の近代的刑法典である。

この旧「刑法」は第1編 総則、第2編 公益に関する重罪、軽罪、第3編 身体財産に対する重罪、軽罪、第4編 違警罪の4編430条からなっている。ここでは、統計表の解説に必要な限りで簡単にその内容を紹介しておこう。

- 1) 第1条で罰すべき罪の種類を重罪、軽罪、違警罪の3種類としている。
- 2) 第2章「刑例」の第1節は刑名であり、その第6条に主刑と附加刑の2種類を定める。重罪の主刑は死刑、無期徒刑、有期徒刑（12年以上15年以下）、無期、流刑、有期流刑（12年以上15年以下）、重懲役（9年以上11年以下）、軽懲役（6年以上8年以下）、重禁獄（6年以上8年以下）、軽禁獄（6年以上8年以下）である。軽罪の主刑は重禁錮（11日以上5年以下）、軽禁錮（11日以上5年以下）、罰金、違警罪の主刑

は拘留、科料としている。附加刑は剥奪公権、停止公権、禁治産、監視、罰金、没収である。死刑は絞首の1種類とされた。以上のうち徒刑は島地に発遣し定役に服させる。流刑は国事犯のみに適用され、島地に発遣し定役に服させない。懲役は内地の懲役場に入れ定役に服せる。禁獄は内地の獄に入れ定役に服させない。禁錮は禁錮場に入れ定役に服せる。罰金は2円以上で無資産者は軽禁錮に代えることができる。附加刑は剥奪公権、停止公権、禁治産および監視である。

3) 仮出獄の制度を新設し、有期刑はその刑期の4分の3、無期刑は15年を経過した者について行政処分によって仮出獄を認めた。

4) 不論罪（罪の不成立）として強制、緊急避難、命令行為によるものその他、犯意なき行為、犯罪事実の認識なくして犯罪を犯した者、等も罪を問わないとした。

5) その他、自首輕減、酌量減輕、再犯加免、併合罪、数人共犯、未遂犯罪、等に関する規定を体系化した。

6) 第2編から第4編では犯罪類型を公益に関する重罪・軽罪、身体財産に対する重罪・軽罪および違警罪の3種類に分け、これをさらに詳細に分類した。

7) 公益に関する罪のうちに皇室に対する罪がはじめて設けられた。また兇徒聚衆の罪（第136～138条）を設けたが、これはボアソナードの草案にはなかったものである。また国事に関する罪（121～127条）は死刑とされた。

これらの規定は、明治13年に制定された「集会条例」とともに、自由民権運動の弾圧を予想して作成されたものである。その最初の適用が明治17年の福島事件であった。

また第4編違警罪は、これまでの違式詐違罪を踏襲したものであって、第425条から第429条までにこまかく規定された。第430条に「前数条に記載するの外各地方の便宜により定むる所の違警罪を犯したる者は其罰則に従て処断す」とあり、さらに明治14年9月20日、太政官布告第44号で「違警罪の審判に関する一切の手続は治罪法に従うべしと雖も実際已むを得ざる場合に於ては当分の間便宜取計らい其裁判言渡に付ては總て上訴を許さず此旨布告候事」とされ、さらに同布告第48号で「刑法治罪法中違警罪裁判の儀は当分三府五港の市区を除くの外府県警察署又は警察分署にて裁判可致候此旨布告候事」とされたから、この点でも司法権は行政権によって侵害されていた。しかも明治19年9月24日、太政官布告第31号の「違警罪既決例」によって、当分の間も外され、恒久化されたのであった。

## 2) 訴訟法

### a) 民事訴訟法 (2)

わが国における最初の民事訴訟法典は、明治23年に公布され、翌24年から施行された「民事訴訟法」である。それ以前の民事訴訟手続きは、個々の部分的な立法と、それを補充する府県からの伺や、これに対する指令、等によって運営されていたのであった。もっとも早い法令は、明治4年の廢藩置県以前に制定された、「府藩県訴訟准判規程」である。これは府藩県にまたがる民事訴訟の通則を定めたものであるが、府藩県内の民事訴訟の通則をも含んでいる。当時の民事裁判（聴訟）の所管は民部省であったが、民部省

の廃止後は大蔵省へ引き継がれ、4年9月さらに司法省へ移管された。

明治5年8月に制定された「司法職務定制」によって全国の裁判所の体制が整備されたが、同「定制」は、その「司法省裁判所処務順序」のなかの（第92条）聽訟順序で民事訴訟の手続を定めている。それによると訴訟の担当は聽訟課があたり、目安糺、初席、落著の3段階の手続きに分かれる。目安糺というのは、旧幕時代の訴訟手続きの一種である出入筋における手続きを引き継いだものであって、原告の訴えがあると、被告人から答弁をきく前にまづ判事、解部、検事が原告の訴えの内容を吟味してその訴訟を受理するかどうかを決定する制度である。初席というのは原告と被告の対決審問のことであり、落著とは判決の言い渡しか和解による一件の終了をいう。なおこの初席の前にも「和談を乞う者は意に任し」として和解に触れているが、この点については後に述べる。

以上の司法省裁判所の民事訴訟に関する手続きは、府県裁判所および区裁判所でも適用された。ついで明治6年に制定された「訴答文例」は、民事訴訟の訴状と答書のくわしい書式を定めたものであるが、将来の民事訴訟手続きの統一を予想して作成されたものであった。

明治8年6月の「裁判事務心得」は、民事刑事の裁判の原則を定めたものであるが、その第1条に「各裁判所は民事刑事共法律に従ひ遅滞なく裁判すべし……」とあり、また第3条に「民事の裁判に成文の法律なきものは習慣に依り習慣なきものは条理を推考して裁判すべし」とある。

つぎに民事の上訴制度について述べておこう。明治7年5月、「民事控訴略則」が定められ、府県裁判所または裁判所のない県庁の裁判に服さない者は、司法省裁判所に控訴することができ、司法省裁判所が第一審のばあいは、臨時裁判所に控訴できると定めた。ただし、この「略則」に「刑事の外」とあるように刑事についての控訴は認められていない。

翌明治8年、司法制度の改革によって大審院、上等裁判所が設けられると、5月に「控訴上告手続」が定められた。その第1章 控訴の事の第1条に「凡そ裁判所の初審に服せず再び上等裁判所に訴へ覆審を求むる者之を控訴と云」とあり、また第2条に「控訴は民事に止まり刑事に及ばず」とある。また第2章 上告総則の第9条に「大審院に向て取消を求むる者之を上告と云ふ」とあり、上告は刑事（違警罪と死罪を除く）についても認められた。この「控訴上告手続」は、明治10年2月の「大審院諸裁判所職制章程」の改正のときに、同章程のなかに若干変更されてとり入れられた。

以上のようにして民事訴訟手続きは、個々の法令により運営されていたが、統一法典の準備も同時に進められていた。明治17年には、ドイツ人テッヒョー（R. R. H. Techow）による草案が完成しているが、曲折を経て結局、わが国における最初の「民事訴訟法」が公布されたのは明治23年である。

ここでこの時期に特徴的な勧解制度について述べておこう。<sup>(24)</sup>

旧幕時代の紛争は、その当事者の所属する協同体の庄屋、組頭、等の仲裁によって内々で済ませるように奨励されていた。これが内済の原則である。このような旧慣は維新後も急に廃止することはできなかった。明治3年の「府藩県交渉准判規程」では、訴状に村役人の奥印がなければならなかった。また5年の「司法職務定制」では、訴訟のとき原告被告ともに町村役人の付添いが必要であり、「裁判言渡しの上は又

双方村町役人に命じ其方を尽さしむ」となっている。つまりできるだけ和解へもってゆくように町村役人の圧力がかかったのであって、これは紛争の裁判による解決よりも、紛争の抑圧であった。

この付添の規定は、明治8年の「裁判支庁仮規則」ではじめてとり除かれた。ところが同じ年の9月の「東京裁判所支庁管轄区分並取扱規則」の第6章に「凡民事に係る詞訟は金額の多少軽重にかかはらず詞訟人の請願に任せ支庁に於て勧解すべし」とある。この勧解とは和解の勧奨のことであり、付添人制度が消えると同時に、裁判官による和解の勧奨がこれに代ったのである。同趣旨の規定は、明治8年の「裁判支庁仮規則」にも、また翌年9月の「裁判所仮規則」にもあり、勧解制は全国的に奨励されることとなつた。

明治14年、「刑法」の実施に備えて裁判所構成が控訴裁判所、始審裁判所、治安裁判所と変った。このときに治安裁判所が訴訟事件の勧解の権限をもつと定められたが、これは訴訟人は必ずしも勧解を受けなければならないという、勧解前置主義の規定である。

この勧解に関する手続きは明治17年の「勧解略則」によってくわしく定められた。これによると治安裁判所に判事補2名の勧解掛をおいて民事訴訟を勧解させ、必要のばあいは治安裁判所長、他の判事、判事補、出仕も勧解掛をつとめることができる。出仕というのは住民中相当の資産ある土地の有力者であり、これによっても、勧解が紛争の解決でなく、紛争の抑圧を目的としたことは明らかである。<sup>(25)</sup> この勧解制度の確立してきた背景としては、明治10年代の経済的危機を背景とした農民一揆、士族の反乱、自由民権運動の興隆があった。勧解制度は、このような政治的危機を克服するために政府のとった訴訟政策である。<sup>(26)</sup>

最後に代言人について簡単にふれておこう。代言人の制度は、明治5年の「司法職務定制」ではじめて定められた。第10章の証書人、代書人、代言人の職制が現在の公証人、司法書士、弁護士という職業の起源である。しかし、当時の代言人のほとんどが法律の知識もない口舌の徒であり、裁判所における待遇もひどかった。

ついで明治9年2月、「代言人規則」が制定された。これは悪質な代言人が多かったため、これまでの届出制を免許制に改めたものであった。なお代言人は、民事裁判にのみ認められており、刑事裁判における代言人は、「治罪法」の施行により、明治15年からはじめて認められたのである。

#### b) 刑事訴訟法<sup>(27)</sup>

維新直後の刑事裁判手続きは、旧幕時代の奉行所で行なわれていた刑事手続きである吟味筋の方式を受け継いでいた。明治3年5月に刑部省の定めた「獄庭規則」は、新政府による最初の刑事訴訟法であるが、ほとんどこの吟味筋の方式を法制化したものである。

明治5年の「司法職務定制」は、刑事訴訟手続きについても、これまでの吟味筋の方式から一段階を画するものであった。刑事手続きの規定は、第93条の断獄順序に定められているが、これによると手続きそのものは、初席、未決中、口書読聞せ、および落著の4段階に分けられており、なお旧制をそれ程改めていない。初席は被疑者から調書をとるまでの段階で検部および検事の担当であり、検事から具状調書が判

事に提出される。未決中とは、犯罪の輕重に応じて未決の被疑者を監倉か囚獄に送り、順次呼び出して訊問することであり、判事および解部の担当である。口書読聞せとは、被疑者に犯状明白口書を読み聞せ犯罪事實を確認することである。最後に判事は、律文にもとづいて刑名を擬定し、これを犯罪人に言い渡して囚獄に送る。

ここで注目すべきことは、「定制」によって検事がはじめておかれ、「罪犯ありて蹤跡明白なる者及現行犯は検事より検部に命じ逮捕して状を具し判事に付す」とあるように、裁判官が職権によって犯罪を訴追するこれまでの糺問訴訟主義から、國家の機関による国家訴追主義へ移行する道が開かれたことである。しかし、この制度が完全に確立するためには、明治15年の「治罪法」の実施をまたなければならなかった。

明治5年11月、司法省は罪案書式を定め、翌6年これを「罪案書式並凡例」として改訂した。さらに同年、「裁判所断獄例則」を公布した。この「例則」は、明治15年、「治罪法」が実施されるまで、刑事裁判手続きの基本法になったものである。

明治8年5月の「判事職制通則」によって、重罪および犯情の複雑なものについては、検事の請求により下調べをすることとなった。この起訴前予審の制度は、翌9年4月に「糺問判事職務仮規則」と「司法警察仮規則」によってさらに整備された。

明治13年、わが国における最初の近代的刑事訴訟法である「治罪法」が公布され、15年1月から施行されることとなった。この「治罪法」の特色は、刑事裁判の手続法であると同時に、第2編に裁判所の構成と権限に関する規定を含んでいることであるが、裁判所の構成についてはすでに述べたので、ここでは刑事訴訟に関する規定を紹介する。全体は6編に分かれるが、第1編の総則は、公訴および犯罪付帯の私訴に関する規定である。公訴は犯罪を証明し、刑を適用することを目的とするもので検察官が担当する。公訴権の消滅に関する規定のうち、期満免除による消滅はわが国における最初の、犯罪の時効による消滅を認めたもので、違警罪が6ヶ月、軽罪が3年、重罪が10年である。

第2編は省略する。第3編は犯罪の捜査、起訴および予審に関する規定である。予審はこれまでの起訴前予審と異なり、起訴後の予審とした。予審判事は被告人の召喚、勾引、勾留、収監、訊問、家宅捜査、証拠物件の差押え、等の権限をもつ。取調べが終ると予審判事は、犯罪の証拠不充分その他の理由により無罪のばあいは免訴放免、有罪のばあいは事件を各種裁判所へ移すことを言い渡す。この段階は裁判ではないから予審判事は裁判官でなく捜査機関であるが、強い強制力をもっていたから、なお、糺問主義の名残をとどめていた。

第4編の公判では、まず裁判の公正を保証するための不可欠の条件であり、司法制度の近代化のマイルストーンである、裁判の公開に関する規定が設けられたことが重要である。また公判では、被告人は弁護人を頼むことができる。その他公判手続について詳細な規定がある。第5編は大審院の職務、第6編は裁判の執行、復権および特赦に関する規定である。

この「治罪法」によって、証拠法の改革、拷問の禁止、国家訴追主義、不告不理の原則の確率、などがはじめて体系的、包括的に規定された。

#### 4 行刑制度の変遷 (2)

明治維新直後の囚獄行政の担当官省は刑法事務課、刑法事務局、刑法官とめまぐるしく変ったが、実情は府藩県が幕府時代の旧制によってそれぞれ独自に囚獄行政を施行していた。明治2年7月スタートした刑部省に、囚獄に関する中央行政機関としてはじめて囚獄司がおかれ、翌3年1月に東京府管轄の小伝馬町獄舎、石川島の人足寄場および浅草、品川の2ヶ所の溜を同司に移管した。同年2月、人足寄場を徒場と改めた。

刑部省時代の刑罰法規は、「仮刑律」および「新律綱領」であった。同「綱領」は徒刑（1年～3年）の制を定め、各府藩県に徒場を設けて徒役という労役を課し、その作業に対しては一定の報酬を給付した。その時点では、徒刑の細則も定められていなかったから、実施の内容は地方によって著しい差があったが、大体において旧幕府の人足寄場の慣習を継いだものが多かった。また徒場の施設のない地方では、笞、杖の刑罰も行なわれたのである。また、明治3年11月に「準流刑」が定められ、これまでの流刑人は、すべて徒刑場に収容することになった。その理由は、北海道への囚人の流配の実施が困難であったからである。これらの罪人は、普通徒刑人と区別しなければならないため、府藩県の徒刑場施設を急速に建設することになり、小藩は府県や大、中藩に合併したり、4、5藩で1徒刑場を設けるとか、応急策でこれに対処した。したがって、その設備がひどかったことは想像できる。明治4年2月、刑部省はとりあえず「徒場規則」を制定して全国に配布したが、同月、初代囚獄権上（事実上の長官）小原重哉らを監獄制度の改革のためイギリス領ホンコン、シンガポールの獄制の調査に派遣した。小原は備中松山藩の藩士出身であり、自らも幕末に藩の獄に入牢した経験をもっており、以前から獄政改革を刑部卿に建言していた。

明治4年7月、刑部省が司法省に変った。その翌月の8月、刑部省の囚獄司は廃止され、所轄の囚獄行政は東京府に戻された。その理由は、囚獄司の所轄の東京所在の徒場に収容されていた囚人は、ほとんど東京府の住人だけであったからである。したがってこの時点では、全国の囚獄事務の中央部局は消滅したのである。翌明治5年8月の「司法職務定制」は、わが国の最初の裁判所の組織に関する規定であるが、この第22章に裁判所内監倉規則がある。この監倉というのは未決監の収容所であって、各裁判所に設け、検事の監督下におくこととした。この監倉は明治9年2月に内務省へ移管された。

また府県の囚獄行政については、明治4年11月の「県治条例」によって、各府県の聽訟課の所管となっていたが、翌5年8月の「司法職務定制」によって裁判所および検事局がおかれた府県では、聽訟課が廃止され、囚獄事務は庶務課の管轄となった。明治4年8月、監獄制度視察をおえた小原ら一行が帰国した。この視察の成果を取り入れて小原の作成した調査報告書が3月、司法省に採用され、明治5年11月27日、太政官達第378号によって「監獄則并図式」が公布された。

緒言に「獄とは何ぞ、罪人を禁錮して之を懲戒せしむる所以なり。獄は人を仁愛する所以にして、人を残虐する者に非ず。人を懲戒する所以にして、人を痛苦する者に非ず…」とあるように、この「監獄則」は、小原の人道主義的行刑思想をもりこみ、自由刑思想を確立した、当時としては進歩的なものであった。

その特色はつぎのようである。

1. これまでの囚獄という語を不穏であるとし、監獄という名称に変えた。この名称は小原が古典から採用したものである。その建築構造は洋式とした。「監獄則」の図式による最初の洋式監獄は、明治7年に完成した鍛冶橋監倉である。

2. 独房制を採用した。
3. 未決者の監、已決者の監、女監、懲治監および病監の5種とした。懲治監に収容されるものは、1) 20才以下の刑余者（懲役満期の者）で改悛の情が乏しい者、2) 平民からの請願懲治者、これは親族による委託拘禁制である。3) 懲罪による軽罪囚、である。

4. 懲役刑を主体とした。

この懲役刑について簡単に説明しておこう。これは旧幕時代の人足寄場で実施されていた制度を引き継いだものである。作業を5段階に分け、5等から1等まで順次進級させて、最後の1等の期限がくれば放免する制度である。「監獄則」の第7条 懲役場に「罪已に決し懲役に服する者は各般の工業に因て役場を異にする」とあるように、懲役囚は木工、印刷、染工などの工種別に、役場（工場）で独立して作業することになっていた。作業による収入は当局が計算して、そのうち一部を日給として支給し、残金は放免の際に支給した。懲役囚のなかで技能のあるものは、殊芸人とよばれた。これは現在の技能受刑者にあたるものである。この階級は常囚の5階級とは別に、上、中、下級の3階級に分かれていた。

「監獄則」を文字どおり実施するためには、全国の監獄の建設費に龐大な経費が必要であり、司法省も「監獄則」を上呈する際の上奏文では、漸次実行する方針であるとした。しかし、その段階的実施方針も、当時財源不足に苦しんでいた大蔵省の反対によって、ほとんど潰されてしまった。このように「監獄則」は法としては否決されたが、司法省は、新たに監獄を建築しなくとも、できるだけ「監獄則」の精神にもとづいて囚獄行政を実施するよう、行政指導を行なっている。

明治6年2月、徒場は懲役場と改称された。同年11月、内務省が設立され、翌7年11月に司法省内監倉および全国の裁判所の監倉を除く、これまでの全国の未決、既決の両監を内務省が統轄することとなった。明治9年2月には、前期の司法省および裁判所の監倉の所轄も司法省から内務省に移管した。監獄行政が内務省の所轄となった理由は当時、全国の監獄において囚人脱走や監獄襲撃事件が頻発している有様であって、国内の政情が不安定であったためであり、全国の治安維持を保つことを目的として設立された、警察行政の中央官省である内務省が、監獄行政の専管官庁となつたのである。

内務省はこの監獄行政の運営を地方府県庁に委任したが、東京府の囚獄および懲役行政は、明治8年12月、警視庁へ移管した。警視庁はこれを機会に、翌9年1月、まづ人事を刷新し、後に監獄行政の近代化に大きな役割を果した権大警部小野田元熙をはじめ優秀な人材を配置して、旧幕時代の獄政を引き継いだ旧東京府の囚獄行政の大刷新を図った。翌明治10年には、石川島懲役場を東京警視監獄署と改称して、これを単なる囚獄・懲役場から警視庁獄政の本庁に昇格させ、その傘下に旧鍛冶橋監倉（明治3年開設、7年わが国最初の洋式監倉として新築）を第一支署、市谷監倉（明治8年完成）を第二支署とした。この石

川島監獄署は、その後警視庁に監獄本署が設置されるとともに分署となり、明治28年巣鴨に移転、さらに府中へ移転して現在の府中刑務所となった。また鍛冶橋支署はその後東京拘置所（巣鴨プリズン）を経て現在の小菅刑務所となり、市谷支署は豊多摩刑務所を経て中野刑務所となっているが、わが国における監獄行政の近代化の体制は、この明治10年代の警視監獄署時代に築かれたといってよい。<sup>(29)</sup>

内務省における所管部局は明治7年11月、はじめ庶務課でありその後、第二局、第一局と変遷したが、8年11月警保寮の所管となった。同寮は9年4月から警保局、10年1月から警視局となった。囚獄の専管部局である監獄局がおかれたのは12年7月である。明治10年の西南の役によって賊徒のうち、懲役以上の受刑者が2,700人以上と激増した。その結果内務省は、フランスの中央監獄の制度にならって集治監制度を設けることとなり、明治12年4月、東京府下小菅村と、宮城県小泉村に集治監を建設してこれを内務省の直轄とし、東京府以下、各県の懲役囚をここへ移した。集治監は14年8月に樺太集治監（北海道石狩国樺太郡）、15年6月に空知集治監、18年9月に釧路集治監が建てられた。

監獄の改良はその後も進められ、明治8年1月に「囚人賄料給与規則」が制定された。その後、明治10年の西南の役による国費の増加のため、明治13年11月、太政官布告第48号によって府県監獄費および府県監獄建築修繕費は地方税をもって支弁することとなり、この面から監獄の改良は困難となった。

明治13年、「刑法」、「治罪法」が公布され、15年1月1日から実施されることとなったが、これに対応して翌14年9月20日太政官達81号によって「監獄則」が制定され、両法の施行に合わせて15年1月1日から施行と定められた。これは明治5年の「監獄則」の大改訂であった。この改正は川路大警視に従って、欧米各国の監獄制度を調査した小野田元熙の意見にもとづくもので、フランス、ベルギーの制度を取り入れたものであるが起草者は小原であった。この改正「監獄則」は明治5年の「監獄則」を改訂してこれにこれまでの囚人関係の規則を合せたものであるが、小原の理念は大きく後退している。この第1条で監獄をつぎの6種類に定めた。

留置場 裁判所及び警察署に属するものにして未決者を一時留置するの所とす。但時宜に由り拘留の刑に処せられたる者を拘留することを得

監倉 未決者を拘禁するの所とす

懲治場 懲治人を懲治するの所とす

拘留場 拘留の刑に処せられたる者を拘留するの所とす

懲役場 懲役の刑及び禁錮の刑に処せられたる者を拘禁するの所とす

集治監 徒刑流刑及び禁獄の刑に処せられたる者を集治するの所とす。北海道に在る本監は徒刑流刑に処せられたる者を集治する

このように改正「監獄則」では、「刑法」の刑種に応じて囚人の拘禁場所を区別したが、府県の監獄の実情はこれを規則どおり実施することはできなかったのである。

つぎに第2条で「監獄は司法省管轄に属するものを除き内務省の管轄に属する」ことが定められ、また第3条で集治監は内務卿がこれを直轄し、上記の留置場以下懲役場までの監獄は警視総監または東京府を除

く府知事、県令がこれを管理することが定められた。これはすでに実施されていることを確認したものである。当時内務省において監獄行政に当った部局は、明治12年に設置された監獄局であった。明治17年、兵庫に仮留監が設置され、東京、宮城、三池の3集治監にも同様に仮留監が附設された。仮留監というの北海道の集治監に発遣する囚徒の一時拘禁所である。

## 5 司法統計行政の変遷

明治4年7月に設立された司法省は、翌5年4月、つぎの決議を太政官に提出した。

### 「司法省決議 五年四月日闕

戊辰の春刑官を西京に置れしより今日に至るまで或は刑法官を刑部省と改称し或は刑部を廃し司法省を設けられ其間事務錯乱して明亮ならず現今と雖ども各局に於て記載する所精粗或は均しからず他日大綱を掲んと欲して更に由る可き物なし依て自今庶務課中へ記録課を分置し戊辰以来の履歴及び将来各課に於て日記するものを合て編輯し以て他日の参覧に便ならしめんと欲す依て別紙記録雑形相添仰御評議候也」

これが記録に現れたもっとも早い司法省の統計行政担当の部局である。ついで5年8月に「司法省職務定制」が定められた。これによって、業務統計関係の条文を洗ってみるとつぎのようになる。まず、本省の記録関係の分課は、管理する簿書の書類によって書史、受付、記録、出納の4課制となった。そのうちの記録課の事務として「各府県裁判所より毎年正月及七月に具送する書類を丞及検事に就て稽失を勾検し畢て各員押印し之を編輯貯蔵す」とあり、先の5年4月の決議にあるように、この書類のなかに統計表が含まれていることはいうまでもない。各府県裁判所において行刑表を作成する責任者は、各所の検事である。第7章 検事章程の第30条に「各所検事は各所の行刑表を作り及び聽訟断獄各表を集め毎正月七月に正権大検事を経て本省に呈す」とある。

司法省裁判所の分課は聽訟課、断獄課の2課制であり、統計表のうち聽訟表は聽訟課、断獄表は断獄課で作成される。また府県裁判所の分課は聽訟、断獄、庶務、出納の4課制であり、聽訟表は聽訟課、断獄表は断獄課で作成され、検事に提出する。区裁判所も府県裁判所と同じ4課制であり、ここで作成された統計表は毎月府県裁判所へ提出される。

明治6年6月に「検事章程」が改正された。それによると、「各裁判所の検事は其行刑表を作り及聽訟断獄各表を集め毎正月七月に正権大検事を経て本省に呈す」と改められている。ついで明治7年1月、「検事職制章程」の改訂によって、行刑表作成の担当が検事局より判事の所轄に移管されたため、司法省達第3号によって、各裁判所および府県から申告していた行刑表、聽訟表、断獄表、聽訟日々表は今後、判事が諸表取調べ通知するよう通達があった。

明治8年4月に大審院が設置されたが、同年5月に定められた「大審院章程」によると、「上等裁判所章程」、「府県裁判所章程」には統計の規定はないが、8年8月の「司法省総則並各課章程」の第4には「毎年民事刑事の統計表を進奏する事」とあり、また「検事章程」の第5条には「各府県裁判所は毎月罪犯表

一未決囚勾留表一処決表一を作り本属上等裁判所の検事に具上し各上等裁判所の検事は各所の表を合して一大表となし総て三大表及び該上等裁判所の重罪処決表一を作り俱に毎季一部とし翌月中に司法卿に具上す」とあり、はじめて統計表の内容および調査系列に関するくわしい規定がみえる。

また、8年8月の改組後の本省の部局は5局22課の構成となり、そのうち統計作成の課は第二局の集法課の担当となった。先の「司法省總則並各課章程」によると、集法課は「諸布令の法章に渉る者を類纂刊行するを掌どり且つ諸司出す所の事歴表并に検事具上する所の各表各裁判所民刑处分届等各之を調査し其種に隨て之を編成するに任す」とある。この結果、統計表表式も大改正が加えられ、8年9月18日、司法省達第25号で8年分より新表式により、毎月の統計表を差出すよう、各府県裁判所および裁判所のない府県へ通達した。この統計調査機構は明治10年1月に改正され、新たに設けられた8課2局制の下では、統計の編集は編纂課の所管となった。この編纂課は12年12月廃止されたが、13年4月に表記課として独立した。この表記とは統計のことであり、この時点で、司法統計調査機構がほぼ確立したと考えられる。

明治13年7月、旧刑法および治罪法が制定され、15年から施行されることになった。本省はこれに対応して14年7月、大改正を行ない、これまでの3局7課制を廃して9局制と改めた。統計業務はそのうちの第五局の所管である。同年11月の「司法省各局分掌規定」によると、第五局は、「民刑事及本省所管の事に関する一切の表を調整し且報告書を輯集するを掌る」とある。

17年7月の改正では本省の分課は8局3課制と改められたが、そのうち統計は記録局製表課の担当であった。同月の「司法省各局処務規定」によると、記録局の事務を定めた第16条の製表課の項に、

- 「一 民事刑事統計年報其他表記に関する事
- 一 各局事務報告並其輯集に関する事」

とある。

明治18年2月、太政官制を廃止して内閣制がおかれた機会に、翌1月これまでの局課を廃して3局4課制となり、さらに2月、4局制となった。統計業務はそのうち総務局報告課の所管となった。19年5月27日に定められた「大臣官房各局処務規定」のうち、総務局処務規定の第一章 各課分掌に、

- 「第四条 報告課は左の事務を掌理す
- 一 統計報告の材料を採輯し統計報告を調整し大臣の査閲に供する事
- 一 官報掲載の事項を官報局に通報する事」

とあり、第5章 処務順序の報告課の部に統計作成に関する詳細な規定がある。また作成すべき統計表とその徴収期限については、同月同日（5月27日）の「報告課処務細則」に詳細がある。これらの規定は、これまでの統計調査に関する規定のうち、もっともくわしく述べられており、太政官時代最後の統計編纂業務の詳細がうかがえると思うので、参考までに全文を採録しておこう。

#### 「 報告課

第九十七条 報告課を六部に分ち民事統計部刑事統計部整理部裁判事務計表部処務報告部官報報告部とす

第九十八条 民事統計部は大審院諸裁判所等より提出する統計材料に依り民事統計表及び民事既決未決事件表を編成す

第九十九条 刑事統計部は大審院諸裁判所府県憲兵本部等より提出する定期報告統計材料及び本省各局課より蒐輯する材料に依り刑事統計表及び刑事既決未決事件表を編成す

第一百条 裁判事務統計表部は大審院諸裁判所より提出する材料に依り職員配当表事件調査表結果調査表を編成す

第一百一条 整理部は各表式の改正増補のことを調査し各表式に関する省令訓令又は各庁の質問に対する辨明案を草し諸表の結果に就き事実を考査し歴年を通覧して事件の増減を比較し其因由に付き説明の起案を草す

第一百二条 処務報告部は各局課より蒐輯する材料に依り処務報告書及び経費報告書を編成す

第一百三条 官報報告部は司報部内に関する官報掲載事項を蒐輯して定期若くは臨時之を官報局に通報す

第一百四条 大臣に呈出する報告書には通則に掲ぐるもの外左の一項を記載す可し

第一百五条 課長は課務整理の便を計り事務の繁閑に従ひ臨時各部員を通用することを得

第一百六条 製表技術生登用に関する規則は別に之を定む

第一百七条 統計材料徴収期限統計表報告書成功期限及び官報掲載事項は別に之を定む

第一百八条 部員は課長の指揮を受け定期若くは臨時に官報に掲載すべき事項を調査し之を官報局に通報する手続を為す可し但其報告は必ず正楷を以て定式の用紙に淨書し俗字略字を用ゆ可らず

第一百九条 官報報告材料中偶機密に涉る事項あるときは漏泄せざる様注意せざる可らず

第一百十条 部員は其主管する表式に変更増減を要すべき事由を発見したときは其意見を課長に開申すべし

又各官庁及び各局課より徴収する統計材料を調査し疎漏又は不明瞭若くは不合式なるものを発見したときは照会案を具し課長に提出して命を待つ

第一百十一条 部員は諸表及び報告の印刷手續及び其校合を為す可し」

なお、「報告課処務細則」の第5条の官報材料のうちの統計関係の報告は、「民刑事統計に関する報告」と「大審院東京控訴院始審裁判所治安裁判所の民事刑事並勧解毎月の件数」である。

## 注

(1) 武安将光：参考文献(96) P.46～50

(2) 武安将光：上掲書 P.42～43

(3) 高橋正己：参考文献：(88) P.169～174

(4) 刑事統計は、明治期は別として大正期以降は、刑法学者、刑事学者＝犯罪学者、社会学者、等によって犯罪現象の観察の資料とし使われている。したがって刑事統計の研究史は、刑事学の研究史の一部として紹介される。そのような意味の刑事統計の研究史を含む犯罪学の歴史については、とりあえずつぎの文献を参照、小川太郎：参

## 考文献（52）

(5) 政表會議については、「本書 上の1」(P. 121)に紹介した。その速記録は、「政表會議記録」として残されており、総理府統計局：参考文献（78）に全文収録されている。引用は、この書物によった。

明治9年7月4日 (P. 444 以下、発言者のうち、杉および政(政表課の略)は杉 亨二をさす。)

### 「比日議する所の条件

一人を殺して自殺し又無罪に帰する者の類不洩不重複様に取調の事

杉曰凡そ政表に取調ぶべき事物は遺漏なく又重複せざるを要す今人を殺せし者自殺せば処刑を受けざるを以て行刑表中人殺の部に載せず又父にして自ら其子を殺す等は無罪に帰するを以て皆人殺の人員中に算入せず故に唯行刑表のみにては人殺の実数を知ること能はず是を以て爾後此の如き類は各地警察官に於て篤く注意し遺漏なく又重複なきやうに取調ぶることを要す

会する者皆此議に同意せり独り警視の官員竹内正義独断を以て可否を答へ難し之を長官に告げて後に確答せんと云ふ」

10月17日 (P. 470)

「杉佐和に対して曰近來警視日夜表を新聞紙上に掲げ盜賊の数甚詳なり今之に加ふるに賊の生国、職業、年齢、宗旨、族籍、夫婦者か、独身者か、及び賊をなすの原因初犯再犯以上の区別の八ヶ条を以てせば大ひに國家の用をなさんとへば盜は夫婦者に少なく独身及び遊民に多く又某地に多く某地に少なきが如し此の如きは宗教を宣布して以て其土俗を一新せざる可からず又男女とも其悪念は同じといへども年齢に従ひ情欲変じ廿歳より卅歳までは多く賊を為し六十以上に至りては十七八のものと同じ此等の事を調査せば風儀と學術に裨益あること浅々ならず且つ父母子を教ふるの道を知るの一端ともならん請ふ貴方に於て此諸条を調べ以て新聞紙に掲げ之を偏く府県に示さんことを

佐和曰此等のこといまだ心を用ひざりき将来は論ずるなく今日よりも直ちに之を行ふことを得可し

杉曰從前本国何々と唱ふる者多く生国にあらざる者あり政表は實を尚ぶ故に今より一に其生国に就て之を詳査せば如何

岡谷曰盜賊の生国を調ぶるは必用の事なり人情は必らず山河の形ちに本く上州の如き嶮峰聳抜劍刃の如く万壑奔流箭の如きの国は其民自ら頑強にして乱を好み殺すを嗜み刃を執て人を刺すの事多し故に豆州を去りて函嶺以西京畿上方の如き山川平易にして山形円かに突兀ならざる国は人情自ら柔軟にして人を殺すに刃を以てせず毒を以てすること多し

杉曰次に自殺の事を議せん夫れ自殺は貧に因るか将た情欲に因るか或は火教人民の夫死して其妻火に投するが如く奉教に因るか日本人は古来有名な屠腹の俗なりしが近來は屠腹一変して水死となり再変して縊死となる蓋し其易きに従ひ苦み少なくして死するの方法を求むる者に似たり

佐和曰自殺易きを求むるの説名言々々本庁の調に拠れば夏は水に赴く冬は則甚少なし寒水投じて以て死するは又苦しみ多きが為めならん

杉曰自殺の源を探るに或は酒により或は色によるその源を見て之を塞ぐの道を講ずるは國家経済の大用なり若し夫れ酒によりて死する者果して多くんば官酒税を課して其額を重ふし以て酒を廃するの道を求めざる可からず中村佐和に問ふて曰今論ずる所の条は貴庁に於て調べ得可きか

佐和曰調べ得可し」

12月19日 (P. 533)

### 「一 行刑表名目の議

政 司法省行刑表中に呵責放免等を記載せり呵責放免は刑の部類に非るが如し憲法類篇にも呵責は刑名の定名に無之の旨を掲ぐ然るに今之を行刑表と名付くるは穢當ならざるに似たり

八年刑罰の表成らば題名を何と為さん昨年は処刑表と名付けしが未だ穢當ならざるが如し或は犯罪表と為さんか

司 司法省には行刑表と罪犯表との二あり罪犯表は罪を犯して自首し放免せらるゝ者迄を載せ行刑表は罪を犯して刑に行はれたる者を載す其性質自ら同じからざるなり

政 呵責は刑罰に非るに似たり如何

司 呵責は懲役一日に当る者にて旧幕府の時屹度叱置と云ふ者に本つく故に刑の一部分と謂べし除免減等無料の類も一旦罪ありて免されたる者なる故に行刑表中に載す但無構は推覆の上無罪に決したる者なれば之を載せず

政 然らば日本行刑表と題して可ならんか

可 可ならん」

明治10年2月6日 (P.536)

### 「一 変死調の議

政 警視局調の変死表は初め変死の仕方を明細に区別記載して体裁宜を得たり然るに此度の調は之を併せて唯変死とし一々其仕方を区別せず元来変死の仕方を詳かにするは國の風儀を觀るに於て緊要なり然るに此の如く混記するは甚不可なり

警 混記して差出す諸県ありて初めの如き明細なる箇条中に記入し難き者多きを以て已むことを得ず混記することに改めしなり凡て東京の調は綿密に成し得べきも諸県の調の疎なるは之を如何ともすること無し

政 変死は其土地の風習に因り又時世に隨て変更あるべし例へば昔は咽喉を突く者多かりしが漸次水に投し又首を縊る者多くなるが如し故に明細に区別せざる可からず

是に於て変死表は男女と年齢と其死したる仕方とを明細に区別記載することに決す」

なお、この政表會議に出席した司法省と警視庁の関係者をあげておこう。今後の司法、警察統計資料の調査の手掛りとなるからである。

司法省

増田 賛 (権少丞), 広瀬惟熙 (権少録), 決刃重正 (権中録), 進藤定興 (十五等出仕), 吉田信明 (十四等出仕), 矢代 操 (御用掛), 小林正義 (十五等出仕), 野口之布 (五等属),

警視庁

竹内正義 (九等出仕), 佐和 正 (権中警視), 阪部 寅 (七等出仕), 渡辺半藏 (九等出仕), 高橋易治 (十二等出仕) また杉の自叙伝 (参考文献, 79) にはつぎのような記事が見られる (P.74~75)

「又從前の刑法で、司法の犯罪を見ると、持兇器強盜、殺人等死刑の者が、千百何十人かあった、其年、刑法の改正があって、以前死刑に当たる者の内、終身懲役に処せらるゝことになった、そこで死刑が八百人になって、二百何人減じた、併し今度改正になった終身懲役の者を合すれば、矢張千百何十人と云ふ以前の数と同じであった、是れでも人の罪悪は刑法の左右するもので無いと云ふことが察せらるゝと思ふ。

又犯罪中に実父母を殺した者が一人ある年がある、又二人ある年もあった、養子で養父母を殺した者が四人か五人位あった、と思ふ、そこではれはどうであらうか、若し斯う云ふことが統ければ立法者の余程考へものであろうと思ふ、余の考へでは養子と云ふものは、善くないことになって来る、空に見て居ては何にもならぬ。」

- (6) 「統計集誌」、「スタチスチック雑誌」、「統計学雑誌」等に掲載されたすべての犯罪統計関係の統計表や諸論考をリストアップすることは別の機会としたい。ここでは重要と思われるその一部をあげておこう。
- 若宮銀次郎：参考文献（111），（112）。高橋二郎：参考文献（80）～（84）。相原重政：参考文献（1）～（3）。
- 石川惟安：参考文献（25）。田中太郎：参考文献（97）～（99）。呉文聰：参考文献（31）～（36）。河合利安：参考文献（28）。横山雅男：参考文献（114），（115）。今井武夫：参考文献（21）～（23）。
- (7) これらの外国人統計学者の書物については、「本書 上の1」(P.76～79) を参照されたい。
- (8) 財部静治：参考文献（93）
- (9) 高野岩三郎：参考文献（90）
- (10) 牧野英一：参考文献（40）。他に（38），（39）がある。
- (11) 泉二新熊：参考文献（70）
- (12) 谷田三郎：参考文献（100）～（102）
- (13) 小野清一郎：参考文献（64），それ以前に発表された小野の研究としては，（58）～（63）等がある。
- (14) 岡崎文規：参考文献（56），（57）
- (15) 賀川豊彦；安藤政吉：参考文献（27）
- (16) 法務大臣官房調査課：参考文献（15）
- (17) 武安将光：参考文献（96）
- (18) 高橋正己：参考文献（88），高橋の研究は，最高裁判所で作業を行なった，「量刑の変遷に関する統計」(参考文献，85) が基礎になっている。
- (19) 団藤重光：参考文献（4）～（10）。植松 正：参考文献（109），（110）。なお，最高裁による研究の例としては，参考文献（66），（67）の他，明治以降の裁判に関する歴史的統計である「明治以降裁判統計要覧」(参考文献，68) が貴重である。また法務省による研究の例としては，（16），（37）の他，検察関係の歴史的統計である「検察統計100年」(参考文献，14) が貴重である。
- (20) この時期の死刑統計は，これまで発表された資料が少ないので参考までに全数値をあげておこう。

合 計	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	明治五年	年	
五、 九五九	四〇七	二五二	一九六	一三六	三〇六	三〇五	二三八	二四六	一九四	三九一	四五二	七五〇	九七〇	一、一二六	全員	
四、 七七二	一四九	一一三	八四	七一	九六	二二五	一五四	一六九	一三五	三七八	四五二	七五〇	九七〇	一、一二六	死 刑	
一、 一八七	二五八	二三九	一一二	一五	二〇	一八〇	七四	七七	五九	三					死刑より減 軽	

つぎにこの統計表注の全文をあげておく。

「一 本表明治八年前は死刑決行の人員のみにして死刑より減輕せし人員詳ならず

一 同十五年以降は対審闕席を合す但闕席は死刑言渡の人員のみにして死刑より減輕せしもの詳ならざるを以て之を載せず」

ところで、明治初期の死刑数については、これまで信頼すべき統計数値がえられなかった。手塚 豊の「明治初年の死刑数」（参考文献 103. に所収）は、維新から 7 年までの死刑人員について第 1 次資料が欠陥しているとして、第 2 次的資料にもとづいてこの期間の空白を補填している。この手塚の死刑統計表に対して、「民刑事件増減比較表」の数値は、第 1 に司法省の作成した第 1 次資料であること、第 2 に注に明らかなように、死刑決行人員の数値であるという点で意味をもつと思われる。両者を比較してみると、明治 5 年については、手塚第一表（後出）の 1,128 人、1,125 人に対して「増減表」の数値は 1,126 人であり、6 年については、手塚第一表の 3 種の数値（960, 961, 946）の何れよりも高い 970 人である。7 年については手塚のあげた 3 種の数値のうちひとつの史料の数値と同じ 750 人である。そこで問題は、この「増減表」の作成に使われた資料である。まず明治 5 年の死刑人員を収録したもっとも早い第 1 次資料としては、6 年に刊行された「壬申政表」のなかに「明治五年司法省全国死刑人員」というつぎの統計表がある。

明治五年司法省  
全国死刑人員

総 計	自	絞	斬	梶	ズ当津旧
	裁	罪	罪	示	時県七
二	二	二	七	六	換裁尾
一	一	八	六	六	合判県
〇	一	〇	〇	九	中所廢
内	内	内	内	内	ニ設県
女	女	女	女	女	付置迄
一					記迄旧
三	四	七	二		載ノ木
					セ分更

また、総理府統計局図書館に、「明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聽訟ノ部 警保ノ部〔太政官〕正院第五科編 明治 9 年」と、「明治七年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 警察ノ部〔太政官〕調査局編 明治 12 年」という、それぞれ明治 6 年と 7 年を対象年とする「日本政表」の刊本が所蔵されており、これに死刑数の統計表がある。何れも前年の数値を比較のために掲載している。この 2 史料から明治 5 年～7 年の死刑数統計表を作成して、手塚の統計表と比較してみよう。統計表は次頁に掲げた。

「日本政表による死刑統計表」のうち、同一欄の右側は訂正前、左側は司法省より太政官へ訂正の報告があったものである。明治 5 年の 2 人の増加の内訳は、開拓使の処刑者である。なおこの数値と「壬申政表」の数値と比較すると、斬については 6 人増加、絞については 1 人増加となっている。これはその後の報告によるものであろう。梶の人員は 2 人減となっている。その理由は明らかでない。明治 6 年の斬 7 人の増加は敦賀県の暴動の処刑者 5 人と、開拓使による処刑者 2 人の合計であり、絞 2 の増加は敦賀県暴動処刑者 1 と、開拓使による処刑者 1 の計である。7 年の梶 2、斬 26、計 28 人の増加の内訳は、佐賀県、北條県の暴動の処刑者である。以上のように訂正後の数値は暴動事件の処刑者を含んでいる。

手塚第 1 表は当時の第 2 次的資料にもとづいて作成されたものであり、第 2 表は「明治史要附録概表 明治 9 年刊」の数値である。

日本政表による死刑統計表

男 女 計	自 裁	絞	斬	梶	種 別 男 女	年
一、 二、 五三	一	二七九	七六六	六七	男	明治
一、 二、 八六	一三	四	七	二	女	五年
九、 四四 九〇	二二九七	六九七〇	六九	三三	男	明治
九、 九六 〇	二	一	九	一	女	六年
七、 七九 七九	一	二四	六五〇四	一一	男	明治
七、 五三 〇	一三	三	一八	二	女	七年

手塚第1表

備考 参考とし て掲げた。 政表は暴動事件 (国事犯)を除いた数であるが、	七	六	五	四	三	二	元	年 資料
	細川	一〇八〇	四八〇	二三	細川	一、一二八	一、一二五	村岡
	九六〇	二四六	一〇八〇	四八〇	二三	一、一二八	一、一二五	村岡
								史要
	七五〇	九六一	一、一二五					政表
	七四八	九六一						
	七三二	九四六						

手塚第2表

備考 △印は死後刑名宣告数		絞	斬	梶	種 別 男 女	年
	計	二二七	六九〇	三三	男	六
九六一	一	一九	一	一	女	年
計	一	△五 一〇六五	三	男	七	
七四八	四	一六	一	一	女	年

上記の「日本政表」の統計数値と「増減表」の数値を比較すると、明治6年、7年は、暴動事件の処刑者を訂正したのち、970人、750人を採用している。5年については訂正前の1,126人を採用しているが、その理由は不明である。また手塚第1表に参考資料として、「日本政表」の数値が収録されているが、そのうち、6年の946人は訂正済みの970人から、大分、佐賀、北條、鳥取、名東、福岡、敦賀の各県の暴動による処刑者24人を引いた残である。手塚第2表に収録された6年の961人は訂正前の数値と一致するが、7年の748人は、訂正前の722人と一致せず、むしろ訂正後の750人に近い。その理由は不明である。

以上、今回の司法統計の調査作業の段階でたまたま、わが国における初期の裁判累年統計表に死刑累年統計表が収録されていたことから、少し脱線して初期の死刑統計表の数値を紹介した。この方面における専門家のため何らかの参考になれば幸である。なお、「日本政表」の編集事業については、「本書 上の1」の第4章(P. 93~125)で紹介したので参照されたい。

- (21) 明治前期における司法制度の変遷についてはつきの諸文献を参照した。団藤重光:参考文献(4)。石井良助:参考文献(24)。小早川欣吾:参考文献(30)。三ヶ月章:参考文献(42)。中村英郎:参考文献(45)。中村吉三郎:参考文献(47)。小田中聰樹:参考文献(50)。染野義信:参考文献(75), (76)。高柳真三:参考文献(94)。利谷信義:参考文献(105), (106)。また、「検察統計100年」(参考文献, 14)の巻頭にある明治8年以降の刑事司法の変遷の概要と、「明治以降裁判統計要覧」(参考文献, 68)のはじめにある裁判制度の変遷は、統計利用者のためにとくに書かれたものであり、何れも便利である。

- (22) 明治前期における刑法史については、つきの諸文献によった。平松義郎：参考文献（13）。石井良助：参考文献（24）。中村吉三郎：参考文献（46）。西原春夫：参考文献（49）。佐伯千仞；小林好信：参考文献（65）。手塚豊：参考文献（103）
- (23) 明治期の民事訴訟法についてはつきの諸文献によった。石井良助：参考文献（24）。染野義信：参考文献（77）
- (24) 勧解制度の性格については、江藤介泰：参考文献（11）。染野義信：参考文献（77）を参照。
- (25) 染野義信：参考文献（77） P. 497
- (26) 江藤介泰：参考文献（11） P. 358～361
- (27) 明治前期における刑事訴訟法については、とりあえず石井良助：参考文献（24）を参照した。
- (28) 明治前期における行刑制度については、主として平松義郎：参考文献（13）。刑事協会編：参考文献（29）。重松一義：参考文献（71），（72），（73）によった。
- (29) 重松一義：参考文献（72）

## 第1章 参考文献

- (1) 相原重政：一千八百七十二年魯國聖彼得堡万国統計公会決議ノ内ゲ、マイエル氏ノ草案ニ係ル刑事裁判統計調査方法書式抄訳「統計集誌」18号（明治16年1月）
- (2) 相原重政：累年犯罪者本籍別「統計集誌」38号（明治17年10月）
- (3) 相原重政：犯罪統計（ア、ウキルミングハウス氏著）「統計集誌」315号（明治40年6月）
- (4) 団藤重光：司法制度の確立「国家学会雑誌」58巻2号（昭和19年）（「刑法の近代的展開 弘文堂書房昭和23年」に再録）
- (5) 団藤重光：戦後の犯罪現象(1), (2)「法学協会雑誌」65巻2号, 4号（昭和22年）
- (6) 団藤重光：刑法の近代的展開 弘文堂書房 昭和23年
- (7) 団藤重光：戦時および戦後における犯罪現象「刑法の近代的展開 弘文堂書房 昭和23年」所収
- (8) 団藤重光：社会と犯罪——とくに資本主義との関係——「犯罪の研究(国家地方警察本部刑事部編)」11号（昭和23年）
- (9) 団藤重光：都市と犯罪「東京大学総合研究会編：日本の都市問題 東京大学出版会 昭和38年」所収
- (10) 団藤重光：東京都における犯罪現象（上），（下）「ジュリスト」391号，392号（昭和43年）
- (11) 江藤介泰：<sup>よしふゆ</sup>調停制度の機能と役割「野村平爾, 他：日本の裁判 戒能博士還暦記念論文集 日本評論社昭和43年」所収
- (12) 江藤介泰：明治初期の「弁護士」制度について「小山 昇：中島一郎編：兼子博士還暦記念 裁判法の諸問題 下 有斐閣 昭和45年」所収
- (13) 平松義郎：刑罰の歴史——日本（近代的自由刑の成立）——「莊子邦雄；大塚 仁；平松義郎編：刑罰の理論と現実 岩波書店 昭和47年」所収
- (14) 法務大臣官房司法法制調査部調査統計課編：検察統計100年 同省 昭和51年
- (15) 法務大臣官房調査課：本邦戦時戦後の犯罪現象（第一編） 同課 昭和29年（法務資料第331号）

「最高裁判所事務総局：本邦戦時戦後の犯罪現象（第一編）昭和29年（刑事裁判資料第92号）」は上記の資料の再録版である。

- (16) 法務省法務総合研究所編：わが国における犯罪とその対策——犯罪白書——昭和35年版 同所 昭和35年
- (17) 法務省法務総合研究所：犯罪と犯罪者処遇の100年(年表) 同所 昭和43年（研究部資料 第24集）
- (18) 細川亀市：日本近代法制史 有斐閣 昭和36年
- (19) 細谷新治：明治前期日本経済統計解題書誌——富国強兵編（上の1），（上の2），（上の3），（下）一橋大学経済研究所日本経済統計文献センター 昭和49年～53年
- (20) 池田実一：刑事統計の研究と犯罪の防遏「統計集誌」589号～591号（昭和5年）
- (21) 今井武夫：監獄ノ死亡「スタチスチック雑誌」14号（明治20年）
- (22) 今井武夫抄訳：変死（ハウスホーヘル氏スタチスチック書）「スタチスチック雑誌」19号（明治20年）
- (23) 今井武夫：監獄スタチスチック一斑「スタチスチック雑誌」48号（明治23年）
- (24) 石井良助：明治文化史 第2巻 法制編 洋々社 昭和29年
- (25) 石川惟安：刑事統計ニ就テ「統計集誌」218号（明治32年）
- (26) 伊藤祐穀：民事及刑事裁判（比例ハ明治二十年ニ對スルモノ）「統計集誌」227号（明治33年）
- (27) 賀川豊彦；安藤政吉：日本道徳統計要覧 改造社 昭和9年
- (28) 河合利安：教育と犯罪「スタチスチック雑誌」26号（明治21年）
- (29) 刑務協会編：日本近世行刑史稿 下巻 刑務協会 昭和18年 復刻版 矯正協会 昭和49年
- (30) 小早川欣吾：明治法制史論 公法之部 下巻 巖松堂 昭和15年
- (31) 呉 文聰：司法モ亦統計思想ヲ要ス「統計集誌」87号（明治21年）
- (32) 呉 文聰：府下貧民并に犯罪者の実況報告に就き「スタチスチック雑誌」58号（明治24年）
- (33) 呉 文聰：非命死傷のこと 1, 2 「スタチスチック雑誌」68号「統計学雑誌」69号（明治24年, 25年）
- (34) 呉 文聰：社会の有序と犯罪「社会」12号（明治33年）
- (35) 呉 文聰：犯罪統計諸表「国家学会雑誌」147号（明治32年）
- (36) 呉 文聰：実際統計学 丸善 明治42年（第4編 道徳 第1章 自殺 第2章 犯罪）
- (37) 来栖宗考, 他：社会変動指標による地域別犯罪率の推定——第1報告 要因の分析と方法論の検討, 第2報告 時系列分析による接近「法務総合研究所研究部紀要」17号, 18号（昭和49年, 50年）
- (38) 牧野英一：累犯統計に就て「法学協会雑誌」26巻4号（明治41年）
- (39) 牧野英一：刑事統計の研究と新刑法の適用「法学志林」11巻1号（明治42年）
- (40) 牧野英一：刑事学の新思潮と新刑法 増補第4版 有斐閣 大正8年（初版 明治42年）
- (41) 明治維新後の司法のしおり「法曹」54号～258号（昭和30年～47年）
- (42) 三ヶ月章：日本における近代的司法制度の創設と展開「岩波講座 現代法 5 現代の裁判 岩波書店 昭和40年」所収（「利谷信義編：法学文献選集 5 法と裁判 学陽書房 昭和47年」に再録）

- (43) 水木惣太郎：司法制度論 有信堂 昭和44年（憲法学研究VII）
- (44) 内閣統計局編纂：維新以後帝国統計材料彙纂 第三輯 刑事被告人ニ関スル統計材料 同局 大正2年
- (45) 中村英郎：近代的司法制度の成立と外国法の影響「早稲田法学（水田義雄教授還暦祝賀論集）」42巻  
1／2号（昭和42年）（「中村英郎：訴訟および司法制度の研究 民事訴訟論集 第2巻 成文堂 昭和54年」に再録）
- (46) 中村吉三郎：刑法（法体制準備期）「鶴飼信成他編：日本近代法発達史——資本主義と法の発展 — 9 勁草書房 昭和35年」所収
- (47) 中村吉三郎：江藤新平と裁判制度の移植「野村平爾、他：日本の裁判 戒能通孝博士還暦記念論文集 日本評論社 昭和43年」所収
- (48) 長野国助編：法曹百年史 法曹公論社 昭和44年
- (49) 西原春夫：刑法制定史にあらわれた明治維新の性格——日本の近代化におよぼした外国法の影響・裏面からの考察——「比較法学」3巻1号（昭和42年）（「西原春夫：刑事法研究 第2巻 成文堂 昭和42年」に再録）
- (50) 小田中聰樹：明治前期司法制度概説、明治後期司法制度概説「我妻 栄、他編：日本政治裁判史録 明治前 明治後 第一法規 昭和43年～44年 2冊」所収
- (51) 小川太郎：アドルフ・ケトレーと犯罪統計「刑政」53巻2号（昭和15年）
- (52) 小川太郎：日本における犯罪学の歴史「岩井弘融、他編：日本の犯罪学 1 原因 1 東京大学出版会 昭和44年」所収
- (53) 小川太郎：我が国における刑事政策——殊に原因論に関する文献の若干(1)～(3)——「犯罪学研究」1巻10号～12号（昭和9年）
- (54) 小川太郎：学問としての刑事統計「日本犯罪学雑誌」1巻6号（昭和10年）
- (55) 小川太郎：統計集録 刑務協会 昭和14年
- (56) 岡崎文規：独逸に於ける犯罪統計「経済論叢」22巻5号（大正15年）
- (57) 岡崎文規：職業別による犯罪率「統計集誌」629号（昭和9年）
- (58) 小野清一郎；堀内信之助：震災後の犯罪現象に関する統計的概観「国家学会雑誌」38巻2号（大正13年）
- (59) 小野清一郎：季節による犯罪の増減について「法学協会雑誌」43巻3号（大正14年）
- (60) 小野清一郎；堀内信之助：犯罪者の資産状態に就て「法学志林」28巻1号、2号（大正15年）
- (61) 小野清一郎；向山義雅：犯罪の地理的分布に就て「法学志林」28巻5号、7号（大正15年）
- (62) 小野清一郎；近藤英明：女性犯罪現象の統計的観察「法学協会雑誌」45巻6号（昭和2年）
- (63) 小野清一郎：都市の犯罪現象について「都市問題」4巻2号（昭和2年）（「小野一郎：法学研究 弘文堂書房 昭和14年」に再録）
- (64) 小野清一郎：本邦犯罪現象の認識——犯罪学的研究——喜久屋書店 昭和21年 再版 刑務協会 昭

和26年

- (65) 佐伯千仞：小林好信：刑法学史（学史）「鵜飼信成、他編：日本近代法発達史——資本主義と法の発展——11 勲草書房 昭和42年」所収
- (66) 最高裁判所事務総局刑事部第三課：犯罪の地理的分布 同課 昭和23年（刑事裁判資料 第4号）
- (67) 最高裁判所刑事局：窃盗罪に対する量刑の地域差 同局 昭和28年（刑事裁判資料 第76号）
- (68) 最高裁判所事務総局：明治以降裁判統計要覧 同局 昭和44年
- (69) 斎藤秀夫：民事裁判の歴史「民事訴訟法学会：民事訴訟法講座 第1巻 有斐閣 昭和29年」所収
- (70) 泉二新熊：刑事学研究 集成社 大正9年
- (71) 重松一義：幕末維新期の獄政改革思潮と監獄側の思想的原点「団藤重光、他編：小川太郎博士古稀祝賀 刑事政策の現代的課題 有斐閣 昭和52年」所収
- (72) 重松一義：警視監獄署の史的役割「手塚豊教授退職記念論文集 明治法政史政治史の諸問題 慶應通信出版社 昭和52年」所収
- (73) 重松一義：近代監獄則の推移と解説——現行監獄法への史的アプローチ——北樹出版 昭和54年
- (74) 下村康正：続犯罪論の基本的思想 成文堂 昭和40年（第1章 わが国刑法学における犯罪論の歴史）
- (75) 染野義信：司法制度（法体制確立期）「鵜飼信成、他編：日本近代法発達史——資本主義と法の発展—2 勤草書房 昭和33年」所収
- (76) 染野義信：裁判制度（法体制準備期）「鵜飼信成、他編：日本近代法発達史——資本主義と法の発展—6 勤草書房 昭和34年」所収
- (77) 染野義信：わが国民事訴訟法の近代化の過程「菊井先生献呈論集 裁判と法 上 編集代表 三ヶ月 章 有斐閣 昭和42年」所収
- (78) 総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上（太政官および内閣時代の一） 同局 昭和48年
- (79) 杉 亨二：杉亨二自叙伝、河合利安編 非売品 大正七年
- (80) 高橋二郎訳述：犯罪統計論 仏国統計学士ブロック氏ノ書ニ拠ル「統計集誌」58号（明治19年）
- (81) 高橋二郎：仏国刑事統計の話(一)～(四)「統計学雑誌」85～88号（明治26年）
- (82) 高橋二郎：刑事統計の話「監獄」71号（明治27年）
- (83) 高橋二郎：犯罪統計の話 1, 2 「統計学雑誌」144号, 149号（明治31年）
- (84) 高橋二郎：監獄統計調査法（附、瑞西国監獄統計表式）1, 2 「統計集誌」315～316号（明治40年）
- (85) 高橋正己編：量刑の変遷に関する統計 最高裁判所刑事局 昭和26年（刑事裁判資料第59号）
- (86) 高橋正己：量刑の変遷について「団藤重光、他編：小野博士還暦記念 刑事法の理論と現実 (2) 刑事訴訟法 刑事学 有斐閣 昭和26年」所収（「量刑の変遷について 最高裁判所刑事局 昭和29年（刑事裁判資料第65号）」として複刻。また「岩井弘融、他編：日本の犯罪学 3 対策 1 東京大学出版

会 昭和45年」に要約して再録)

- (87) 高橋正己：犯罪の累年増減の考察 最高裁判所事務総局 昭和28年（刑事裁判資料第80号）
- (88) 高橋正己：本邦犯罪現象の考察 前野書店 昭和36年
- (89) 高橋正己：殺人罪に対する量刑の実証的研究 司法研修所 昭和42年（司法研究報告書17輯 5号）
- (90) 高野岩三郎：アドルフ・ケトレーの犯罪統計論「法学協会雑誌」23巻12号（明治38年）
- (91) 高野岩三郎：穀倅ト犯罪トノ関係「法学協会雑誌」24巻11号（明治39年）（「高野岩三郎：統計学研究 大倉書店 大正4年」に再録）
- (92) 高野岩三郎：ケトレーと唯物論的見解「大原社会問題研究所雑誌」1巻1号（大正12年）（「高野岩三郎：改訂増補 社会統計学史研究 栗田書店 昭和17年」に再録）
- (93) 財部静治：ケトレーの研究 完 京都法学会 明治44年（法律学経済学研究叢書 第8冊）
- (94) 高柳真三：日本法制史(二)——明治以降——有斐閣 昭和40年（有斐閣全書）
- (95) 武安将光：戦後の犯罪と経済状態との関係についての刑事学的考察「団藤重光,他編：小野博士還暦記念 刑事法の理論と現実 (2) 刑事訴訟法 刑事学 有斐閣 昭和26年」所収
- (96) 武安将光：犯罪現象の研究 大正～昭和初年 有信堂 昭和40年（「わが国における犯罪現象の研究（大正時代・昭和初年） 法務大臣官房司法法制調査部 昭和40年（法務資料第390号）」および「わが国における犯罪現象の研究（大正時代・昭和初年） 法務総合研究所 昭和40年（研究部資料第13集）」は同一内容である）
- (97) 田中太郎：明治十五年以降第一審刑事裁判総数及対人口比例「統計集誌」318号（明治40年）
- (98) 田中太郎：重軽罪処刑者分類別及其増減の趨勢「統計集誌」320号（明治40年）
- (99) 田中太郎訳：死刑及殺人罪の統計 アーサア,マクドナルド述 (1)～(4)「統計集誌」365～368号（明治44年）
- (100) 谷田三郎：独逸の刑事統計に就て「法学評林」2巻7号（明治43年）
- (101) 谷田三郎：刑事事業に関する実証的研究の必要を論じ併せて刑事統計の意義を説く「監獄」28巻1号（大正4年）
- (102) 谷田三郎：我国に於ける犯罪少年の統計「監獄」28巻12号（大正4年）
- (103) 手塚 豊：明治初期刑法史の研究 慶應義塾大学法学研究会 昭和31年
- (104) 手塚 豊：国家的刑罰権と非国家的刑罰権——明治前期の場合に関する一未定稿——「法制史学会編：刑罰と国家権力 法制史学会創立十周年記念 創文社 昭和35年」所収
- (105) 利谷信義：明治前期の法思想と裁判制度「法律時報」35巻6号（昭和38年）
- (106) 利谷信義：第三章 伝統社会とその近代化 第5節 日本 1 明治以後「川島武宣編：法社会学講座 9 歴史・文化と法 1 岩波書店 昭和48年」所収
- (107) 辻 敬助：日本近世行刑史稿 下 刑務協会 昭和18年
- (108) 辻 敬助：明治監獄年譜 1～2 「刑政」50巻4～5号（昭和12年）

- ⑩⑨ 植松 正：刑法犯変遷の罪名別考察「法務大臣官房調査課編：本邦戦時戦後の犯罪現象 同課 昭和29年」所収
- ⑩⑩ 植松 正：性別、年齢別に見た日本の犯罪現象（刑事法特論）「総合法学」2巻1～2号（昭和34年）
- ⑩⑪ [若宮銀次郎]：全国米価ト賊難ニ遇ヒシ者トノ比較〔自明治八年至同十五年〕「統計集誌」31号（明治17年）
- ⑩⑫ 若宮銀次郎：盜難ハ米価ニ従テ増減スルノ論（内務省統計課調）「統計集誌」35号（明治17年）
- ⑩⑬ 横山晃一郎：明治刑事関係年表（一）——1867年～1889——「愛知学院大学論叢 法学研究」13巻1号（昭和42年）
- ⑩⑭ 横山雅男：犯罪と年齢の関係「スタスチック雑誌」51号（明治23年）
- ⑩⑮ 横山雅男：犯罪の統計に就て 1～6 「統計集誌」349～360号（明治43～44年）

## 第2章 司法関係全国総括統計解題

### 1 司法省年報 司法省 編

～明治17年

- (1) 司法省明治八年度報告書 司法省 編 (写)<sup>①</sup> (公)
- (2) 司法省第二年報 明治九年 [司法省] 編 明治14年 [巻頭] 12, 74p., 35丁, 41p., 149丁 (総) (内) (法) (図)
- (3) 司法省第二年報 明治九年 [司法省] 編 明治14年 [巻頭] 6, 74, 41p.<sup>②</sup> (総)
- (4) 司法省第三年報 明治十年 [司法省] 編 明治14年 [巻頭] 9, 92p., 35丁, 60p., 89丁<sup>③</sup> (総) (内) (法) (図)
- (5) 司法省第四處務年報 第十一年度 [司法省] 編 明治15年 [巻頭] 65p. (総) (内) (法) (図) (セ)
- (6) 司法省第五處務年報 第十二年度 [司法省] 編 明治15年 [巻頭] 70p. (法) (図) (セ)
- (7) 司法省第六處務年報 第十三年度 [司法省] 編 明治16年 [巻頭] 66p. (内) (法) (図) (セ)
- (8) 司法省第七處務年報 明治十四年 [司法省] 編 明治16年 [巻頭] 78p. (内) (図)
- (9) 明治十四年司法省報告書 司法省 編 明治15年 [巻頭] (写)<sup>④</sup> (公)
- ⑩ 司法省第八處務年報 明治十五年 [司法省] 編 明治17年 [巻頭] 110p. (内) (法) (図)
- (11) 明治十五年司法省報告書 司法省 編 明治16年 [巻頭] (写)<sup>⑤</sup> (公)
- (12) 司法省第九處務年報 明治十六年 [司法省] 編 明治17年 [巻頭] 124p. (内) (図)
- (13) 明治十六年司法省報告書 司法省 編 明治17年 [巻頭] (写) (公)

#### 書誌注記

- ① 書名は本文首による。国立公文書館でつけた表紙には「自明治八年至同九年 司法省第一回報告」とある。  
巻頭に「司法省報告 — 第一回報告 明治八年七月ヨリ全九年六月ニ至ル」と書いた太政官公文と印刷のある野紙が綴じこまれている。
- ② 第二年報のうち 第1編の処務概略、第2編の民事統計要旨、第3編の刑事統計要旨のみを収録したばっしい本である。
- ③ 書名は題簽による。目次首および本文首には「司法省第三回報告書」とある。
- ④ 書名は表題紙による。国立公文書館でつけた表紙には「司法省報告書 明治十四年 全」とある。
- ⑤ 書名は表題紙による。国立公文書館でつけた表紙には「司法省報告書 明治十五年 全」とある。

#### 統計内容注記

##### (1) 司法省明治八年度報告書

調査対象年 明治8年度

##### 内容細目

###### 本省事務要領 [記事]

職員: [記事]

第1号 司法省職員表 (明治9年6月30日現員) (表頭 本省, 大審院, 東京上等裁判所, 等; 表側 勅任 <1~3等>, 奏任 <4~7等>等)

第2号 司法省分課表 (表頭 局名: 第一局<課名: 受付課, 布告課, 等>~第六局<課名: 反証課>; 表側 局長, 課長, 8等~15等)

###### 雇外国人

第3号 雇外国人表 (明治9年6月30日現員) (表頭 庁名別<国名, 人名, 等>; 表側 給料, 履期)

海外派遣生徒: [記事]

〔明治8年より向3年間留学せしむ学科費等表〕 (仏国在留, 独乙国在留, 学科, 学費)

#### 賞典 [記事]

##### 建築

第4号 新築表 (明治8年7月~同9年6月) (府名, 地名, 造築種類, 等)

##### 恩赦: [記事]

第5号 罪囚恩赦表 (明治8年7月1日~同9年6月30日): 檢事扱の分 (表頭 府名: 滋賀県, 熊谷裁判所; 表側 死罪・懲役<放免, 救減>) 地方官扱の分 (表頭 府名: 水沢県, 浜田県, 等; 表側 懲役<放免, 救減>)

##### 民刑事: [記事]

第6号 大審院并各裁判所各県開拓使民刑事件数表 (明治8年1月~12月) (表頭 府使県別; 表側 民事, 刑事)

第7号 全国死罪表 (明治8年1月~12月) (表頭 東京上等裁判所々轄<東京裁判所, 神奈川裁判所, 等>, 大坂上等裁判所々轄<大坂裁判所, 京都裁判所, 等>等; 表側 梟, 斬, 絞)

第8号 処刑區別表（明治8年1月～12月）（表頭 庁名：司法省裁判所、東京上等裁判所、等；表側 刑名：全免減等無科、自十日至百日、自1年至3年、自5年至10年、終身）

第9号 罪名區別表（明治8年1月～12月）（表頭 同前表；表側 職制、戸婚、賊盜、等）

勧解裁判：〔記事〕

第10号 勧解裁判件数表（明治8年12月中）（表頭 東京裁判所、小倉県；表側 件数）

民刑事特異件目〔記事〕

経費

第11号 司法省経費表（明治8年7月～同9年6月）  
(表頭 定額費・額外費<給与、庁中費、等>; 表側 費用)

第12号 司法省経費明細表（明治8年7月～12月）  
(表頭 庁名：本省、大審院、東京上等裁判所、等；表側 定額費・額外費<給与、庁中費、等>)  
維新以降至明治8年6月沿革概略：〔記事〕

明治4年以後経費（明治4年7月より12月まで、同5年中、同6年中、同7年中、同8年1月より6月まで）

## (2) 司法省第二年報 明治九年

調査対象年 明治9年

内容細目

### 第1編 本省専務概略

法律規則〔記事〕

裁判所廃置：〔記事〕

〔10年6月現在裁判所〕（表頭 庁名：東京上等裁判所々轄<東京裁判所、横浜裁判所、等>、大坂上等裁判所々轄<京都裁判所、大坂裁判所、等>等；表側 管轄府県、開庁月日）

職員附雇外国人：〔記事〕

〔10年6月30日職員現員表〕（表頭 官名：卿輔、書記官、等；表側 勅任<1～3等>、奏任<4～7等>等）

〔右表中より本省職員分課表〕（表頭 内記課、庶務課、等；表側 長并副長、判任<8～17等>等）

〔10年6月28日職員現員表〕（表頭 卿輔、書記官、等、合計、6月30日より<増、減>；表側 同前々表）

〔6月28日本省大審院各裁判所別官名現員表〕（表頭 本省、大審院、東京上等裁判所、等；表側 勅任<卿輔、判事、等>、奏任<書記官、判事、等>等）

〔6月28日本省大審院各裁判所別等級現員表〕（表頭 同前表；表側 1～17等、合計、等外1～4等）

〔等級増減表〕（表頭 等級：勅任<1～3等>、奏任<4～7等>等；表側 8年度末現員、10年6月28日現員、10年の方<増、減>）

〔外国人職員表〕（表頭 奉職庁名：本省<外国名：仏蘭西<人名：ボアソナード（職務：法律顧問）>>等、合計、前年度より増；表側 給料、期限）

法学専門生徒：〔記事〕

〔10年6月30日生徒現員表〕（表頭 司法省学校、仏国留学、等；表側 生徒、教師及教官）

経費附土木：〔記事〕

〔経費支出金額前年度比較表〕（表頭 費目：俸給、給与、等；表側 定額常費<9～8年度>、9年度の方<増、減>、額外常費<9～8年度>、9年度の方<増、減>、合計、9年度の方<増、減>）

〔9年度経費各別者〕（表頭 本省・大審院・等<常費、額外>；表側 俸給、給与、等）

〔10年6月28日現員と10年度経費の対照表〕（表頭 本省、大審院、等；表側 職員、経費）

〔本年度中新築庁舎〕（表頭 東京上等裁判所、福島裁判所、等；表側 在庁地名、造築種類、等、経費）  
書籍：〔記事〕

〔本年度書籍課刊行書目〕（表頭 書目：翻訳書<証拠論抜萃、性法講義、等>、編纂<大審院判決録民事部、同刑事部、等>；表側 書の大旨、冊数定るもの、等）

恩赦特典：〔記事〕

〔原刑及び輕減の差等及び特典を乞ひし庁名〕（表頭 大審院、東京上等裁判所、等；表側 原刑死刑<1等減、2等減、>、懲役<原刑終身・原刑自5年至10年・等<1等減、2等減>>）

代言人：〔記事〕

〔本年度末の代言人現在員表〕（表頭 東京上等裁判所、大坂上等裁判所、等、合計、重複数、実数；表側 人員）

### 第2編 民事統計要旨

大審院 自第1表至第3表：〔記事〕

〔各庁別件数と上告件数比例表〕（表頭 東京上等裁判所、大坂上等裁判所、等；表側 控訴及び官府に対する訴訟新訴、上告新訴、比例十分率）

上等裁判所事務 自第4表至第7表：〔記事〕

〔控訴の原庁比例表〕（表頭 司法省裁判所、東京裁判所、等；表側 初審結局件数、控訴結局件数、比例千分率、控訴結局区分別<願下不受理、裁許<初審を適当とす、初審を不適当とす>等>）

地方裁判所事務 自第8表至第13表：〔記事〕

〔本年受る所の新訴数前年比較表〕（8年新訴、9年新訴、減）

〔本年の本訴及び勧解前年比較表〕（8年新訴・9年新訴<本訴、勧解>、9年の方増）

〔本年本訴及勧解合計と全国人口比例表〕（全国人口、本訴及び勧解件数、百分の率）

〔本訴結局内訳〕（表頭 結局総数、右の内<裁許、和解<席前席後>等>；表側 8～9年、9年の方<増、減>）

〔各裁判所別訴訟種類表〕（表頭 東京裁判所、横浜裁判所、等；表側 家督相続、離婚離縁、等）

〔各裁判所別金銭貸借訴訟表〕（表頭 東京裁判所、横浜裁判所、等；表側 結局件数、金銭に関する結局件数、結局件数十分の率、等、金額、総金額十分の率、等）

〔金円階級の前年比較表〕（表頭 5円以下、5円以上10円以下、等；表側 8～9年、9年の方<増、減>）

身代限：〔記事〕

〔各庁別金銭に関する結局件数及び負債と償還の比例表〕（表頭 東京裁判所、横浜裁判所、等；表側 身代限に至りし処分件数、金銭に関する件結局件数百分の率、等、負債額、1件平均金額、等）

勧解 第14表〔記事〕

### 民事統計表

民事第1表 上告総数 大審院（表頭 原裁判所<東京上等裁判所、大坂上等裁判所、等>、控訴を経ざるもの；表側 上告総数、8年より越高、等、結局区分別<願下、不受理、等>、合計、未決）

民事第2表 上告結局時間 大審院（表頭 結局時間：即日、7日以下、15日以下、等；表側 上告総数、結局区分別<願下、不受理、等>）

民事第3表 上告訴訟件目 大審院（表頭 訴訟件目：祭典に関する事、後見、等；表側 上告総数、結局区別＜願下、不受理、等＞、原裁判所＜東京上等裁判所、大坂上等裁判所、等＞、控訴を経ず）

民事第4表 控訴及人民より官府に対する訴訟総数 上等裁判所（表頭 東京上等裁判所・大坂上等裁判所・等＜初告、控訴＞；表側 総数、8年より越高、等、結局区別＜願下、不受理、等＞、合計、未決）

民事第5表 控訴及人民より官府に対する訴訟件目 上等裁判所（表頭 家督相続、後見、等；表側 東京、大坂、等、総数、初告、等、結局区別＜願下、不受理、等＞）

民事第6表 控訴及人民より官府に対する訴訟結局時間 上等裁判所（表頭 東京・大坂＜即日、7日以下、等＞；表側 総数、初告、等、結局区別＜願下、不受理、等＞）

民事第7表 控訴結局の初審裁判所 上等裁判所（表頭 東京＜司法省裁判所、東京裁判所、等＞、大坂＜京都裁判所、大坂裁判所、等＞等；表側 控訴総数、結局区別＜願下、不受理、等＞）

民事第8表 初審裁判所訴訟総数 地方裁判所（表頭 東京＜本庁、千葉支庁、等＞、横浜＜本庁、横浜区、等＞等；表側 越高、廃庁或は合併に付他より受取、等、合計、結局＜訴状下、願下、等＞、廃庁或は合併に付他へ移す、未決）

民事第9表 初審裁判所訴訟件目 地方裁判所（表頭 金銭貸借、米穀貸借、等；表側 同前表）

民事第10表 初審裁判所本庁支庁区裁判所訴訟件目 地方裁判所（表頭 金銭貸借、米穀貸借、等；表側 東京裁判所＜本庁、千葉支庁、等＞、横浜裁判所＜本庁、横浜区、等＞等）

民事第11表 其1 外国人関渉の訴訟件目 地方裁判所（表頭 金銭貸借、物品貸借、等；表側 総数、却下、等）

其2 各裁判所に区分したる外国人関渉訴訟の総数 地方裁判所（表頭 東京、大坂、等；表側 同前表）

其3 各裁判所に区分したる外国人関渉の訴訟件目 地方裁判所（表頭 同前々表；表側 東京、大坂、等）

民事第12表 其1 大審院上等裁判所訴訟中金円に関する件数及金員階級 大審院並上等裁判所（表頭 金員階級：5円以下、5円以上10円以下、等、通計＜金銭に関する件数、金員実数＞、金銭に関せざる件数、金銭関不関合計；表側 大審院、上等裁判所＜東京、大坂、等＞）

其2 地方裁判所訴訟中金円に関する件数及金員階級 地方裁判所（表頭 東京＜本庁、千葉支庁、等＞、横浜＜本庁、横浜区、等＞等；表側 5円以下、5円以上10円以下、等、計、金高、金銭に関せざる件数、金銭関不関合計） 別表〔無原因の償金〕（表頭 京都裁判所、鶴岡県、等；表側 件数、金額）

民事第13表 身代限の総数及負債額償還額の割合 附 外国人関渉の身代限 地方裁判所（表頭 東京＜本庁、千葉支庁、等＞、横浜＜本庁、横浜区、等＞等；表側 処分件数、訴訟件数、等、負債高金百円米拾石に付償還高之割合） 別表〔前表の中に就いて特に外国人関渉事件表〕（表頭 横浜裁判所、新潟裁判所、等；表側 処分件数、訴訟件数、等、計、償還高、計、負債高金百円付償還高の割合、同上計之割合）

民事第14表 効解の総数（表頭 東京＜築地区、巴町区、等＞、横浜＜横浜区、八王子区、等＞等；表側 8年12月より越高、他庁より受取、等、合計、結局区別＜効解に服す、願下、等＞、合計、廃庁に付他へ移す、12月31日未決）

正誤

### 第3編 刑事統計要旨

罪犯の総数及処断区別 自第1表至第12表：〔記事〕  
〔本年全国中常事犯罪の処断を受けたる者の前年比較増減表〕（表頭 刑名：全免、減等無科、等；表側 8年全員、9年全員、8年より＜増、減＞）

〔律門区分前年比較表〕（表頭 律門：職制、戸婚、等；8年人員、9年人員、8年より＜増、減＞）

〔本年懲役終身并死刑に処せし者の犯状前年比較表〕  
〔表頭 罪状：財を図り人の子女を乞養して殺す、持児器不持児強盗人を殺傷す、等；表側 懲役終身＜8年人員、9年人員＞、8年より＜増、減＞、死刑＜8年人員、9年人員＞、8年より＜増、減＞）

〔犯則人員前年比較表〕（表頭 犯則罰名：全免、呵責、等；表側 同前々表）

罪犯男女生年齢種族職業の区別 自第13表至第24表  
〔犯者男女の別并に年齢種族職業別前年比較増減表〕  
〔表頭 年齢種族職業：全員之内＜男之数、女之数＞、7歳以上10歳以下、10歳以上15歳以下、15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み、90歳以上、年齢不詳、合計、華族、士族、等、合計、官吏、准官吏及雇、等；表側 同前表〕 別表〔右81国の中対馬を除き犯者の比例最も多きもの〕

〔表頭 石狩、山城、等；表側 犯者数、犯者の比例〕  
〔国別犯者人口対照表〕（表頭 全国、武藏、山城、等；表側 総数・男＜犯罪人員、人口、百分の率＞、女＜犯罪人員、人口、千分の率＞）

宗門 自第25表至第28表〔記事〕

懲役限内加等減等区別 自第29表至32表〔記事〕

大審院各裁判所事務景況 自第33表至第37表：〔記事〕  
〔大審院に於て本年受くる所の刑事件数〕（表頭 既決＜国事犯、訟庭内犯罪、等＞、計、未決＜国事犯、判事犯罪、等＞；表側 件数、人員）

〔本年各庁事務の繁簡表〕（表頭 既決・未決＜各上等裁判所直に処分せし刑事、各府県裁判所各県より送呈する懲役終身罪案、等＞；表側 件数・人員＜東京、大坂、等＞）

死罪に該する者の罪状刑名：自第38表至第40表

〔犯状と刑名前年比較増減表〕（表頭 罪状：戸婚＜財を図り人の子女を乞養して殺す＞、賊盜＜自ら監守する處の財物を盗む、常人官の財物を盗む、等＞等；表側 8～9年＜絞、斬、梶＞、8年より＜増、減＞）

減等加等 自第41表至第44表〔記事〕

2罪俱発 自第45表至第47表〔記事〕

2度以上刑を受けし者 第48表〔記事〕

滞獄曠過、存留養親、瘋癲人、及士族取祿、死後刑名宣告、外国人関渉、清国人処刑 自第49表至第54表：〔記事〕

〔本年常事犯被告人員の前年比較増減表〕（表頭 減等処刑のもの、加等処刑のもの、2罪以上俱発のもの、2度以上刑を受けしもの、滞獄日数本罪に算入せしもの、等；表側 8年全員、9年全員、8年より＜増、減＞）

国事犯処分 自第55表至第58表〔記事〕

## 清国在留人処分 第59表: [記事]

〔実決人員と全国の人口比例表〕(表頭 懲役十日以上百日以下, 同1年以上3年以下, 等; 表側 人員数, 比例)

〔全国罪犯表〕(表頭 常事<大審院, 各上等裁判所, 等>; 国事<臨時裁判所<熊本, 萩, 等>; 大審院>; 表側 全員, 全免減等無科, 等, 死刑, 償金, 禁獄)

明治9年刑事訴訟表 正誤

### 刑事統計表

刑事訴訟第1表 犯罪種類 其1 刑名を以て人に係る罪状に對照す(表頭 人に係る犯罪<職制<上司に申すべくして申せず下司に行すべくして行せず, 新年拌賀を失誤す, 等>; 戸婚<立嫡違法, 子女を棄る, 等>等>; 表側 全員, 全免, 等, 懲役<自10日至百日, 自1年至3年, 等>, 紋, 斬, 梟)

其2 刑名を以て物に係る罪状に對照す(表頭 物に係る犯罪<職制<官庁及餘の文書を遺失或は棄毀誤毀す, 官庁の印鑑を遺失或は誤毀す, 等>; 戸婚<田糧を欺隠して版籍に脱漏或は文字を変易す, 弟の地所を欺て典売す, 等>等>; 表側 同前表)

刑事訴訟第2表 各庁に區別したる罪犯の数(表頭 大審院, 東京上等, 等; 表側 同前表)

刑事訴訟第3表 其1 各庁に區別したる人に対する犯罪種類(表頭 人に係る犯罪<職制<上司に申すべくして不申下司に行すべくして行せず, 新年拌賀を失誤す, 等>; 戸婚<立嫡違法, 子女を棄る, 等>等>; 表側 大審院, 東京上等, 等)

其2 各庁に區別したる物に対する犯罪種類(表頭 物に係る犯罪<職制<官庁及餘の文書を遺失或は棄毀誤毀す, 官庁の印鑑を遺失或は誤毀す, 等>; 戸婚<田糧を欺隠して版籍に脱漏或は文字を変易す, 弟の地所を欺て典売す, 等>等>; 表側 同前表)

刑事訴訟第4表 各庁に區別したる人に対する物に対するとの犯罪総数(表頭 大審院, 東京上等, 等; 表側 人に係る犯罪・物に係る犯罪<死, 懲役<終身, 自5年至10年, 等>, 等>)

刑事訴訟第5表 婦女の犯罪種類(表頭 人に係る犯罪<戸婚<子女を棄る, 財を囁り人の子女を乞養して棄る, 等>; 賊盜<持兇器強盗人を傷す, 賊盜を私和し及周旋を為す, 等>等>; 物に係る犯罪<職制<官庁及餘の文書を遺失或は棄毀誤毀す, 官庁の印鑑を遺失或は誤毀す>; 戸婚<田糧を欺隠す, 田宅を重典売す或は牙保を為す, 等>等>; 表側 全員, 婦女の処刑<全免, 減等無科, 等>)

刑事訴訟第6表 各庁に區別したる婦女犯罪の総数(表頭 東京上等, 同巡回, 等; 表側 同前表)

刑事訴訟第7表 罪犯処断區別(表頭 刑名區別: 自10日至百日, 自1年至3年, 等; 表側 人員<全員, 男, 女>, 処断區別<実斷<懲役□死刑(男, 女), 答杖(男), 等>; 賞罪<男, 上数の外無力不能贖実断>, 等>)

刑事訴訟第8表 各庁に區別したる罪犯処断區別(表頭 大審院, 東京上等, 等; 表側 同前表)

刑事訴訟第9表 各庁処断中贖罪, 収贖, 閨刑の総数(表頭 東京上等, 同巡回, 等; 表側 全員, 男, 女, 賞罪<男<自10日至百日, 自1年至3年, 等>; 無力不能贖実断<自10日至百日, 自1年至3年>>; 収贖<男・女<自10日至百日, 等>等>; 閨刑<男<自10日至百日, 等>等>)

日至百日>>)

刑事訴訟第10表 犯則種類(表頭 人に係る<戸籍, 鉄道, 等>, 物に係る<公債証書, 銃砲, 等>; 表側

全員, 全免, 等) 別表(神戸裁判所にて註違に問ふもの)(表頭 無鑑札の商業をなす, 田野の菓物を擅食す, 等; 表側 全員, 男, 女, 拾二錢五厘)

刑事訴訟第11表 各庁に區別したる犯則種類(表頭 東京上等, 東京, 等; 表側 戸籍, 鉄道, 等)

刑事訴訟第12表 各庁に區別したる犯則罰名(表頭 東京上等, 東京<本庁, 支庁, 等>等; 表側 全員, 計, 全免, 呵責, 等)

刑事訴訟第13表 犯罪人の貫籍(表頭 府県別<国別>; 表側 全員, 全免減等無科, 自10日至百日, 等)

刑事訴訟第14表 各庁に區別したる犯罪人の貫籍(表頭 同前表; 表側 大審院, 東京上等, 等)

刑事訴訟第15表 婦女の貫籍(表頭 府県別<国別>; 表側 全員, 全免, 自10日至百日, 等)

刑事訴訟第16表 各庁に區別したる婦女の貫籍(表頭 同前表; 表側 東京上等, 同巡回, 等)

刑事訴訟第17表 犯罪人の年齢種族(表頭 7歳以上10歳以下, 10歳以上15歳以下, 15歳以上20歳以下, 20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み, 不分明, 合計, 華族, 士族, 等; 表側 全員, 全免減等無科, 自10日至百日, 等)

刑事訴訟第18表 各庁に區別したる犯罪人の年齢種族(表頭 大審院, 東京上等, 等; 表側 7歳以上10歳以下, 10歳以上15歳以下, 15歳以上20歳以下, 20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み, 不分明, 合計, 華族, 士族, 等)

刑事訴訟第19表 婦女の年齢種族(同前々表)

刑事訴訟第20表 各庁に區別したる婦女の年齢種族(表頭 東京上等, 同巡回, 等; 表側 同前々表)

刑事訴訟第21表 犯罪人の職業(表頭 官吏, 准官吏及雇, 等; 表側 同前々表)

刑事訴訟第22表 各庁に區別したる犯罪人の職業(表頭 大審院, 東京上等, 等; 表側 官吏, 准官吏及雇, 等, 農業, 工業, 商業, 等)

刑事訴訟第23表 婦女の職業(表頭 神官, 尼, 医業, 農業, 工業, 商業, 等; 表側 同前々表)

刑事訴訟第24表 各庁に區別したる婦女の職業(表頭 東京上等, 同巡回, 等; 表側 神官, 尼, 医業, 農業, 工業, 商業, 等)

刑事訴訟第25表 犯罪人の宗門(表頭 神道, 天台宗, 等; 表側 同前々表)

刑事訴訟第26表 各庁に區別したる犯罪人の宗門(表頭 大審院, 東京上等, 等; 表側 神道, 天台宗, 等)

刑事訴訟第27表 婦女の宗門(同前々表)

刑事訴訟第28表 各庁に區別したる婦女の宗門(表頭 東京上等, 同巡回, 等; 表側 同前々表)

刑事訴訟第29表 懲役限内役限增加の総数(表頭 役限增加等区別: 原犯の年日に照し新に拘役, 原犯の年月に照し新に禁獄; 表側 役限增加等の縁由, 人員<全員, 男, 女>, 原刑<終身・5年以上・等><男, 女>>)

刑事訴訟第30表 各庁に區別したる懲役限内役限增加の総数(表頭 同前表; 表側 役限增加等の縁由, 東京, 千葉, 等)

刑事訴訟第31表 懲役限内減等(表頭 減等区別: 失入<改正無罪, 改正放免, 等>, 同囚の逃走を首報し

逃走せざらしむ減1等，等；表側 同前々表）  
刑事訴訟第32表 各庁に区別したる懲役限内減等（表頭 東京，千葉，等；表側 全員，男，女，原刑<終身，5年以上，等>，失入，減等の因由<同囚の逃走を首報し逃走せざらしむ減1等，懲役人の逃走を報じ因て逃走を致さざるを得ること二次に及ぶ依て減2等，等>，収臍<祖父母父母老年或は癡篤疾に付侍養，癡篤疾，等>）

刑事訴訟第33表 其1 大審院取扱件数人員の総数（表頭 越高，新規，総計，処分<国事犯重大件数の内禁獄に処す，国事犯重大件数の内無罪に帰す，等>，計，未決<国事犯重大事件々数取調中，判事犯罪事件々数取調中，等>；表側 件数，人員）  
其2 大審院取扱死罪案の総数（表頭 死罪案取扱種類：越高，新規，総計，処分<罪案通り批可送還，罪案を否とし更に擬律還付，等>，計，未決<取調中>；表側 同前表）

刑事訴訟第34表 其1 上等裁判所取扱件数人員の総数（表頭 越高，新規，計，処分済，当庁にて取扱べき廉無之に付原裁判所へ還付，書類取調のため検事へ還付，等；表側 件数・人員<東京，大坂，等>）  
其2 上等裁判所取扱懲役終身罪案の総数（表頭 越高，新規，計，罪案審批済，罪案再調の廉有之に付書類還付，等；表側 同前表）

其3 上等裁判所取扱死罪案の総数（表頭 司法省裁判所より引継，新規，計，大審院批可済原裁判所へ還付，鶴岡臨時裁判所にて処分済，等；表側 同前表）

刑事訴訟第35表 地方裁判所及各県取扱件数（表頭 東京<本庁，支庁，等>，千葉<本庁，区裁判所，等>等；表側 越高，新規，等，計，処分済<上告の処原裁判破毀に付他裁判所へ引渡，上告の処原裁判通決行せしむるに付執行，等>，廢庁に付他庁へ移す，未決<死罪見込に付具案上等裁判所へ差出中，懲役終身に付具案上等裁判所へ差出中，等>）

刑事訴訟第36表 地方裁判所及各県取扱人員（同前表）

刑事訴訟第37表 罪囚拘留時間（表頭 東京上等，東京，等；表側 人員<全員，男，女>，拘留時間区分<1日より3日まで・4日より7日まで・等<男，女>）

刑事訴訟第38表 死罪者の犯罪種類（表頭 人に係る犯罪<財を図り人の子女を乞養して殺す，持兇器強盗人を殺す，等>，物に係る犯罪<自ら管守する所の金銭物品を盗む，常人盜，等>；表側 全員，絞，斬，等）

刑事訴訟第39表 各庁に区別したる死罪者の犯罪種類（表頭 同前表；表側 東京，千葉，等）

刑事訴訟第40表 死罪者の刑名履歴減等（表頭 東京，千葉，等；表側 全員，絞，等）

刑事訴訟第41表 犯罪人の減等加等（表頭 全免，10日，等；表側 減等処刑<1～5等>，加等処刑<再犯，3犯，等>）

刑事訴訟第42表 各庁に区別したる犯罪人の減等加等（表頭 東京上等，同巡回，等；表側 同前表）

刑事訴訟第43表 各庁に区別したる犯罪人減等の原刑（表頭 同前表；表側 減等せし原刑<10日，20日，等>）

刑事訴訟第44表 各庁に区別したる犯罪人加等の刑名（表頭 東京<本庁，支庁，等>，千葉<本庁，区裁判所>等；表側 加等せし刑名<全免，除族，10日，等>）

等>）

刑事訴訟第45表 2罪以上併発及2度以上刑を受けし者（表頭 全免，減等無科，等；表側 2罪以上併発のもの<2～5罪，既罪併発>，2度以上刑を受けしもの<2～9度>）

刑事訴訟第46表 各庁に区別したる2罪以上併発及2度以上刑を受けし者（表頭 大審院，東京上等巡回，等；表側 2～5罪，既罪併発，計，2～9度）

刑事訴訟第47表 各庁に区別したる2度以上併発者の本刑（表頭 東京上等巡回，東京<本庁，支庁，等>等；表側 2罪以上併発者の本刑<全免，呵責，等>）

刑事訴訟第48表 各庁に区別したる2度以上刑を受けし者（表頭 大審院，東京上等巡回，等；表側 2度以上刑を受けし者の本刑<全免，減等無科，等>）

刑事訴訟第49表 滞獄曠過存留養親，瘋癲人，士族収禄，死後刑名宣告，外国人関渉，清国人処刑（表頭 10日，20日，等；表側 滞獄曠過日数本罪内に算入するもの<自1日至10日，自10日至50日，等>，犯罪存留養親のもの<全罪収臍，棒錆3日の上>等）

刑事訴訟第50表 各庁に区別したる滯獄曠過，存留養親，瘋癲人，士族収禄，死後刑名宣告，外国人関渉，清国人処刑（表頭 大審院，東京上等，等；表側 同前表）

刑事訴訟第51表 各庁に区別したる滯獄曠過の本刑（表頭 大審院，東京上等，等；表側 滞獄罪囚のもの本刑<減役・直に放免<10日，20日，等>>）

刑事訴訟第52表 各庁に区別したる士族収禄，瘋癲人鎖錆，死後刑名宣告の各本刑（表頭 東京，千葉<本庁，区裁判所>等；表側 士族戸主破廉恥を犯し収禄のもの本刑<30日，40日，等>，合計，瘋癲人を殺傷す及び放火するもの<収臍<30日，40日，等>，鎖錆<3年，終身>>，等）

刑事訴訟第53表 各庁に区別したる存留養親の本刑（表頭 東京<本庁，支庁>，千葉<本庁，区裁判所>，等；表側 犯罪存留養親のもの本刑<全罪収臍<10日，20日，等>，棒錆の上<10日，1年，等>>）

刑事訴訟第54表 各庁に区別したる外国人関渉及清国人処刑（表頭 東京上等，東京，等；表側 外国人関渉のもの<20日，30日，等>，清国人<10日，20日，等>）

刑事訴訟第55表 国事犯犯罪種類（表頭 臨時裁判所 朝憲を紊乱せん事を企て党与を唱聚し官兵に抗す<熊本，萩，福岡>，大審院<朝憲を紊乱せん事を企つる，施政上の妨害に立たるべき通論書を作為し流布す，等>；表側 処断区分：全員，男，女，無罪，拘留中死亡，等）

刑事訴訟第56表 国事犯減等の総数（表頭 減等区分：本刑<70日，2年半，等>，禁獄<1～2年>；表側 全員，1～5等減，滯獄日数扣除27日）

刑事訴訟第57表 国事犯捕縛，喚問，自首区分（表頭 捕縛喚問等区分：朝憲を紊乱せん事を企て党与を唱聚し官兵に抵抗す，朝憲を紊乱せん事を企つる，等；表側 全員，男，女，捕縛，等）

刑事訴訟第58表 国事犯貫籍，職業，年齢，宗門（表頭 種族<士族<男，女>，平民<男>>，貫籍<東京府武藏，青森県陸奥，等>，職業<准官吏，農業，等>，年齢<10歳以上，15歳以上，20歳以<男，女>，30歳以上より50歳以上迄10歳刻み，60歳以上70歳以下・年齢不詳<男，女>>，宗門<神道，真宗<男，

女》等>; 表側 全員, 無罪, 拘留中死亡, 等)  
刑事訴訟第59表 清国在留人処分(表頭 人に係る罪状<鬪殴《人力車曳と争論し傷を負はす, 乱醉の上清国人に傷を負はす, 等》, 雜犯《無公証にて渡航す, 出訴中無届にて擅に帰朝し其他偽る》等>, 貢籍<大坂府摂津国, 神奈川武藏, 等>, 年齢<15歳以上20歳以下, 20歳以上30歳以下, 30歳以上40歳以下, 不詳>, 職業<農, 工, 等>; 表側 全員, 男, 女, 懲役自10日至百日<実断・贖罪《男》, 収監《女》>)

(4) 司法省第三年報 明治十年

調査対象年 明治10年

内容細目

第1編 惣務概略

法律(記事)

裁判所廻置附管轄(記事)

〔11年6月30日現在裁判所数〕(表頭 東京裁判所, 横浜裁判所, 等; 表側 支庁, 前年度より増, 区裁判所, 等)

職員附履外国人(記事)

〔本年度職員増減比較表〕(表頭 官職: 卿輔, 書記官, 等, 計, 御用掛及雇; 表側 人員, 10年6月28日より<増, 減>)

〔本年度末本省職員の各局課別現員表〕(表頭 局課名: 上局, 内記課, 等; 表側 勅任<卿《1等》, 輔《2等》等>, 奏任<書記官《4~7等》, 判事《年俸1200円, 同960円, 等》等>等)

〔右表中より御用掛並雇給料区分表〕(表頭 同前表; 表側 御用掛<月給100円, 同80円, 等>, 雇<同20円, 同15円, 等>)

〔11年6月30日大審院各裁判所現員表〕(表頭 庁名: 大審院, 東京上等裁判所, 等; 表側 判事, 判事補, 等, 合計, 10年6月28日より<増, 減>等)

〔右表中より判事判事補俸給区分表〕(表頭 同前表; 表側 判事<勅任《年俸4200円》, 奏任《同2400円, 同2100円, 等》等>, 判事補<判任《月給45円, 同40円, 等》等>, 合計, 10年6月28日より<増, 減>)

〔同検事検事補俸給区分表〕(表頭 同前表; 表側 検事<奏任《月俸150円, 同100円, 等》等>, 検事補<判任《同45円, 同40円, 等》等>, 合計, 10年6月28日より<増, 減>)

〔同雇給料区分表〕(表頭 同前表; 表側 雇<月給50円, 同45円, 等>)

〔11年6月30日雇外国人現員表〕(表頭 奉職庁名: 本省<外国名: 仏蘭西《人名: ボアソナード(職務: 法律顧問)》等>; 表側 給料, 雇期限) 別表(表頭 合計, 10年6月30日より減; 表側 人員, 給料) 法学専門生徒: (記事)

〔11年6月30日現員表〕(表頭 司法省学校, 仏国西国留学, 合計, 前年度より減; 表側 生徒, 外国教師, 教員兼事務掛)

恩赦特典: (記事)

〔本年度中各府恩赦を被りし者の原刑及び減等表〕(表頭 救典を乞ひたる府: 東京上等裁判所, 大坂上等裁判所, 等, 合計, 前年度より増; 表側 原刑<死刑《1~2等減》, 懲役終身《1~3等減, 存留養親》等>)

〔特典を乞う者にして之を聽許せざりし者〕(表頭 救典を乞ひたる府: 長崎裁判所, 京都府, 等; 表側 原刑<死刑, 懲役終身, 等>)

國事犯及び人民より官府に対する訴訟(記事)

華族及奏任官犯罪処分附喚問(記事)

経費附土木: (記事)

〔本年度経費各費目別増減表〕(表頭 費目: 債給, 給与, 等; 表側 定額常費<9~10年度>, 10年度の方<増, 減>, 額外常費<9~10年度>, 等)

〔本年度経費本省及び大審院各裁判所別表〕(表頭 本省・大審院・等<定額, 額外>; 表側 費目<債給, 給与, 等>, 合計, 9年度より<増, 減>)

〔本年度末の現員経費対照表〕(表頭 本省, 大審院, 等; 表側 人員, 経費)

〔経費金額千円以上の各裁判所新築起工表〕(表頭 宮城上等裁判所, 名古屋裁判所, 等; 表側 在庁地名, 造築種類, 総坪, 等, 経費金額)

書籍附翻訳編纂表式: (記事)

〔本年度中刊行書目表〕(表頭 刊行書目: 仏国民法詳説身分証書の部, 証拠論抜萃, 等; 表側 冊数)

〔本年度中翻訳編纂書目表〕(表頭 翻訳<仏国商法註解, 仏国常用法, 等>, 編纂<憲法志料, 德川禁令考, 等>; 表側 冊数)

代言人: (記事)

〔各裁判所代言人現員表〕(表頭 東京上等裁判所, 大坂上等裁判所, 等, 合計, 重複を除きたる数, 10年6月30日より増; 表側 代言人人の数)

第2編 民事統計表要旨

大審院事務 自第1表至第4表: (記事)

〔本年度大審院に於る結局件数〕(願下, 壟却, 破毀)

〔上告件数前年比較増減表〕(表頭 上告: 総数<前年より越高, 本年新訴《既決, 未決》>, 結局区別<願下, 壟却, 等>等; 表側 9~10年件数, 9年より<増, 減>)

上等裁判所事務 自第5表至第10表: (記事)

〔本年結局件数〕(願下, 壟却, 裁許)

〔初告件数前年比較増減表〕(表頭 初告控訴: 初告総数<前年より越高, 本年新訴《既決, 未決》>, 初告結局区別<願下, 壟却, 等>等; 表側 同前表)

地方裁判所事務 自第11表至第21表: (記事)

〔本年度結局件数〕(却下, 願下, 等)

〔始審裁判に関する事件の前年比較増減表〕(表頭 民事訴訟: 総数<前年より越高, 本年新訴《既決, 未決》>, 結局区別<訴訟却下, 願下, 等>等; 表側 同前表)

〔各府別結局件数比例表〕(表頭 庁名: 東京, 横浜, 等; 表側 結局件数, 金銭に関する結局件数, 結局件数十分の率, 金額, 総金額十分の率, 金銭に関する件数1件平均の額, 金銭貸借結局件数, 金銭に関する結局件数十分の率)

〔各地方裁判所金銭に関する訴訟比較表〕(表頭 東京, 横浜, 等, 合計, 右合計を9年に比較<増, 減>; 表側 5円以下, 5円以上10円以下, 等)

身代限 第21表: (記事)

〔各府身代限処分件数比例表〕(表頭 同前々表; 表側 処分件数, 金銭に関する結局件数百分の率, 債額, 1件平均金額, 債還額, 債額に比し百円の率) 効解 第22表: (記事)

〔本年各庁受ける所の勧解中結局件数〕(却下, 頗下, 等)

〔勧解結果前年比較表〕(表頭 勧解: 総数<前年より越高, 本年新訴<既決, 未決>>, 結局区別<却下, 頗下, 等>; 表側 9~10年件数, 9年より<増, 減>)

〔各庁件数前年比較増減表〕(表頭 東京, 横浜, 等; 表側 9~10年新訴件数, 両年比較 9年より<増, 減>)

#### 民事総計表

民事第1表 上告総数 大審院(表頭 原裁判所<東京上等裁判所, 大坂上等裁判所, 等>; 表側 上告総数, 9年より越高, 等, 結局区別<頗下, 棄却, 等>, 合計, 未決)

民事第2表 上告結局時間(表頭 結局時間: 即日, 10日以下, 等; 表側 上告総数, 結局区別<頗下, 棄却, 等>)

民事第3表 上告結局区別(表頭 庁名: 人事<東京, 大坂, 等>, 土地<東京, 大坂, 等>; 表側 総数, 頗下, 判決<棄却<上告期限を過ぎるにより, 上告手続を履ざるにより, 等>, 破毀>, 合計, 本院, 破毀したる事件を移したる庁<東京上等裁判所, 大坂上等裁判所, 等>)

民事第4表 上告訴訟種類(表頭 件目: 人事<家督相続, 離婚, 等>, 土地<地所所有, 地所境界, 等>; 表側 東京・大坂・等<頗下, 棄却, 破毀>)

民事第5表 控訴及び人民より官府に対する訴訟総数 上等裁判所(表頭 庁名并訴訟区別: 東京・大坂・等<初告, 控訴>; 表側 総数, 前年より越高, 本年新訴, 等, 計, 未決)

民事第6表 控訴及び人民より官府に対する訴訟結局時間(表頭 東京・大坂・等<頗下, 棄却, 裁許>, 通計, 頗下, 棄却, 裁許; 表側 即日, 10日以下, 等)

民事第7表 人民より官府に対する訴訟種類(表頭 人事<家督相続, 養子女離別, 等>, 土地<地所所有, 地所境界, 等>; 表側 初告総数, 頗下, 棄却<太政官御指令に依り, 司法卿の指令に依り, 等>等)

民事第8表 控訴種類(表頭 人事<家督相続, 離婚, 等>, 土地<地所所有, 地所境界, 等>; 表側 控訴総数, 頗下, 棄却<控訴期限を過たるに依り, 初審裁判を経ざるに依り, 等>等)

民事第9表 控訴及び人民より官府に対する訴訟結局区別(表頭 件目: 東京・大坂・等<人事, 土地, 等>; 表側 総数, 初告, 控訴, 頗下・棄却・受理<初告, 控訴>)

民事第10表 控訴の原裁判所(表頭 東京<司法省裁判所, 東京裁判所, 等>, 大坂<京都裁判所, 大坂裁判所, 等>等, 初審裁判を経ざるもの; 表側 控訴総数, 件目<人事, 土地, 等>, 頗下, 等)

民事第11表 初審の訴訟総数 地方裁判所(表頭 東京上等裁判所所轄<東京, 横浜, 等>, 大坂上等裁判所所轄<京都, 大坂, 等>等; 表側 総数, 前年より越高, 本年新訴, 等, 結局区別<訴状下, 頗下, 等>, 廃庁等に付他へ移す, 未決)

民事第12表 初審の訴訟種類(表頭 人事<家督相続, 後見, 等>, 土地<地所所有, 地所境界, 等>; 表側 同前表)

民事第13表 各地方裁判所に区分したる訴訟種類(表頭 同前表; 表側 東京上等裁判所<東京, 横浜,

等>, 大坂上等裁判所<京都, 大坂, 等>等)

民事第14表 前表の要略(訴訟大目結局区別を合して庁名に対照す)(表頭 東京上等裁判所<東京, 横浜, 等>, 大坂上等裁判所<京都, 大坂, 等>等; 表側 人事・土地・等<総数, 棄却, 原被和解或は廃止, 等>)

民事第15表 各支厅訴訟の数(表頭 東京<千葉>, 水戸<橡木>, 等; 表側 前年より越高, 本年新訴, 合計, 結局区別<訴状下, 頗下, 等>, 合計, 廃庁等に付他へ移す, 未決)

民事第16表 各区裁判所訴訟の数(表頭 東京<築地, 巴町, 等>, 横浜<横浜, 小田原, 等>等; 表側 同前表)

民事第17表 外国人関渉訴訟種類(表頭 人事<子女取戻>, 建物<家屋貸借>, 等; 表側 東京, 大坂, 等)

民事第18表 外国人関渉訴訟結局区別(表頭 同前表; 表側 総数, 結局区別<却下, 頗下, 等>, 計, 未決)

民事第19表 各裁判所に区分したる外国人関渉訴訟結局区別(表頭 東京, 大坂, 等; 表側 同前表)

民事第20表 其1 大審院上等裁判所訴訟中金円に関する件数及び金員階級(表頭 金員階級: 5円以下, 5円以上10円以下, 等, 金員不詳, 計<金銭に関する件数, 金員実数>, 金銭に関する件数, 金銭関不関合計; 表側 大審院, 上等裁判所<東京, 大坂, 等>)其2 地方裁判所訴訟中金円に関する件数及び金員階級(表頭 東京<本庁, 千葉支庁, 等>, 横浜<本庁, 横浜区, 等>等; 表側 5円以下, 5円以上10円以下, 等, 金円不詳, 合計, 金高, 合計, 金銭に関する件数, 金銭関不関通計)

民事第21表 身代限総数及負債額償還額の比例附外国人関渉の身代限(表頭 東京上等裁判所, 東京<本庁, 千葉支庁, 等>等; 表側 処分件数, 訴訟件数, 負債主人員, 負債高, 等, 同上負債額に比し百分の率, 同上合計百分の率) 別表(前表中外国人関渉事件表)

(表頭 横浜裁判所, 大坂裁判所, 等; 表側 同前表)民事第22表 勧解総数(表頭 東京<築地, 巴町, 等>, 横浜<横浜, 八王子, 等>等; 表側 超高, 他庁より受取, 新訴, 合計, 結局区別<却下, 頗下, 等>, 合計, 廃庁等に付他へ移す, 未決)

正誤

#### 第3編 刑事総計要旨

罪犯の総数及処断区別 自第1表至第9表: [記事]

[前年比較増減表](表頭 処断区別: 全員, 全免, 等; 表側 9~10年, 9年より<増, 減>)

[律門に於る前年比較表](表頭 律門: 戸婚, 賊盜, 等; 表側 同前表)

[各種罪犯別前年比較増減表](表頭 犯状区別: 人を謀故殺す, 祖父母父母を謀故殺す, 等; 表側 9~10年人員, 9年より<増, 減>)

[処断区別前年比較表](表頭 処断区別: 全員<男, 女>, 実断<懲役並死刑<男, 女>, 答杖<男>, 等>等; 表側 同前表)

犯則人員の総数及処断区別 自第10表至第15表: [記事]

[犯則処断区別前年比較表](表頭 犯則処断区別: 全員<男之数, 女之数>, 全免, 等; 表側 同前表)

[犯則人員前年比較増減表](表頭 犯則科目: 戸籍, 鉄道, 等; 表側 同前表)

罪犯男女生国年齢種族職業宗門の区別 自第16表至第

31表: [記事]

[年令種族職業宗門比較表] (表頭 年齢種族職業宗門: 全員<男之数, 女之数>, 年齢 7歳以上10歳以下, 同10歳以上15歳以下, 同15歳以上20歳以下, 同20歳以上30歳以下より同80歳以上90歳以下迄10歳刻み, 不分明, 合計, 華族, 士族, 等, 合計, 官吏, 准官吏及雇, 等, 合計, 神道, 天台宗, 等; 表側 9~10年, 9年より<増, 減>)

[犯者の比例最も多く19ヶ国表] (表頭 石狩, 伊賀, 等; 表側 人員, 比例)

[国別犯者比例表] (表頭 国別; 表側 総数・男・女(罪犯, 人口, 百分率), 前年と比較<男・女<増, 減>>)

[犯者の裁判管轄人口対照表] (表頭 庁名: 東京, 横浜, 等; 表側 裁判管轄人口, 処刑人員, 比例)

死罪に該する者の罪状刑名 自第32表至第34表: [記事]  
[前年比較増減表] (表頭 律門犯状: 戸婚<財を图り人の子女を乞養して殺す>, 盗賊<常人盗, 持児器不持児器強盗人を殺傷す, 等>等, 合計, 両年比較<増, 減>; 表側 9~10年<全員, 絞, 斬, 鞣, 両年比較<増, 減>)

減等処刑 自第35表至第36表 [記事]

數度受刑及加等処刑 第37表 [記事]

數罪併発及滯獄日数本罪内に算入 自第40表至42表 [記事]

瘋癲人犯罪存留養親外国人関渉清国人処刑 自第43表至第45表: [記事]

[前年比較増減表] (表頭 処断及犯状区分: 減等処刑のもの, 2度以上刑を受けしもの, 等; 表側 9~10年人員, 両年比較 9年より<増, 減>)

懲役限内加等減等区分 自第46表至第49表: [記事]

[前年比較増減表] (表頭 原刑区分: 役限增加者の原刑・限減等者の原刑<懲役十日以上百日以下・懲役1年以上3年以下・等<男, 女>>; 表側 9~10年全員, 9年より<増, 減>)

大審院各裁判所事務景況 自第50表至第53表: [記事]

[大審院に於て本年受くる刑事総数前年比較表] (表頭 大審院取扱案件: 既決<国事犯, 囚人上告, 等>, 未決<国事犯, 上告刑事, 等>; 表側 件数, 人員, 前年と比較<件数・人員<増, 減>>)

明治10年上等裁判所刑事取扱比較表 (表頭 既決・未決<直に処分せし刑事, 地方裁判所より送呈する懲役終身案, 等>, 合計, 明治9年へ比較同年より<増, 減>; 表側 件数・人員<東京, 大坂, 等>)

[各地方裁判所刑事取扱件数人員前年比較表] (表頭 惣件数・惣人員<既決・未決<件数, 人員>>, 前年比較<件数・人員<増, 減>>; 表側 東京上等管内<東京, 横浜, 等>, 大坂上等管内<京都, 大坂, 等>等)

拘留時間区分 自第54表至第55表: [記事]

[拘留時間表] (1日以上10日以内, 11日以上30日以内, 等)

国事犯処分 自第56表至第62表 附熊本裁判所特別処断常事犯清国在留領事厅常事犯処分第63表: [記事]

明治10年全国罪犯表 (表頭 常事犯<大審院, 各上等裁判所, 等>, 国事犯<大審院外3裁判所, 九州臨時裁判所>; 表側 全員, 全免減等無科, 呵責, 等)

**刑事統計表**

刑事訴訟第1表 犯罪の種類 其1 人に対する犯罪

種類 (表頭 人に対する罪<戸婚<立嫡違法, 子女を棄る, 等>, 賊盜<持児器強盗人を殺す, 持児器強盗人を傷す, 等>等>; 表側 同前年同表)

其2 物に対する犯罪種類 (表頭 物に対する罪<戸婚<田糧を欺隠し版籍に脱漏し或は文字を変易す, 官地を欺隠する従, 等>, 賊盜<神社の御物を盗む, 神社或は仏寺の賽錢を盗む, 等>等>; 表側 同前表)

刑事訴訟第2表 各庁に区別したる犯罪の数 (表頭 東京上等, 東京<本庁, 支庁, 等>等; 表側 同前表)

刑事訴訟第3表 其1 各庁に区別したる人に対する犯罪種類 (表頭 人に対する罪<戸婚<立嫡違法, 子女を棄る, 等>, 賊盜<持児器強盗人を殺す, 持児器強盗人を傷す, 等>等>; 表側 東京上等, 東京, 等)

其2 各庁に区別したる物に対する犯罪種類 (表頭 物に対する罪<戸婚<田糧を欺隠し版籍に脱漏し或は文字を変易す, 官地を欺隠する従, 等>, 賊盜<神社の御物を盗む, 神社或は仏寺の賽錢を盗む, 等>等>; 表側 同前表)

刑事訴訟第4表 各庁に区別したる人に対する物に対する犯罪総数 (表頭 東京上等裁判所, 東京, 等; 表側 同前年同表)

刑事訴訟第5表 婦女の犯罪種類 (同前年同表)

刑事訴訟第6表 各庁に区別したる婦女犯罪の数 (表頭 東京<本庁, 支庁, 等>, 横浜<本庁, 区裁判所>; 表側 同前表)

刑事訴訟第7表 犯罪処断区分 (同前年同表)

刑事訴訟第8表 各庁に区別したる罪犯処断区分 (表頭 東京上等, 東京<本庁, 支庁, 等>, 横浜<本庁, 区裁判所>; 表側 同前年同表)

刑事訴訟第9表 各庁処断中贖罪収賄閨門の数 (表頭 東京上等, 東京<本庁, 支庁, 等>等; 表側 同前年同表)

刑事訴訟第10表 犯則種類 (表頭 人に対する犯則<謙謗律, 鉄道, 等>, 物に対する犯則<舷灯港津船舶, 出版, 等>; 表側 同前年同表)

刑事訴訟第11表 各庁に区別したる犯則種類 (表頭 大審院, 東京上等, 等; 表側 人に対する犯則<謙謗律, 鉄道, 等>, 物に対する犯則<舷灯港津船舶, 出版, 等>)

刑事訴訟第12表 各庁に区別したる犯則罰名 (表頭 大審院, 東京上等, 等; 表側 同前年同表)

刑事訴訟第13表 婦女の犯則種類 (表頭 人に対する犯則<呼出を受け遅不参, 県の布達に違ふ>, 物に対する犯則<舷灯港津船舶, 出版, 等>; 表側 婦女の犯則<全員, 全免, 呵責, 等>)

刑事訴訟第14表 各庁に区別したる婦女の犯則種類 (表頭 東京上等, 東京, 等; 表側 婦女の犯則<人に対する犯則<呼出を受け遅不参, 県の布達に違う>, 物に対する犯則<舷灯港津船舶, 出版, 等>>)

刑事訴訟第15表 各庁に区別したる婦女の犯則罰名 (表頭 東京上等, 東京<本庁, 支庁, 等>等; 表側 同前々表)

刑事訴訟第16表 犯罪人の貧籍 (表頭 府県別<国別>; 表側 全員, 全免減等無科, 懲役<自日至百日, 自1年至3年, 等>等)

刑事訴訟第17表 各庁に区別したる犯罪人の貧籍 (表頭 同前表; 表側 大審院, 東京上等, 等)

刑事訴訟第18表 婦女の貴籍（表頭 同前表；表側 全員，婦女の処刑＜全免減等無科，懲役＜自十日至百日，自1年至3年，等＞等）

刑事訴訟第19表 各庁に区分したる婦女の貴籍（表頭 同前表；表側 東京上等，東京，等）

刑事訴訟第20表 犯罪人の年齢種族（表頭 7歳以上10歳以下，10歳以上15歳以下，15歳以上20歳以下，20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み，不分明，計，華族，士族，平民；表側 全員，全免，懲役＜自十日至百日，自1年至3年，等＞等）

刑事訴訟第21表 各庁に区分したる犯罪人の年齢種族（表頭 大審院，東京上等，等；表側 7歳以上10歳以下，10歳以上15歳以下，15歳以上20歳以下，20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み，不分明，合計，華族，士族，平民）

刑事訴訟第22表 婦女の年齢種族（表頭 同前々表；表側 全員，婦女の処刑＜全免，懲役＜自十日至百日，自1年至3年，等＞等）

刑事訴訟第23表 各庁に区分したる婦女の年齢種族（表頭 東京上等，東京，等；表側 婦女の年齢種族＜7歳以上10歳以下，10歳以上15歳以下，15歳以上20歳以下，20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み，不分明，合計，士族，平民＞）

刑事訴訟第24表 犯罪人の職業（表頭 官吏，准官吏及雇，等；表側 全員，全免，等）

刑事訴訟第25表 各庁に区分したる犯罪人の職業（表頭 大審院，東京上等，等；表側 全員，官吏，准官吏及雇，等）

刑事訴訟第26表 婦女の職業（表頭 准官吏，尼，等；表側 全員，婦女の処刑＜全免，懲役＜自十日至百日，自1年至3年，等＞等）

刑事訴訟第27表 各庁に区分したる婦女の職業（表頭 東京上等，東京，等；表側 全員，婦女の職業＜准官吏，尼，等＞）

刑事訴訟第28表 犯罪人の宗門（表頭 神道，天台宗，等；表側 全員，全免，等）

刑事訴訟第29表 各庁に区分したる犯罪人の宗門（表頭 大審院，東京上等，等；表側 神道，天台宗，等）

刑事訴訟第30表 婦女の宗門（表頭 神道，天台宗，等；表側 全員，婦女の処刑＜全免，懲役＜自十日至百日，自1年至3年，等＞等）

刑事訴訟第31表 各庁に区分したる婦女の宗門（表頭 東京上等，東京，等；表側 婦女の宗門＜神道，天台宗，等＞）

刑事訴訟第32表 死罪者の犯罪種類（表頭 人に対したる罪＜賊盜＜持児器強盗人を殺す，不持児器強盗人を殺す＞，人命＜人を謀殺す，人を謀殺せんとして傷す，等＞等＞，物に対したる罪＜賊盜＜持児器強盗，兇徒衆を聚め村市を毀壊し或は焼毀し財物を強奪す＞，詐偽＜宝貨を偽造す＞等＞；表側 全員，絞，斬，等）

刑事訴訟第33表 死罪者の刑名履歴減等（表頭 東京，横浜，等；表側 同前表）

刑事訴訟第34表 各庁に区分したる死罪者の犯罪種類（表頭 同前々表；表側 東京，横浜，等）

刑事訴訟第35表 犯罪人の減等（表頭 人に対したる罪＜戸婚＜子女を棄る，異母弟を棄る，等＞，賊盜＜持児器強盗人を傷す，不持児器強盗人を傷す，等＞等＞，物に対したる罪＜戸婚＜田糧を欺隠し版籍を脱漏し或は文字を変易す，田宅を重典売し或は牙保を為す，等＞，賊盜＜神社の御物を盗む，神社或は仏寺の賽銭を盗む，等＞等＞；表側 全員，原刑＜呵責，自十日至百日，等＞，自首＜1～3等＞等）

刑事訴訟第36表 各庁に区分したる犯罪人の減等（表頭 東京上等，東京＜本庁，支庁，等＞等；表側 同前表）

刑事訴訟第37表 犯罪の度数及び犯数（表頭 人に対したる罪＜戸婚＜故らに墮胎す，墮胎の技術を施し及び紹介を為す，等＞，賊盜＜持児器強盗人を殺す，持児器強盗人を傷す，等＞等＞，物に対したる罪＜戸婚＜田宅を重典売し或は牙保をなす，官物を棄毀す，等＞，賊盜＜神社の御物を盗む，神社或は仏寺の賽銭を盗む，等＞等＞；表側 全員，男，女，2度以上刑を受けしもの＜2～5度，6度以上＞等）

刑事訴訟第38表 犯罪人加等の刑名（表頭 全免減等無科，呵責，等；表側 同前表）

刑事訴訟第39表 各庁に区分したる犯罪の度数及び犯数（表頭 東京＜本庁，支庁，等＞，横浜＜本庁，区裁判所＞等；表側 同前表）

刑事訴訟第40表 2罪以上俱発及び滞獄曠過（表頭 人に対したる罪＜戸婚＜立嫡違法，子女を棄る，等＞，賊盜＜持児器強盗人を殺す，持児器強盗人を傷す，等＞等＞，物に対したる罪＜戸婚＜田宅を重典売し或は牙保を為す，官物を棄毀す，等＞，賊盜＜神社の御物を盗む，神社或は仏寺の賽銭を盗む，等＞等＞；表側 全員，男，女，2罪以上俱発のもの＜2～6罪＞，全員，男，女，滞獄曠過日数本罪内に算入するもの＜10日以下，11日より30日迄，等＞）

刑事訴訟第41表 2罪以上俱発及び滞獄曠過者の本刑（表頭 全免，呵責，等；表側 同前表）

刑事訴訟第42表 各庁に区分したる2罪以上俱発及び滞獄曠過（表頭 東京＜本庁，支庁，等＞，横浜＜本庁，区裁判所＞等；表側 同前表）

刑事訴訟第43表 瘋癪人及存留養親外国人関渉清国人処刑死後刑名宣告の犯罪種類（表頭 人に対したる罪＜戸婚＜子女を棄る，本籍を脱し逃亡＞，賊盜＜人の娘を和誘して清国人に壳渡周旋を為す，夜故なく人家に入る＞等＞，物に対したる罪＜戸婚＜田宅を重典売す，人の器物を棄毀す＞，賊盜＜自ら看守する所の金円物品を盗む，持児器強盗及徒，等＞等＞；表側 瘋癪人を殺傷或は放火するもの＜収贖，禁獄，等＞，犯罪存留養親のもの＜全罪収贖，棒錘の上等＞）

刑事訴訟第44表 瘋癪人及存留養親外国人関渉清国人処刑死後刑名宣告の各本刑（表頭 全免，減等無科，10日，等；表側 同前表）

刑事訴訟第45表 各庁に区分したる瘋癪人及存留養親外国人関渉清国人処刑死後刑名宣告（表頭 東京＜本庁，支庁，等＞，横浜，等；表側 同前表）

刑事訴訟第46表 役限増加の総数（表頭 役限増加等の区分：原犯の年に照し新に拘役＜役限増加等の縁由：逃走＞，懲役1年に入る＜再逃走＞等；表側 全員，男，女，原刑＜終身・5年以上・等＜男，女＞＞）

刑事訴訟第47表 各庁に区分したる役限増加の数（表頭 同前表；表側 東京，横浜，等）

刑事訴訟第48表 役限内減等の総数（表頭 役限内減等の因由：失人改正＜無罪，放免，等＞，曩に除族の上懲役7年の処改正復族の上禁獄終身，等；表側 同前々表）

刑事訴訟第49表 各庁に区分したる役限内減等の数

(表頭 東京、横浜、等；表側 全員、男、女、原刑<終身、5年以上、等>等、減等の因由<懲役人の逃走を報し因て逃走を致さざるを得減一等、同囚の脱監越獄を企望するを知て首報す減一等、等>等)

刑事訴訟第50表 大審院取扱件数人員の総数（表頭 刑事取扱：越高、新規、合計、処分<国事犯重大事件件数の内無罪に帰する、国事犯重大事件の内九州臨時裁判事務局へ引渡すもの、等>、未決<国事犯重大事件件数取調中、上告刑事件数取調中>；表側 件数、人員）別表（表頭 各上等裁判所より送呈死罪案取扱：越高、新規、合計、処分<死罪案通り批可送還、9年6月10日第86号布告に依り可処分旨指令送還、等>、未決<取調中>；表側 同前表）

刑事訴訟第51表 上等裁判所取扱件数人員の総数（表頭 上等裁判所刑事取扱：越高、新規、合計、処分済、検事より差戻しを乞ふに付還付、等>、各地方裁判所より送呈懲役終身罪案取扱：越高、新規、合計、罪案審批済、終身懲役罪案差出処死罪見込に付更に検事を経由し大審院批可済還付、等>等；表側 件数・人員<東京、大坂、等>）

刑事訴訟第52表 其1 地方裁判所取扱事件の総数（表頭 東京、横浜、等；表側 越高、新規、等、計、処分済<上告原裁判破毀に付他裁判所へ引渡、上告の処原裁判通り決行せしむるに付執行、等>、廃庁に付他庁へ移す、未決<死罪に処す可き者に付具案上等裁判所へ差出中、懲役終身に付具案上等裁判所へ差出中、等>）

其2 地方裁判所取扱人員の総数（同前表）

刑事訴訟第53表 其1 各支庁区裁判所取扱事件の総数（表頭 東京<支庁、区裁判所>、横浜区裁判所、等；表側 同前表）

其2 各支庁区裁判所取扱人員の総数（同前表）

刑事訴訟第54表 罪囚拘留時間（表頭 処分区別：越高、新規、合計、既済之部<処分済、検事或是警察官へ引渡、等>、現在之部<死罪見込に付上等裁判所の審批を待つ、懲役終身に付上等裁判所の審批を待つ、等>；表側 人員<全員、男、女>、拘留時間<1日より3日まで・4日より7日まで・等<男、女>>）

刑事訴訟第55表 各庁に区別したる罪囚拘留時間（表頭 拘留時間区分別：越高、新規、合計、既済之部・現在之部<1日より3日まで、4日より7日まで、等>；表側 東京上等・東京・等<男、女>）

刑事訴訟第56表 大審院東京臨時裁判所及東京弘前両裁判所に於て処断したる国事犯犯罪種類及種族貴籍年齢職業宗門（表頭 罪状<大審院<朝憲を紊乱せんと企つる者>、東京臨時裁判所<政府を顛覆し朝憲を紊乱せんと企て所の賊類と逆謀を議し計畫を主とする、政府を顛覆し朝憲を紊乱せんと企て拒捕して巡査に致命傷を負はしむる者及從、等>等>、種族<士族、平民>、貴籍<東京武蔵、京都山城、等>、年齢<15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より60歳以上70歳以下迄10歳刻み>、職業<巡査、漢学者、等>、宗門<神道、臨濟宗、等>；表側 全員、禁獄<10日、30日、等>懲役<50日、1年、等>等）

刑事訴訟第57表 其1 同上各庁に区別したる種族貴籍（表頭 種族<士族、平民>、貴籍<東京武蔵、京都山城、等>；表側 全員、大審院、東京臨時裁判所、等）

其2 同上各庁に区別したる年齢職業宗門（表頭 年齢<15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より60歳以

上70歳以下迄10年刻み>、職業<巡査、漢学者、等>、宗門<神道、臨濟宗、等>；表側 同前表）、刑事訴訟第58表 其1 同上滯獄曠過の数（表頭 滞獄曠過日数区分別：大審院<自147日至162日>、弘前裁判所<30日、曠過日数本罪に過ぎ直に放免>；表側 全員、禁獄<10日、30日、等>、懲役<2~3年、5年、等>）

其2 同上減等の数（表頭 犯罪種類：東京臨時裁判所<政府を顛覆し朝憲を紊乱せんと企て拒捕して巡査に致命傷を負はず際際及せし者、同上從>、東京裁判所<同志を募り兇徒に応じ諸藩を煽動し暴挙企て且他人の汽船を奪ひ朝鮮國を襲撃せんと図る者>；表側 全員、原刑<10年、斬>、情法酌量<1~3等減>等）

刑事訴訟第59表 九州臨時裁判所に於て処断したる国事犯犯罪種類及種族貴籍年齢（表頭 罪状<朝憲を紊乱せん事を企て兵器を弄し衆を聚め以て官兵に抵抗する従にして首と同く畫策を主るもの、同く首に擬するもの、等>、種族<士族、平民、等>、貴籍<東京府、大坂府、等>、年齢<7歳以上15歳以下、15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より70歳以上80歳以下迄10歳刻み、年齢不明分>；表側 全員、免罪、除族、等）

刑事訴訟第60表 同上減等の数（表頭 罪状<朝憲を紊乱せん事を企て兵器を弄し衆を聚め以て官兵に抵抗する従にして首と同く畫策を主とする、同く首に擬するもの、等>、本刑<斬、懲役10年、等>；表側 全員、情法酌量<1~8等、免罪>）

刑事訴訟第61表 熊本裁判所に於て処断したる暴動人の犯罪種類及種族貴籍年齢職業宗門（表頭 罪状<地方の変動に際し衆を聚め訟を構へ戸長に強逼し遂に村市を毀壊焼滅する者及從、同上附和隨行櫓屋を毀つ者、等>、種族<士族、平民、等>、貴籍<大分豊前、熊本肥後>、年齢<20歳以上30歳以下より50歳以上60歳以下迄10歳刻み、不詳>、職業<農業、不詳>、宗門<禪宗、真宗、不詳>；表側 全員、男、女、全免、呵責、等）

刑事訴訟第62表 同上処断区分別（表頭 懲役自十日至百日、同自1年至3年、等；表側 人員<全員、男、女>、処断区分別<実断<懲役・笞杖・等（男）>、無力実断<笞杖>>、贖罪<男、上数の外無力不能贖実断>、等>）

刑事訴訟第63表 清国領事館に於て処断したる犯罪人の数及び犯罪種類貴籍年齢職業（表頭 罪状<金錢衣類物品を窃取す、手を以て打傷す、等>、貴籍<東京武蔵、大坂摂津、等>、年齢<15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より40歳以上50歳以下迄10歳刻み>、職業<水夫、雇人、不詳>；表側 人員<全員、男、女>、懲役自十日至百日<実断<男、女>、贖罪<男>>）

正誤

#### (5) 司法省第四處務年報 第十一年度

調査対象年 明治11年度

内容細目

法律〔記事〕

裁判所廃置附管轄：〔記事〕

〔本年度末現在府名表〕（大審院、東京上等裁判所<東京、横浜、等>、大坂上等裁判所<京都、大坂、等>等、地方裁判所<本府：東京、横浜、等<支庁：千葉、栃木、等（区裁判所：築地、巴町、等）>>）

職員附雇外国人

〔12年6月30日現在司法部内職員表〕(表頭 官職: 倉庫官、書記官、等; 表側 人員, 11年6月30日より<増、減>)

本省: [記事]

〔12年6月30日現在本省局課別職員表〕(表頭 局課名: 上局、内記課、等; 表側 勅任<卿<1等>, 輔<2等>, 等>, 奏任<書記官<4~7等>, 判事<年俸1200円, 同960円, 等>等>等, 合計, 11年6月30日より<増、減>)

〔前年中の御用掛及雇給料区別表〕(表頭 内記課、内記課分課、等; 表側 御用掛<月給100円, 同80円, 等>, 雇<同70円, 同30円, 等>, 合計, 11年6月<増、減>)

〔大審院各裁判所現員表〕(表頭 庁名: 大審院、東京上等裁判所、等; 表側 判事、判事補、等, 合計, 11年6月30日より<増、減>)

〔前表中の判事判事補俸給区別表〕(表頭 同前表; 表側 判事<勅任<年俸4500円>, 奏任<同2400円, 同2100円, 等>>, 判事補<判任<月俸45円, 同40円, 等>>, 合計, 11年6月30日より<増、減>)

〔同検事検事補俸給区別表〕(表頭 同前表; 表側 檢事<奏任<月俸150円, 同100円, 等>>, 檢事補<判任<同45円, 同40円, 等>>, 合計, 11年6月30日より<増、減>)

〔同属並出仕等外の等級区別表〕(表頭 同前表; 表側 属並出仕<8~17等>, 等外<1~4等>, 合計, 11年6月30日より<増、減>)

〔同御用掛雇の給料区別表〕(表頭 同前表; 表側 御用掛<月給17円, 同15円, 等>, 雇<同50円, 同40円, 等>, 合計, 11年6月30日より<増、減>)

〔12年6月30日雇外国人現員表〕(表頭 奉職庁名別<外国名別<人名(職名)>>; 表側 給料、雇期限別表(表頭 合計, 11年6月30日より増; 表側 人員、給料)

法学専門生徒: [記事]

〔内外生徒教員及事務掛等総員表〕(表頭 生徒部類: 法学専門、出仕、等; 表側 生徒、前年度より<減>, 教師、前年度より<増>, 教員并事務掛、前年度より<減>)

恩赦特典: [記事]

国事犯及び人民より官府に対する訴訟: [記事]

華族並奏任官犯罪処分及喚問: [記事]

経費附土木: [記事]

〔本年度経費決算額の前年比較表〕(表頭 年度: 定額常費・額外常費・等<11~10年度, 10年度より<増、減>>; 表側 債給、給与、等)

〔本年度各庁別経費〕(表頭 本省<定額、額外、臨時費>, 大審院・東京上等裁判所・等<定額、額外>; 表側 債給、給与、等, 合計, 10年度より<増、減>)

〔本省並大審院諸裁判所本年度末現員経費対照表〕

(表頭 庁名: 本省、大審院、東京上等裁判所、等; 表側 人員、経費)

〔本年度新築起工せし経費金額千円以上の裁判所〕(表頭 庁名: 熊本裁判所・同大分支庁・等<在庁地名<造築種類>>; 表側 総坪、起工月日、落成月日、経費金額) 別表(庁数、坪数、経費金額)

書籍: [記事]

〔本年度中刊行書目表〕(表頭 各国刑法類纂、仏国法理論、等; 表側 冊数)

〔本年度中翻訳編纂したる書目〕(表頭 翻訳<亞米利加合衆国ルジシヤナ刑法、医家断訟学、等>, 編纂<沿革類聚法規目録、現行類聚法規、等>; 表側 冊数)

代言人: [記事]

〔代言人所在各裁判所表〕(表頭 東京上等裁判所、大阪上等裁判所、等, 合計、重複を除きたる数, 11年6月30日より増; 表側 人員)

#### (6) 司法省第五處務年報 第十二年度

調査対象年 明治12年度

内容細目

法律: [記事]

裁判所管轄附廃置: [記事]

〔本年度末現在庁名表〕(同前年同表)

職員附雇外国人

〔13年6月30日現在司法部内職員表〕(表頭 倉庫官、書記官、等; 表側 人員, 12年6月30日より<増、減>)

本省: [記事]

〔13年6月30日現在本省局課別職員表〕(表頭 局課名: 上局、議事局、等; 表側 勅任<卿<1等>, 輔<2等>>, 奏任<書記官<4~7等>, 判事<年俸1500円, 同1200円, 等>等>等, 合計, 12年6月30日より<増、減>)

〔前表中の御用掛及雇給料区別表〕(表頭 同前表; 表側 御用掛<月給150円, 同70円, 等>, 雇<同100円, 同90円, 等>, 合計, 12年6月30日より<増、減>)

〔13年6月30日大審院及各裁判所現員表〕(表頭 大審院、東京上等裁判所、等; 表側 判事、判事補、等, 合計, 12年6月30日より<増、減>)

〔前表中の判事及判事補俸給区別表〕(表頭 同前表; 表側 判事<勅任<年俸4500円, 同3500円>, 奏任<同3000円, 同2400円, 等>>, 判事補<判任<月俸45円, 同40円, 等>>, 合計, 12年6月30日より<増、減>)

〔同検事及検事補俸給区別表〕(表頭 同前表; 表側 檢事<年俸3500円, 同3000円, 等>, 檢事補<月俸45円, 同40円, 等>, 合計, 12年6月30日より<増、減>)

〔同属並出仕等外の等級区別表〕(表頭 同前表; 表側 属並出仕<8~17等>, 等外<1~4等>, 合計, 12年6月30日より<増、減>)

〔同御用掛及雇の給料区別表〕(表頭 同前表; 表側 御用掛<月給35円, 同25円, 等>, 雇<同40円, 30円, 等>, 合計, 12年6月30日より<増、減>)

〔13年6月30日雇外国人現員表〕(表頭 奉職庁名別<外国名別<人名(職名)>>; 表側 給料、雇期限別表(表頭 合計, 12年6月30日より減; 表側 人員、給料)

法学専門生徒: [記事]

〔内外生徒教員及事務掛等総員表〕(表頭 学員: 司法省学校、仏蘭西留学, 合計, 前年より<増、減>; 表側 生徒、外国教師, 等)

〔13年6月30日現員表〕(表頭 人員; 表側 生徒、教員、課業係)

恩赦特典: [記事]

国事犯及び人民より官府に対する訴訟: [記事]

華族並奏任官犯罪処分及喚問: [記事]

経費附土木: [記事]

[各費目に就き両年度増減比較表] (表頭 定額常費  
・額外常費<12~11年度, 11年度より<増, 減>>;  
表側 債給, 給与, 等)

[本年度各庁別経費] (表頭 本省・大審院・等<定額,  
額外>; 表側 債給, 給与, 等, 合計, 11年度より  
<増, 減>)

[本省並大審院諸裁判所本年度末現員経費対照表]  
(表頭 本省, 大審院, 等; 表側 人員, 経費)

書籍: [記事]

[本年度中刊行書目表] (表頭 類聚法規現行, 仏國  
訴訟法原論, 等; 表側 冊数)

[本年度中翻訳及び編纂の書目] (表頭 翻訳<英國  
法律要法, 英國治罪手続, 等>, 編纂<沿革類聚法規  
統篇目録, 現行類聚法規統篇, 等>; 表側 冊数)

[本年度新築起工せし経費金額千円以上の裁判所]  
(表頭 庁名; 東京裁判所木更津支庁・松江裁判所浜  
田支庁・等<在庁地名<造築種類>>; 表側 同前年  
同表) 別表(同前年同表)

代言人: [記事]

[13年6月30日各裁判所代言人現員表] (表頭 庁名:  
東京裁判所, 水戸裁判所, 等, 計, 12年6月30日より  
増; 表側 人員)

## (7) 司法省第六處務年報 第十三年度

調査対象年 明治13年度

内容細目

法律 [記事]

裁判所管轄附廃置: [記事]

[本年度未現在府名表] (同前年同表)

職員附雇外国人: [記事]

[14年6月30日司法部内職員現員表] (表頭 卿輔,  
書記官, 等; 表側 人員, 13年6月30日より<増,  
減>)

[14年6月30日現在本省局課別職員表] (表頭 上局,  
議事局, 等; 表側 勅任<卿輔<1~2等>>, 奏任  
<書記官<4~7等>>等, 合計, 13年6月30日より  
<増, 減>)

[前表中雇人員給料区分表] (表頭 同前表; 表側  
雇<月給<100円, 90円, 等>>, 合計, 13年6月30日  
より<増, 減>)

[大審院各裁判所現員表] (表頭 大審院, 東京上等  
裁判所, 等; 表側 判事, 判事補, 等, 合計, 13年6  
月30日より<増, 減>)

[前年中の判事判事補俸給区分表] (表頭 同前表;  
表側 判事<勅任<年俸(4500円, 3500円)>>, 奏任  
<年俸(3000円, 2400円, 等)>>, 判事補<判任  
<月俸(45円, 40円, 等)>>, 合計, 13年6月30日  
より<増, 減>)

[同検事検事補俸給区分表] (表頭 同前表; 表側  
検事<勅任<年俸(3500円)>>, 奏任<年俸(3000円,  
2400円, 等)>>, 檢事補<判任<月俸(45円, 40円,  
等)>>, 合計, 13年6月30日より<増, 減>)

[同属並に出仕等外の等級区分表] (表頭 同前表;  
表側 属並出仕<8~17等>, 等外<1~4等>, 合  
計, 13年6月30日より<増, 減>)

[同御用掛雇の給料区分表] (表頭 同前表; 表側  
御用掛<月給<35円, 20円>>, 雇<月給<50円, 30  
円, 等>>, 合計, 13年6月30日より<増, 減>)

[14年6月30日雇外国人現員表] (表頭 奉職庁名別

<外国名別<人名(職名)>>; 表側 給料, 雇期限)  
別表(表頭 計, 13年6月30日より減; 表側 人員,  
給料)

法学専門生徒: [記事]

[14年6月30日の内外外国生徒同教師教員事務掛等現員  
表] (表頭 生徒部類: 寄宿, 通学, 仏国留学; 表側  
生徒, 前年度より減, 内外外国教師, 前年度より減,  
教員事務掛, 前年度より<増, 減>)

恩赦特典 [記事]

国事犯及び行政裁判 [記事]

華族及び奏任官犯罪処分并に喚問 [記事]

経費附土木: [記事]

[各費目に就き両年度増減比較表] (表頭 定額常費  
<13~12年度, 12年度より<増, 減>>; 表側 債給,  
雜給, 等)

[本年度各庁別経費] (表頭 本省, 大審院, 等; 表側  
債給, 雜給, 等, 合計, 12年度より<増, 減>)

[本年并に大審院諸裁判所本年度末現員経費対照表]  
(同前年同表)

[本年度竣功せし経費金額千円以上の裁判所] (表頭  
広島控訴裁判所・広島始審裁判所・等<在庁地名  
<造材種類>>; 表側 同前年同表)

書籍: [記事]

[本年度中編纂書目] (表頭 沿革類聚法規, 現行類  
聚法規, 等; 表側 冊数)

[本年度中翻訳書目] (表頭 英吉利之部<英國民事  
犯法要説, 医家断訟学, 等>, 仏蘭西之部<亞米利加  
合衆国「ル井ジャナ」州民法, 民法覆義, 等; 表側  
冊数)

[本年度中刊行書目] (表頭 仏國刑法詳説, 大審院  
判決錄<刑事部>等; 表側 冊数)

代言人: [記事]

[14年6月30日各裁判所代言人現員表] (表頭 東京  
裁判所, 水戸裁判所, 等, 合計, 13年6月30日より増;  
表側 人員)

## (8) 司法省第七處務年報 明治十四年

調査対象年 明治14年

内容細目

本省組織 [記事]

裁判所区画: [記事]

[14年12月31日現在の庁名管轄区画表] (表頭 大審院  
<控訴: 東京控訴裁判所, 大阪控訴裁判所, 等<始審:  
東京, 横浜, 等(治安: 日本橋区, 京橋区, 等)>>;  
表側 府県別<国別<区郡別>>)

[重罪裁判所管轄地方表] (表頭 重罪裁判所: 東京重  
罪裁判所, 神奈川重罪裁判所, 等; 表側 管轄: 東京  
始審裁判所管轄の地方, 横浜始審裁判所管轄の地方,  
等)

職員附雇外国人: [記事]

[14年12月31日司法部内職員現員表] (表頭 卿輔, 書  
記官, 等; 表側 人員, 14年6月30日より<増, 減>)

[14年12月31日本省現員表] (表頭 局名: 上局, 第一~  
第九局; 表側 勅任<卿<1等>, 輔<2~3等>>, 奏任  
<書記官<4~7等>, 判事<年俸660円>, 等>等, 小計,  
14年6月30日より<増, 減>)

[前表中御用係及び雇の給料区分表] (表頭 庁名: 第  
一~第八局; 表側 御用掛並雇<月俸130円, 月俸  
100円, 等>, 外国人<月俸450円, 月俸150円>,  
小計, 14年6月30日より<増, 減>)

- [14年12月31日大審院及び各裁判所現員表]（表頭 庁名：大審院、東京上等裁判所、等；表側 判事、判事補、等、小計、14年6月30日より<増、減>）
- [前表中の判事及び判事補俸給区分表]（表頭 同前表；表側 判事<勅任《年俸4500円、年俸4200円、等》、奏任《年俸3000円、年俸2400円、等》>、判事補<判任《月俸45円、月俸40円、等》>、小計、14年6月30日より<増、減>）
- [同検事及び検事補俸給区分表]（表頭 同前表；表側 檢事<勅任《年俸4500円、年俸4200円、等》、奏任《年俸3000円、年俸2400円、等》>、檢事補<判任《月俸45円、月俸40円、等》>、小計、14年6月30日より<増、減>）
- [同属出仕書記等外の等級及び俸給区分表]（表頭 同前表；表側 属出仕<8~17等>、書記<月俸50円、月俸45円、等>等、小計、14年6月30日より<増、減>）
- [同御用係雇の俸給区分表]（表頭 同前表；表側 月俸35円、月俸30円、等、小計、14年6月30日より<増、減>）
- [14年12月31日の雇外国人現員表]（表頭 奉職庁名別<外国名別《人名（職名）》>；表側 給料、雇期）
- 法学生徒：〔記事〕
- [14年12月31日の内外生徒教員及び事務係等現員表]（表頭 生徒部類：寄宿生、通学生、仏国留学生；表側 生徒、本年6月30日より減、教師、本年6月30日より減、事務係、本年6月30日より減）
- 申奏〔記事〕
- 達〔記事〕
- 書籍：〔記事〕
- [本年中編纂竣工及び着手中の書籍]（表頭 類聚法規、司法省歴史、等；表側 竣功、手中）
- [本年中翻訳竣工及び着手中の書籍]（表頭 治罪法詳説、民事犯法要説、等；表側 同前表）
- [本年中刊行書目]（表頭 大審院判決録刑事、同民事、等；表側 冊数）
- 建築
- [本年中竣工せし経費全額千円以上の裁判所]（表頭 広島控訴裁判所・広島始審裁判所・等<在庁地名《造材種類》>；表側 同前年同表）
- 代言人：〔記事〕
- [14年12月31日各裁判所代理人現員表]（表頭 東京裁判所、水戸裁判所、等、合計、6月30日より増；表側 人員、6月30日より<増、減>）
- (9) 明治十四年司法省報告書
- 調査対象年 明治14年
- 内容細目
- 法律規則改正の事：〔記事〕
- 裁判所構成の事：〔記事〕
- 〔府名管轄区画表〕（内容省略）
- 〔重罪裁判所管轄地方表〕（内容省略）
- 庁舎新築の事：〔記事〕
- [1所にして新築の経費千円以上に及ぶもの]（表頭 庁名別；表側 坪数、経費全額）
- 職員の事 附雇外国人：〔記事〕
- [本年12月31日司法部内の現員表]（表頭 卿輔、書記官、等；表側 勅任、奏任、等）
- [本年12月31日本省現員表]（内容省略）
- [本年12月31日雇外国人現員表]（内容省略）
- 法学生徒の事：〔記事〕
- [生徒の現員学期の景況表]（生徒総人員、本科、予科<第1期卒業>、外国教師、教員兼事務掛）
- [12月31日の現員表]（生徒総人員、教員<内国人、外国人>、課業係）
- 恩赦特典奉行の事：〔記事〕
- [本年中恩赦の特典を奉行せし原刑及び減免の階級表]（表頭 庁使県別；表側 死刑<1等減>、懲役終身・全10年・等<1等減、放免>）
- [赦典を乞ふと雖ども減免を許さざるもの]（表頭 庁使県別；表側 原刑<死刑、懲役終身、等>）
- 行政裁判国事犯及び勅奏官華族等喚問奏請の事〔記事〕
- 編纂翻訳及書籍刊行の事：〔記事〕
- [本年中編纂のもの]（内容省略）
- [本年中翻訳のもの]（内容省略）
- [本年中刊行書目]（内容省略）
- 代言人の事：〔記事〕
- [本年12月31日各裁判所代言人現員表]（内容省略）
- (10) 司法省第八處務年報 明治十五年
- 調査対象年 明治15年
- 内容細目
- 本省組織 〔記事〕
- 裁判所区画：〔記事〕
- [本年12月31日現在の庁名及び管轄区画表]（表頭 大審院<控訴裁判所《始審裁判所（治安裁判所）》>；表側 府県別<國別《区郡別》>）
- 〔重罪裁判所管轄表〕（同前年同表）
- 職員附雇外国人：〔記事〕
- [15年12月31日司法部内職員現員表]（表頭 卿輔、書記官、等；表側 人員、14年12月31日比較<増、減>）
- [前表中本省現員表]（表頭 上局、第一~第十局、分課未定；表側 勅任<卿輔《1~3等》>、奏任<書記官《4~7等》>、判事<年俸3000円、同2400円、等>等、小計、明治14年12月31日より<増、減>）
- [前表中御用掛及び雇の給料区分表]（表頭 第一~第十局；表側 御用掛<100円、80円、等>、雇<130円、100円、等>、外国人<450円、150円>、小計、明治14年12月31日より<増、減>）
- [15年12月31日大審院及び各裁判所現員表]（表頭 大審院、東京控訴裁判所、等；表側 判事、判事補、等、小計、14年12月31日より<増、減>）
- [前表中の判事及び判事補俸給区分表]（表頭 同前表；表側 判事<勅任《4500円、4200円、等》、奏任《3000円、2400円、等》>、判事補<判任《45円、40円、等》>、小計、14年12月31日より<増、減>）
- [同検事及び検事補俸給区分表]（表頭 同前表；表側 檢事<勅任《4500円、4200円、等》、奏任《3000円、2400円、等》>、檢事補<判任《45円、40円、等》>、小計、14年12月31日より<増、減>）
- [同属出仕書記並に等外の等級区分表]（表頭 同前表；表側 属出仕<8~17等>、書記<50円、45円、等>等、小計、14年12月31日より<増、減>）
- [同御用掛の俸給区分表]（表頭 同前表；表側 月給30円、同15円、等、小計、14年12月31日より<増、減>）
- [15年12月31日現在雇外国人現員表]（表頭 奉職庁名別<外国名別《人名（職名）》>；表側 給料、雇期）
- 法学生徒：〔記事〕
- [15年12月31日現在の内外生徒教員事務係等現員表]（表頭 寄宿生、通学生、等；表側 生徒、14年12月

31日より減、教師、14年12月31日より無増減、事務係、課業係、14年12月31日より増)

申奏〔記事〕

達〔記事〕

書籍:〔記事〕

〔本年中編纂竣功及び着手中の書籍〕(表頭 現行類聚法規、司法省歴史、等; 表側 同前年同表)

〔本年中翻訳竣功及び着手中の書籍〕(表頭 民法草案講義、海上上律、等; 表側 同前表)

〔本年中刊行の書籍〕(表頭 仏国刑律実用、仏国民法提要、等; 表側 冊数)

建築:〔記事〕

〔本年中竣功せし経費全額千円以上の裁判所〕(表頭 名古屋始審裁判所・函館控訴裁判所附属官舎・等<在庁地名<造材>>; 表側 同前年同表)

代言人:〔記事〕

〔15年12月31日各裁判所代言人現員表〕(表頭 東京始審裁判所、千葉始審裁判所、等、計、14年12月末日より増; 表側 人員、14年12月31日より<増、減>)

#### (11) 明治十五年司法省報告書

調査対象年 明治15年

内容細目

法律規則の事〔記事〕

裁判所構成の事:〔記事〕

〔本年12月31日現在の庁名及び管轄区画表〕(内容省略)

〔重罪裁判所管轄〕(内容省略)

庁舎築造の事:〔記事〕

〔経費千円以上にして本年中落成せしもの〕(同前年同表)

本省組織及び職員の事 附雇外国人:〔記事〕

〔本年12月31日司法部内の現員表〕(同前年同表)

〔本年12月31日本省現員表〕(内容省略)

〔本年12月31日本省雇外国人現員表〕(内容省略)

法学生徒の事:〔記事〕

〔本年12月31日現在内外生徒教員事務係等総員表〕(内容省略)

死刑執行の命令及特赦仮出獄免監視の事〔記事〕

人民より官府及郡区戸長に対する訴訟の事〔記事〕

華族並有勲位者犯罪処分及喚問奏請の事〔記事〕

編纂翻訳及刊行書籍の事

〔本年中編纂竣功及び着手中の書籍〕(内容省略)

〔本年中翻訳竣功及び着手中の書籍〕(内容省略)

〔本年中刊行せし書籍〕(内容省略)

代言人の事

〔本年12月31日代言人所在地の始審庁名に応じ其現員表〕(内容省略)

#### (12) 司法省第九處務年報 明治十六年

調査対象年 明治16年

内容細目

本省組織〔記事〕

裁判所構成:〔記事〕

〔本年12月31日現在の大審院控訴始審同支庁治安の各裁判所及管轄区画表〕(表頭 大審院<控訴裁判所<始審裁判所(本庁、支庁)等>>; 表側 府県<国別<区郡別>>)

職員附雇外国人:〔記事〕

〔本年12月31日現在司法部内職員表〕(表頭 官職: 倉輔、書記官、等; 表側 人員、15年12月31日比較<増、減>)

〔前表中本省現員表〕(表頭 同前年同表; 表側 勅任卿輔<1~2等>, 奏任<書記官<4~7等>>, 判事<年俸1200円, 同 960円, 等>>等, 合計, 15年12月31日より<増、減>)

〔前表中御用掛及び雇給料区分表〕(表頭 同前年同表; 表側 奏任御用掛<100円, 80円, 等>, 判任御用掛<70円, 50円, 等>等, 合計, 15年12月31日より<増、減>)

〔本年12月31日大審院及び各裁判所現員表〕(表頭 大審院、東京控訴裁判所、等; 表側 判事、判事補、等、小計, 15年12月31日より<増、減>)

〔前表中の判事及び判事補俸給区分表〕(表頭 同前表; 表側 判事<勅任<4800円, 4500円, 等>, 奏任<3000円, 2400円, 等>>等, 合計, 15年12月31日より<増、減>)

〔同検事及び検事補俸給区分表〕(表頭 同前表; 表側 檢事<勅任<4800円, 4500円, 等>, 奏任<3000円, 2400円, 等>>, 檢事補<判任<4500円, 4000円, 等>>, 合計, 15年12月31日より<増、減>)

〔同属出仕書記及び等外出仕の等級並に月給区分表〕

(表頭 同前表; 表側 属出仕<8~17等>, 書記<50円, 45円>等, 合計, 15年12月31日より<増、減>)

〔同御用係雇の給料区分表〕(表頭 同前表; 表側 御用掛<20円, 15円, 等>, 御傭<15円, 12円, 等>等, 合計, 15年12月31日より<増、減>)

〔本年12月31日現在雇外国人現員表〕(表頭 奉職庁名<外国名別<人名(職名)>>; 表側 給料、傭期)別表(表頭, 計, 15年12月31日より増; 表側 人員, 給料)

法学生徒:〔記事〕

〔本年12月31日現在の内外生徒教師及び事務係等現員表〕(表頭 生徒部類: 正則生、変則生、外国留学生; 表側 生徒, 15年12月31日より増減, 教師, 15年12月31日より増, 事務課業係, 15年12月31日より増)

申奏〔記事〕

達附命令許可〔記事〕

編纂翻訳附刊行:〔記事〕

〔本年中編纂の書目〕(表頭 現行類聚法規, 非現行類聚法規, 等; 表側 竣功, 着手中)

〔本年中翻訳の書目〕(表頭 民法草按講義, 予審判事職務要領, 等; 表側 同前表)

〔本年中印行の書目〕(表頭 仏国民法覆義, 各国民法異同条弁, 等; 表側 冊数)

建築:〔記事〕

〔本年中竣功する経費金千円以上の裁判所建築〕(表頭 八王子支庁・八日市場支庁・等<地名<造材>>; 表側 同前年同表)

代言人:〔記事〕

〔本年12月31日各裁判所代言人現員表〕(表頭 東京始審裁判所, 横浜始審裁判所, 等; 表側 人員, 15年12月31日より<増、減>)

授受文書の数:〔記事〕

〔本年中本省収受及び発付の書類各月別表〕(表頭 収受, 発付; 表側 1~12月)

〔本年中当省各局既決の文書各月別表〕(表頭 太政官へ上申伺, 大審院裁判所警視庁府県憲兵本部へ達, 等; 表側 ; 同前表)

〔13〕 明治十六年司法省報告書

調査対象年 明治16年

## 内容細目

本省組織の事〔記事〕  
裁判所構成の事〔記事〕  
〔本年12月裁判所の現数表〕(表頭 裁判庁階級: 大審院、控訴裁判所、始審裁判所、同支庁、治安裁判所; 表側 庁数)  
職員の事〔記事〕  
〔本年12月31日現在司法部内職員現員表〕(表頭 員数、輔、書記官、等; 表側 員数)

## 法学生徒の事〔記事〕

申奏の事〔記事〕  
達の事〔記事〕  
建築の事〔記事〕  
編纂翻訳書の事 附刊行書  
〔本年中編纂翻訳に係る書類表〕(編纂書目<現行類聚法規、非現行類聚法規、等>, 翻訳書目<民法草按講義、予審判事職務要領、等>)  
代言人の事〔記事〕

## 解題

### 1 沿革

「司法省年報」は、これまで刊本としては「司法省第二年報 明治九年」がもっとも古い年報であって、「第一年報」の刊本の存在は不明であった。ところが「第二年報」の巻頭に司法卿田中不二麿による、つぎのような緒言がある。

「司法省報告書は明治八年に創始し其記する所は省中処務の概略に係り民事刑事の綜計に至ては別に之を編制し副るに其説明を以てす即ち綜計表上申書是なり…」

これによると明治8年度は、同省の処務の概略を記載した司法省「第一年報」と「民事綜計表」、「刑事綜計表」の3編に分けて刊行されたとある。そのうち民事と刑事の綜計表は、それぞれ「明治八年民事綜計表」、「明治八年刑事綜計表」として刊行されている。そこで、「司法省第一年報」も当然刊行された筈であるが、最近までの調査では法務省、最高裁判所のどちらの図書館にも所蔵されておらず、内閣文庫にもなかった。ところが最近、本書の作成中、偶然の機会から筆者は、国立公文書館の「公文録」のなかから、「第一年報」の稿本を発見することができた。それは同館所蔵の「公文録」の索引のひとつである「記録材料目録 第十卷」が手掛けとなつたのである。

この稿本は、巻頭に太政官公文と印刷された罫紙が1丁綴じこまれており、この罫紙の第1行目に「司法省報告書」とあり、第3行目に「第一回報告 塾充率共開リニ至ル」とある。また右肩に「太政官」という朱印が押してある。これによるとこの稿本は当時、司法省から太政官へ進呈され、太政官記録課で保管してあったものであろう。司法省の作成した本文は厚手の無罫の用紙を使用しており、その表紙には「明治八年度報告書 司法省」とあり、そのはじめにつぎのような緒言がある。

「世運の興隆する事務隨て繁起し法律隨て詳密なり一年間施行する所を以てすら猶簡策錯雜検討し難きに苦む況や數年の久しき百事の多き其治革廃置安ぞ瞭知するを得ん本省客歲報告書編纂の命を奉じ始めて明治八年度より着手し且其第一回なるを以て維新以還の事蹟を併収し其要旨を提掲し繁を省き冗を刪り務めて簡明に附く…」

このように「第一年報」は、その稿本が存在し、さらに緒言に上記のような文章があるのであるから、刊行されたことはほぼ間違いないであろう。この刊本の探索は今後の課題である。

「司法省第二年報 明治九年」は、その緒言に先に掲げた文章についてつぎのようにある。

「…而して九年十年の綜計表既に成ると雖も上申書及報告書の如きは未だ之を進達するの期に際せず蓋し九年以來百事変更する所多く加ふるに徴用すべきの文書頗る錯雜して紬繹の難きに苦しむ是れ其遷延を来せる所以なり茲に明治九年の報告書成る而して民事刑事綜計表の如きは本省報告の最要件なるを以て専ら法律の沿革に対照し特に之れが説明を為せり宜しく省中処務の諸項と互看を要すべきものなり乃ち八年の体裁を改め綜計表及其説明を合して一冊と為し名くるに第二年報を以てし例に依て之を進達す」

この緒言にあるように、「第二年報」は別に刊行した、「民事綜計表 明治九年」と「刑事綜計表 明治九年」をそのまま再録し、さらに両綜計表にはない概要をも付すという構成をとっている。

「司法省第三年報」も同様に「明治十年民事綜計表」と、「明治十年刑事綜計表」をそのまま収録している。

「司法省第四處務年報」は、明治15年9月付の司法卿大木喬任の緒言にあるように、民事、刑事綜計表を一冊に収録しようとしたが、統計編集作業が遅れたため、分冊で出すこととなった。その第一編として刊行されたのが「司法省第四處務年報」であり、書名も上記のように改められた。第二編は「第四民事統計年報」、第三編は「第四刑事統計年報」として編集が完了次第、順次刊行するといっているが、その後、第10回まで「司法省處務年報」という書名で刊行された。明治18年を対象年とする第11回だけは、「處務報告書」という書名に変ったが、その後第12回(明治19年)、第13回(明治20年)は再び「處務年報」と、もとの題名に戻して刊行された。第14回以降は、これまでの處務年報とその頃刊行されていた司法省の経費年報を合併して「司法省事務功程報告」と改題して刊行されたが、これは明治24年を対象年とする「司法省第十七事務功程報告」までフォローすることができたが、その後この年報が引き続き刊行されたか、あるいは別の書名で刊行されたか、現在の調査段階では不明である。

その後、明治27年を対象年とする「司法一覧」が刊行された。(「びぶろす」14巻8号の「法務図書館: 法務省刊行物の紹介 昭和38年」による。ただし筆者は明治30年を対象年にする「司法一覧」から見ることができたが、明治27~29年の「司法一覧」は未見である。)

この「司法一覧」は一枚の統計表で折本の体裁をとっている。この折本形態の「司法一覧」は大正13年分まで続き、14年分からは冊子の形態となって、司法省調査課から昭和22年度まで順調に刊行された。

昭和23年、最高裁判所が設置され司法省は法務庁と改称、さらに24年には法務府と改称、昭和23年度分は「法務一覧」の題名で法務府から刊行された。昭和24年度分からは、さらに内容を充実して年鑑として編纂し、「法務年鑑」と改題して刊行、現在にいたっている。

### 2 調査目的

「司法省年報」は司法業務の毎年報告書であって、「第二年報」、「第三年報」はたまたま民事、刑事のくわしい報告書が再録されているが、それ以降は本省処務の概略を内容とし、民事、刑事統計表はその簡単な結果表と解説が収録されているにすぎない。したがって、少なくとも明治前期の司法統計に関する限りは、「刑事統計表」およびその後身である「司法省刑事統計年報」と、「民事統計表」およびその後身である「司法省民事統計年報」が第1次統計表であるといってよい。

### 3 調査対象

#### 「司法省明治八年度報告書」

司法省年報の第1回であり、つぎのような構成をもつ。

##### 本省事務要領

職員 本省分課（統計表第1号 第2号 司法省分課表）

雇外国人（第3号 雇外国人表）

海外派遣生徒（無号 海外派遣生徒表）

建築（第4号 新築表）

恩赦（第5号 罪囚恩赦表）

民刑事（第6号 大審院并各裁判所各県開拓使民刑事件数表（明治8年1月～12月），第7号 全国死罪表（明治8年1月～12月），第8号 処刑区別表（明治8年1月～12月），第9号 罪名区別表（明治8年1月～12月），勧解裁判 第10号 勧解裁判件数表（明治8年12月中），民刑事特異件目

経費（第11号 司法省経費表，第12号 司法省経費明細表）

維新以降至明治8年6月沿革概略 無号 明治4年以降経費

この第1回の司法省年報の対象年度は、処務については会計年度（明治8年7月～9年6月）であるが、収録統計表は、明治8年暦年であり、「明治八年民事統計表」と「明治八年刑事統計表」のはばっさいである。

ただし何故か、この年報の刑事統計には「明治八年刑事統計表」に収録されなかった統計表が1表ある。それは第7号の明治8年の全国死罪表である。これは全国裁判所別、処刑方法別になっているので決行表であるが、その内訳は、梶が13人、斬が371人、絞が68人、計452人である。（ただし、裁判所別に合計すると432人となり、数値が合わない。「司法省第二年報」の32p.にある「死罪に該する者の罪状刑名」に掲載された統計表の8年の合計は452人であるから、恐らく、箇々の数字に誤りがあるのであろう。）

#### 「司法省第二年報」

「司法省第二年報」の構成は、先に沿革の項で述べたように、3編に分かれている。第1編 処務概略（明治8年度、明治8年7月～9年6月）、第2編 民事統計要旨 民事統計表、第3編 刑事統計要旨 刑事統計表。第2編と第3編は、前に述べたように、「明治九年民事統計表」と「明治九年刑事統計表」の再録であるから、その解説は、後段の「司法省民事統計表」、「司法省刑事統計表」の解題のなかに含めることとしてここでは省略する。

第1編の処務概略は、前年の「明治八年度報告」より若干くわしくなり、つぎのような構成となった。

法律規則、裁判所配置、職員 雇外国人、法学専門生徒、経費 附土木、書籍、恩赦特典、代言人

このうち、裁判所配置は今回はじめて掲載されたものである。統計調査系列にとって裁判所の管轄区域の問題は重要であるのでつぎにその表を掲載しておこう。

明治10年6月現在裁判所管轄区域表

裁判所名	管轄府県
東京上等裁判所々轄	東京裁判所 東京府、千葉県、伊豆国七島
	横浜裁判所 神奈川県
	水戸裁判所 栃木県、茨城県
	熊谷裁判所 群馬県、埼玉県
	名古屋裁判所 愛知県、三重県
	静岡裁判所 静岡県、山梨県
	新潟裁判所 新潟裁判所
大坂上等裁判所々轄	松本裁判所 長野県、岐阜県
	京都裁判所 京都府、滋賀県
	大阪裁判所 大阪府、堺県、和歌山県
	神戸裁判所 兵庫県、岡山县
	金沢裁判所 石川県
	松山裁判所 愛媛県
	高知裁判所 高知県
宮城上等裁判所々轄	松江裁判所 島根県
	広島裁判所 山口県、広島県
	弘前裁判所 青森県、秋田県
	仙台裁判所 岩手県、宮城县
	福島裁判所 山形県、福島県
	函館裁判所 北海道従前管轄内
	長崎裁判所 長崎県、福岡県
熊本裁判所	熊本裁判所 熊本県、大分県
	鹿児島裁判所 鹿児島県

この他、府県裁判所の支庁36ヶ所、区裁判所134ヶ所が設置されている。

またこの「第二年報」ではじめて代言人の項目があげられた。その統計によると明治9年末現在の代言人は、上等裁判所所属84人、地方裁判所所属433人、そのうち両裁判所を兼任している72人を重複として除くと実数は445人である。

なお、この「第二年報」には、書誌に掲げたように、総理府統計局図書館に、その要旨のみをばっしりした別の刊本がある。ただし、このばっしり本は、「第二年報」のみであって、「第三年報」以降については、現在のところ発見することはできなかった。

#### 「司法省第三年報」

「第三年報」は、明治10年を調査対象年とし、「第二年報」と同じく、「明治十年民事統計表」と「明治十年刑事統計表」をそのまま収録している。明治14年12月の日付のある、司法卿大木喬任の申奏の辞に「本省報告書の遷延せし所以の者第二年報申奏書中謂ふ所の如く己むを得ざるの事故あるを以てなり爾來貽勉今又第三年報編成成功を竣ふ然るに右両書中編入する所の民事刑事統計表は其事理を盡さざる者多し此れ両三年前既に調理する所に係るを以て今遽かに改むべからざるに由る将に第四年報の編成に至て大に更正する所あらんとす謹奏」とある。これによるとこの「第三年報」の本体である明治10年の「民事統計表」と「刑事統計表」はその精度に問題があるがすでに3年前に完成しており、現時点で修正不可能であるため、止むを得ず収録したとある。

全体の構成は次のとおりである。

#### 第一編 処務概略

##### 法律

裁判所廃置 附管轄

職員 附雇外国人

法学専門生徒

恩赦特典

国事犯及び人民より官府に対する訴訟

華族及び奏任官犯罪処分 附喚問

経費 附土木

書籍 附翻訳編纂表式

代言人

#### 第二編

民事統計要旨

民事統計表（第一表～第二十二表）

#### 第三編

刑事統計要旨

刑事統計表（第一表～第六十三表）

そのうち、第2編と第3編は、前年の「司法省年報」のばあいと同じく、それぞれ「司法省民事統計年報」、「司法省刑事統計年報」のところで扱うこととし、ここでは省略する。第1編の処務概略も大体は前年と変わらない。前年とよくに変わったのは、国事犯及び人民より官府に対する訴訟と貴族及び奏任官犯罪処分に関する統計表である。また、西南戦争の敗者の裁判を行なった九州臨時裁判所、熊本裁判所の処刑統計表が収録されていることは、注目すべきである。

#### 「司法省第四處務年報」

「司法省年報」は、明治11年度を対象とする第4回から編集方針が変って、これまで3編に分かれ、第1編に処務概略、第2編に民事統計表、第3編に刑事統計表を収録していたが、今回から第2編と第3編を独立させることとなった。その結果、第2編は「司法省民事統計年報」、第3編は「司法省刑事統計年報」と改題されて別に刊行され、「司法省年報」は、第1編の処務概略のみを収録し、その書名も「司法省處務年報」と改題された。「第四處務年報」の構成は前年と変らない。

「司法省第五處務年報」、「司法省第六處務年報」は、それぞれ明治12年度、明治13年度を対象年度として刊行されたが、その構成は「第四處務年報」と同様である。

#### 「司法省第七處務年報」

この「第七處務年報」から、対象年は明治14年暦年となった。その理由は、凡例にあるように、会計年度では決算の最終統計数値の発表されるのが遅く、これをまつてると、司法統計の報告が遅れてしまうからである。その結果、全体の構成も少し変更されてつぎのようになった。

本省組織、裁判所区画、職員 附雇外国人、法学生徒、申奏、達、書籍、建築、代言人

「司法省第八處務年報」、「司法省第九處務年報」は、それぞれ、明治15年と16年を対象年として刊行された。全体の構成は前回と大きな変更はない。

最後に、今回の調査で、国立公文書館に所蔵されている「公文録」のなかに、「司法省第七處務年報」から「第九處務年報」の原稿と思われる稿本を3冊発見したので書誌に掲載した。稿本は「司法省報告書」という題名になっている。これを見ると収録統計表は大体刊本と同様であるが、若干の相違がある。刊本は稿本をさらに編集して刊行したものと思われる。そこで今回は、稿本にあって刊本にない統計表のみの統計索引を本書に収録し、刊本にもある統計表の索引は省略した。

- (1) 明治八年 民事統計表 司法省 編 [刊年不詳] 47p. (内)④(法)⑥(セ・マ)  
 (2) 明治九年 民事統計表 司法省 編 [刊年不詳] 35丁 (総) (内) (セ・マ)  
 (3) 明治十年 民事統計表 司法省 編 [刊年不詳] 35丁 (総)①(内)④(法)②(セ・マ)  
 (4) 司法省第四民事統計年報 明治十一年 [司法省] 編 明治15年 [巻頭] 45p., 65丁  
     (総) (内) (法) (セ・マ)  
 (5) 司法省第五民事統計年報 明治十二年 [司法省] 編 明治15年 [巻頭] 50p., 65丁  
     (総) (内) (法) (セ・マ)  
 (6) 司法省第六民事統計年報 明治十三年 [司法省] 編 明治16年 [巻頭] 75p., 66丁  
     (総) (内) (法) (セ・マ)  
 (7) 司法省第七民事統計年報 明治十四年 [司法省] 編 明治16年 [巻頭] 201p.  
     (総) (内) (法) (セ・マ)  
 (8) 司法省第八民事統計年報 明治十五年 [司法省] 編 明治17年 [巻頭] 385p.③  
     (総) (内) (法) (セ・マ)

#### 所蔵注記

- Ⓐ 内閣文庫所蔵のものは裏表紙がなく、あとで白紙を1枚つけたしている。最終ページは46p. であり、このページの右下が欠けているため、45p. の左下すみと46p. の右下すみの数字は読むことができない。
- Ⓑ 法務図書館所蔵のものは最終ページ47p. であり、うら白で終っている。
- Ⓒ 内閣文庫所蔵本は、31丁～35丁が乱丁になっている。

#### 書誌注記

- ① 内閣文庫所蔵本および総理府統計局図書館所蔵本には、巻頭に正誤表があり、その首には「明治十年民事訴訟表」と書いてある。
- ② 法務図書館所蔵本には、巻頭に「明治十年民事訴訟表」と記載の正誤表はなく、最終ページに「正誤」のみがある。
- ③ 第21表より第25表まで、目次の表名と本文統計表内容との間にずれがある。統計表索引の書き上げは、本文統計表の順序に従った。

#### 統計内容注記

##### (1) 明治八年 民事統計表

調査対象年 明治8年

##### 内容細目

###### 民事第1表 大審院

其1 件数区分（上告<5月24日開庁>, 判決, 未決<12月31日>）

其2〔判決件数の明細〕（表頭 生糸損金弁償, 木綿糸代金取戻, 等, 通計, 終審庁名<元司法省裁判所, 東京上等裁判所, 大坂上等裁判所>; 表側 開庁前の上告に付却下, 終審の裁判開庁前に付却下, 等, 合計, 終審庁名<司法省裁判所, 東京上等裁判所, 大坂上等裁判所>）別表（外国人交渉<甲号～丁号>）

其3〔上告より判決に至るの時間〕（表頭 即日, 7日以下, 等; 表側 開庁前の上告に付却下, 終審の裁判開庁前に付却下, 等）

民事第2表〔司法省裁判所各上等裁判所出訴結局未決件数〕

其1〔司法省裁判所の出訴結局未決の総件数〕（表頭 司法省裁判所<5月4日開庁>; 表側 出訴件数<明治7年12月より越高, 新訴>, 結局件数<訴状下, 願下, 裁許>, 5月4日未決件数）

其2〔各上等裁判所の出訴結局未決の総件数〕（表頭 出訴区分<元司法省裁判所より引継, 新訴>, 結局区分<訴状下, 願下, 対談済, 裁許>, 12月31日未決件数; 表側 東京, 大坂, 福島<7月2日より>, 宮城<11月2日より>, 長崎）別表（外国人交渉<甲印～己印>）

其3〔司法省裁判所結局件数明細〕（表頭 司法省裁判所訴訟事件：損金代償請求, 売掛代金催促, 等, 通計, 結局区分中<初告, 控訴>, 控訴件数中該裁判所の終審を経て再び控訴したるもの, 控訴裁許30件中<初審通りの分, 初審と異なる分>; 表側 結局区分<訴状下, 願下, 裁許>, 訴訟区分<初告, 控訴>）

別表（外国人交渉<甲号～辛号>）

其4〔司法省裁判所訴訟原裁判所件数〕（表頭 原裁判所件数, 通計, 控訴件数中該裁判所の終審を経て再び控訴したるもの, 控訴裁許30件中<初審通りの分, 初審と異なる分>; 表側 府県裁判所別）

其5〔東京上等裁判所結局件数明細〕（表頭 東京上等裁判所訴訟事件：貸金催促, 預金淹滞, 等, 通計, 結局区分中<初告, 控訴>, 控訴裁許75件中<初審通りの分, 初審と異なる分>; 表側 同前々表）別表（外国人交渉<甲号～癸号>, 身代限）

其6〔東京上等裁判所訴訟原裁判所件数〕（表頭 原裁判所件数, 通計, 控訴裁許75件中<初審通りの分, 初審と異なる分>; 表側 府県裁判所別）

其7〔大坂上等裁判所訴訟事件結局件数明細〕（表頭 大坂上等裁判所訴訟事件：貸金催促, 船代金淹滞, 等; 表側 結局区分<訴状下, 願下, 等>, 訴訟区分<初告, 控訴>, 初審庁名<大坂, 京都, 等>）

其8〔宮城上等裁判所訴訟事件結局件数明細〕（表頭 宮城上等裁判所訴訟事件：貸金催促, 預金取戻, 等; 表側 同前表）

其9〔長崎上等裁判所訴訟事件結局件数明細〕（表頭

長崎上等裁判所訴訟事件：貸金催促，預金取戻，等；表側 同前表）

其10 [各所出訴より結局に至るの時間]（表頭 司法省裁判所・東京上等裁判所・等<即日，7日以下，等>；表側 訴状下、願下、等）

民事第3表 [各上等裁判所所轄件数明細]

其1 東京上等裁判所所轄（表頭 庁名：東京裁判所<本庁，第一支庁，等>，開市場裁判所，神奈川裁判所，等；表側 越高，廢庁或は合併に付他より受取，新訴，合計，結局<訴状下げ，願下げ，等>，合計，廢庁或は合併に付他へ移す未決，8年12月31日未決）

其2 大坂上等裁判所所轄（表頭 庁名別；表側 同前表）

其3 宮城上等裁判所所轄（同前表）

其4 長崎上等裁判所所轄（同前表） 別表（表頭 各上等裁判所所轄総計，各上等裁判所所轄及開拓使総計，総計実数；表側 同前表）

民事第4表 四上等裁判所所轄控訴件数（表頭 東京上等裁判所々轄控訴件数<東京裁判所，神奈川裁判所，等>，大坂上等裁判所所轄控訴件数<大坂裁判所，京都裁判所，等>等；表側 添翰渡す，届出）

民事第5表 民事裁判中外国人交渉件数（表頭 東京裁判所，神奈川裁判所，等；表側 訴状下，願下，等）

民事第6表 勧解件数（表頭 東京裁判所<第一～第五支庁>，小倉県；表側 越高，新訴，結局区分<勧解に服す，願下，等>，合計，未決）

民事第7表 [各裁判所の結局件数中金銭に関すると関せざるとの区別]

其1 大審院司法省裁判所各上等裁判所（表頭 金円区分：5円以下，5円以上10円以下，等，通計<件数，金高>，金銭に関せざる件数，金銭に関不関合計，右之内外国人交渉件数；表側 大審院司法省裁判所，等）

其2 各裁判所（表頭 5円以下，5円以上10円以下，等，通計<件数，金高>，金銭に関せざる件数，金銭に関不関合計；表側 東京裁判所，京都裁判所，等）

其3 裁判所各支庁（表頭 同前表；表側 東京<第一～第四支庁>，京都<淀支庁，園部支庁，等>等）

其4 各裁判所本支庁合記（表頭 同前表；表側 東京裁判所第一～第四支庁，京都裁判所淀支庁園部支庁，等，通計，支庁なき裁判所6庁）

其5 各県及開拓使（表頭 同前表；表側 使府県裁判所別）

其6 各県支庁（表頭 同前表；表側 愛知県<豊橋支庁>，長野県<佐久支庁>等）

其7 各県本支庁合記（表頭 同前表；表側 愛知県豊橋支庁，長野県佐久支庁，等，通計，支庁なき38県）

其8 大審院諸裁判所各県本支庁合記（表頭 同前表；表側 其1合計～其6合計） 別表（表頭 裁判所名：東京，大坂，等；表側 外国人交渉件数）

民事第8表 [各裁判所所轄身代限件数明細]

其1 東京上等裁判所所轄（表頭 庁名：東京裁判所<本庁，第二支庁>，神奈川裁判所，等；表側 身代限件数，同人員，負債金高，償還金高，負債高金百円米十石に付償還高之割合）

其2 大坂上等裁判所所轄（表頭 庁名別；表側 同前表）

其3 宮城上等裁判所々轄（同前表）

其4 長崎上等裁判所々轄（同前表） 别表（表頭 四上等裁判所所轄裁判所県合計，外に東京上等裁判所，

開拓使，東京上等裁判所并四上等裁判所々轄裁判所県及開拓使合計；表側 同前表）

民事第9表 各国領事廻件数（明治4～8年）（表頭 訴訟件目：貸金淹滞，立換金淹滞，等；表側 葡萄牙，仏蘭西，等，合計，結局，未済） 別表（表頭 同前表；表側 東京裁判所，東京府，等）

(4) 司法省第四民事統計年報 明治十一年

調査対象年 明治11年

内容細目

民事裁判統計要旨

大審院事務 自第1号表至第4号表：〔記事〕

〔上告事件前年比較増減表〕（表頭 上告の結果：総数，越件，新訴，等，結局区分<願下，棄却，等>等；表側 10年件数，11年件数，10年より<増，減>）

上等裁判所事務 自第5号至第9号表：〔記事〕

〔控訴件数の前年比較増減表〕（表頭 控訴初告：控訴総数，越件，新訴，控訴結局区分<願下，解訟，等>等，初告総数，越件，新訴，等，初告結局区分<願下，解訟，等>等；表側 同前表）

〔官厅に対する事件の前年比較増減表〕（表頭 東京上等裁判所，大坂上等裁判所，等；表側 10年新訴件数・11年新訴件数<控訴，初告>，10年より<増，減>）

地方裁判所事務 自第10号表至第15号表：〔記事〕

〔始審裁判に関する事件の前年比較増減表〕（表頭 訴訟の決果：総数，越件，新訴，等；表側 10年件数，11年件数，10年より<増，減>）

〔本年受ける所の新訴件数前年比較表〕（表頭 東京，横浜，等；表側 10年新訴件数，11年新訴件数，10年より<増，減>）

〔金銭に関する結局件数及び其金額の前年比較増減表〕（表頭 同前表；表側 10年件数，11年件数，10年より<増，減>，10年金額，11年金額，10年より<増，減>）

〔全員階級の前年比較表〕（表頭 全員階級：5円未満，5円以上10円未満，等；表側 10年件数，11年件数，10年より<増，減>）

身代限：〔記事〕

〔各庁身代限処分件数の前年比較増減表〕（表頭 東京，横浜，等；表側 10年身代限件数，11年身代限数，10年より<増，減>）

勧解 自第16号表至第17号表：〔記事〕

〔勧解結果の前年比較増減表〕（表頭 総数，越件，新訴，等；表側 10年件数，11年件数，10年より<増，減>）

〔各庁に於て本年受ける新訴の前年比較表〕（表頭 東京，横浜，等；表側 10年新訴件数，11年新訴件数，10年より<増，減>）

内外交渉の訴訟 自第18号表至第21号表 〔記事〕

民事裁判統計表

第1部 大審院

第1部大審院第1号 上告総数及其結果並破毀の後事件を移したる裁判所（表頭 原裁判所府名：東京上等裁判所，大坂上等裁判所，等；表側 件数<総数，越高，新訴>，結局区分<願下，棄却，等>等）

第1部大審院第2号 上告より結局に至る時間区分に依て順別したる訴訟の結果（表頭 時間区分：10日以下，1月以下，等；表側 結局総数，結局区分<願下，棄却，等>）

第1部大審院第3号 上告種類に依て順別したる訴訟

の結果及原裁判所（表頭 上告種類：人事<家督相続、夫妻離別、等>、土地<地所所有、地所境界、等>等；表側 結局総数、結局区別<願下、棄却、等>、原裁判所<東京、大坂、等>）

第1部大審院第4号 金銭に関する訴訟の全員階級（全員階級：5円未満、5円以上10円未満、等）

第2部 上等裁判所

第2部上等裁判所第5号 控訴初告の総数及其結果並出訴より結局に至る時間区別（表頭 東京上等裁判所、大坂上等裁判所、等；表側 件数<総数、越高、等>、結局区別<控訴・初告<願下、解訟、等>>等、出訴より結局に至る時間<10日以下、1月以下、等>）

第2部上等裁判所第6号 控訴の総数及其結果並初審庁名（表頭 東京上等裁判所<東京裁判所、横浜裁判所、等>、大坂上等裁判所<京都裁判所、大阪裁判所、等>等；表側 控訴件数<総数、越高、等>、結局区別<願下、解訟、等>等）

第2部上等裁判所第7号 控訴種類に依て順別したる控訴の結果及審理せし各上等裁判所（表頭 控訴種類；人事<家督相続、本家再興、等>、土地<地所々有、地所境界、等>等；表側 結局総数、結局区別<願下、解訟、等>、各上等裁判所<東京、大坂、等>）

第2部上等裁判所第8号 人民より院省使府県に係る初告種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各上等裁判所（表頭 初告種類：人事<放雇、老養扶持、等>等；表側 同前表）

第2部上等裁判所第9号 金銭に関する訴訟の金員階級（表頭 東京上等裁判所、大坂上等裁判所、等；表側 金員階級：5円未満、5円以上10円未満、等）

第3部 各地方裁判所

第3部地方裁判所第10号 訴訟の総数及其結果並出訴より結局に至る時間区別（表頭 東京上等裁判所々轄<東京<東京本庁、千葉支庁、等>、横浜<横浜本庁、横浜区、等>等、大坂上等裁判所々轄<京都<京都本庁、大津支庁、等>、大坂<大坂本庁、堺支庁、等>等；表側 訴訟件数<総数、越高、等>、結局区別<願下、解訟、等>等、出訴より結局までの時間<即日、10日以下、等>）

第3部地方裁判所第11号 訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果（表頭 訴訟種類：人事<家督相続、家名興立、等>、土地<地所所有、地所境界、等>等；表側 結局総数、結局区別<願下、解訟、等>）

第3部地方裁判所第12号 各地方裁判所に區別したる訴訟種類（表頭 同前表；表側 東京上等裁判所所轄<東京、横浜、等>、大坂上等裁判所所轄<京都、大坂、等>等）

第3部地方裁判所第13号 金銭に関する訴訟件数の金員階級（表頭 東京上等裁判所所轄<東京<本庁、千葉支庁、等>、横浜<本庁、横浜区、等>、大坂上等裁判所所轄<京都<本庁、大津支庁、等>、大坂<本庁、和歌山支庁、等>等；表側 5円未満、5円以上10円未満、等、合計、金員実数）

第3部地方裁判所第14号 身代限件数及債主負債主の人員并負債高償還高の區別（表頭 同前表；表側 身代限件数<被告件数、配賦済件数、等>、同人員<負債主人員、債主人員<先取権ある、通常>>、負債金高、償却金高、等）

第3部地方裁判所第15号 前表に掲げし身代限処分件数の金員階級（表頭 同前表；表側 同前々表）

#### 第4部 勧解裁判所

第4部勧解第16号 勧解総数及其結果（表頭 同前表；表側 総数、件数<越高、新訴>等、結局区別<願下、棄却、等>等）

第4部勧解第17号 勘解種類に依て順別したる勘解の結果（表頭 人事<家督相続、絶家再興、等>、土地<地所所有、地所境界、等>等；表側 結局総数、結局区別<願下、棄却、等>）

#### 第5部 内外交渉の訴訟

第5部内外交渉の訴訟第18号 外国人より内国人に係る上告種類に依て順別したる訴訟の結果及原裁判所并外国人国名（表頭 上告種類：金銭<金銭貸借、償金、等>、物品<物品売買、送荷物計算>等；表側 総数、棄却、等、原裁判所<東京、大坂、等>、外国人国名<米利堅、英吉利、等>）

第5部内外交渉の訴訟第19号 外国人より内国人に係る控訴初告の種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各上等裁判所并外国人国名（表頭 訴訟種類：人事<放雇>、土地<鉱山の争>、等；表側 件数<総数、控訴、等>、結局区別<控訴<願下、棄却、等>、初告<願下、解訟>>等、上等裁判所、外国人国名<米利堅、英吉利、等>）

第5部内外交渉の訴訟第20号 外国人より内国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各地方裁判所并外国人国名（表頭 建物<売家解放、貸家修繕>、金銭<金銭貸借、預け金、等>；表側 総件数、結局区別<願下、解訟、等>、等、地方裁判所<東京、横浜、等>、外国人国名<米利堅、英吉利、等>）

第5部内外交渉の訴訟第21号 内国人より外国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及原告人管轄庁并各国領事国名（表頭 人事<結婚約定の履行、雇人取戻>、土地<土地押領>、等；表側 訴訟件数<総数、越高、等>、結局区別<願下、解訟、等>等、原告人管轄庁<東京府、大坂府、等>、添状を向たる各国領事の国名<米利堅、英吉利、等>）

正誤

#### (5) 司法省第五民事統計年報 明治十二年

調査対象年 明治12年

内容細目

##### 民事裁判統計要旨

大審院事務 自第1号表至第4号表：〔記事〕

〔明治8年5月大審院設置以来の民事上告総数表〕（表頭 8～12年；表側 越高、新訴、両年比較前年より増）

上等裁判所事務 自第5号表至第9号表：〔記事〕

〔明治8年以来各庁に於て取扱たる控訴及び人民より諸官庁に対する訴訟総数〕（表頭 8～12年；表側 越高、新訴<控訴、官庁に対する>、両年比較前年より増）

地方裁判所事務 自第10号表至第15号表：〔記事〕

〔本年受ける所の新訴各庁別前年比較表〕（表頭 庁名：東京、横浜、等；表側 11年新訴件数、12年新訴件数、11年より<増、減>）

〔金銭に関する訴訟の結局件数及び金額の前年比較増減表〕（表頭 同前表；表側 11年件数、12年件数、11年より<増、減>、11年金額、12年金額、11年より<増、減>）

〔明治8年以来各庁に於て取扱たる民事総数〕（表頭

8～12年；表側 越高，新訴，両年比較前年より減）  
身代限：〔記事〕

〔身代限処分の金員階級別前年比較表〕（表頭 5円未満，5円以上10円未満，等；表側 11年件数，12年件数，11年より<増，減>）

〔各庁身代限処分件数の前年比較増減表〕（表頭 東京，横浜，等；表側 11年身代限件数，12年身代限件数，11年より<増，減>）

〔明治8年以降本年に至る5ヶ年間の身代限処分件数と始審結局数比例表〕（表頭 8～12年；表側 結局件数，身代限件数，結局数百分率）

勧解 自第16号表至第17号表：〔記事〕

〔本年受ける所の勧解新件数前年比較表〕（表頭 庁名：東京，横浜，等；表側 11年新件，12年新件，11年より<増，減>）

〔明治8年9月創めて勧解の一路を開きし以来明治12年に至る5ヶ年間の勧解総数表〕（表頭 8～12年；表側 越高，新件，両年比較前年より<増，減>）

〔明治8年以来勧解結局区別表〕（表頭 8～12年；表側 勧解結局区別<勧解調，勧解不調，等）

内外交渉諸件 〔記事〕

#### 民事裁判統計表

##### 第1部 大審院

第1部大審院第1号 上告の総数及其結果並破毀の後事件を移したる裁判所（同前年同表）

第1部大審院第2号 上告より結局に至る時間区別に依り順別したる訴訟の結果（同前年同表）

第1部大審院第3号 上告種類に依て順別したる訴訟の結果及原裁判所（同前年同表）

第1部大審院第4号 金錢に関する訴訟の金員階級（同前年同表）

##### 第2部 上等裁判所

第2部上等裁判所第5号 控訴初告の総数及其結果并出訴より結局に至る時間区別（同前年同表）

第2部上等裁判所第6号 控訴の総数及其結果并初審序名（同前年同表）

第2部上等裁判所第7号 控訴種類に依て順別したる控訴の結果及審理せし各上等裁判所（同前年同表）

第2部上等裁判所第8号 人民より院省使府県に係る初告種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各上等裁判所（同前年同表）

第2部上等裁判所第9号 金錢に関する訴訟の金員階級（同前年同表）

##### 第3部 地方裁判所

第3部地方裁判所第10号 訴訟の総数及其結果并出訴より結局に至る時間区別（同前年同表）

第3部地方裁判所第11号 訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果（同前年同表）

第3部地方裁判所第12号 各地方裁判所に区別したる訴訟種類（同前年同表）

第3部地方裁判所第13号 金錢に関する訴訟件数の金員階級（同前年同表）

第3部地方裁判所第14号 身代限件数及債主負債主の人員并負債高償還高の区別（同前年同表）

第3部地方裁判所第15号 前表に掲げし身代限処分件数の金員階級（同前年同表）

##### 第4部 勧解

第4部勧解裁判所第16号 勧解総数及其結果（同前年同表）

第4部勧解裁判所第17号 勧解種類に依て順別したる勧解の結果（同前年同表）

##### 第5部 内外交渉の訴訟

第5部内外交渉の訴訟第18号 外国人より内国人に係る上告種類に依て順別したる訴訟の結果及原裁判所并外国人国名（表頭 同前年同表；表側 総数，判決<上告理なしと判ず，原裁判を破毀す>，等）

第5部内外交渉の訴訟第19号 外国人より内国人に係る控訴初告の種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各上等裁判所并外国人国名（同前年同表）

第5部内外交渉の訴訟第20号 外国人より内国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各地方裁判所并外国人国名（同前年同表）

第5部内外交渉の訴訟第21号 内国人より外国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及原告人管轄序并各国領事国名（同前年同表）

正誤

#### (6) 司法省第六民事統計年報 明治十三年

調査対象年 明治13年

内容細目

##### 民事裁判統計要旨

###### 民事概略 〔記事〕

大審院事務 自第1号表至第4号表：〔記事〕

〔本年大審院に於て受ける所の上告数の原裁判所別前年比較表〕（表頭 原裁判所：東京上等裁判所，大坂上等裁判所，等；表側 12年上告新件，13年上告新件，前年より増）

上等裁判所事務 自第5号表至第9号表：〔記事〕

〔原裁判所別控訴件数増減表〕（表頭 始審序：東京上等裁判所管轄<東京，横浜，等>，大坂上等裁判所管轄<京都，大坂，等>等；表側 12年新訴，13年新訴，両年比較12年より<増，減>）

地方裁判所事務 自第10号表至第15号表：〔記事〕

〔本年受ける所の新訴件数各序別前年比較表〕（表頭 東京，横浜，等；表側 12年新訴件数，13年新訴件数，12年より<増，減>）

〔金錢に関する訴訟の結局件数及び其金額の前年比較増減表〕（表頭 同前表；表側 12年件数，13年件数，12年より<増，減>，12年金額，13年金額，12年より<増，減>）

身代限：〔記事〕

〔身代限処分の金員階級別前年比較表〕（表頭 10円未満，10円以上20円未満，等；表側 12年件数，13年件数，12年より<増，減>）

〔本年各庁に於て取扱いたる身代限処分件数の前年比較表〕（表頭 東京，横浜，等；表側 12年身代限処分件数，13年身代限処分件数，12年より<増，減>）

〔各序別身代限比較表〕（表頭 同前表；金錢に関する結局件数，身代限件数，百分率）

勧解 自第16号表至第17号表：〔記事〕

〔各区裁判所別勧解件数増減表〕（表頭 東京<築地区，巴町区，等>，横浜<横浜区，八王子区，等>等；表側 12年新件，13年新件，12年より<増，減>）

内外交渉諸件 〔記事〕

##### 民事裁判統計表

##### 第1部 大審院

第1部大審院第1号 上告の総数及其結果並破毀の後事件を移したる裁判所（同前年同表）

第1部大審院第2号 上告より結局に至る時間区分に依て順別したる訴訟の結果（同前年同表）  
第1部大審院第3号 上告種類に依て順別したる訴訟の結果及原裁判所（同前年同表）  
第1部大審院第4号 金銭に関する訴訟の金員階級（表頭 上告種類：金錢貸借、預け金、等；表側 5円未満、5円以上10円未満、等）  
第2部 上等裁判所  
第2部上等裁判所第5号 控訴初告の総数及其結果并出訴より結局に至る時間区分（同前年同表）  
第2部上等裁判所第6号 控訴の総数及其結果并初審庁名（同前年同表）  
第2部上等裁判所第7号 控訴種類に依て順別したる控訴の結果及審理せし各上等裁判所（同前年同表）  
第2部上等裁判所第8号 人民より院省使府県に係る初告種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各上等裁判所（同前年同表）  
第2部上等裁判所第9号 金銭に関する訴訟の金員階級（同前年同表）  
第3部 地方裁判所  
第3部地方裁判所第10号 訴訟の総数及其結果并出訴より結局に至る時間区分（同前年同表）  
第3部地方裁判所第11号 訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果（同前年同表）  
第3部地方裁判所第12号 各地方裁判所に区別したる訴訟種類（同前年同表）  
第3部地方裁判所第13号 金銭に関する訴訟件数の金員階級（同前年同表）  
第3部地方裁判所第14号 身代限件数及債主負債主の人員並負債高償還高の區別（同前年同表）  
第3部地方裁判所第15号 前表に掲げし身代限処分件数の金員階級（同前年同表）  
第4部 勧解  
第4部勧解裁判所第16号 勧解総数及其結果（同前年同表）  
第4部勧解裁判所第17号 勧解種類に依て順別したる勧解の結果（同前年同表）  
第5部 内外交渉の訴訟  
第5部内外交渉の訴訟第18号 外国人より内国人に係る上告種類に依て順別したる訴訟の結果及原裁判所并外国人国名（同前年同表）  
第5部内外交渉の訴訟第19号 外国人より内国人に係る控訴初告の種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各上等裁判所并外国人国名（同前年同表）  
第5部内外交渉の訴訟第20号 外国人より内国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各地方裁判所并外国人国名（同前年同表）  
附録 内国人より外国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及原告人管轄庁并各国領事国名（同前年第21号表）  
正誤

## 7) 司法省第七民事統計年報 明治十四年

調査対象年 明治14年

内容細目

### 民事裁判統計要旨

大審院事務 自第1号表至第4号表：〔記事〕  
〔結局件数中より抽記せる金銭に関する者の金額階級別前年比較表〕（表頭 10円未満、10円以上20円未満、等；表側 13年件数、14年件数、13年より<増、減>）

上等裁判所事務 自第5号表至第9号表：〔記事〕  
〔原裁判所別控訴件数増減表〕（表頭 東京、横浜、等；表側 13年控訴新件、14年控訴新件、両年比較13年より<増、減>）

〔本年各上等裁判所の取扱に係る人民より諸官庁に対する訴訟の結局中裁判言渡を為したる成績表〕（表頭訴訟区分：行政裁判、司法裁判；表側 原告<平民、士族>、被告<戸長、郡長、等>、裁判の結果<原告敗、被告敗、曲直相半>）

〔本年結局に至りたる訴訟中金額階級前年比較表〕（表頭 10円未満、10円以上20円未満、等；表側 13年件数、14年件数、13年より増）

地方裁判所事務 自第10号表至第15号表：〔記事〕

〔各府別裁判言渡数前年比較表〕（表頭 東京、横浜、等；表側 13年裁判言渡件数、14年裁判言渡件数、13年より<増、減>）

〔本年各裁判所に於て受ける所の始審訴訟件数増減表〕（表頭 東京、横浜、等；表側 13年新訴件数、14年新訴件数、13年より<増、減>）

〔金銭に関する訴訟の金員階級前年比較表〕（表頭 10円未満、10円以上20円未満、等；表側 13年件数、14年件数、13年より<増、減>）

身代限：〔記事〕

〔身代限処分を受けたる負債金額階級の前年比較表〕（同前表）

〔各府別身代限処分件増減表〕（表頭 東京、横浜、等；表側 13年身代限処分件数、14年身代限処分件数、13年より<増、減>）

勧解 自第16号表至第17号表：〔記事〕

〔各区裁判所別勧解願新件増減表〕（表頭 東京<築地区、巴町区、等>、横浜<横浜区、八王子区、等>等；表側 13年新件、14年新件、13年より<増、減>）

内外交渉訴件 自第20号表至第23号表 〔記事〕

### 民事裁判統計表

第1部 大審院

第1部大審院第1号 上告の総数及其結果并破毀の後事件を移したる裁判所（同前年同表）

第1部大審院第2号 上告より結局に至る時間区分に依り順別したる訴訟の結果（同前年同表）

第1部大審院第3号 上告種類に依て順別したる訴訟の結果及原裁判所（同前年同表）

第1部大審院第4号 金銭に関する訴訟の金員階級（同前年同表）

第2部 上等裁判所

第2部上等裁判所第5号 控訴初告の総数及其結果并出訴より結局に至る時間区分（同前年同表）

第2部上等裁判所第6号 控訴の総数及其結果并初審庁名（同前年同表）

第2部上等裁判所第7号 控訴種類に依て順別したる控訴の結果及審理せし各上等裁判所（同前年同表）

第2部上等裁判所第8号 人民より諸官庁に対する訴訟種類（同前年同表）

第2部上等裁判所第9号 金銭に関する訴訟の金員階級（同前年同表）

第3部 地方裁判所

第3部地方裁判所第10号 訴訟の総数及其結果并出訴より結局に至る時間区分（同前年同表） 別表（表頭 在朝鮮国釜山領事庁；表側 総数、越高、等、既済、棄却、等）

第3部地方裁判所第11号 訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果（同前年同表）  
第3部地方裁判所第12号 各地方裁判所に区別したる訴訟種類（同前年同表）  
第3部地方裁判所第13号 人民より郡区戸長に対する訴訟の総数及其結果并出訴より結局に至る時間区分  
(表頭 東京上等裁判所々轄<東京<<本庁, 千葉支庁>>, 横浜<本庁>>等>, 大坂上等裁判所所轄<京都<<本庁>>, 大坂<本庁, 堺支庁>>等; 表側 訴訟件数<総数, 越高, 新訴>, 結局区分別<願下, 解訟, 等>, 等, 出訴より結局までの時間<即日, 10日以内, 等>)  
第3部地方裁判所第14号 人民より郡区戸長に対する訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各裁判所（表頭 訴訟種類：人事<後見の争>, 土地<地所丈量>, 等; 表側 結局総数, 結局区分別<願下, 解訟, 等>, 横浜<本庁>, 熊谷<前橋支庁>等）  
第3部地方裁判所第15号 金銭に関する訴訟件数の金員階級（同前年第13表）  
第3部地方裁判所第16号 身代限件数及債主負債主人員並負債高償還高的の区別（同前年第14表）  
第3部地方裁判所第17号 前表に掲げし身代限処分件数の金員階級（同前年第15表）  
第4部 効解  
第4部効解裁判所第18号 効解総数及其結果（同前年第16表）  
第4部効解裁判所第19号 効解種類に依て順別したる効解の結果（同前年第17表）  
第5部 内外交渉の訴訟  
第5部内外交渉の訴訟第20号 外国人より内国人に係る上告種類に依て順別したる訴訟の結果及原裁判所并外国人国名（表頭 金銭<受負金, 償金, 等>, 米穀<米穀売買>; 表側 総数, 判決<上告理なしと決す>, 原裁判所<東京>, 外国人国名<英國, 和蘭陀國, 等>）  
第5部内外交渉の訴訟第21号 外国人より内国人に係る控訴初告の種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各上等裁判所并外国人国名（表頭 人事<放雇>, 金銭<金錢貸借, 売代金, 等>等; 表側 件数<総数, 控訴, 初告>, 結局区分別<控訴, 初告>等, 上等裁判所<東京, 大坂, 長崎>等）  
第5部内外交渉の訴訟第22号 外国人より内国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及審理せし各地方裁判所并外国人国名（同前年第20表）  
第5部内外交渉の訴訟第23号 内国人より外国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及原告人管轄庁并各国領事国名（同前年附録）

#### (8) 司法省第八民事統計年報 明治十五年

調査対象年 明治15年

内容細目

##### 民事統計要旨

上告：〔記事〕

〔上告の結果前年比較表〕（表頭 総数, 内<越高, 新訴>, 内<既済, 未済>, 結局区分別<願下, 棄却, 等>, 訴訟種類<人事, 土地, 等>; 表側 14年件数, 15年件数, 14年より<増, 減>）

〔明治11年より本年に至る5箇年間上告件数比較表〕（表頭 11年～15年; 表側 越高, 新訴, 既済, 未決）

控訴：〔記事〕

〔控訴の総数及其結果前年比較表〕（同前々表）

〔明治11年より本年に至る5箇年間控訴件数比較表〕（同前々表）

始審：〔記事〕

〔始審訴訟の結果前年比較表〕（同前々表）

〔明治11年より本年に至る5箇年間始審件数比較表〕（同前々表）

勧解：〔記事〕

〔内国各治安裁判所の取扱に係る勧解の結果前年比較表〕（同前々表）

〔明治11年より本年に至る5箇年間の勧解件数比較表〕（同前々表）

行政裁判：〔記事〕

〔行政訴訟の総数及び其結果前年比較表〕（同前々表）

〔明治11年より本年に至る5箇年間の行政訴訟即ち人民より諸官庁に対する訴訟件数比較表〕（同前々表）

身代限処分：〔記事〕

〔身代限処分を受けたる負債金額階級別前年比較表〕

（表頭 10円未満, 10円以上20円未満, 等; 表側 同前々表）

〔明治11年より本年に至る5箇年間に於て身代限処分を受けたる件数人員及び負債金額償還金額表〕（表頭

11～15年; 表側 身代限件数, 負債主人員, 負債金額, 債還金額）

##### 民事統計表

第1部 大審院 自第1表至第6表

第1部大審院第1表 上告の総数及其結果（表頭 東京控訴裁判所, 大坂控訴裁判所, 等, 東京始審裁判所, 横浜始審裁判所, 等; 表側 上告件数<総数, 越高, 新訴>, 上告事件の結果<願下, 棄却, 等>）

第1部大審院第2表 破毀の後事件を移したる件数（表頭 同前表; 表側 大審院に於て破毀の後事件を移したる府名<東京控訴院, 大坂控訴院, 等>）

第1部大審院第3表 上告種類及其結果（表頭 同前年同表; 表側 結局総数, 上告事件の結果<願下, 棄却, 等>）

第1部大審院第4表 上告種類の大別（表頭 同前々表; 表側 上告種類大別<人事, 土地, 等>）

第1部大審院第5表 金銭に関する上告事件の金員階級（同前年第4号表）

第1部大審院第6表 出訴より結局に至る上告事件の日数区分（表頭 即日, 10日以下, 等; 表側 結局総数, 上告事件の結果<願下, 棄却, 等>）

第2部 控訴裁判所 自第7表至第14表

第2部控訴裁判所第7表 控訴の総数及び其結果（表頭 東京控訴裁判所, 大坂控訴裁判所, 等; 表側 控訴件数<総数, 越高, 新訴>, 控訴の結果<願下, 解訟, 等>等）

第2部控訴裁判所第8表 控訴の総数及其結果並始審厅名（表頭 東京控訴裁判所々轄<東京始審裁判所, 横浜始審裁判所, 等>, 大坂控訴裁判所々轄<京都始審裁判所, 大坂始審裁判所, 等>等; 表側 同前表）

第2部控訴裁判所第9表 控訴種類及其結果並審理せし各控訴厅名（表頭 同前年第8号表; 表側 結局総数, 控訴の結果<願下, 解訟, 等>, 控訴厅名<東京, 大坂, 等>）

第2部控訴裁判所第10表 人民より官庁に対する訴訟の総数及其結果（表頭 東京控訴裁判所, 大坂控訴裁判所, 等; 表側 人民より官庁に対する訴訟件数<総数, 越高, 等>, 訴訟の結果<願下, 解訟, 等>等）

第2部控訴裁判所第11表 人民より官庁に対する訴訟種類及其結果並審理せし各控訴庁名（同前々表）  
第2部控訴裁判所第12表 金銭に関する控訴事件の金員階級（同前年第9号表）  
第2部控訴裁判所第13表 人民より官庁に対する訴訟の金員階級（同前表）  
第2部控訴裁判所第14表 控訴及人民より官庁に対する訴訟の結局日数區別（表頭 10日以下、1月以下、等；表側 結局総数、訴訟の結果＜願下、解説、等＞）  
第3部 始審裁判所 自第15表至第27表  
第3部始審裁判所第15表 訴訟の総数及び其結果（表頭 東京控訴裁判所々轄＜東京始審裁判所、横浜始審裁判所、等＞、大坂控訴裁判所々轄＜京都始審裁判所、大坂始審裁判所、等＞等；表側 訴訟の件数＜総数、越高、等＞、訴訟の結果＜願下、解説、等＞等） 別表（同前年同表）  
第3部始審裁判所第16表 訴訟種類及其結果（表頭 人事＜家督相続、絶家、等＞、土地（地所々有、地所境界、等）等；表側 結局総数、訴訟の結果＜願下、解説、等＞）  
第3部始審裁判所第17表 各始審裁判所に區別したる訴訟種類及結局総数（表頭 同前年第12号表；表側 東京控訴裁判所管轄始審庁名＜東京、横浜、等＞、大坂控訴裁判所管轄始審庁名＜京都、大坂、等＞等）  
第3部始審裁判所第18表 人民より群区戸長に対する訴訟の総数（表頭 東京控訴裁判所々轄＜東京始審裁判所、横浜始審裁判所、等＞、大坂控訴裁判所々轄＜京都始審裁判所、大坂始審裁判所、等＞等；表側 人民より群区戸長に対する訴訟＜総数、越高、等＞、訴訟の結果＜願下、解説、等＞等）  
第3部始審裁判所第19表 人民より郡区戸長に対する訴訟種類及其結果（表頭 同前々表；表側 結局総数、訴訟の結果＜願下、解説、等＞）  
第3部始審裁判所第20表 各始審裁判所に區別したる人民より郡区戸長に対する訴訟種類及結局総数（表頭 同前表；表側 東京控訴裁判所管轄始審庁名＜東京、横浜、等＞、大坂控訴裁判所管轄始審庁名＜京都、大坂、等＞等）  
第3部始審裁判所第21表 控訴の総数及其結果（表頭 始審庁名：東京控訴裁判所々轄＜東京始審裁判所、横浜始審裁判所、等＞、大坂控訴裁判所々轄＜京都始審裁判所、大坂始審裁判所、等＞等；表側 控訴新件、控訴の結果＜願下、解説、等＞、未決）  
第3部始審裁判所第22表 控訴の総数及其結果並治安庁名（表頭 原裁判所：東京控訴裁判所々轄＜東京＜日本橋治安裁判所、京橋治安裁判所、等＞、横浜＜横浜治安裁判所、小田原治安裁判所、等＞等＞、大坂控訴裁判所々轄＜京都＜上京治安裁判所、下京治安裁判所、等＞等；表側 同前表）  
第3部始審裁判所第23表 控訴種類及其結果（表頭 人事＜分家分地、雇人＞、土地＜地所々有、地所境界、等＞等；表側 結局総数、控訴の結果＜願下、解説、等＞）  
第3部始審裁判所第24表 各始審裁判所に區別したる控訴種類及結局総数（表頭 同前表；表側 東京控訴裁判所管轄始審庁名＜東京、横浜、等＞、大坂控訴裁判所管轄始審庁名＜京都、大坂、等＞等）  
第3部始審裁判所第25表 始審訴訟及び人民より郡区戸長に対する訴訟の金員階級（表頭 東京控訴裁判所

々轄＜東京始審裁判所、横浜始審裁判所、等＞、大坂控訴裁判所々轄＜京都始審裁判所、大坂始審裁判所、等＞等；表側 5円未満、5円以上10円未満、等、合計、金員実数）  
第3部始審裁判所第26表 金銭に関する控訴事件の金員階級（同前表）  
第3部始審裁判所第27表 始審訴訟及郡区戸長并控訴事件等の出訴より結局に至る日数區別（表頭 即日、10日以下、等；表側 結局総数、訴訟の結果＜願下、解説、等＞）  
第4部 治安裁判所 自第28表至第36表  
第4部治安裁判所第28表 訴訟の総数及其結果（表頭 治安庁名：東京控訴裁判所々轄＜東京＜日本橋治安裁判所、京橋治安裁判所、等＞、横浜＜横浜治安裁判所、小田原治安裁判所、等＞等＞、大坂控訴裁判所々轄＜京都＜上京治安裁判所、下京治安裁判所、等＞、大坂＜本田治安裁判所、中ノ島治安裁判所、等＞等；表側 訴訟件数＜総数、越高、等＞、訴訟の結果＜願下、解説、等＞等）  
第4部治安裁判所第29表 訴訟種類及其結果（表頭 人事＜家督相続、絶家再興、等＞、土地＜地所々有、地所境界、等＞等；表側 結局総数、訴訟の結果＜願下、解説、等＞）  
第4部治安裁判所第30表 各治安裁判所に區別したる訴訟種類及結局総数（表頭 同前表；表側 東京控訴裁判所管轄治安庁名＜日本橋、京橋、等＞、大坂控訴裁判所管轄治安庁名＜上京、下京、等＞等）  
第4部治安裁判所第31表 人民より郡区戸長に対する訴訟及其結果（表頭 始審庁の権限を有する治安庁名：豊岡治安裁判所、田辺治安裁判所、等；表側 郡区戸長に対する訴訟＜総数、越高、等＞、訴訟の結果＜願下、解説＞等）  
第4部治安裁判所第32表 人民より郡区戸長に対する訴訟種類及其結果（表頭 金銭＜償金＞、雑事＜公証差拒＞；表側 結局総数、訴訟の結果＜願下、解説＞、始審庁の権限を有する治安庁名＜豊岡、脇町、等＞）  
第4部治安裁判所第33表 金銭に関する訴訟の金員階級（表頭 東京控訴裁判所々轄＜東京＜日本橋治安裁判所、京橋治安裁判所、等＞、横浜＜横浜治安裁判所、小田原治安裁判所、等＞等＞、大坂控訴裁判所＜京都＜上京治安裁判所、下京治安裁判所、等＞、大坂＜本田治安裁判所、中ノ島治安裁判所、等＞等；表側 5円未満、5円以上10円未満、等）  
第4部治安裁判所第34表 出訴より結局に至る日数區別（表頭 即日、10日以下、等；表側 結局総数、訴訟の結果＜願下、解説、等＞）  
第4部治安裁判所第35表 勧解総数（表頭 同前々表；表側 勧解の総数及其結果＜総数、越高、等＞、勧解の結果＜願下、棄却、等＞等）  
第4部治安裁判所第36表 勧解種類及其結果（同前年第19号表）  
第5部 身代限 自第37表至第38表  
第5部身代限処分第37表 身代限件数及債主負債主の人員並負債高償還高償却高階級の區別（表頭 東京控訴裁判所々轄＜東京始審裁判所、横浜始審裁判所、等＞、大坂控訴裁判所々轄＜京都始審裁判所、大坂始審裁判所、等＞等；表側 同前年第16号表）  
第5部身代限処分第38表 身代限処分件数の金員階級（表頭 同前表；表側 同前年第17号表）

第6部 内外交渉の訴訟 自第39表至第41表  
第6部内外交渉第39表 外国人より内国人に対する上告種類の結果並外国人国名（同前年第20号表）  
第6部内外交渉第40表 外国人より内国人に対する控訴の種類及其結果並外国人国名（表頭 金銭<金銭貸借、年月賦金、等>、物品<物品売買、横取物品>；表側 控訴件数<総数、越高、等>、控訴の結果<願下、裁判<始審裁判を適当とす、始審裁判を不適当とす>、等>等）  
第6部内外交渉第41表 外国人より内国人に対する訴

訟種類及其結果並外国人国名（表頭 同前年第22号表；表側 総件数、結局區別<願下、解説、等>等）

#### 附録

民事訴訟一覧表（表頭 勧解、始審・控訴・官庁に対する<始審庁に於て、治安庁に於て>、等；表側 訴訟件数<総数、越高、等>、訴訟の結果<願下、解説、等>等）

内国人より外国人に係る訴訟種類に依て順別したる訴訟の結果及原告人管轄庁並各領事国名（同前年第23号表）

## 解題

### 1～2 沿革 調査目的

司法省民事統計年報は、第1回が「明治八年民事統計表」と題して刊行され、その後、明治10年を対象年とした第3回までは「民事統計表」という題名で刊行された。第4回からは「司法省民事統計年報」と改題され、昭和16年を対象年とする「第67回民事統計年報」まで順調に刊行されてきた。

一方、大正15年には、大正13年分の「民事統計年報」の要旨と、「登記統計年報」（明治20年分より刊行）のなかの要旨と登記総表を統合した「民事・登記統計要旨」がはじめて刊行された。これは「第64民事第52登記統計要旨」（昭和16年）まで刊行されている。

昭和17年、18年分の「民事統計年報」は、原稿は集まつたがこれまで未刊行であり、昭和19年～22年は資料が集まらないため刊行できず、欠号となっている。

第2次大戦後は、「裁判所法」の施行に伴なって、昭和23年以降「民事統計年報」の刊行は最高裁判所に移管され、明治20年来司法省が刊行してきた「登記統計年報」は法務省が引きつぐこととなった。途中、「民事・刑事・家庭事件一覧表」（昭和24、25年）、「民事裁判統計年報」（昭和25、26年）等をへて、昭和29年、最高裁判所総務局から「司法統計年報 民事編」（昭和27年）の題名で刊行された。「司法統計年報」にはほかに刑事編、家事編、少年編がある。昭和40年分からは「司法統計年報 民事・行政編」と改題されて現在にいたっている。

最後に、明治8年以前についても全く民事統計表がないわけではない。筆者は今回の調査過程で明治6年、7年の民事裁判統計を収録した「聽訟表」と題された稿本を法務図書館で発見した。実質的にはこの稿本が「明治八年民事統計表」の前身であると考えられるが、その点を裏付ける史料が発見されていないので、今回は「聽訟表」を「民事統計表」の系列とはみなさず、別箇に掲載した。

また当時は、太政官政表課（のち、正院第五科、調査局と所属が変る）で杉 亨二の指導の下に「帝国統計年鑑」の前身である「日本政表」を編集中であった。筆者は、「本書 上の1」で、この「日本政表」の調査を行ない、結果表を整理して掲載したが、そのなかにつぎのような刊本がある。

「明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聽訟ノ部 警保ノ部 [太政官] 正院第5科編 明治9年」。このうちの「聽訟ノ部」が明治6年の民事統計表である。その統計内容は、「本書 上の1」(p. 107)に収録したが、これは前記「聽訟表」から2表のみを選んで収録したものである。

### 3 調査対象

#### 「明治八年民事統計表」

「明治八年民事統計表」は、司法省によって編集、刊行された、わが国における最初の民事訴訟に関する業務統計年報である。収録統計表は38表であるが、この「民事統計表」の第4回年報である「司法省民事統計年表」が、その年度の民事訴訟の概要を統計表によって説明しているのに対して、この、第3回まで統計表という書名で刊行された統計年報には統計表のみで何れも概要は掲載されていない。また司法卿の献辞もない。

全体の構成は大審院以下、順次下級裁判所へと裁判所別に配列されている。まず第1表は大審院の上告件数（判決、未決別）と判決区別統計、および外国人交渉訴訟統計である。ただし大審院はこの年、明治8年5月24日開庭しているから、この表に収録されているのは、それ以降年末までの約半年分のみである。第2表は司法省裁判所と各上等裁判所（東京、大阪、福島、宮城、長崎）別の民事訴訟統計で、訴訟事件別／結局区別 訴訟区別 初審庁名、その他の統計表10表が収録されている。

第3表は、東京以下、各上等裁判所の所轄裁判所別の訴訟統計表である。第4表は各上等裁判所の控訴件数統計であり、第5表は外国人交渉件数である。第6表は勧解件数統計である。この勧解はこの年にはじめて実施された制度で、東京裁判所所轄の5支庁（9月から12月までにそれぞれ勧解を開始）と、小倉県裁判所（12月12日から開始）だけがこの年に開始しており、他の支庁は翌年となったので以上の6裁判所の件数のみである。勧解の結局区別は、勧解に服す、願下、勧解不調、刑事廻しの4区分であり、そのうちの前二つが勧解の成功をしめすものである。いまこの8年の1月足らずの6ヶ所の僅かな計数でみると、勧解に服す、が全件（16,792件）の約半数（8,744件）、願下が1,789件でこの両者を合計すると全件の約6割に達している。第7表は大審院以下各裁判所の訴訟件数のうち、金銭関係の統計を8表収録する。最後に外国人交渉の金銭関係統計がある。第8表は身代限統計4表を収録し、第9表は各国領事廻件数統計である。

#### 「明治九年民事統計表」

前年と同じく民事訴訟関係統計表のみを18表収録しているが概要の説明はない。また献辞もない。ただし、先の「司法省年報」の解題で述べたように、「司法省第二年報」は、明治9年を対象年として「明治九年民事統計表」と全く同

様の統計表を収録し、さらにその前に民事総計要旨を附しているので、この要旨の紹介も含めて、簡単に統計表の解説をしておこう。

まず全体の構成は第1回の総計表と同様で大審院以下、各下級裁判所順の配列である。第1表から第3表は大審院関係統計である。第4表から第7表は上等裁判所関係統計である。この第4表の控訴及人民より官府に対する訴訟総数のうち、表頭の初告は、人民より官府に対する訴訟つまり行政訴訟の受理件数であり、したがって表側の結局区分も人民間の訴訟と行政訴訟が区別しうるようになっている。第5表、第6表の初告も同様に行政訴訟受理件数である。

第8表から第13表は、地方裁判所関係統計である。地方裁判所数は、内地23ヶ所、開拓使を加えて24ヶ所、その支庁33ヶ所、区裁判所78ヶ所である。そのうち第8表は裁判所別／結局区分であり、結局の内訳は、訴状下（棄却）、願下、和解（席前済口、席後済口）、裁許、刑事廻、本庁支区庁または他庁へ廻す、である。

この和解についての要旨の記述を紹介しておこう。9年中の地裁の訴訟件数は、新訴と前年残件を含めて327,690件であり、そのうち本年中に結局した285,058件の内訳は、願下および棄却64,040件、和解215,497件、裁許4,810件、刑事課廻し711件である。勧解の制度は前年暮に開始されたが、本省よりできるだけ励行してほしいという命令があり、今年はその件数が一挙に10倍以上に増加したのである。ついでに和解のうち、席前済口、席後済口というのは、訴訟が受理されてから法庭の初席に着席する以前に和解したか、それ以後かの区別である。

つぎに第9表は訴訟種類別／結局別統計であり、第10表は訴訟種類別／本支区別統計である。結局した訴訟種類は88種であるが、そのうち圧倒的に多いのは金銭借貸訴訟で全体の83%強をしめる。この88種の大別は、要旨では家督相続、離婚離縁、人事雜、土地建物、金銭貸借、金銭雜、米穀貸借、物品貸借、違約、雜事の10項目に分けて地方裁判所別の内訳をしめしている。

第11表は外国人関係の訴訟表さらに3表に細分されている。前回は上等裁判所で受理していたが、今回は地方裁判所で受理することになったものである。第12表は金銭関係訴訟統計で、その1は大審院、上等裁判所別、その2は地方裁判所別であり、何れも金円階級別である。

第13表は身代限の裁判所別／件数、負債主人員、負債高、償還高別統計である。9年は前年に比して件数も倍以上増加し、また負債金額も336万821円84銭6厘で前年より74万6,642円5銭2厘と3割弱増加した。ところが償還額は45万6,210円18銭5厘で前年より17万7,526円74銭1厘と3割弱減少している。これを100円に対する比例でみると、13円57銭4銭で、前年より10円73銭3厘減少している。「是れ最も注目すべき条件なり然るに統計表中身代限の事を記するや負債額償還額の階級別及び皆償借不償借等を区別せざるを以て今其因由を考究するに由なしと雖ども安んぞ詐偽の所為を以て財産を隠匿し債主に損害を被らしむるの類増殖するに非ざるを知らんや当時の諺に曰く三たび身代限をなして富を致すと亦以て其情況を概見するに足れり」。この文章は当時の世相の一端を伝えると同時に、政府の破産統計解説のひとつの見方を提供する興味ある一節である。

第14表は各裁判所別／結局区分、の勧解統計である。

#### 「明治十年民事総計表」

この統計表の内題は「明治十年民事訴訟表」と記されている。全体の構成は、前年の統計表と変らず、統計表のみを収録していく概要はないが、前回と同じくこの「明治十年民事総計表」は、そのまま「司法省第三年報」の第2編に民事総計表として収録されており、さらに同年報は、この統計表にない民事総計要旨を掲載している。そこで、ここでは同年報の要旨も合わせて統計表の構成の大要を述べておこう。

全体の構成は前年「統計表」と大体同様である。

第1表から第4表は大審院統計である。前回の第3表は今回第3表と第4表に分かれた。第5表から第10表は上等裁判所統計である。前回と異なるところは、裁判所別訴訟種類大分類別／初告控訴別結局区分の統計が新たに作成されたことである。この大分類は、人事、土地、建物、金銭、米穀、物品、証券、雜事、の8区分である。

第11表から第16表は、地方裁判所関係統計である。本年の地裁の処理件数は21万9,519件、うち結局件数は19万4,420件で、これを訴訟種類の8大分類でみると、最大は金銭に関する訴訟で17万4,495件、全体の90%にあたる。

第17表～第19表は外国人関係訴訟統計である。第20表は金銭関係統計で2表に分れる。第21表は身代限統計であり、最後の第22表は勧解統計である。

#### 「司法省第四民事統計年報」

「民事統計表」は第4回より「司法省民事統計年報」と改題された。「第四年報」は明治11年を対象年とする。巻頭に「本省第四民事統計年報編纂功竣り謹て之を進呈す 明治十五年九月 司法卿大木喬任」という太政官への献辞がはじめて添えられた。

またこの巻から構成が改善されて2部構成となり、第1編が民事裁判統計要旨、第2編が民事裁判統計表である。つまり、これまで第2編のみであったのに対して、今回からは第1編で民事統計の各表の要旨がつけ加えられたのである。第2編の構成は、第一部 大審院、第二部 上等裁判所、第三部 地方裁判所、第四部 勧解裁判所、第五部 内外交渉の訴訟の5部に分かれ、21表を収録している。表名およびその表頭、表側は索引にしめすとおりである。第3回の「明治十年民事総計表」とは各裁判所別の統計表の構成に若干の差はあるが、とくに著しく変った点はつぎのとおりである。

- 1 上等裁判所統計では第3回になかった人民より官府に対する訴訟種類、つまり行政裁判統計がはじめて収録された。訴訟種類の大別は前年と変わらず、人事、土地、建物、金銭、米穀、物品、証券、雜事である。
- 2 これまで金銭訴訟関係統計は別にまとめて掲載していたのを、各裁判所統計の部へ収録した。ただし、これは掲載場所が異なっただけで表には変化はない。
- 3 地方裁判所の身代限統計では、償却高階級別統計および身代限処分件数の金円階級別統計が新たに加わった。
- 4 勧解統計では、勧解の種類別統計が新らしくおこされた。

### 「司法省第五民事統計年報」

「第五年報」は明治12年を対象年とする。全体の構成は前年の「第四年報」と全く変らず、第2編の統計表も21表を収録、表名も変更はない。ここでは、第1編の要旨のうちから行政裁判統計に関する箇所を抜いておこう。

「凡そ人民と政府との間に起る訴訟に二種の別あり一を行政裁判と云ひ一を司法裁判と云ふ茲に其性質を區別するは頗る繁要の事なりと雖ども統計の事業日猶浅く徵集の材料未だ精密ならざるを以て今其區別を確知するを得ず然れども各上等裁判所より受理不受理専門の書類に就て之を調査すれば其件数若干の差異なき能ずと雖ども行政裁判に屬するもの凡ち十分の七にして其他十分の三は司法裁判に屬するものたる事を推知するに足れり」

また勧解についてはつぎのようにいっている。明治8年から12年までの各府の取り扱った民事訴訟の総数は毎年大幅に減少し、12年は8年の34万2,554件に比べ、15万1,360件と半数以下になっている。「斯の如く民事訴訟の激減する所以のものは已に第二年報に於て説明せし如く勧解件数の益々多きを加ふるに隨ひ公判を労するもの少きに至るは理の当さに然るべきものなり」。これを勧解統計からみたものが8年～12年の勧解総数統計と勧解結局区別統計である。区別の内訳は勧解調、勧解不調、願下、棄却、刑事廻の5種類である。毎年の総数に対するパーセントは、10～12年でみると、調が平均70%内外で圧倒的に多く、つぎが願下で25%前後である。両者で90%をこえる。総数は8年(1万6,792)から9年(18万0,463)にかけて10倍以上に増え、翌10年(67万5,029)には約3倍半に増え、あとは横ばいとなっている。これを始審でみると、勧解調が8年から9年で約2倍数、9年から10年では約4倍に増え、後は横ばいである。その理由として「因是觀れば人民が勧解の穩便平和を希望すると法官の説諭其宣きを得るとに因り民事裁判を仰がずして其事件を終止するもの多きを視るべきなり」といっている。勧解が、裁判官による民権の抑圧であったことは、この説諭という言葉にもよくうかがわれる。

### 「司法省第六民事統計年報」

「第六年報」は、明治13年を対象年とする。構成は第1編の民事裁判統計要旨に民事概略が加わった。これは、これまでの統計表から明治8年以来の民事裁判の大筋を述べたものである。その大きな特徴として、9年から勧解の道を開いたため、9年は17万4千件であったが、10年に入つて「勧解法の便益なるを知了すると裁判所の増設あるとに由り」65万8千件と一挙にふえ、後はほぼ横ばいとなった。これにしたがつて始審訴訟が年々減るのは当然である、といつている。第2編の統計表もほとんど変らない。ただ第5部の内外交渉の訴訟に収録された統計表の表名が変更されただけである。

### 「司法省第七民事統計年報」

「第七年報」は明治14年を対象年とする。巻頭の献辞をみると、司法卿は大木喬任から山田顯義に変っている。「第六年報」の第1編の民事裁判統計要旨にあった民事概略がなくなったほかは変わらない。第2編も5部構成は変らず、統計表は、第3部の地方裁判所のところで、第13号 人民より郡区戸長に対する訴訟数及び結局時間と、第14号 人民より郡区戸長に対する訴訟種類がふえた。これは、この年(14年)の8月、甲第4号布達によって郡区戸長の職務上に対する行政訴訟は、その地方所轄の地方裁判所が受理審判することができるようになったためである。その理由として、「第七年報」にあげてあるところは、行政裁判の端をのぞかせて興味深いので、以下大要をのべておこう。

人民(平民、士族)より官に対する訴訟は「官の公権上に就ての訴訟即ち行政裁判に属する者」と、「官の職権上に就ての訴訟即ち司法裁判に属する者」とに大別されるが、統計によると、8割弱が行政裁判である。また被告の分類(戸長、郡長、区長、県令、知事、各省)でみると、戸長に対する者がもっとも多く、つぎは県令で両者合せて8割をしめる。また訴訟の勝敗をみると、原告人民の敗訴する者が8割をしめる。「原告人民の敗局を取る者の夥多なる故を考慮するに人民憲法に裁判を煩はすの弊あるに由るならん回顧して実際の情状を観察するに蓋し姦黠の徒常に職業なき者確かに訴訟手続の大略を弁知し勢い熱心を以て詞訟を求索し至る所に争を煽し以て万一を傍聴する等健訟教唆の弊漸く多きに淵源して此結果を生ずるものと看認めざるを得ず」

郡区戸長に対する訴訟の内容は、奥印差拒、送籍差拒、等の瑣細の事件に過ぎない。そこでこのような小さな行政訴訟を遠く離れた上等裁判所が受理することはお互に不便である。以上がその地所轄の地方裁判所が行政裁判を受理するようになった理由である。

その他、「第七年報」から興味ある箇所を2点だけ紹介しておこう。

第1は、全体の傾向について述べた箇所である。

「抑民事統計上最も困難なる者は訴訟の性質を区分するはなり目今の統計材料徵収の方法たる人民出す所の訴訟件目多種ありと雖も其目安の文言に拘はらず訴訟の主旨を領得して人事土地建物金銭米穀物品の六種に大別して臚列すべき例なりと雖ども凡そ詞訟の事たる千状万態なるを以其性質の弁知し難き者亦少なしとせず今試に之を人事動産不動産証券の四種に大別して之が觀察を下すときは粗其性質の大要を見るに足る而して勧解始審控訴等の如きは動産に関する訴訟常に多しと雖も特に上告に至りては連年不動産に関する者居多なりとす本年の如きも不動産に関する者殆んど結局数の半を占む蓋し土地に関する上告の夥多なる所以は業已に第二年報に於て説明せし如く地所の所有経界等に至っては各地方慣例を異にし事理最も盤錯に涉るのみならず概して不動産に関する者は事件の大なる訴訟多きに由るならん」

第2は身代限についての觀察である。身代限処分の未負債を皆償した者は身代限数百件のうち、僅かに4件である。また負債額百分の一以下を償却した者がもっと多く、百分の一より五までを償却した者がこれにつぐ、「概ね償却高增加するに隨ひ其件数次第に遞減する者の如し今其原因を推考するに人民真に商業等の不幸に出づる者蓋し少く概ね奸曲の徒詐偽不良の所為を以て所有の動産不動産を藏匿脱漏し以て自己の義務を免れんとする者の多きに由るならん然り而して此等の弊習は完全なる法律颁布の日に至れば自ら勤絶し得べしと雖ども凡そ順序に緩急あり若し誤るときは其弊や奸民に奇貨を与へ益其奸を逞ふする者あるに至らん故に現行の手続上弊害の生ずるときは先づ之を補正するの方法を求めざる可からざるなり是れ今日身代限法を改良して充分に債主の権利財産を保護するが如きは實に緊急止む可からざ

るの事たるを信ず」

この一文は、当時の破産の実情とこれに対する当局の見方をしめしていく、破産統計の理解のためのひとつの鍵を提供してくれる。

#### 「司法省第八民事統計年報」

「第八年報」は明治15年を対象年とする。この年報を、「第七年報」と比較すると、統計表が43表とほぼ倍に増加し、これに伴なってページ数も前年の201p.に比べて385p.と2倍弱の大冊となった。また、その内容も一層改善されている。以下、本年報のはじめの民事統計要旨に従ってその理由と改善の大綱を述べてみよう。

まず「第八年報」がこれまでの年報と構成を異にするもっとも大きな理由は、明治14年10月、太政官布告第53号によって、各裁判所の位置と管轄区画の改正があり、また同年12月、太政官布告第83号をもって治安裁判所、始審裁判所の民事裁判権限が制定されたためである。その結果、本年報の構成はつぎのように変わった。

第1篇の民事統計要旨の記載の順序は、これまででは、第2編の民事裁判統計の順序に従って、はじめに大審院事務を掲げ、順に下級裁判所に下っていった。ところが明治14年8月本省布達甲第4号によって始審裁判所が人民よりの行政裁判を受理することとなり、また15年1月以降は管轄地内の治安裁判所の裁判に対する控訴を受理することとなったため、各訴訟の総数をみようとするばあい、各裁判所の件数を合算しなければならない不便が生じ、統計の利用を減じさせることとなる。そこで、この年報からは訴訟の性質によって分類することとした。その結果、民事統計要旨はつぎのような構成となった。

第1項 上告 大審院の取扱に係る民事上告の結果を記す。

第2項 控訴 控訴裁判所始審裁判所の取扱に係る控訴の結果を記す。

第3項 始審 始審裁判所治安裁判所の取扱に係る始審裁判の結果を記す。

第4項 効解 治安裁判所の取扱に係る効解の結果を記す。

第5項 行政裁判 控訴裁判所、始審裁判所および始審裁判所の権限をもつ治安裁判所の取扱に係る行政裁判の結果を記す。

第6項 身代限処分 始審裁判所、治安裁判所の取扱に係る身代限処分を記す。

また、前年まで要旨に独立してあった内外交渉諸件は、この年報では上告、控訴、始審の各分類に列記されることとなつた。

第2編の民事統計表の順序は、前年と同じく裁判所別である。その編別構成で前年と比較して変更された主な点は、つぎのとおりである。

第2部 控訴裁判所は前年の上等裁判所にあたる。

第3部 始審裁判所は前年の地方裁判所にあたる。

第4部 新たに治安裁判所の部が設けられ、前年の第4部効解はここに吸収された。

第5部 身代限は前年の第3部地方裁判所の身代限統計（第16、17表）が独立したものである。

第6部 内外交渉の訴訟は前年第5部であった。

以上が第2編の民事統計表の構成の変化で、これに伴なって統計表も、統計索引にみられるように約2倍に増加している。裁判所の数は明治15年で治安裁判所（旧区裁判所）194（前年より23増）、始審裁判所（旧地方裁判所）本支庁合計79（前年より34増）、控訴裁判所（旧上等裁判所）7（東京、大阪、名古屋、広島、長崎、宮城、函館）である。

(1) 明治八年 刑事統計表	司法省 編	[刊年不詳]	477 p.	(内) (法) (セ・マ)
(2) 明治九年 刑事統計表	司法省 編	[刊年不詳]	149丁①	(総) (内) (法) (セ・マ)
(3) 明治十年 刑事統計表	司法省 編	[刊年不詳]	89丁②	(総) (内) (法) (セ・マ)
(4) 司法省第四刑事統計年報 明治十一年	(司法省) 編	明治15年 [巻頭]	51p., 101丁	(総) (内) (法) (セ・マ)
(5) 司法省第五刑事統計年報 明治十二年	(司法省) 編	明治15年 [巻頭]	326 p.	(総) (内) (法) (セ・マ)
(6) 司法省第六刑事統計年報 明治十三年	(司法省) 編	明治16年 [巻頭]	380 p.	(総) (内) (法) (セ・マ)
(7) 司法省第七刑事統計年報 明治十四年	(司法省) 編	明治16年 [巻頭]	351 p.	(総) (内) (法) (セ・マ)
(8) 司法省第八刑事統計年報 明治十五年	(司法省) 編	明治17年 [巻頭]	700 p.	(総) (内) (法) (セ・マ)

**書誌注記**

- ① 書名は表題紙による。巻頭にある正誤表のはじめには「明治九年刑事訴訟表」とある。  
 ② 書名は表題紙による。巻頭にある正誤表のはじめには「明治十年刑事訴訟表」とある。

**統計内容注記****(1) 明治八年 刑事統計表**

調査対象年 明治8年

内容細目

## 刑事第1表 全国所決人員

其1〔罪名別〕(表頭 職制, 戸婚, 賊盜, 内<強盗, 窃盜>, 等; 表側 全員, 男, 女, 全免, 減等無科, 阿責, 等)

其2〔府県別〕(表頭 東京府, 京都府, 等, 清国人, 開拓使, 等; 表側 全員, 男, 女, 全免減等無科, 自十日至百日, 等)

其3〔年齢別〕(表頭 7歳以上10歳以下, 10歳以上15歳以下, 15歳以上20歳以下, 20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み, 90歳以上, 年齢不詳; 表側 同前表)

其4〔職業別〕(表頭 官吏, 准官吏及雇, 等; 表側 同前表)

其5〔宗門別〕(表頭 神葬祭, 天台宗, 等; 表側 同前表)

## 刑事第2表 司法省裁判所

其1〔罪名別〕(表頭 職制, 戸婚, 等; 表側 全員, 男, 女, 全免, 減等無科, 阿責, 等)

其2〔族籍年齢職業宗門別〕(表頭 東京府, 京都府, 等, 合計, 20歳以上30歳以下より50歳以上60歳以下迄10歳刻み, 年齢不詳, 合計, 農業, 商業, 等, 合計, 宗門不詳; 表側 同前々表)

東京上等裁判所 其3〔罪名別〕(表頭 職制, 人命, 等; 表側 同前々表) 其4〔族籍年齢職業宗門別〕(同前々表)

大坂上等裁判所 其5〔罪名別〕(表頭 雜犯; 表側 同前々表) 其6〔族籍年齡職業宗門別〕(同前々表)

宮城上等裁判所 其7〔罪名別〕(表頭 戸婚, 人命, 等; 表側 同前々表) 其8〔族籍年齡職業宗門別〕(同前々表)

長崎上等裁判所 其9〔罪名別〕(表頭 雜犯; 表側 同前々表) 其10〔族籍年齡職業宗門別〕(同前々表)

**刑事第3表 東京上等裁判所所轄**

其1〔罪名別〕(表頭 職制, 戸婚, 等; 表側 同前々表) 其2〔府県別〕(表頭 東京府, 京都府, 等; 表側 同前々表) 其3〔年齢別〕(表頭 7歳以上10歳以下, 10歳以上15歳以下, 15歳以上20歳以下, 20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み, 年齢不詳; 表側 同前表) 其4〔職業別〕(表頭 官吏, 准官吏及雇, 等; 表側 同前表) 其5〔宗門別〕(表頭 神葬祭, 天台宗, 等; 表側 同前表)

大坂上等裁判所所轄 其6〔罪名別〕(表頭 職制, 戸婚, 等; 表側 全員, 男, 女, 全免, 減等無科, 阿責, 等) 其7〔府県別〕(表頭 東京府, 京都府, 等; 表側 同前々表) 其8〔年齢別〕(表頭 7歳以上10歳以下, 10歳以上15歳以下, 15歳以上20歳以下, 20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み, 年齢不詳; 表側 同前表) 其9〔職業別〕(表頭 官吏, 准官吏及雇, 等; 表側 同前表) 其10〔宗門別〕(表頭 神葬祭, 天台宗, 等; 表側 同前表)

宮城上等裁判所所轄 其11〔罪名別〕(表頭 職制, 戸婚, 等; 表側 全員, 男, 女, 全免, 減等無科, 阿責, 等) 其12〔府県別〕(表頭 東京府, 京都府, 等; 表側 同前々表) 其13〔年齢別〕(表頭 10歳以上15歳以下, 15歳以上20歳以下, 20歳以上25歳以下より70歳以上80歳以下迄10歳刻み, 年齢不詳; 表側 同前表) 其14〔職業別〕(表頭 官吏, 准官吏及雇, 等; 表側 同前表) 其15〔宗門別〕(表頭 神葬祭, 天台宗, 等; 表側 同前表)

長崎上等裁判所所轄 其16〔罪名別〕(表頭 職制, 戸婚, 等; 表側 全員, 男, 女, 全免, 減等無科, 阿責, 等) 其17〔府県別〕(表頭 東京府, 京都府, 等; 表側 同前々表) 其18〔年齢別〕(表頭 7歳以上10歳以下, 10歳以上15歳以下, 15歳以上20歳以下, 20歳以上30歳以下より80歳以上90歳以下迄10歳刻み, 年齢不詳; 表側 同前表) 其19〔職業別〕(表頭 官吏, 神官及教導職, 等; 表側 同前表) 其20〔宗門別〕(表頭 神葬祭, 天台宗, 等; 表側 同前表)

**刑事第4表 東京上等裁判所所轄巡回裁判所**  
 其1〔罪名別〕(表頭 賊盜、内強盗、等; 表側 全員、男、女、全免、減等無科、呵責、等) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(表頭 東京府、神奈川県、等、合計、15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より60歳70歳以下迄10歳刻み、合計、農業、商業、等、合計、天台宗、真言宗、等; 表側 同前々表)  
**大坂上等裁判所所轄巡回裁判所** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**宮城上等裁判所所轄巡回裁判所** 其5〔罪名別〕(同前々表) 其6〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**長崎上等裁判所所轄巡回裁判所** 其7〔罪名別〕(同前々表) 其8〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第5表 開拓使札幌本庁**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**開拓使根室支庁** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第6表 犯罪人比例**(表頭 罪名: 職制、戸婚、等、刑名: 全免、減等無科、等、族籍: 東京府、京都府、等、年齢: 7歳以上、10歳以上より20歳以上迄5歳刻み、30歳以上より90歳以上迄10歳刻み、年齢不詳、職業: 官吏、准官吏及雇、等、宗門: 神葬祭、天台宗、等; 表側 百人に付割合)  
**刑事第7表 東京裁判所**  
 其1〔罪名別〕(表頭 職制、戸婚、等; 表側 全員、男、女、全免、減等無科、呵責、等) 其2〔府県別〕(表頭 東京府、京都府、等、清国人、無籍或は不詳、表側 全員、男、女、全免減等無科、自十日至百日、等) 其3〔年齢職業宗門別〕(表頭 7歳以上10歳以下、10歳以上15歳以下、15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より70歳以上80歳以下迄10歳刻み、年齢不詳、合計、医業、農業、等、合計、神葬祭、天台宗、等; 表側 同前表)  
**東京裁判所第2支庁** 其4〔罪名別〕(表頭 雜犯; 表側 全員、男、女、全免、減等無科、呵責、等)  
 其5〔府県年齢職業宗門別〕(表頭 東京府、20歳以上30歳以下より50歳以上60歳以下10歳刻み、合計、農業、工業、等、合計、真言宗、浄土宗、等; 表側 同前々表)  
**東京裁判所第3支庁** 其6〔罪名別〕(表頭 賊盜、詐偽、等; 表側 同前々表) 其7〔府県年齢職業宗門別〕(表頭 東京府、千葉県、等、合計、10歳以上15歳以下、15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より60歳以上70歳以下迄10歳刻み、合計、准官吏及雇、農業、等、合計、宗門不詳; 表側 同前々表)  
**東京裁判所第4支庁** 其8〔罪名別〕(同前々表) 其9〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第8表 神奈川県裁判所**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県別〕(表頭 神奈川県、東京府、等; 表側 同前々表) 其3〔年齢職業宗門別〕(表頭 10歳以上15歳以下、15歳以上20歳以下、20歳以上30歳以下より70歳以上80歳以下迄10歳刻み、年齢不詳、合計、農業、工業、等、合計、神葬祭、天台宗、等; 表側 同前表)  
**刑事第9表 埼玉裁判所**  
 其1〔罪名別〕(表頭 職制、戸婚、等; 表側 全員、男、女、全免、減等無科、呵責、等) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)

**埼玉裁判所行田区裁判所** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第10表 千葉裁判所**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**千葉裁判所加山区裁判所** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**千葉裁判所佐貫区裁判所** 其5〔罪名別〕(同前々表) 其6〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第11表 足柄裁判所**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**足柄裁判所韋山区裁判所** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第12表 新治裁判所**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第13表 茨城裁判所**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**茨城裁判所出張所** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔族籍年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第14表 熊谷裁判所**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**熊谷裁判所高崎区裁判所** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**熊谷裁判所大宮区裁判所** 其5〔罪名別〕(同前々表) 其6〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**熊谷裁判所川越区裁判所** 其7〔罪名別〕(同前々表) 其8〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第15表 機木裁判所**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**機木裁判所足利区裁判所** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第16表 山梨裁判所**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第17表 静岡県**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第18表 浜松県**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**刑事第19表 愛知県**  
 其1〔罪名別〕(同前々表) 其2〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
**愛知県裁判所豊橋支庁** 其3〔罪名別〕(同前々表) 其4〔府県年齢職業宗門別〕(同前々表)  
 (以下、各府県別に裁判所及び区裁判所の罪名別、府県年齢職業宗門別の統計表がある。統計内容は前掲同名の統計表の内容と同じ。)  
**(4) 司法省第四刑事統計年報 明治十一年**  
**調査対象年** 明治11年  
**内容細目**  
**明治11年刑事統計年報要旨**  
**新収材料〔記事〕**  
**第1部**

### 処断：〔記事〕

〔明治10年及11年の各刑員数増減表〕（表頭 処断概目：全員，死刑<梶，斬，絞>等；表側 年紀<10年人員，11年人員>，10年より<増，減>）

### 犯罪及処断の類別：〔記事〕

11年犯罪の性質及処断類別（表頭 全数，処断：死刑，終身懲役，等；表側 雜種，千分率，人に対する，千分率，等）

### 罪名：〔記事〕

〔犯罪の性質に就き10年11年増減表〕（表頭 兇徒衆を聚め暴動す，囚徒を劫奪す，等；表側 年紀<10年人員，11年人員>，10年より<増，減>）

### 処断区分：〔記事〕

〔処断の概目に於て10年11年増減表〕（表頭 全員，内<男，女>，死刑<男，女>，等；表側 同前表）

### 罰則犯罪：〔記事〕

〔明治10年及11年犯則人員〕（表頭 犯罪の性質：出版及新聞，銃砲及鳥獣猟，等；表側 同前表）

### 犯則に係る処断：〔記事〕

〔犯則処断別10年11年増減表〕（表頭 全員，内<男，女>，禁獄罰金<男，女>等；表側 同前表）

### 死罪を犯せし被告人員：〔記事〕

〔明治11年死罪を犯せし者前年比較増減表〕（表頭 人を謀故殺傷す，祖父母父母を謀故殴殺す，等；表側 10年人員・11年人員<全員，梶，等>，10年より<増，減>）

### 常時及罰則に係る処断の総数〔記事〕

### 第2部

常事犯に係る被告人の年齢，種族，職業，身分，本籍：〔記事〕

〔常事犯年齢別前年比較増減表〕（表頭 全員，内<男，女>，10歳以下，10歳以上15歳以下，15歳以上20歳以下，20歳以上30歳以下より80歳以上90歳迄10歳刻み，不分明；表側 同前々表）

### 種族：〔記事〕

〔常事犯両年種族の員数表〕（表頭 華族，士族，等；表側 人口，年紀<10年人員，11年人員>，10年より<増，減>）

### 職業：〔記事〕

〔常事犯職業別前年比較増減表〕（表頭 農業及牧畜漁獵，工，等；表側 同前々表）

### 身分：〔記事〕

〔常事犯身分の各項に就き比例表〕（表頭 未婚，既婚・鰥寡<有子，無子>等；表側 全数，男，百分率，女，百分率）

### 本籍国名：〔記事〕

〔常事犯本籍国別3箇年間比例表〕（表頭 国別；表側 人口，9～11年<罪犯，千分率>）

### 清国上海在留領事庁の処断：〔記事〕

### 第3部

### 謀故殺及放火：〔記事〕

謀殺〔謀殺類別比例表〕（表頭 貪欲に係る者，姦通に係る者，等；表側 人員，謀殺人員百人に就き）

故殺〔故殺類別比例表〕（表頭 同前表；表側 人員，故殺人員百人に就き）

放火〔放火類別比例表〕（表頭 同前表；表側 人員，放火人員百人に就き）

〔謀故殺及放火の通算各種類別比例表〕（表頭 貪欲，姦通，等；表側 人員，通計408の百に就き）

### 役限内犯罪〔記事〕

### 減等及宥免〔記事〕

### 第4部

### 大審院上告〔記事〕

### 重大事件〔記事〕

### 死罪案〔記事〕

### 第5部

### 上等裁判所取扱事件〔記事〕

### 第6部

### 国事犯〔記事〕

### 第7部

### 各庁の刑事取扱案件：〔記事〕

〔此案件中各庁の件数及人員共に1万以上に至る者の員数表〕（表頭 裁判所：東京，名古屋，等；表側 年紀<10～11年<件数，人員>，10年より増減<件数・人員<増，減>>）

〔件数1万以下にして人員の1万以上に至る者〕（表頭 裁判所：熊谷，静岡，等；表側 年紀<10年人員，11年人員>，10年より<増，減>）

### 恩赦〔記事〕

### 外国領事庁に対し告訴せし刑事各件〔記事〕

### 処断の総数〔記事〕

### 刑事裁判統計表

### 大審院并各裁判所権限：〔記事〕

### 第1部 処断総数

第1部第1号 常事犯者の罪名及処断（表頭 男<兇徒衆を聚め暴動す，暴動して人を殺し若くは火を放つ，等>，女<官吏の職務に対し暴行及抗拒，官吏を侮辱す，等>；表側 全員，死刑<梶，斬，絞>等）

第1部第2号 罰則犯者の罪名及処断（表頭 男・女<出版及新聞，銃砲及鳥獣猟，等>；表側 処断人員，処断の成績<罰名<禁獄罰金，禁獄，等>，呵責，等>）

第1部第3号 常事犯に就き各庁に於て処断せし区分（表頭 東京上等，東京・横浜・等<本庁，支庁，等>，大阪上等，京都・大阪・等<本庁，支庁，等>等；表側 全員，処断の成績<死刑<梶，斬，絞>，懲役<終身，自10年至5年，等>等>）別表（表頭 同前表；表側 全員，処断の成績女の部<死刑<梶，斬，絞>，懲役<終身，自10年至5年，等>等>）

第1部第4号 罰則犯に就き各庁に於て処断せし区分（表頭 同前表；表側 全員，男，女，禁獄罰金併科・禁獄に止まる者<1年以上・1年未満<男，女>，等）

第1部第5号 各庁に於て処断せし除族の員数（表頭 同前表；表側 全員，男，女，死刑<梶・斬・絞><男，女>等）

第1部第6号 其1 賠罪及収贖の事由及其本刑 第1表（表頭 賠罪例：事情憫諒，官吏私罪，等；表側 刑名<自3年至1年，自百日至十日>） 第2表（表頭 収贖例 老少廢疾，過失殺傷，等；表側 刑名<終身・自10年至5年・等><男，女>）

第1部第6号其2 二贖に該り無力贖う能わず実決及放免せし人員（表頭 終身，自10年至5年，等；表側 全員，男，女，二贖の内無力不能贖に付実断<懲役<男，女>，笞杖<男>，等>等）

第1部第7号 死罪を犯せし者の教育原行并処断の区分（表頭 暴動して人を殺し若くは火を放つ，反獄逃走，等；表側 全員，本刑<梶，斬，絞>，教育の度

〈文字を知るもの、文字を知らざるもの、等>等)

## 第2部 犯罪者年齢刑名身分教育

第2部第8号 常事犯者の罪状及年齢（表頭 男<兇徒衆を聚め暴動す、暴動して人を殺し若くは火を放つ、等>；女<官吏の職務に対し暴行及拒捕す、官吏を侮辱す、等>；表側 全員、年齢<10年以下、10年以上15年以下より25年以上30年以下迄5年刻み、30年以上40年以下より80年以上90年以下迄10年刻み、不詳>）  
第2部第9号 常事犯者の年齢及処断（表頭 死刑<梶・斬・絞<男、女>>；懲役<終身・自10年至5年・等<男、女>>等；表側 年齢<10年以上、10年以上15年以下より25年以上30年以下迄5年刻み、30年以上40年以下より70年以上80年以下迄10年刻み、80年以上、不詳>）

第2部第10号 各種犯者種族及身分（表頭 男<兇徒衆を聚め暴動、暴動して人を殺し若くは火を放つ、等>；女<官吏の職務に対し暴行及拒捕、官吏を侮辱す、等>；表側 全員、種族<華族、土族、等>；身分<未婚者、既婚者・離寡<有子、無子>>等）

第2部第11号 犯者の職業及刑名（表頭 職業：第1類<農業、牧畜、等>、第2類<工業、飲食物>、第3類<商人>、第4類<水陸運搬、雇人、等>、第5類<官吏、准官吏及区長>等；表側 全員、男、女、死刑<男、女>>等）

第2部第12号 犯者の本籍及処断（表頭 本籍及国名：東京<武藏、伊豆七島>、京都<山城、大和、等>等；表側 全員、男、女、死刑<梶・斬・絞<男、女>>等）

第2部別号 清国上海在留領事館処断の各件（表頭 罪状<手を以て人を殴ち傷を成さざる者、金銭衣類物品を窃取す>、貴籍<長崎肥前国、大坂摂津国、等>、年齢<20歳以上25歳以下、25歳以上30歳以下>等；表側 全員、男、女、百日以下<実断<男>、収贖<男、女>>）

第3部 各庁処断犯罪性質、謀故殺、放火、並加等及减免出入改正事故減等収贖

第3部第13号 各庁に於て処断せし常事犯罪の性質（表頭 兑徒衆を聚め暴動す、暴動して人を殺し若くは火を放つ、等；表側 全員、東京上等、東京、横浜、等）

第3部第14号 谋故殺の原由并其結果（表頭 谋殺<貪欲<盜を為さん為め、盜を為さんため家長及其婦を、等>、姦通<姦事を断念せん事を諭すに婦女の痴情頑結暴戾相止まざるを以て、姦好の続き難きを憤り姦婦姦夫と謀り本夫を、等>等>、毒殺<姦通<姦夫姦婦姦事を掩ん為め本夫を、事由知れず夫を>、嫉妬<私通の末夫妻の約をなしたる后ち婦犯人と絶交他に嫁せんとせしより>等>等；表側 処断人員、犯罪の成蹟<死、傷、等>等）

第3部第15号 放火の原由并其成蹟（表頭 貪欲<盜を為さんため、盜罪を隠滅せんため、等>、姦通<姦通の末本夫の家を去り姦夫と夫婦の契約をなしたるも姦夫其約を履行せず窃かに他の婦を娶るを怨み、姦夫窃かに他婦を娶りたるとて一時の怒に乘じ姦夫を驚かんため、等>等；表側 処断人員、犯罪の成蹟<焼燐に至る・焼燐に至らず<家屋、山林、田野>>等）

第3部第16号 刑限内又犯罪者の処断（表頭 逃走<棒鎖2日の上原犯の年日に照し新に拘役、棒鎖2日の上原犯の年限に照し新に拘役、等>、再逃走<棒鎖2

日の上懲役1年、棒鎖2日の上懲役終身、等>等；表側 全員、男、女、原刑<終身、自10年至5年、等>）

第3部第17号 各庁に於て処断せし刑限内又犯罪（表頭 庁名：東京<本庁、支庁、等>、横浜<本庁、区裁判所>等；表側 全員、役限内又犯罪<逃走、再逃走、等>）

第3部第18号 減等宥免に係る者の罪状及原刑（表頭 兑徒衆を聚め暴動す、官吏の職務に対し暴行及抗拒す、等；表側 全員、男、女、原刑<呵責、自日至百日、等>等）

第3部第19号 失入改正并刑限内事故減等収贖及其原刑（表頭 失入改正<7年、1年、等>、1等減<懲役人の逃走を報じ依て逃走をせざらしむ、懲役人の逃走を報じ或は捕得し因て逃走せざらしむ、等>等；表側 全員、男、女、原刑<終身、自10年至5年、等>）

第3部第20号 各庁処断に係る失入改正并事故減等収贖（表頭 庁名：東京<本庁、支庁、等>、横浜<本庁>等；表側 全員、失入改正、等）

第4部 上告并其結局及事件を移せし庁名重大事件死罪案審批

第4部第21号 各裁判所に於て成立せし上告各件（表頭 原裁判所：東京上等、大坂上等、等；表側 上告各件<件数・人員<越高、新規>、結局人員<検事、警部、等>等）

第4部第22号 大審院刑事局に於て結局せし事件（表頭 同前表；表側 全員、破毀、等）

第4部第23号 原擬の破毀及事件を移せし庁名（表頭 刑名：懲役<終身、自10年至5年、等>、贖罪<自百日至10日>等；表側 件数、人員、破毀事件を移したる庁名<東京、横浜、等>）

第4部第24号 重大事件の取扱：大審院に於て取扱たる重大事件（前年の残件・本年の新件<件数、人員>）〔別表1〕（表頭 斬、禁獄<終身、自10年至5年、等>等；表側 人員）〔別表2〕（未決<件数、人員>）

第4部第25号 死罪案審批の件：各上等裁判所より具申の死罪按に対する審批（前年の残件・本年の新件<件数、人員>）〔別表1〕（表頭 原擬の通り批可・原擬を平反<東京上等、大坂上等、等>、病死或は逃亡等に係る者、等；表側 人員）〔別表2〕（未決<件数、人員>）

第5部 死罪及懲役終身審批諸件

第5部第26号 結局せし事件の原裁判所（表頭 東京上等裁判所<東京、横浜、等>、大坂上等裁判所<京都、大坂、等>等；表側 全員、原擬死刑<死罪按判決<大審院に批可を取られたる者（原擬の通批可還付、原擬を平反）、情法酌量還付、等>、犯罪の状況を証明する力なきに依り釈放するもの、等>、全員、原擬懲役終身<懲役終身審批済<原擬の通審批して還付、原擬を平定、等>、死罪見込に付検事へ廻す、等>）

第5部第27号 各上等裁判所に於て交収せし事件の総計（表頭 東京上等裁判所、大坂上等裁判所、等；表側 原擬死刑・原擬懲役終身<旧受・新受<件数、人員>、処分人員<判決、情法酌量還付、等>等）

第6部 国事犯各件

第6部第28号 国事犯に係る罪名及処断（表頭 兵器を弄し衆を聚め以て官兵に抵抗す及從、賊徒の使役に服し或は金銭米穀を課出す、等；表側 全員、男、女斬、終身、等）

第6部第29号 各庁に於ける処断の区分（表頭 大審院、九州臨時裁判所、東京裁判所、等；表側 全員、男、女、斬、懲役<自10年至5年、自3年至1年、等>等）

第6部第30号 各庁処断中国事犯者の除族及其刑名（表頭 同前表；表側 全員、除族の上<斬、懲役<自10年至5年、自3年至1年、等>等>）

第6部第31号 国事犯者の罪名種族及其年齢身分（表頭 兵器を弄し衆を集め以て官兵に抵抗す及從、賊徒の使役に服し或は金錢米穀を課出す、等；表側 全員、士族、等、15歳以上、20歳以上より60歳以下迄10歳刻み、不詳、身分<未婚者、既婚者有子>等）

第6部第32号 年齢及処断（表頭 15年以上至20年、20年以上至30年より50年以上至60年迄10年刻み、60年以上、不詳；表側 全員、男、女、斬、懲役<自10年至5年、自3年至1年、等>等）

第6部第33号 職業及処断（表頭 農業、商業、等；表側 同前表）

第6部第34号 本籍及処断（表頭 本籍国名：東京<武藏>、三重<伊勢>、等；表側 同前表）

第7部 治罪に関する諸件

第7部第35号 各庁に於て受理せし被告人男女及逮捕召喚自訴（表頭 東京上等<東京<本庁、支庁、等>、横浜<本庁、区裁判所>等>、大坂上等<京都・大坂・等<本庁、支庁、等>>；表側 全員、男、女、捕獲呼出等の區別<現時・探偵・等<男、女>>）

第7部第36号 刑事取扱件数被告人員及其処分（表頭 刑事取扱案件：越高、新規、合計、上告の上<原裁判破毀に付他庁へ引渡、原裁判通決行、等>、上等裁判所へ具案<死罪の囚再審を要せず決行、死罪の囚更に終身の審判を得て決行、等>等；表側 件数、人員、拘留、等）

第7部第37号 各庁に於て取扱たる事件（表頭 同前々表；表側 件数・拘留・等<既決、未決>）

第7部第38号 滞獄曠過の事件（表頭 官吏の職務に對し暴行及拒捕、罪人を藏匿し又は隠避せしむ、等；表側 全員、男、滯獄曠過日数本罪内に算入するもの<日数<10日以下、11日より30日まで、等>>等）

第7部第39号 各庁処断中満獄曠過の事件（表頭 同前々表；表側 同前表）

第7部第40号 各地方の便宜に依り懲役百日以下に該りし者を笞杖に換て処断せし員数（表頭 横浜<本庁、支庁>、名古屋<本庁、支庁、等>等；表側 全員、笞杖、等）

第7部第41号 各庁に於る取扱時間（表頭 同前々表；表側 全員、越高、新規、取扱時間區別<1日より3日まで・4日より7日まで・等<既決、未決>>）

第7部第42号 特典を受けし獄囚の本刑及び放免減等區別（表頭 獄囚の本罪：兇徒聚衆、罪人拒捕、等；表側 全員、特典赦宥を受けし獄囚の本刑及び放免減等區別<死刑<減等（1等、2等、等）>>）

第7部第43号 各庁に於て特典を乞て赦宥せし員数（表頭 東京上等、大坂上等、等；表側 全員、赦宥の区分<放免、減等>）

第7部第44号 内国人原告にて外国人に係る刑事訴訟（表頭 銃傷を負の件、刃傷の件、等；表側 求刑件数<越高、新規>、結局件数<解放、願下、等>等、被告人の所属国名<英、米、等>）

第7部第45号 内国人原告にて外国人に係る刑事訴訟

求刑（表頭 庁名：神奈川県、兵庫県、等；表側 同前表）

正誤

#### (5) 司法省第五刑事統計年報 明治十二年

調査対象年 明治12年

内容細目

##### 明治12年刑事統計年報要旨

###### 第1部

処斷：〔記事〕

〔明治8年より同12年に至る各刑員數比較表〕（表頭 全員、死刑<梶、斬、絞>、懲役以下の刑<終身、10年以下5年以上、等>等；表側 8年人員～12年人員）

罪名：〔記事〕

〔罪名別前年比較増減表〕（表頭 堕胎、社寺の物品を盗む、等；表側 年紀<11年人員、12年人員、11年より<増、減>）

処断区分：〔記事〕

〔処断区分前年比較増減表〕（表頭 全員、内<男、女>、死刑・懲役・等<男、女>；表側 同前表）

罰則犯罪：〔記事〕

〔犯則人員前年比較増減表〕（表頭 出版及新聞、銃砲及鳥獸獵、等；表側 同前表）

犯則に係る処断：〔記事〕

〔犯則処断區別に就き8年より12年に至る連年比較表〕（表頭 全員、内<男、女>、禁獄罰金<男、女>等；表側 年紀<8年人員～12年人員>）

死罪を犯せし被告人：〔記事〕

〔死刑に処せし者の8年以来連年比較表〕（表頭 管守の金錢物品を盗む、常人盜、強盗人を殺傷す、等；表側 同前表）

常事及罰則犯に係る処断の総数：〔記事〕

###### 第2部

常事犯に係る被告人の年齢、種族、職業、身分、本籍：〔記事〕

〔被告人年齢別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 年紀<11年人員、12年人員>11年より<増減>）

種族：〔記事〕

〔被告人員種族別前年比較増減表〕（表頭 華族、士族、等；表側 人口、年紀<11年人員、12年人員>、11年より<増、減>）

職業 〔被告人員職業別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前々表）

身分：〔記事〕

〔被告人員身分別前年比較増減表〕（表頭 未婚、既婚・鰥寡<有子、無子>、不分明；表側 11年人員・12年人員<男、女>、11年より<増・減<男、女>>）

本籍国名：〔記事〕

〔被告人員本籍別前年比較比例表〕（表頭 國別；表側 人口、11～12年<被告人員、千分率>）

清国上海並朝鮮國釜山在留領事庁の処断：〔記事〕

〔明治7年以来両庁処断に係る人員比較表〕（表頭 上海領事庁、釜山領事庁；表側 7年人員～12年人員）

###### 第3部

謀故殺及放火

謀殺：〔記事〕

〔謀殺の原由別前年比較増減表〕（表頭 貪欲に係る者、姦通に係る者、等；表側 11～12年人員、11年より<増、減>）

故殺：〔記事〕  
〔故殺の原由別前年比較増減表〕（同前表）

放火：〔記事〕  
〔放火の原由別前年比較増減表〕（同前表）

〔謀故殺及放火の原由別前年比較増減表〕（同前表）

役限内犯罪〔記事〕  
減等及有免〔記事〕  
第4部  
大審院上告〔記事〕  
重大事件 本院の取扱に係る国事犯〔記事〕  
死罪犯〔記事〕  
第5部  
上等裁判所取扱事件：〔記事〕  
〔件数及人員前年比較増減表〕（表頭 原擬死刑、原擬懲役終身；表側 11～12年<件数、人員>，11年より<増・減<件数、人員>>）

第6部  
国事犯〔記事〕  
第7部  
各庁の刑事取扱按件：〔記事〕  
〔各庁の件数及人員共に1万以上に至る者の前年比較増減表〕（表頭 裁判所：名古屋、東京、京都；表側 同前表）  
〔件数1万以下にして人員1万以上の者の前年比較増減表〕（表頭 大坂、神戸、等；表側 11～12年人員、11年より<増、減>）

恩赦：〔記事〕  
〔本刑及放免減等区別前年比較増減表〕（表頭 本刑及放免減等：死刑<減等<1等、2等、3等以上>>，懲役終身<放免、減等<1等、2等、3等以上>>等；表側 同前表）

外国領事庁に対し告訴せし刑事事件：〔記事〕  
〔各庁別前年比較増減表〕（表頭 警視庁、神奈川県、等；表側 求刑件数<11～12年<越高、新規>>，11年より<増、減>）

処断の総数：〔記事〕  
〔処断総数前年比較増減表〕（表頭 常事犯、罰則犯、上海領事庁処断、等；表側 同前々表）  
〔裁判官及被告人員比例表〕（表頭 被告人員、裁判官、裁判官1人に就て被告人員；表側 10～12年）

**刑事統計表**

大審院并各裁判所権限〔記事〕  
第1部第1号 常事犯者の罪名及処断（表頭 男・女<戸婚<田糧を欺隠して版籍に脱漏し或は文字を変易す、田宅を重典売し及牙保を為す、等>，賊盜<神社の御物を盗む、神社或は仏寺の賽銭を盗む、等>>；表側 全員<男、女>，処断の成績<死刑<斬、絞>，懲役<終身、自10年至5年、等>>等）

第1部第2号 罰則犯者の罪名及処断（表頭 同前年同表；表側 全員，処断の成績<罰名<禁獄罰金、禁獄、等>，呵責、等>）

第1部第3号 常事犯に就き各庁に於て処断せし区分（表頭 同前年同表；表側 全員<男>，処断区分<死刑<斬、絞>，懲役<終身、自10年至5年、等>>）

別表1（表頭 同前年同表；表側 全員<女>，死刑<斬、絞>，懲役<終身、自10年至5年、等>>）

別表2〔前表の男女を合計表〕（表頭 男女の計；表側 全員，死刑<斬、絞>，懲役<終身、自10年至5年、等>>）

年、等>>等）  
第1部第4号 罰則犯に就き各庁に於て処断せし区分（表頭 同前年同表；表側 全員、男、女、処断の成績<罰名<禁獄罰金1年以上・禁獄1年以上・等（男、女）>，呵責・全免・等<男、女>>）  
第1部第5号 各庁に於て処断せし除族の員数（表頭 同前年同表；表側 全員、除族の上<死刑<斬、絞>，懲役<終身、自10年至5年、等>>）  
第1部第6号 賢罪及収贖の事由及其本刑（表頭 終身、自10年至5年、等；表側 賢罪例<事情憫諒、官吏私罪、等>，収贖例<婦女、老少廃篤疾・過失殺傷・等<男、女>>）  
第1部第7号 2賛に該り無力贖う能わざ実決及放免せし人員（同前年第1部第6号其2表）  
第1部第8号 死罪を犯せし者の教育原行並処断の区分（表頭 賊盜<持児器強盗人を殺す、不持児器強盗人を殺す>，人命<人を謀殺し及從にして加功す、人を謀殺せんとして傷す、等>等；表側 全員、死刑<斬、絞>，教育の等級<文字を知る、文字を知らぬ、不分明>，犯罪者の原行<曾て刑を受けざる者、懲役10日以上を経たるもの、等>，処刑区分<減等<終身10年、等>，決行<斬、絞>>）  
第2部第9号 常事犯者の罪状及年齢（表頭 男・女<戸婚<田糧を欺隠して版籍に脱漏し或は文字を変易す、田宅を重典売し及牙保を為す、等>，賊盜<神社の御物を盗む、神社或は仏寺の賽銭を盗む、等>>；表側 全員<男、女>，年齢<10年以上、10年以上15年以下より25年以上30年以下迄5年刻み、30年以上40年以下より70年以上80年以下迄10年刻み、80年以上、不分明>）  
第2部第10号 常事犯者の年齢及処断（表頭 同前年 第2部第9号表；表側 全員、年齢<10岁以下、10年以上15年以下より25年以上30年以下迄5年刻み、30年以上40年以下より70年以上80年以下迄10年刻み、80年以上、年齢不分明>）  
第2部第11号 常事犯者の罪状及種族身分（表頭 同前々表；表側 全員<男、女>，種族<華族、土族、等>，身分<未婚者、既婚者・離寡<有子、無子>>）  
第2部第12号 常事犯者の職業及処断（同前年第2部第11号表）  
第2部第13号 常事犯者の本籍及処断（同前年第2部第12号表）  
第2部第14号 清国上海並朝鮮国釜山在留領事館処断の各件（表頭 罪状實籍年齢職業：罪状<人を殴傷す、人を殴、等>，實籍<東京<武藏國>、長崎<肥前國、対馬國>等>，年齢<20年以上25年以下、30年以上40年以下、年齢不分明>，職業<工業、雇人、等>>；表側 全員、清国上海領事館処断・朝鮮国釜山領事館処断<百日以下<実断、贖罪>>）  
第3部第15号 各庁に於て処断せ常事犯罪の性質（表頭 戸婚<田糧を欺隠して版籍に脱漏し或は文字を変易す、等>，賊盜<神社の御物を盗む、神社或は仏寺の賽銭を盗む、等>等；表側 同前年第2部第13号表）  
第3部第16号 謀故殺の原由並其成績（同前年第3部第14号表）  
第3部第17号 放火の原由並其成績（同前年第3部第15号表）  
第3部第18号 刑限内逃走并又犯罪者の処断（同前年第3部第16号表）

第3部第19号 刑限内逃走并又犯罪に就各庁に於て処断せし区分（表頭 同前年第3部第17号表；表側 全員，男，女，逃走，等）

第3部第20号 減等宥免に係る者の罪状及原刑（表頭 男・女<戸婚<田糧を欺隠し版籍に脱漏し或は文字を変易す，田宅を重典壳し或は牙保を為す，等>，賊盜<神社の御物を盗む，神社或は仏寺の賽錢を盗む，等>等>；表側 全員<男，女>，原刑<死刑，終身，等>，減等<自首・旧悪・等<1～4等>>等）

第3部第21号 失入改正並刑限内事故減等収贋及其原刑（表頭 失入改正<懲役5年，失入10日，等>，1等減<懲役人の逃走を報じ依て逃走せざらしたるを以て，同檻の内脱監の企あるを報じ依て逃走せざらしむるを以て，等>等；表側 同前年第3部第19号表）

第3部第22号 失入改正並刑限内事故減等収贋に就き各庁に於て処断せし区分（表頭 同前年第3部第20号表；表側 全員，男，女，失入改正，等）

第4部第23号 各裁判所に於て成立せし上告事件の数（表頭 東京上等裁判所，東京，横浜，等，大坂上等裁判所，京都，大阪，等；表側 件数・人員<越高，新規>，結局人員<検事，警部，囚人>等）

第4部第24号 大審院に於て結局せし上告事件（表頭 同前表；表側 全員，破毀，等）

第4部第25号 大審院に於て破毀せし事件を移したる庁名（同前年第4部第23号表）

第4部第26号 大審院に於て取扱いたる重大事件：〔1表〕（前年残件<件数，人員>）〔別表1〕（表頭 処分済<禁獄<終身>，無罪；表側 人員）〔別表2〕（未決<件数，人員>）

第4部第27号 大審院死罪案批可事件：各上等裁判所より具申の死罪案に対する審批（前年の残件・本年の新規<件数，人員>）〔別表1〕（表頭 原擬の通批可・原擬を平反す<東京上等裁判所，大坂上等裁判所，等>；表側 人員）〔別表2〕（未決<件数，人員>）

第5部第28号 上等裁判所懲役終身并死罪按審批事件（表頭 東京上等裁判所，大坂上等裁判所，等；表側 原擬死刑・原擬懲役終身<前年残件・本年新規<件数，人員>，処分人員<判決，列罪に非ざるにより当庁にて終身以下に審批還付，等>等>）

第5部第29号 結局せし懲役終身并死罪按の原裁判所（同前年第5部第26号表）

第6部第30号 国事犯者の罪名及処断（表頭 男<兵器を弄し官兵に抵抗す，政体を憂慮し神力を侍み熊本鎮治を傾覆する目的を以て不日暴挙に及ばんとの陰謀を為す，等>；表側 全員，懲役<自3年至1年>等）  
第6部第31号 国事犯者に就き各庁に於て処断せし区分（表頭 大審院，東京裁判所，等；表側 同前表）  
第6部第32号 各庁に於て処断せし国事犯者除族の員数（同前表）

第6部第33号 国事犯者の罪名及種族年齢身分（表頭 同前年第6部第31号表；表側 全員，種類<士族，平民>，年齢<20年以上25年以下，25年以上30年以下，30年以上40年以下より50年以上60年以下迄10年刻み，不明>，身分<未婚，既婚<有子，無子>等>）

第6部第34号 国事犯者の年齢及処断（表頭 20年以上25年以下，25年以上30年以下，30年以上40年以下より50年以上60年以下迄10年刻み，不明；表側 全員，懲役<自3年至1年>等）

第6部第35号 国事犯者の職業及処断（表頭 第1類<農業>，第4類<日雇>等；表側 同前表）

第6部第36号 国事犯者の本籍及処断（表頭 石川<越前國>，高知<土佐國>等；表側 同前表）

第7部第37号 各庁に於て受理せし被告人の逮捕及召喚自首（同前年第7部第35号表）

第7部第38号 刑事取扱件数人員及其処分（表頭 越高，新規，合計，処分済<上告の上<原裁判破毀に付他庁へ引渡し，他裁判を破毀し当庁へ移されたる者決行，等>，未決<死罪見込に付具案中，終身見込に付具案中，等>；表側 件数，人員，拘留，等）

第7部第39号 取扱件数人員に就き各庁区分（同前年第7部第37号表）

第7部第40号 滞獄曠過の事件（表頭 戸婚<田宅を重典壳す，人の器物を棄損す>，賊盜<持兇器強盗，強盗に脅誘せられ畏懼隨行或は外に在て瞭望財物を接遇す，等>等；表側 同前年第7部第38号表）

第7部第41号 滞獄曠過の事件に就き各庁区分（同前年第7部第39号表）

第7部第42号 各庁に於て懲役百日以下を笞杖に換へし員数（同前年第7部第40号表）

第7部第43号 各庁に於て取扱たる事件の時間区分（同前年第7部第41号表）

第7部第44号 恩赦特典を受けし獄囚の員数（表頭 獄囚の本罪：器物を棄毀，田宅を重典壳，等；表側 同前年第7部第42号表）

第7部第45号 恩赦特典を乞ひし庁名（同前年第7部第43号表）

第7部第46号 内国人原告にて外国人に対する訴訟（表頭 殴打の件，殴傷の件，等；表側 同前年第7部第44号表後）

第7部第47号 内国人原告にて外国人に対する訴訟求刑（表頭 求刑府名：警視庁，神奈川県，等；表側 同前年第7部第45号表）

#### (6) 司法省第六刑事統計年報 明治十三年

調査対象年 明治13年

内容細目

##### 明治13年刑事統計年報要旨

###### 第1部

処断：〔記事〕

〔明治11年已来3箇年に係る処断概目比較表〕（表頭 処断概目：全員，死刑<梶，斬，絞>等；表側 年紀<11～13年人員>）

罪名：〔記事〕

〔罪名別明治11年以来3箇年比較表〕（表頭 堕胎，社寺の物品を盗む，等；表側 同前表）

処断区分：〔記事〕

〔処断区分前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 年紀<12～13年人員>，12年より<増，減>）

罰則犯罪：〔記事〕

〔犯則人員前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前表）

犯則に係る処断：〔記事〕

〔犯則処断区分前年比較増減表〕（表頭 犯則処断区分別：全員，内<男，女>，禁獄罰金<男>等；表側 同前表）

死罪を犯せし被告人員：〔記事〕

〔死刑決行せられし者の罪名別前年比較増減表〕（表頭 強盗人を殺す，人を謀故殺傷す，等；表側 同前

表)  
常事及罰則犯に係る処断の総数：〔記事〕

第2部  
常事犯に係る被告人の年齢、種族、職業、身分、本籍：〔記事〕  
〔被告人年齢別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前表）  
種族：〔記事〕  
〔被告人員種族別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前表）  
職業：〔記事〕  
〔被告人員職業別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前表）  
身分：〔記事〕  
〔被告人員身分別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 12～13年人員<男、女>，12年より<増・減<男、女>>）  
本籍国名：〔記事〕  
〔被告人員本籍及び千分率前年比較増減表〕（表頭 国別；表側 人口，12～13年<被告人員、千分率>）  
清国上海并に朝鮮国釜山在留領事庁の処断：〔記事〕  
〔上海並釜山両庁処断に係る被告人員前年比較増減表〕（表頭 上海領事庁・釜山領事庁<男、女>；表側 年紀<12～13年人員>，12年より<増、減>）  
第3部  
謀故殺及放火  
謀殺：〔記事〕  
〔謀殺の原由別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前表）  
故殺：〔記事〕  
〔故殺の原由別前年比較増減表〕（同前表）  
放火：〔記事〕  
〔放火の原由別前年比較増減表〕（同前表）  
〔謀故殺及放火の原由別前年比較増減表〕（同前表）  
役限内犯罪〔記事〕  
減等及宥免：〔記事〕  
〔刑名及減免別前年比較増減表〕（表頭 原刑<死刑、懲役終身、等>，減等・全免<自首、旧悪、等>；表側 年紀<12～13年人員>，12年より<増、減>）  
第4部  
大審院上告〔記事〕  
重大事件 本院の取扱に係る國事犯〔記事〕  
死罪案〔記事〕  
第5部  
上等裁判所取扱案件：〔記事〕  
〔件数及人員前年比較増減表〕（表頭 原擬死刑、原擬懲役終身；表側 12～13年<件数、人員>，12年より<増・減<件数、人員>>）  
第6部  
國事犯〔記事〕  
第7部  
各庁の刑事取扱案件：〔記事〕  
〔各庁の件数人員共に1万以上に至る者の前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前表）  
〔件数1万以下にして人員1万以上の者の前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 年紀<12～13年人員>，12年より<増、減>）  
恩赦：〔記事〕  
〔恩赦に係る者の本刑及放免減等区分前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 12～13年人員，12年より<増、減>）  
外国領事庁に対し告訴せし刑事各件：〔記事〕  
〔各庁別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 求刑件数<12～13年<越高、新規>>，12年より<増、減>）  
処断総数〔記事〕  
刑事統計表  
各庁権限〔記事〕  
第1部第1号 常時犯者の罪状及処断（同前年同表）  
第1部第2号 罰則犯者の罪状及処断（同前年同表）  
第1部第3号 常事犯に就各庁に於て処断せし区分（同前年同表） 別表1（同前年同表） 別表2〔男女合数表〕（同前年同表）  
第1部第4号 罰則犯に就各庁に於て処断せし区分（同前年同表）  
第1部第5号 各庁に於て処断せし除族の員数（表頭 同前年同表；表側 全員、男、女、死刑<斬・絞<男、女>>，懲役<終身・自5年至10年・等<男、女>>）  
第1部第6号 賠罪及収贖の事由及其本刑（同前年同表）  
第1部第7号 2賛に該り無力贖う能はず実決及放免せし人員（同前年同表）  
第1部第8号 死罪を犯せし者の教育原行並処断の区別（同前年同表）  
第2部第9号 常事犯者の罪状及年齢（同前年同表）  
第2部第10号 常事犯者の年齢及処断（同前年同表）  
第2部第11号 常事犯者の罪状及種族身分（同前年同表）  
第2部第12号 常事犯者の職業及刑名（同前年同表）  
第2部第13号 常事犯者の本籍及処断（同前年同表）  
第2部第14号 清国上海在留領事館処断の各件（表頭 罪状貫籍年齢職業：罪状<闕殿<人を殴傷す、人を殴>、雜犯<猥りに人の物品を移転せしもの>>，本籍及国名<神奈川<相模>、石川<能登>等>，年齢<25年以上30年以下、30年以上40年以下>，職業<飲食渡世、雇人、水火夫>；表側 全員、懲役<自百日至十日 男>，収贖<自百日至十日 女>）  
第2部第15号 朝鮮国釜山在留領事館処断の各件（表頭 罪状<戸婚<人の器物を棄毀す>，賊盜<人の財物を窃取す、詐欺して人の財物を取る>等>，本籍及国名<東京<武藏>、長崎<肥前>等>，年齢・職業<不分明>；表側 全員、男、女、懲役<自百日至十日<男、女>>，閨刑<自百日至十日<男>>等）  
別表（表頭 犯状<呼出を受け遅不参>；表側 全員、罰金）  
第3部第16号 各庁に於て処断せし常事犯罪の性質（同前年第3部第15号表）  
第3部第17号 謀故殺の原由并其成蹟（同前年第3部第16号表）  
第3部第18号 放火の原由并其成蹟（同前年第3部第17号表）  
第3部第19号 減等宥免に係る者の罪状及原刑（同前年第3部第20号表）  
第3部第20号 2度以上刑を受し者の罪状及度数（表頭 戸婚<田宅を重典売し及牙保をなす、官物を棄毀す、等>，賊盜<神社の御物を盗む、神社或は仏寺の賽銭を盗む、等>等；表側 全員、前刑<終身、自十年至五年、等>，2度以上刑を受けし者<受刑の度数<

2～10度》，上数の内本年内の言渡に係る者《1～6度》》)

第3部第21号 再犯以上に係る者の罪状及犯数（表頭 賊盜＜神社或は仏寺の賽銭を盗、自ら管守する所の財物を盗、等＞、雜犯＜財物を賭け博戯を為し及賭場を開帳す、賭博の具を売買す＞；表側 全員、再犯以上にして加せし者＜再犯、3犯～5犯以上＞）

第3部第22号 刑限内逃走並又犯罪者の処断（同前年 第3部第18号表）

第3部第23号 刑限内逃走並又犯罪に就各庁に於て処断せし区分（同前年第3部第19号表）

第3部第24号 失入改正并刑限内事故減等収臘及其原刑（同前年第3部第21号表）

第3部第25号 失入改正并刑限内事故減等収臘に就各庁に於て処断せし区分（同前年第3部第22号表）

第4部第26号 各裁判所に於て成立せし上告事件（同前年第4部第23号表）

第4部第27号 大審院に於て結局せし上告事件（同前年第4部第24号表）

第4部第28号 大審院に於て破毀せし上告事件を移たる庁名（同前年第4部第25号表）

第4部第29号 大審院に於て取扱たる重大事件（同前年第4部第26号表）

第4部第30号 大審院死罪按批可事件（同前年第4部第27号表）

第5部第31号 上等裁判所懲役終身並死罪按審批事件（同前年第5部第28号表）

第5部第32号 結局せし懲役終身並死罪按の原裁判所（同前年第5部第29号表）

第6部第33号 国事犯者処断の各件（表頭 罪状＜暴動の際賊徒の兵卒と為り官兵に抗敵す、施政に不満を抱き不軌を囂り及広沢參議暗殺の嫌疑を受く＞、年齢＜30年以上40年以下、40年以上50年以下＞、族籍＜士族、平民＞、等；表側 全員、全免、無罪）

第7部第34号 各庁に於て受理せし被告人の逮捕及召喚自首（同前年第7部第37号表）

第7部第35号 刑事取扱事件数人員及其処分（表頭 刑事取扱接件：処分済＜上告《原裁判破毀に付他庁へ引渡、破毀事件を移されたる者決行、等》、上等裁判所へ具案《死罪の囚再審を要せず決行、死罪の囚更に終身審批を得て決行、等》等＞、未決＜死罪見込に付具案中、終身見込に付具案中、等＞；表側 件数・人員＜越高、新規＞、拘留、等）

第7部第36号 取扱件数人員に就各庁区分（同前年第7部第39号表）

第7部第37号 滞獄曠過事件（同前年第7部第40号表）

第7部第38号 滞獄曠過事件に就各庁区分（同前年第7部第41号表）

第7部第39号 各庁に於て懲役百日以下を笞杖に換えし員数（同前年第7部第42号表）

第7部第40号 各庁に於て取扱たる事件の時間区分（同前年第7部第43号表）

第7部第41号 恩赦特典を受けし獄囚の員数（同前年第7部第44号表）

第7部第42号 恩赦特典を乞ひし庁名（同前年第7部第45号表）

第7部第43号 内国人原告にて外国人に対する訴訟（同前年第7部第46号表）

第7部第44号 内国人原告にて外国人に対する訴訟求

刑（同前年第7部第47号表）

(7) 司法省第七刑事統計年報 明治十四年

調査対象年 明治14年

内容細目

明治14年刑事統計年報要旨

第1部

処断：〔記事〕

〔明治13及び14年の各刑における増減表〕（表頭 処断概目：全員、死刑＜斬、絞＞等；表側 年齢＜13～14年人員＞、13年より＜増、減＞）

罪名：〔記事〕

〔明治9年以来6箇年の罪名中其較著及数多なる者比較表〕（表頭 犯罪の性質：田宅を重典売す、官林の樹木を毀損す、等；表側 9～14年人員）

処断区分：〔記事〕

〔明治9年以来6箇年間の処断区分に依る人員比較表〕（表頭 処断区分：全員、内＜男、女＞、死刑・懲役・等＜男、女＞；表側 同前表）

罰則犯罪：〔記事〕

〔明治9年以来6箇年間の罰則犯罪に係る人員比較表〕（表頭 犯罪の性質：出版及新聞、銃砲及鳥獣猟、等；表側 同前表）

犯則に係る処断：〔記事〕

〔犯則処断区分別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 年齢＜13～14年人員＞、13年より＜増、減＞）

死罪を犯せし被告人：〔記事〕

〔死刑に係る者の前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前表）

常事及罰則犯に係る処断の総数：〔記事〕

第2部

常事犯に係る被告人の年齢、種族、職業、身分、本籍：〔記事〕

〔明治8年以来7箇年間常事犯に係る被告人の年齢別比較表〕（表頭 全員、内＜男、女＞、年齢10年以下、同10年以上15年以下、同15年以上20年以下より同80年以上90年以下迄10年刻み、同不分明；表側 年齢＜8～14年人員＞）

種族

〔明治8年以来7箇年間常事犯の被告人に係る種族別比較表〕（表頭 種族：華族、士族、等；表側 同前表）

職業

〔明治8年以来常事犯の被告人に係る職業別比較表〕

（表頭 農業及牧畜漁獵、工、等；表側 同前表）

身分：〔記事〕

〔明治11年より4年間常事犯被告人の身分別比較表〕

（表頭 未婚、既婚・鰥寡＜有子、無子＞、不分明；表側 11～14年人員＜男、女＞）

本籍国名：〔記事〕

〔明治9年より6箇年間の被告人本籍に係る毎国人口に対する千分率比較表〕（表頭 国別；表側 每国人口に対する被告人千分率＜9～14年＞）

清国上海并朝鮮國釜山在留領事庁の処断：〔記事〕

〔上海并釜山両庁の処断に係る被告人比較増減表〕

（表頭 同前年同表；表側 年齢＜13～14年人員＞、13年より＜増、減＞）

第3部

謀故殺及放火

謀殺：〔記事〕

〔明治11年より此年まで謀殺に係る原由別被告人員比較表〕（表頭 貪欲に係る者、姦通に係る者、等；表側 年紀<11~14年人員>）

故殺：〔記事〕

〔明治11年より此年まで故殺に係る原由別被告人員比較表〕（同前表）

放火：〔記事〕

〔明治11年より此年まで放火に係る原由別被告人員比較表〕（同前表）

〔明治11年より此年まで謀殺故殺及放火に係る原由別被告人員比較表〕（同前表）

役限内犯罪〔記事〕

減等及宥免：〔記事〕

〔明治10年より5箇年間減免に係る人員比較表〕（表頭 刑名及減免区分：原刑<死刑、懲役終身、等>、減等・全免<自首、旧悪、等>；表側 年紀<10~14年人員>）

第4部

大審院上告：〔記事〕

〔明治9年より此年までの上告件数及人員比較表〕（表頭 9~14年；表側 件数・人員<結局、未決>）

〔右表結局人員に就き検事警察官等上告申立人別、且破毀却下等の事由別連年比較表〕（表頭 9~14年；表側 検事、警察官、被告人、破毀、却下、等）

重大事件〔記事〕

死罪案〔記事〕

第5部

上等裁判所取扱案件：〔記事〕

〔件数及人員前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 13~14年<件数、人員>，13年より<増・減<件数、人員>>）

第6部

国事犯〔記事〕

第7部

各庁の刑事取扱案件：〔記事〕

〔各庁の件数及人員共に1万以上に至る者の前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 同前表）

〔件数1万以下にして人員1万以上に至る者の前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 年紀<13~14年>，13年より<増、減>）

恩赦：〔記事〕

〔恩赦に係る者の本刑及減免別比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 13~14年人員，13年より<増、減>）

外国領事館に対し告訴せし刑事事件：〔記事〕

〔取扱庁名別前年比較増減表〕（表頭 同前年同表；表側 求刑件数<13~14年<越高、新規>>，13年より<増、減>）

処断の総数〔記事〕

刑事統計表

各庁職権〔記事〕

第1部第1号 常事犯者の罪状及処断（同前年同表）

第1部第2号 罰則犯者の罪状及処断（同前年同表）

第1部第3号 常事犯に就各庁に於て処断せし区分（同前年同表） 別表1（同前年同表） 別表2（男女合数表）（同前年同表）

第1部第4号 罰則犯に就各庁に於て処断せし区分（同前年同表）

第1部第5号 各庁に於て処断せし除族の員数（同前

年同表）

第1部第6号 賢罪及収贖の事由及基本刑（同前年同表）

第1部第7号 2歳に該り無力贖う能はず実決及放免せし人員（同前年同表）

第1部第8号 死罪を犯せし者の教育原行並処断の区分（同前年同表）

第2部第9号 常事犯者の罪状及年齢（同前年同表）

第2部第10号 常事犯者の年齢及処断（同前年同表）

第2部第11号 常事犯者の罪状及種族身分（同前年同表）

第2部第12号 常事犯者の職業及処断（同前年同表）

第2部第13号 常事犯者の本籍及処断（同前年同表）

第2部第14号 清國上海在留領事館処断の各件（表頭 罪状及年齢職業：罪状<闘殴<人を殴>、盜賊<人の財物を窃取す>等>，本籍及国名<東京<武蔵>、神奈川<武蔵、相模>等>，年齢<20年以上25年以下、25年以上30年以下、30年以上40年以下>，職業<水夫、雇人、雜業>；表側 全員、処断の成績<自百日至十日<実断、贖罪>>）

第2部第15号 朝鮮國釜山在留領事館処断の各件（表頭 罪状及年齢職業：罪状<賊盜<常人盜、自ら管守する所の財物を盗む、等>，闘殴<人を殴傷す、威力制縛、等>等>，本籍及国名<東京、武蔵、兵庫、淡路、等>；表側 全員、男、女、処断の成績<自百日至十日<実断（男）、贖罪（男）等>，呵責、全免、罰金>）

第3部第16号 各庁に於て処断せし常事犯罪の性質（同前年同表）

第3部第17号 謀故殺の原由并其成績（同前年同表）

第3部第18号 放火の原由并其成績（同前年同表）

第3部第19号 減等宥免に係る者の罪状及原刑（同前年同表）

第3部第20号 2度以上刑を受けし者の罪状及度数（同前年同表）

第3部第21号 再犯以上に係る者の罪状及犯数（同前年同表）

第3部第22号 刑限内逃走并又犯罪に就各庁に於て処断せし区分（同前年同表）

第3部第23号 刑限内逃走并又犯罪に就各庁に於て処断せし区分（同前年同表）

第3部第24号 失入改正並刑限内事故減等収贖及其原刑（同前年同表）

第3部第25号 失入改正并刑限内事故減等収贖に就各庁に於て処断せし区分（同前年同表）

第4部第26号 各裁判所に於て成立せし上告事件（同前年同表）

第4部第27号 大審院に於て結局せし上告事件（同前年同表）

第4部第28号 大審院に於て破毀せし上告事件を移したる府名（同前年同表）

第4部第29号 大審院死罪案審批事件（各上等裁判所より具申の死罪案に対する審批：本年の新規<件数、人員>，原擬の通批可<東京上等、大阪上等、等>，原擬を平反<大阪上等、長崎上等>，上等裁判所の照会に依り返却消込、未決<件数、人員>）

第5部第30号 上等裁判所懲役終身并死罪案批事件（同前年第5部第31号表）

第5部第31号 結局せし懲役終身并死罪案の原裁判所（同前年第5部第32号表）

第6部第32号 国事犯者処断の各件（表頭 国事犯罪の性質及其年齢種族職業：罪状＜鹿児島県賊徒に与し斥候に従事す，鹿児島県賊徒に与し負傷者看護及小荷物の雜役をなす＞，年齢＜30年以上40年以下，50年以上60年以下＞，種族＜土族＞，本籍及国名＜熊本 肥後＞，職業＜非役金を以て生計を立てる者，常識なき者＞，処断序名＜熊本裁判所＞；表側 全員，懲役＜自百日至十日＞，全免）  
第7部第33号 各庁に於て受理せし被告人の逮捕及召喚自首（同前年第7部第34号表）  
第7部第34号 刑事取扱件数人員及其処分（同前年第7部第35号表）  
第7部第35号 取扱件数人員に就各庁区分（同前年第7部第36号表）  
第7部第36号 滞獄曠過の事件（同前年第7部第37号表）  
第7部第37号 滞獄曠過事件に就各庁区分（同前年第7部第38号表）  
第7部第38号 各庁に於て懲役百日以下を笞杖に換えし員数（同前年第7部第39号表）  
第7部第39号 各庁に於て取扱たる事件の時間区分（同前年第7部第40号表）  
第7部第40号 恩赦特典を受けし獄囚の員数（同前年第7部第41号表）  
第7部第41号 恩赦特典を乞ひし序名（表頭 東京＜本庁，千葉支庁＞，横浜本庁，水戸＜栃木支庁＞等；表側 全員，赦宥の区分＜放免，減等＞）  
第7部第42号 内国人原告にて外国人に対する訴訟（同前年第7部第43号表）  
第7部第43号 内国人原告にて外国人に対する訴訟求刑（同前年第7部第44号表）

#### (8) 司法省第八刑事統計年報 明治十五年

調査対象年 明治15年

内容細目

##### 刑事統計報告

総論〔記事〕

##### 第1部

重罪案件〔記事〕

〔明治15年重罪の対審裁判を為したる被告人の罪名及び人員表〕（表頭 公益に関する罪＜静謐を害する罪＜兇徒衆衆，官吏の職務を行う妨害す，等＞，信用を害する罪＜貨幣を偽造す，官印を偽造す，等＞等＞，身体財産に対する罪＜身体に対する罪＜謀殺故殺，殴打創傷，等＞，財産に対する罪＜窃盜，強盜，等＞等；表側 人員）

〔右表記罪名中至重且つ数多なるもの〕（表頭 内国通用の金銀貨及紙幣を偽造又は変造して行使す，官署の印を偽造し及び其偽印を使用す，等；表側 人員）

重罪判決：〔記事〕

〔明治15年重罪の対審裁判に依り言渡を為したる者の言渡区分表〕（表頭 重罪の刑＜死刑，無期徒刑，等＞，輕罪の刑＜重禁錮，輕禁錮，等＞；表側 人員）

各庁重罪公判：〔記事〕

〔此年各庁の件数人員共に50以上に至る者〕（表頭 序名：大阪・東京・岡山＜重罪裁判所，輕罪裁判所＞；表側 件数，人員）

〔件数50以下にして人員50以上に至る者〕（表頭 神奈川重罪裁判所，埼玉重罪裁判所，等；表側 人員）

重罪の減輕：〔記事〕

〔重罪の対審裁判に依り減輕の言渡を為したる者の減輕種類及び原刑〕（表頭 減輕種類：宥恕減輕，自首減輕，等；表側 原刑：死刑，無期徒刑，等）

重罪の再犯〔記事〕

刑の言渡を為したる度数：〔記事〕

〔重罪の対審裁判に依り刑の言渡を為したる被告人の内2度以上刑の言渡を為したる人員表〕（表頭 度数：2～6度，7度以上；表側 人員，百分率）

〔前表の内本年内2度以上刑の言渡を為したる人員表〕（表頭 2～3度；表側 同前表）

死罪を犯したる人員：〔記事〕

〔明治15年中死刑を言渡したる人員及罪名表〕（表頭 罪名：人を謀殺す，人を毒殺す，等；表側 14～15年人員，14年より＜増，減＞）

重罪被告人の身上：〔記事〕

〔明治15年重罪の対審裁判に係る被告人の男女別の表〕（表頭 男，女；表側 人員，百分率）

〔同上年齢別表〕（表頭 12年末満，12年以上16年末満，16年以上20年末満，20年以上30年末満より50年以上60年末満迄10年刻み，60年以上，不明；表側 同前表）

〔同上生國及び住地別表〕（表頭 国別；表側 人口，生国に対する被告人員，1万分率，住地に対する被告人員，1万分率）

〔同上種族別表〕（表頭 華族，土族，等；表側 人員，百分率）

〔同上教育の度別表〕（表頭 文字を知る，文字を知らず，不明；表側 同前表）

〔同上身分別表〕（表頭 未婚，配偶ある者・配偶を失う者＜有子，無子＞，不明；表側 同前表）

〔同上職業別表〕（表頭 農業＜所有地を耕す，他人の地を耕す等＞，工業，等；表側 同前表）

謀殺故殺及放火の因由〔記事〕

〔謀殺犯に係る被告人員前年比較増減表〕（表頭 貪欲に係る者，姦通に係る者，等；表側 年紀＜14～15年人員＞，14年より＜増，減＞）

〔故殺犯に係る被告人員前年比較増減表〕（同前表）

〔放火犯に係る被告人員前年比較増減表〕（同前表）

〔謀故殺及放火の人員前年比較増減表〕（同前表）

重罪の闕席裁判：〔記事〕

〔重罪闕席裁判の罪名と言渡表〕（表頭 罪名：貨幣を偽造す，官印及文書を偽造す，等；表側 無罪，死刑，徒刑＜無期，有期＞等）

国事に関する犯罪〔記事〕

##### 第2部

軽罪案件〔記事〕

軽罪被告人：〔記事〕

〔軽罪被告人の罪名及び人員表〕（表頭 公益に関する罪＜皇室に対する罪＜皇室に対する不敬の罪＞，静謐を害する罪＜兇徒衆衆，官吏の職務を行う妨害す，等＞等＞，身体財産に関する罪＜身体に対する罪＜殴打創傷，過失殺傷，等＞，財産に対する罪＜窃盜，強盜，等＞等；表側 人員）

〔各罪中被告人の数多なるもの〕（表頭 官吏に抗拒す，官吏を侮辱す，等；表側 人員）

軽罪判決：〔記事〕

〔軽罪の対審裁判に依り言渡を為したる者の言渡区分表〕（表頭 軽罪の刑＜重禁錮，輕禁錮，等＞，違罪の刑＜拘留，科料＞等；表側 人員）

## 各府輕罪公判：〔記事〕

〔此年各府の件数共に2千以上に至る者〕（表頭 東京輕罪裁判所，大坂輕罪裁判所；表側 件数，人員）

〔件数2千以下にして人員2千以上に至る者〕（表頭 横浜輕罪裁判所，神戸輕罪裁判所，等；表側 同前表）

## 輕罪の減刑：〔記事〕

〔輕罪の対審裁判に依り減輕の言渡を為したる者の種類及び原刑〕（表頭 減輕種類：宥恕減刑，自首減輕，酌量減輕；表側 原刑：重禁錮，輕禁錮，罪金）

## 輕罪の再犯〔記事〕

### 刑の言渡を為したる度数：〔記事〕

〔輕罪の対審裁判に依り刑の言渡を為したる被告人中2度以上刑の言渡を為したる者〕（表頭 2～6度，7度以上；表側 人員，百分率）

## 輕罪被告人の身上：〔記事〕

〔明治15年輕罪の対審裁判に係る被告人の男女別表〕

（表頭 男，女；表側 人員，百分率）

〔同上年齢別表〕（表頭 12年未満，12年以上16年未満，16年以上20年未満，20年以上30年未満より50年以上60年未満迄10年刻み，60年以上，不明；表側 同前表）

〔同上種族別表〕（表頭 華族，士族，等；表側 同前表）

## 輕罪の闕席裁判：〔記事〕

〔輕罪闕席裁判の罪名と言渡表〕（表頭 罪名：皇室に対する罪＜皇室に対する不敬＞，静謐を害する罪＜官吏の職務を行う妨害す，囚徒逃走及罪人を匿す，等＞等；表側 無罪，免訴，全免，等）

## 諸規則違犯：〔記事〕

〔明治14及15年の両年に於る罰則違犯の人員比較増減表〕（表頭 犯則種類：出版及新聞，集会，等；表側 年紀＜14～15年＞，15年の＜増，減＞）

## 犯則に係る判決：〔記事〕

〔明治14年及15年の犯則に係る言渡並に人員比較増減表〕（表頭 犯則に係る言渡：無罪，免訴，等；表側 同前表）

## 犯則の闕席裁判：〔記事〕

〔明治15年諸規則違犯の闕席裁判に係る犯則種類及び言渡〕（表頭 出版及新聞，集会，等；表側 言渡＜無罪，免訴，等＞）

## 第3部

## 違警罪公判：〔記事〕

〔明治15年の違警罪に係る被告人の刑法各条類別表〕

（表頭 刑法第425条～刑法第430条；表側 人員）

## 清国上海並朝鮮釜山駐劄領事の裁判：〔記事〕

〔明治15年上海釜山両庁処断に係る被告人員男女別前年比較増減表〕（表頭 上海領事庁・釜山領事庁＜男，女＞；表側 年紀＜14～15年＞，14年より＜増，減＞）

## 第4部

## 検察官並予審判事処分の事件〔記事〕

## 会議局処分の事件〔記事〕

## 第5部

## 大審院：〔記事〕

〔大審院に於る結局人員の上告原序名別連年比較表〕

（表頭 上告原序名：東京上等裁判所，東京始審裁判所，等；表側 12～15年人員＜破毀，却下，消滅＞）

## 第6部

## 各刑の言渡及執行：〔記事〕

〔各刑の言渡及執行人員表〕（表頭 刑名：死，徒＜

無期，有期＞等；表側 言渡人員，執行人員）

## 復権並特赦〔記事〕

〔明治15年特赦の申立人員に対し裁可ありし人員〕（表頭 本刑及免減：死＜減赦＞，徒無期＜全赦，減赦＞等；表側 申立に係る人員，裁可に係る人員）

〔特赦の裁可ありし人員の14年15年両年比較表〕（表頭 同前表；表側 14～15年人員）

## 附帯私訴：〔記事〕

〔明治15年附帯私訴に係る物品及件数表〕（表頭 附帯私訴に係る物品：土地山林建物船舶，金錢，等；表側 件数）

## 被告人の総数〔記事〕

## 刑事統計表

### 第1部

#### 重罪裁判所設置構成及権限〔記事〕

##### 第1部 總領

対審裁判に係る重罪の件 第1表より第29表まで，闕席裁判に係る重罪の件 第30表より第31表まで，附重罪審批の件

##### 第1部 第1款

第1部第1款第1表 重罪の性質に対する言渡区分（表頭 重罪の性質：男＜兇徒衆を嘯集して官庁に喧鬧し官吏に強迫し及村市を騒擾し其他暴動を為す，官吏を殴打創傷し因て死に致す，等＞，女＜内國通用の金銀貨及紙幣を偽造して行使す，官の文書を偽造し及増減変換して行使す，等＞；表側 件数＜前年の残件，本年受理各条＜検察官の請求により，予審判事の判決により，等＞，人員＜前年，本年＞，言渡区分＜無罪，免訴，等＞等）

第1部第2表 各府に対する重罪の言渡（表頭 男・女＜東京重罪裁判所，神奈川重罪裁判所，等＞；表側 同前表）

第1部第3表 各府に対する重罪の性質（表頭 東京重罪裁判所，神奈川重罪裁判所，等；表側 重罪の性質：兇徒衆の罪・官吏の職務を行なう妨害する罪・等＜刑を科せず，刑の言渡＞）

第1部第4表 罪名に対する宥恕減輕（表頭 重罪の性質：男＜兇徒衆を嘯集して官吏に喧鬧し官吏に強迫し及村市を騒擾し其他暴動を為す，内國通用の金銀貨及紙幣を偽造して行使す，等＞，女＜人を謀殺せんとして遂げず，人を故殺せんとして遂げず，等＞；表側 有恕減輕＜死刑＜1～5等＞，徒刑＜無期・有期（1～5等）＞等）

第1部第5表 各府に対する宥恕減輕（表頭 男＜東京重罪裁判所，神奈川重罪裁判所，等＞，女＜茨城重罪裁判所，大坂重罪裁判所，等＞；表側 同前表）

第1部第6表 罪名に対する自首減輕（表頭 男＜官署の印を偽造し及其偽印を使用す，官署の印を盗用す，等＞，女＜人を殴打創傷し因て死に致す，火を放て廃屋及柴草肥料等を貯うる屋舎を焼燬す＞；表側 自首減輕＜死刑＜1～5等＞，徒刑＜無期・有期（1～5等）＞等）

第1部第7表 各府に対する自首減輕（表頭 男＜東京重罪裁判所，埼玉重罪裁判所，等＞，女＜埼玉重罪裁判所，千葉重罪裁判所＞；表側 同前表）

第1部第8表 罪名に対する酌量減輕（表頭 男＜汽車の往来を妨害する為め鉄道及其標識を損壊し其他危険なる障礙を為す，内國通用の金銀貨及紙幣を偽造して行使す，等＞，女＜人を謀殺す，人を謀殺せんとし

て遂げず，等>；表側 酌量減輕<死刑《1～5等》，徒刑《無期・有期（1～5第）》等>

第1部第9表 各庁に対する酌量減輕（表頭 男《東京重罪裁判所，神奈川重罪裁判所，等》，女《神奈川重罪裁判所，新潟重罪裁判所，等》；表側 同前表）

第1部第10表 重罪の性質に係る再犯（表頭 男《不持児器強盗，持児器強盗》；表側 再犯に係る者の前に受けし刑名《徒刑，流刑，等》，再犯に依て受けし刑名《死刑，徒刑《無期，有期》，懲役・禁錮《重，輕》》；再犯に係る者の刑を受けし度数《1～5度》）

第1部第11表 庁名に対する再犯（表頭 男《岡山重罪裁判所》；表側 同前表）

第1部第12表 罪名に対する刑の言渡度数（表頭 男《兇徒衆を嘯集して官庁に喧鬧し官吏に強迫し及村市を騒擾し其他暴動を為す，官吏を殴打創傷し因て死に致す，等》，女《内国通用の金銀貨及紙幣を偽造して行使す，官の文書を偽造し及増減変換して行使す，等》；表側 処刑の度数《1～6度，7度以上》，上数の内本年内2度以上処刑の度数《2～6度，7度以上》）

第1部第13表 各庁に対する刑の言渡度数（表頭 男・女《東京重罪裁判所，神奈川重罪裁判所，等》，表側 同前表）

第1部第14表 死罪を犯せし者の罪名に対する教育前科及言渡（表頭 男・女《人を謀殺す，人を毒殺す，等》；表側 死罪を犯せし人員，教育《文字を知る，文字を知らず，不分明》，前科の有無《曾て刑を受けず，徒刑，流刑，等》，言渡区別《死刑，徒刑《無期，有期》，懲役・禁錮《重，輕》》）

第1部第2款

第1部第2款第15表 罪名に対する被告人の年齢（表頭 男《兇徒衆を嘯集して官庁に喧鬧し官吏に強迫し及村市を騒擾し其他暴動をなす，官吏を殴打創傷し因て死に致す，等》，女《内国通用の金銀貨及紙幣を偽造し及増減変換して行使す，等》；表側 被告人員《無罪免訴，刑の言渡》，被告人犯時の年齢《12年未満《無罪免訴》，16年以上20年未満・20年以上30年未満より50年以上60年未満迄10年刻み・60年以上・年齢知れざる者《無罪免訴，刑の言渡》》）

第1部第16表 再犯2度以上処断せし者の罪名に対する年齢（表頭 男《内国通用の金銀貨及紙幣を偽造して行使す，官署の印を偽造し及其偽印を使用す，等》，女《人を毒殺す，持児器強盗，等》；表側 再犯を以て論せし被告人の年齢・2度以上処刑の被告人の年齢《12年以上16年未満，16年以上20年未満，20年以上30年未満より50年以上60年未満迄10年刻み，60年以上，年齢知れざる者》）

第1部第17表 被告人の生国に対する罪名（表頭 被告人の生国：男・女《山城，大和，等》；表側 被告人員，言渡《無罪免訴，刑の言渡》，重罪の性質《兇徒衆の罪，官吏の職務を行うを妨害する罪，等》）

第1部第18表 再犯及2度以上処断せし者の生国に対する罪名（表頭 同前表；表側 被告人員《再犯，2度以上処断》，重罪の性質《貨幣を偽造する罪，官印を偽造する罪，等》）

第1部第19表 被告人犯時の住地に対する罪名（表頭 被告人住地の国名：男・女《山城，大和，等》；表側 被告人員，言渡《無罪免訴，刑の言渡》，住地《市街村落，不分明》，重罪の性質《兇徒衆の罪，官吏の

職務を行うを妨害する罪，等》）

第1部第20表 再犯及2度以上処断せし者の住地に対する罪名（表頭 同前表；表側 被告人員《再犯，2度以上処断》，住地《市街，村落，不分明》，重罪の性質《貨幣を偽造する罪，官印を偽造する罪，等》）

第1部第21表 罪名に対する被告人の種族及教育（表頭 男《兇徒衆を嘯集して官庁に喧鬧し官吏に強迫し及村市を騒擾し其他暴動をなす，官吏を殴打創傷し因て死に致す，等》，女《内国通用の金銀貨及紙幣を偽造して行使す，官の文書を偽造し及増減変換して行使す，等》；表側 被告人の種族及教育《華族，士族，平民，不分明，文字を知る，文字を知らず，不分明》）

第1部第22表 再犯及2度以上処断せし者の罪名に対する種族及教育（表頭 男《内国通用の金銀貨及紙幣を偽造して行使す，官署の印を偽造し及其偽印を使用す，等》，女《人を毒殺す，持児器強盗，等》；表側 再犯に係る被告人の種族及教育・2度以上処刑の被告人の種族及教育《華族，士族，等，文字を知らず，不分明》）

第1部第23表 罪名に対する被告人身上的有様（表頭 同前々表；表側 被告人身上的有様：未婚《無罪免訴，刑の言渡》，既婚《配偶ある者・配偶を失う者《有子・無子（無罪免訴，刑の言渡）》》，不分明《無罪免訴，刑の言渡》）

第1部第24表 再犯及2度以上処断せし者の罪名に対する身上的有様（表頭 同前々表；表側 再犯に係る被告人身上的有様・2度以上処刑の被告人身上的有様《未婚，既婚《配偶ある者・配偶を失う者（有子，無子）》》，不分明》）

第1部第25表 被告人の職業に対する罪名（表頭 被告人の職業：男・女《農業《所有地を耕す，他人の地を耕す，等》，工業《織物，紡績，等》等》；表側 被告人員，言渡《無罪免訴，刑の言渡》，重罪の性質《兇徒衆の罪，官吏の職務を行うを妨害する罪，等》）

第1部第26表 再犯及2度以上処断せし者の職業に対する罪名（表頭 同前表；表側 被告人員《再犯，2度以上処断》，重罪の性質《貨幣を偽造する罪，官印を偽造する罪，等》）

第1部第27表 罪名に対する被告人の職業類聚（表頭 男《兇徒衆を嘯集して官庁に喧鬧し官吏に強迫し及村市を騒擾し其他暴動をなす，官吏を殴打創傷し因て死に致す，等》，女《内国通用の金銀貨及紙幣を偽造して行使す，官の文書を偽造し及増減変換して行使す，等》；表側 被告人犯時の職業《農業《所有地を耕す，他人の地を耕す，等》，工業，商業，等》）

第1部 第3款

第1部第3款第28表 謀故殺の因由に対する成果使用物教育の度（表頭 謀故殺の因由：男《謀殺《貪欲（盜犯に便なる為め，盜賊配分の事より，等），姦淫（姦夫にして本夫を，本夫姦婦を）等》，毒殺《姦淫（姦夫共犯の帮助を得て本夫を），因由知れず（不分明）》，故殺《貪欲（盜犯に便なる為め），姦淫（本夫姦婦を）等》，女《謀殺《貪欲（財を図り人の子女を乞養して），家属不和親属中利益の争（父母を，夫を，子を）等》，毒殺《姦淫（姦夫共犯の帮助を得て本夫を）》，故殺《貪欲（盜犯に便なる為め），家属不和親属中利益の争（夫を，私生子を，孫を）等》》；表側 被告人員，犯罪の成果《死に致す，創傷に止る，

等>、謀故殺に使用せし器物の区分<銃砲、刀剣類、等>、公訴の成果<無罪免訴、死刑、徒刑<無期、有期>等>、教育<文字を知る、文字を知らず、不分明>)

第1部第29表 放火の因由に対する成果及教育（表頭 放火の因由：男<貪欲<盗犯に便なる為め、人の家屋に放火し延て自宅を類焼せしめ一時負債督促を免れん為め>、姦淫<姦婦姦情続難きを憤り>等>、女<貪欲<盗犯に便なる為め>、怨恨復讐<誹謗せられたるを憤り、雇主より盗犯の疑を受け苦使せらるるを憤り、等>等>；表側 被告人員、犯罪の成果<焼燬・焼燬に至らず<家屋、山林田野>、不分明>、公訴の成果<無罪免訴、死刑、徒刑<無期、有期>等>、教育<文字を知る、文字を知らず、不分明>）

#### 第1部 第4款

第1部第4款第30表 開席裁判に係る重罪の性質に対する言渡区分（表頭 重罪の性質：男<官許を得て発行する銀行の紙幣を変造す、官署の印を偽造し及其偽印を使用す、等>；表側 件数<前年、本年受理各条<検察官の請求により、予審判事の判決により、等>、人員<前年、本年>、言渡区分<無罪、免訴、等>等）

第1部第31表 各庁に対する重罪の開席裁判に係る言渡（表頭 庁名：男<栃木重罪裁判所、群馬重罪裁判所、等>；表側 同前表）

第1部附録1 死罪並懲役終身案（表頭 東京控訴裁判所、大坂控訴裁判所、等；表側 原擬死刑・原擬懲役終身<旧受・新規<件数、人員>、処分人員<判決、情法酌量還付、等>、未決<件数、人員>>）

第1部附録2 結局せし死罪及懲役終身案の原裁判所（表頭 東京控訴裁判所<東京、横浜、等>、大坂控訴裁判所<京都、大坂、等>等；表側 全員、原擬死刑<死罪判決<大審院の批可を取りたる者（原擬の通批可、原擬を平反）、死罪に非ざるより終身以下に審批還付、等>、病死或は逃亡に付消滅>、全員、原擬懲役終身<懲役終身審批<原擬の通批可、原擬を平反>、死罪見込に付検事に廻す、等>）

第1部別号 国事に関する被告人の各件（表頭 国事犯：犯罪の性質<男<政府を顛覆する目的とし内乱の予備をなす>、減輕<酌量2等減>、犯数<初犯>、受刑度数<初度>、職業<無職業>、生国<羽前、羽後>、住所<羽前<市街>、羽後<市街、村落>>、種族<士族、平民>、処断庁<秋田輕罪裁判所>；表側 人員、言渡区分<無罪、重禁錮2年6月>）

#### 第2部

軽罪裁判所設置構成及権限〔記事〕

#### 第2部 縄領

対審裁判に係る軽罪の件 附罰則第32表より第49表、開席裁判に係る軽罪の件 附罰則

#### 第2部 第1款

第2部第1款第32表 軽罪の性質：男<天皇に対し不敬の所為ある者、兇徒に附和隨行す、等>、女<官吏に抗拒す、官吏を侮辱す、等>；表側 件数<前年よりの残件、本年受理各条<検察官の請求により、予審判事の判決に因り、等>等>、人員<前年、本年>、言渡区分<無罪、免訴、等、禁錮<重・輕（5年以上、2年以上、11日以上）>、罰金<百円以上、20円以上、2円以上>等>等）

第2部第33表 各庁に対する軽罪の言渡（表頭 男<

東京重罪裁判所、神奈川重罪裁判所、等>、女<東京軽罪裁判所、横浜<横浜軽罪裁判所、小田原治安裁判所、等>等>；表側 同前表）

第2部第34表 各庁に対する軽罪の性質（表頭 庁名別；表側 被告人員<無罪免訴、刑の言渡>、軽罪の性質<皇室に対する兇徒衆聚、等>）

第2部第35表 有恕自首及酌量減輕（表頭 軽罪の性質：男<兇徒に附和隨行す、官吏に抗拒す、等>、女<官吏に抗拒す、官吏を侮辱す、等>；表側 全員、有恕減輕・自首減輕・酌量減輕<禁錮<重・輕（1～2等、3等以上）>、罰金<1～2等以上、3等以上>>）

第2部第36表 各庁に対する有恕自首及酌量減輕（表頭 男・女<庁名別>；表側 同前表）

第2部第37表 軽罪の性質に係る再犯（表頭 男<官吏に抗拒す、官吏を侮辱す、等>、女<官吏を侮辱す、監視に付けられたる者其規則に違背す、等>；表側 前に受けし刑<徒刑・流刑<無期、有期>、懲役・禁獄・禁錮<重・輕>等>、再犯に因て科したる刑<禁錮<重・輕（5年以上、2年以上、11日以上）>、罰金<百円以上、20円以上、2円以上>等>、再犯に係る処刑の度数<1～4度、5度以上>）

第2部第38表 各庁に対する再犯（表頭 男・女<庁名別>；表側 同前表）

第2部第39表 罪名に対する刑の言渡度数（表頭 男<天皇に対し不敬の所為ある者、兇徒に附和隨行す、等>、女<官吏に抗拒す、官吏を侮辱す、等>；表側 処刑の度数<1～6度、7度以上>）

第2部第40表 各庁に対する刑の言渡度数（表頭 同前々表；表側 同前表）

#### 第2部 第2款

第2部第2款第41表 罪名に対する年齢及種族（表頭 同前々表；表側 被告人犯時の年齢<12年未満・12年以上16年未満・16年以上20年未満・20年以上30年未満より50年以上60年未満迄10年刻み・60年以上・年齢知れざる者<無罪免訴、刑の言渡>、計、被告人の種族<華族、士族、平民、等>）

第2部第42表 再犯及2度以上処断せし者の罪名に対する年齢及種族（表頭 男<官吏に抗拒す、官吏を殴打創傷す、等>、女<官吏を侮辱す、已決の囚徒逃走す、等>；表側 再犯を以て論せし被告人の年齢・2度以上処刑の被告人の年齢<12年未満、12年以上16年未満、16年以上20年未満、20年以上30年未満より50年以上60年未満迄10年刻み、60年以上、年齢知れざる者>、種族<華族、士族、平民>）

#### 第2部 第3款

第2部第3款第43表 開席裁判に係る軽罪の性質に対する言渡区分（表頭 男<天皇に対し不敬の所為あるもの、官吏に抗拒す、等>、女<官吏を侮辱す、囚徒を逃走せしむる為め兇器其他の器具を給与し及逃走の方法を指示す、等>；表側 件数<前年よりの残件、本年受理各条<検察官の請求により、予審判事の判決に因り、等>等>、人員<前年、本年>、言渡区分<無罪、免訴、等、禁錮<重・輕（5年以上、2年以上、11日以上）>、罰金<百円以上、20円以上、2円以上>>等>）

第2部第44表 各庁に対する軽罪の開席裁判に係る言渡（表頭 男・女<庁名別>；表側 同前表）

#### 第2部 第4款

第2部第4款第45表 諸規則の各条に対する言渡区分  
(表頭 諸規則違犯：男<出版条例、新聞条例等>、女<出版条例、銃砲取締規則等>；表側 件数<前年の残件、本年受理条件<検察官の請求に因り、予審判事の判決に因り、等>>、人員<前年、本年>、言渡区分<無罪、免訴、等、重禁錮・輕禁錮罰金併科・輕禁錮没収併科<2年以上、11日以上>>等)

第2部第46表 各庁に対する諸規則の言渡(表頭 男・女<序名別>；表側 同前表)

第2部第47表 各庁の召喚不参連參者に係る言渡(表頭 同前表；表側 件数・人員<前年、本年>、言渡を為したる人員<対審、闕席>、言渡区分<無罪、管轄違、罰金、科料>)

第2部第48表 闕席裁判に係る諸規則の各条に対する言渡区分(表頭 男<出版条例、新聞条例等>、女<証券印税規則、土地買譲渡規則>；表側 同前々表)

第2部第49表 各庁に対する諸規則の闕席裁判に係る言渡(表頭 男・女<序名別>；表側 同前表)

### 第3部

#### 違警罪裁判所構成及権限〔記事〕

#### 第3部 編領

違警罪の件 第50表より第51表に至る、附清国上海并朝鮮金山駐劄領事庁の件

### 第3部

第3部第50表 違警罪の性質に対する言渡区分(表頭 違警罪の性質：男<火薬其他破裂す可き物品を市街に運搬す、火薬其他破裂す可き物品及自ら火を発すべき物品を貯蔵す、等>、女<官許を得ずして烟火を製造し販売す、人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他の火器を玩す、等>；表側 件数・人員<前年、本年>、言渡を為したる人員<対審、闕席>、言渡区分<管轄違、無罪、等>)

第3部第51表 各庁に対する違警罪の性質(表頭 男・女<序名別>；表側 同前表)

#### 第3部附録甲号 清国上海駐劄領事館処断の条件

第1(表頭 軽罪の性質：男<官吏に拒絶す、昼間故なく人家に入る、等>、女<昼間故なく人家に入る、人を殴打創傷す、等>；表側 本年受理<件数検察官の請求により、人員>、言渡区分<免訴、禁錮2年以下<重、軽>、罰金20円以下、等>、附加<監視、罰金>)

第2(表頭 違警罪の性質：男<人を殴打す、高声を發し制止を肯んぜず、等>、女<密に壳淫を為し又は媒合容止をなす、公然人を罵詈す>；表側 本年受理<件数、人員>、言渡区分<無罪、科料<1円以上、以下>>)

#### 第3部附録乙号 朝鮮駐劄領事処断の各件

第1(表頭 軽罪の性質：男<人を殴打創傷す、過失に因て人を創傷す、等>、計、罰則<男<銃砲取締規則違犯>>；表側 本年受理<件数<検察官の請求により、予審判事の判決により>>、人員、言渡区分<重禁錮2年以下、罰金20円以下、科料>、附加<監視、罰金>)

第2(表頭 違警罪の性質：男<人を殴打す、公然人を罵詈す、等>；表側 本年受理<件数、人員>、言渡区分<無罪、拘留5日以下、科料<1円以上、以下>>)

#### 第4部 編領

起訴予審并上訴及裁判時間 第52表より第72表に至る

### 第4部 第1款

第4部第1款第52表 各庁に対する検察官の処分(表頭 各軽罪裁判所：東京軽罪裁判所、横浜<横浜軽罪裁判所、小田原治安裁判所、等>等；表側 件数、受付たる各条<被害者又は人民より、外国人より、等>、処分区別<予審を求む<重罪として、軽罪として>、軽罪裁判所へ訴、等>、起訴の手続をなさず、未決)

第4部第53表 各庁に対する予審判事の処分(表頭 東京軽罪裁判所、横浜軽罪裁判所、等；表側 総数<件数、人員>、受付たる件数区分<会議局の判決により、検察官より、等>、言渡人員区分<管轄違、免訴、等>、未決・合計<件数、人員>、被告人処遇区分<出廷、不出廷、等>、終結せる件<棄却、消滅>、旧法<既決、未決>)

第4部第54表 検察官に於て起訴せず及予審判事に於て免訴の言渡を為したる件(表頭 天皇三后皇太子に対し危害を加え又は加えんとしたるもの、同不敬の所為をなす、等、計、諸罰則<出版条例違背、新聞条例違背、等>；表側 檢事の起訴せざる件数<罪と為らざるもの、受理不可からざるもの>、予審判事の免訴言渡区分<証憑充分ならず、罪とならず、等>)

第4部第55表 各庁に対する検察官及予審判事の取扱に係る別件(表頭 東京軽罪裁判所、横浜軽罪裁判所、等；表側 各庁の治罪に係る別件<尋問に止る、検事に送致、等>)

第4部第56表 各庁に対する保釈及責付の件(表頭 同前表；表側 保釈を求し者<允許、棄却>、責付せし者、保証金を出せし人員・金額に充つべき証書を出せし人員<自己より、他人より>、取消に係る人員<保釈、責付>)

第4部第57表 各庁に対する予審廷に係る罰金の言渡(表頭 同前表；表側 犯罪の性質<解剖を肯ぜず、分析を肯ぜず、等>、罰金言渡<20円以上、10円以上、2円以上>)

第4部第2款第58表 予審中に係る故障の趣意及判決区分(表頭 故障の趣意：予審中の件<管轄違の申立を棄却したるに付、法律に背き令状を発したるに付、等>；表側 件数、人員、判決件数区分<認可・取消<検察官より、民事原告人より、被告人より>>、合計、終結に至らざる件数<棄却、消滅>、未決<件数、人員>)

第4部第59表 各庁に対する予審中に係る故障の判決(表頭 同前々表；表側 同前表)

第4部第60表 予審終結に係る故障の趣意及判決(表頭 故障の趣意：予審終結の件<重罪裁判所に移すの言渡に付、等>；表側 件数、人員、判決件数区分<認可・取消<検察官より、民事原告人より、被告人より>>、合計、予審終結の件に係る判決人員区分<管轄違、免訴、等>、棄却件数、消滅件数、未決<件数、人員>)

第4部第61表 各庁に対する予審終結に係る故障の判決(表頭 同前々表；表側 同前表)

第4部第3款第62表 検察官の処分時間(表頭 処分時間：5日以内より20日以内迄5日刻み、1月～3月以内、3月以上、6月以上；表側 件数、処分の各件<予審を求む<重罪として、軽罪として>、軽罪裁判所へ訴、等>、起訴の手続を為さず、未決)

第4部第63表 各庁に対する検察官の処分時間(表頭 東京軽罪裁判所、横浜<横浜軽罪裁判所、小田原治安裁判所、等>等；表側 処分時間<5日以内より20日以内

迄5日刻み、1月～3月以内、3月以上、6月以上>、未決)

第4部第64表 予審判事の処分時間（表頭 同前々表；表側 件数、人員、予審終結<管轄違、免訴、等>、未決<件数、人員>）

第4部第64表附属 被告人入監より終結までの時間（表頭 同前表；表側 入監人に係る終結<管轄違、免訴、等>、未決）

第4部第65表 各庁に対する予審判事の処分時間（表頭 東京輕罪裁判所、横浜輕罪裁判所、等；表側 訴訟時間<予審<5日以内より20日以内迄5日刻み、1月～3月以内、3月以上、6月以上>>）

第4部第66表 軽罪の裁判時間（表頭 1日以上5日以内より16日以上20日以内迄5日刻み、21日以上1月以内、2月以上3月以内、3月以上6月以内、6月以上1年以内、1年以上；表側 件数、被告人員、言渡区分<無罪、免訴、等>等）

第4部第67表 各庁に対する軽罪の裁判時間（表頭 東京重罪裁判所、神奈川重罪裁判所、等；表側 被告人員、軽罪裁判時間<1日以上5日以内より16日以上20日以内迄5日刻み、21日以上1月以内、1月以上2月以内、2月以上3月以内、3月以上6月以内、6月以上1年以内、1年以上>）

第4部第68表 重罪の裁判時間（同前々表）

第4部第69表 各庁に対する重罪の裁判時間（表頭 同前々表；表側 重罪裁判時間<1日以上5日以内より16日以上20日以内迄5日刻み、21日以上1月以内、1月以上2月以内、2月以上3月以内、3月以上6月以内、6月以上1年以内、1年以上>）

第4部第70表 嘴託の取扱時間（表頭 10日以下、11日至20日、21日至30日、1月至2月、2月至3月、3月以上、12月31日残件；表側 嘴託件数、他庁より嘴託を受けし各件<治罪法第61条、治罪法119条、等>）  
第4部第71表 各庁に対する嘴託の取扱時間（表頭 軽罪裁判所別；表側 嘴託件数、他庁より嘴託を受けし各件<治罪法第61条、治罪法第119条、等>、嘴託の取扱時間<10日以下、11日至20日、等>）

第4部第72表 警視庁及府県警察署に対する嘴託の取扱時間（表頭 警視庁、神奈川県警察署、等；表側 嘴託件数、執行件数、嘴託の取扱時間<1日以上、10日以上、20日以上、1月以上、3月以上、6月以上>、未決）

## 第5部

大審院構成及権限〔記事〕

### 第5部 縄領

大審院上訴各件 第73表より第80表に至る

第5部第73表 原裁判所に対する上告及袁訴等の件数（表頭 原裁判所別；表側 件数総計、上告<予審・重罪・軽罪<検察官より、訴訟関係人より>>、袁訴<重罪・軽罪<検事長より、訴訟関係人より>>、再審の訴<重罪・軽罪<検事長及検察官より、被告及其親属より>>、裁判管轄を定むる訴・裁判管轄を移す訴<検事長及検察官より、訴訟関係人より>）

第5部第74表 原裁判所に対する上告及袁訴等の成果（表頭 同前表；表側 件数総計、上告<予審・重罪・軽罪<判決（破毀、棄却）、消滅>>、袁訴<重罪・軽罪<判決（破毀、棄却）、消滅>>、再審の訴<重罪・軽罪<判決（破毀、棄却）>>、管轄の訴<管轄を定むる・管轄を移す<判決（訴願に同、訴願に異）>、

消滅>>）

第5部第75表其1 軽罪に係る上告を破毀せし件数（此年本院に於て重罪事件の上告を判せし者なし）（表頭 軽罪に係る上訴の理由：上告<管轄にあらざる裁判所に事件を移すの言渡ありたるに付検察官より、法律に定めたる場合に於て検察官の意見を聴さるに付検察官より、等>、非常上告<法律に於て罰せざる所為に対し刑の言渡を為したるに付検事長より>、再審<同一の事件に付共犯にあらずして別に刑の言渡を受けたるに付検事長より、公正の証書を以て訴訟書類に錯誤ある事を証明したるに付検察官より、等>；表側 破毀に係る原裁判所<東京控訴裁判所<東京輕罪裁判所、横浜輕罪裁判所、等>、大阪控訴裁判所<京都輕罪裁判所、大阪輕罪裁判所、等>）

其2（表頭 上告<法律に脊き管轄違の言渡ありたるに付検察官より、法律に依り言渡の理由を明示せざるに付検察官より、等>、非常上告<相当の刑より重き刑を言渡たるに付検事長より>、再審<同一の事件に付共犯にあらずして別に刑の言渡を受けたるに付検察官より、同一の事件に付共犯に非ずして別に刑の言渡を受けたるに付被告人より>；表側 破毀に係る原裁判所<名古屋控訴裁判所<名古屋輕罪裁判所、安濃津輕罪裁判所、等>、広島控訴裁判所<広島輕罪裁判所、山口輕罪裁判所、等>等>）

第5部第76表 予審に係る上告を破毀せし件数（表頭 予審に係る上訴の理由：上告<請求を受けざる事件に付検事より、事実の理由に齟齬あるに付被告人より、等>；表側 破毀に係る原裁判所<栃木輕罪裁判所、京都輕罪裁判所、等>）

第5部第77表 軽罪裁判所の言渡に対し大審院の裁判（表頭 原裁判所の言渡：重禁錮<4年 監視10月、2年と9月20日 但附加刑は取消す、等>、軽禁錮<1年>等、計、旧法に係る<懲役10日、棒錆2日、等>；表側 件数、人員、大審院裁判の成果及人員<無罪、免訴、禁錮<重・軽（5年以上、2年以上、11日以上）>等>）

第5部第78表 各庁に於る罰例の言渡に対し大審院の裁判（表頭 原裁判所の言渡<罰金<10円30銭及5円15銭とを連帶に科す、3円70銭8厘、等>、科料金<1円、45銭、等>；表側 件数、人員、無罪、免訴、大審院裁判の成果及人員<重禁錮・軽禁錮・禁錮罰金併科<2年以上、11日以上>、拘留・拘留科料併科<10日以下、5日以下>等>）

第5部第79表 破毀せし事件を他庁に移し及其管轄を定示せし件数（表頭 事件を移し及管轄を示したる庁名：横浜、千葉、等；表側 件数、上告<予審・重罪・軽罪>、再審<重罪・軽罪>、管轄の訴<管轄を定むる管轄を移す>）

第5部第80表 上告並に袁訴等の判決時間（表頭 裁判時間：15日以下、1月～5月以下、5月～6月以上、1年以上；表側 判決件数<上告・袁訴・再審<破毀、棄却>、管轄の訴<管轄を定・管轄を移（訴願に同、訴願に異）>、未決）

第5部附録第1 旧法に係る上告事件（表頭 上告原序名：東京輕罪裁判所、横浜輕罪裁判所、等；表側 件数・人員<越高、新規>、結局人員<検事、警部、囚人>、未決<件数、人員>）

第5部附録第2 旧法に係る上告の結局事件（表頭 同前表；表側 全員、上告理なしとす・破毀<検事、

警部、囚人等)

第5部附録 死罪案件(各控訴裁判所より具申の死罪案に対する審批<前年の残件・本年の新規<件数、人員>, 原擬の通批可・原擬を平反<東京控訴裁判所、大坂控訴裁判所等>, 病死或は逃亡等により消滅、未決<件数、人員>>)

#### 第6部 縄領

各刑執行、特赦、附帯私訴、裁判費用 第81表より第94表に至る、別号外国人犯罪

第6部第81表 各庁に対する刑の執行及裁判費用没収物品徵収処分(表頭 各裁判所別; 表側 各刑を執行せし人員<死刑、無期徒刑等>, 費用徵収及び物品没収の処分件数<裁判費用徵収、没収物品、同上処分>)

第6部第82表 各庁に対する旧法に係る各刑の執行(表頭 裁判所別; 表側 旧法の執行に係る人員<死刑、徴役、等>)

第6部第83表 各庁に対する罰金及科料の件(表頭 裁判所別; 表側 罰金并科料に係る人員金額<人員・金額・完納金<罰金、科料>>, 罰金及科料を禁錮及び拘留に換へし人員<禁錮1年・拘留10日<以上、以下>>)

第6部第84表 警視庁及府県警察署処分に係る科料の件(表頭 警視庁、神奈川県警察署等; 表側 科料に係る・完納・不完納<人員、金額>, 科料を拘留に換えし人員<拘留<2日、1日>>)

第6部第85表 罪名に対する特赦具申の区分(表頭 処断を受け犯罪の種類: 檢察官の具申に係る<謀殺、謀殺未遂、放火>, 監獄長の具申に係る<国事犯、兇徒衆衆等>; 表側 特赦の情状を具申せし囚徒人員<人員<前年、本年>, 死刑<全赦、減赦>, 徒刑・流刑<無期・有期(全赦、減赦)>>)

第6部第86表 罪名に対する特赦具申の成果(表頭 同前表; 表側 特赦を具状せし成果<人員、死刑<全赦、減赦>>等、棄却、12月31日具申中>)

第6部第87表 各府県監獄に対する特赦具申の区分(表頭 檢察官の具申に係る・監獄長の具申に係る<各裁判所<各監獄及徴役場>>; 表側 12月31日在監総員、人員<前年、本年>, 特赦の情状を具申せし囚徒<死刑<全赦、減赦>, 徒刑・流刑<無期・有期(全赦、減赦)>>)

第6部第88表 各庁監獄に対する特赦具申の成果(

表頭 同前表; 表側 12月31日在監総員、人員<前年、本年>, 特赦を具状せし成果<死刑<全赦、減赦>, 徒刑・流刑<無期・有期(全赦、減赦)>>等、棄却、12月31日具申中>)

第6部第89表 附帯私訴1(表頭 附帯私訴重罪: 金銭返還の要求<官印偽造、官の文書を棄却する等>, 金銭賠償の要求<官の文書偽造、謀殺等>等; 表側 件数、既決<言渡<原告(直、曲)>>, 棄却、願下>, 未決)

第6部第89表 附帯私訴2(表頭 附帯私訴の種類軽罪: 土地山林返還の要求<証書偽造、人を欺罔し又は恐喝して財物若くは証書類を騙取る等>, 建物船舶返還の要求<私書偽造、人の所有物を窃取する等>等; 表側 件数<前年、本年>, 既決<言渡<原告(直、曲)>>, 棄却、願下>, 未決)

第6部第90表 各庁に対する附帯私訴(表頭 各裁判所別; 表側 同前々表)

第6部第91表 各庁に対する予審の裁判費用(表頭 各輕罪裁判所別; 表側 人員、金額<賦課、給与>, 予審の裁判費用に係る人員区分<重罪・輕罪・違警罪・免訴<被告人、証人、鑑定人、通事>>)

第6部第92表 警視庁及府県警察署に対する違警罪の裁判費用(表頭 庁各別; 表側 人員、金額<賦課、給与>, 人員別区<被告人、証人、鑑定人、通事>)

第6部第93表 各庁に対する輕罪の裁判費用(表頭 各裁判所別; 表側 軽罪に於る訴訟関係人及裁判費用<公益・身体・財産・無罪免訴<被告人、被告事件関係人(証人、鑑定人、通事)>>, 金額<賦課、官より(給与、担当)>>)

第6部第94表 各庁に対する重罪の裁判費用(表頭 同前表; 表側 重罪に於る訴訟関係人及裁判費用<公益・身体・財産・無罪免訴<被告人、被告事件関係人(証人、鑑定人、通事)>>, 金額<賦課、官より(給与、担当)>>)

第6部別号第1 本邦在留各国領事に求刑せし犯罪の性質(表頭 犯罪の性質: 棄却器物の件、証書破壊の件等; 表側 求刑件数<越高、新規>, 結局件数<却下、願下、原告<直、曲>>, 未決件数、被告人所属國名<英吉利、仏蘭西等>)

第6部別号第2 各庁に対する在留各国領事に求刑せし案件(表頭 東京輕罪裁判所、大坂輕罪裁判所等; 表側 同前表)

## 解題

### 1~2 沿革 調査目的

司法省刑事統計年報は、現在の検察統計年報の前身である。第1回は「明治八年刑事統計表」と題して刊行され、その後、明治10年を対象とした第3回までは「刑事統計表」という題名で刊行された。第4回からは、「司法省刑事統計年報」と改題され、第66回(昭和15年)までは順調に刊行された。第67回(昭和16年)から第2次大戦のため刊行は変則的となった。第67回(昭和16年)から第69回(昭和18年)は「刑事統計要旨」として簡単な要旨のみ刊行されている。この刑事統計要旨は、本年報と別にこれまで刊行されていたものである。第70回(昭和19年)は戦災のため、紙型が焼失し、「刑事統計年報(検察編)」のみ昭和27年に刊行された。第71回(昭和20年)は全資料が戦災によって焼失し、この年度のみは完全な欠号となった。

戦後に入って新憲法の下に最高裁判所が設置され、これまでの「刑事統計年報」は、裁判関係は最高裁判所、検察事件関係は法務省が担当することとなった。その結果、第72回(昭和21年)から「刑事統計年報(検察事件)」として法務省から刊行され、第77回(昭和26年)からは「検察統計年報」と改題されて現在にいたっている。なお、最高裁判所の裁判統計は、昭和27年の数値以降は、「司法統計年報」が、民事・行政編、刑事編、家事編、少年編として、別冊で毎年刊行されている。それ以前の刑事事件の数値については、昭和21年は、法務省の「刑事統計年報(裁判事務)」があり、昭和22年については、最高裁の「刑事事件各裁判所別事件表(終戦後2箇年の罪名別第一審有罪人員表)」があり、また別に最高裁の「犯罪統計年報(第一審事件)」がある。昭和23年から26年の数値は、最高裁の「昭和27年司法

統計年報 刑事編」に収録されている。以上が「刑事統計年報」の最近までの刊行史である。

最後に話が前後するが、わが国における刑事統計資料は、「明治八年刑事統計表」が最初の刊行物ではない。内閣文庫と総理府統計局図書館には、明治6年、7年を対象とする刑事統計表が所蔵されている。その書名はつきのとおりである。

「明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聽訟ノ部 警保ノ部〔太政官〕正院第五科編 明治9年」

「明治七年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 警察ノ部〔太政官〕調査局編 明治10年」

これらの政表は、当時太政官において、わが国統計学の先覚者である杉 亨二の指導により進行中であった「日本政表」（「帝国統計年鑑」の前身）の編集作業の一環として、司法省から報告した資料にもとづいて正院第五科、調査局（何れも政表課の後身で現在の総理府統計局の前身）で編集、刊行されたものである。その統計表の細目は「本書 上の1」(p.107 ~ 108) に収録したので参照されたい。なお、刑事統計を対象とした日本政表にはこのほか、「明治八年日本政表 刑事裁判之部」の刊本およびその原稿があり、また明治7年、8年の地方刑事統計としては、総理府統計局図書館所蔵の「政表編成雑之部」という史料のなかに、明治7年の高知県、長崎県、堺県の処刑人員統計と、明治8年の長崎県処刑人員統計が綴込まれている。これらは何れも「日本政表」を編集する過程で太政官が府県に提出を求めたものである。

初期の「刑事統計年報」の沿革については、「司法省第七刑事統計年報」の巻頭にある「明治十四年刑事統計年報要旨」の解説が当時の司法統計編集の背景をよく伝えているので、その部分を引用しておこう。

「初め明治五年の行刑表は処断人員の刑名を記するに過ぎず後三年を経て同八年の表は稍各条を増補し刑事統計表と改称せり而して罪名は唯律門の大別に止る其次九年の表に於て初めて律例の各条を区分し稍罪名を明示せり又二年を経て十一年に至り更に刑事訴訟表記載例を達して各裁判所より材料を蒐集し此に因て刑事表を纂輯し且報告書を合し改めて刑事統計年報と称す是に於て旧観を一新し而して此年に至るまで其例を因襲せり夫れ明治三年新律綱領の頒布ありと雖ども而して同九年に至るまで猶お未だ司法の職権統一せず各地方庁管内に於る訴訟事件は各自に之を分擔せし者あり是以當時訴訟表紀の草味簡単なりしは敢て之を疎略するに非ず亦形勢の然らしむるなり曩者改定律例頒布以来次第に創定の条あり又大審院以下裁判所の権限を定められ司法権も亦既に更張せらる是材料蒐集の便宜を得る所以にして裁判統計の成立せんとする所以亦偶然に非るなり抑も本省統計年報は司法権と与に振興し而して亦法律と与に沿革せざるを得ず故に篇中各項目自ら律例と与に終始すべき者あり然亦其材料中或は法律の変更に関せず連年事実の継続すべき者鮮しとせざれば則ち宜く後世持循する所あるべし」

ここに述べられている明治5年の行刑表は、明治期における最初の刑事統計表として注目すべきものであるが、現在のところ発見することができなかった。以下、「刑事統計年報」に収録されている司法関係業務統計のうち、裁判所関係の統計にしぼってその沿革を簡単に記しておこう。

明治維新に入って記録に現われたもっとも早い刑事統計調査命令は明治4年10月7日、太政官布告第522号で府県へ達せられたつぎの布告である。

「新律綱領御頒布以前各府県に於て処断致し候流罪以下の者當時滿限不相成罪状刑名等詳細取調早々司法省へ可届出候事」

「新律綱領」の制定が明治3年12月20日であるから、つまりこれは明治3年末現在で服役中の囚人に関する統計調査命令であった。しかし、これに対する府県からの回答がはかばかしくなかったので翌5年2月、再度太政官から3月末までに提出するよう督促し、さらに4月、司法省から4月20日までに提出するよう命令がでている。この調査命令の結果表は現在発見されていないので、経過および結末は不明である。

業務統計としての刑事統計の作成に関するもっとも早い資料は、明治3年12月、民部省から府県へ達せられた毎月の賊難表作成に関する命令である。その後、民部省が廃止されて司法行政は大蔵省に移管された。明治4年7月、司法省がおかれ同年9月、大蔵省所管の聽訟事務は司法省の聽訟課に引きつがれた。しかしこの時点では司法行政はなお、完全に司法省へ移管されていなかったようであり、5年12月、大蔵省から先の民部省賊難表と同様の表式により、5年正月から取調べて同省に報告するようにという命令がでている。この辺の事情の調査はつぎの機会をまちたい。明治5年1月13日、司法省は司法省第1号で府県につきのような統計調査命令をだした。

「於各府県処断致候一年内之刑典別紙離形之通行刑表を以て翌年正月中に当省へ可届出事

但し昨年末の行刑表は来二月十五日迄に可届出候事」

これが記録にあるもっとも早い、司法省から出された司法業務統計の提出命令である。これによると明治4年行刑表は来る2月15日までに、また5年行刑表は6年1月中旬に差出すよう命令している。

この統計表の様式は表頭が「処刑の區別」であり、笞、杖、徒、流、終身、死とに分かれている。また表側はつぎの6分類である。的決せし人数、贖罪取扱せし人数、以上が正刑判決者、以下は閏刑判決者で、内訳は閏刑に処せし人数、官等を降せし人数、免職せし人数、庶人に降せし人数、である。

つぎに統計表作成者のための注意事項である行刑表駆例がある。その第1条に「凡そ罪人に刑を加ふるは的決に処し又は贖罪に換へ或は閏刑を用ゆる等の區別あれども其の根元は五刑に本づく事なるゆへ行刑の人数を表に記入するには右の旨趣に由り表の経線縦線に照準する事下条の如くすべし」とあり、また第2条に、「的決せし者笞五十なれば的決の縦線と笞五十の経線とを照準し両線相合の界内に於て幾人と記入す可し其他はに倣へ」とある。

この5年1月の調査命令による行刑表のうち、「5年行刑表」は、先に述べたように完成したが、4年行刑表については「司法省第七刑事統計年報」でもふれていないので、完成しなかったと思われる。

明治5年の4月、司法省庶務課に統計担当の部局として記録課が分置されたが、この記録課設置の要求があった5月4日の司法省決議には、参考資料として毎月の断刑表、官員表の離形と金銭収支表がつけられている。この断刑表の表式の表頭は刑名であり、表側は各府県、司法省、東京裁判所、府県裁判所である。しかし、この表式による行刑表の報

告が実際に実施されたかどうかは不明である。

明治5年8月、「司法職務定制」には司法関係業務統計の作成に関する規定があり、これによって司法統計作成の事務組織もようやく軌道にのったことが察せられる。

明治6年5月15日、統計表は再び改訂され、1月、4月、7月、10月の4回にわたって調査し、検事局へ提出するよう命令している。このときの別紙の統計表には聽証日日表、断獄表、行刑表、聽証表率例があげられているが、「法令全書」には別紙略となっている。この書式は、同年9月30日に第156号でさらに改訂されている。

明治8年4月、大審院が設置され、それに伴なって裁判機構が改正されたため、司法統計の様式も変更があった。8年9月18日の達第25号によって各府県裁判所と、裁判所をおかない各県へ、毎月罪犯表、未決勾留、処決表、処決囚罪状、等の取調書を新表式により取調べて本年1月分より差し出すよう命じている。この達第25号の統計表式についてはその後しばしば小改正があったが、そのうち明治9年1月27日の達第13号による民事裁判表記載例は統計表解説上、重要なである。

明治10年3月5日に刑事統計表の表式に再び改正があったが、もっとも大きな改正は明治11年司法省達丁第20号～22号によってそれぞれ大審院、上等裁判所、地方裁判所へ通達された民事刑事訴訟表統計様式の改正である。

つぎの大きな改正は明治15年1月1日の旧刑法、治罪法の施行に伴うもので、14年12月19日、丁第34号で治罪法関係統計様式を大審院、各裁判所へ通達、また15年1月16日、丙第1号で新たな違警罪関係統計様式を違警罪裁判所に通達した。また1月16日の司法省達丁第5号、および5月18日の司法省達丁第31号で、違警罪を除く刑事統計の新たな様式を大審院、各裁判所に通達した。また同日第32号で明治11年の赦典表を廃して特赦材料微収表式を各裁判所に達した。

### 3 調査対象

#### 「明治八年刑事統計表」

わが国における最初の刑事統計年報であり、対象年は明治8年である。凡例のはじめに、「凡そ表を分つて五種と為す其一罪名其二刑人族籍其三刑人年齢其四刑人職業其五刑人宗門」とあるように、この統計書はつぎのような構造をもっている。

刑事第一表1 全国所決人員（罪名別／全員（男女別、刑名別）

2	同上	（府県別／全員（男女別、刑名別）
3	同上	（年齢別／全員（男女別、刑名別）
4	同上	（職業別／全員（男女別、刑名別）
5	同上	（宗教別／全員（男女別、刑名別）

以下、司法省裁判所、上等裁判所（東京、大坂、宮城、長崎）、上等裁判所所轄巡回裁判所（東京、大坂、宮城、長崎）について同様の表がある。

このあとに犯罪人比例表がある。この表は、罪名、刑名、族籍、年齢区分、職業区分、宗門区分の全犯罪に対するパーセント表である。ついで東京裁判所（支庁を含む）以下、各府県裁判所についても同様の統計表がある。

罪名は、「新律綱領」による罪名であり、索引では上位2桁のみをあげたが、参考までにここで「刑事統計表」に記載されている全罪名をあげておこう。

職制、戸婚、賊盜（強盗、窃盗）、人命、闘殴、罵詈、訴訟、受職、詐偽、犯姦、雜犯、捕亡、断獄、犯罰則、讒謗律。

判決結果の刑名も同様にすべてをあげると以下のようである。

無罪、全免、減等無料、呵責、自一日至百日、自一年至三年、自五年至十年、終身懲役、絞、斬、梶、罰金、禁獄、没収、罰金禁獄、罰金没収。

このうち、職制とは、官吏の勤務中の犯罪（休暇の期限がすんでも職場に帰らない、勝手に職場を離れる、等）であり、戸婚とは、立嫡違法、子女を棄てる、堕胎、外国逃亡、等の身分に關係する犯罪である。捕亡とは、捕吏が罪人を追捕しなかった、戸長が罪人の所在を知っていて捕えなかった、等という、犯人の逮捕關係の犯罪と囚人の脱走、脱走未遂、等という囚人の囚獄中の犯罪の2種類を含んでいる。また断獄というのは、私のうらみによって無罪人を禁獄する、囚人と通じて外部に連絡をとつてやる、禁止品を渡す、等という種類の囚獄吏の犯罪をいう。

#### 「明治九年刑事統計表」

この統計表は明治9年を調査対象とする。この前年の4月、大審院が設置され、裁判機構が整備されるとともに、これに対応して明治8年9月、刑事統計様式の大きな改正があり、刑事統計表編集の体制がほぼ整ったため、この統計表は前年の統計表に比較して大きな改善をとげ、ほぼ、のちの司法統計年報の原型ともいいくべきものができあがった。

全体の構成は刑事統計要旨と59表の刑事訴訟統計表の2篇に分かれ、第1編は罪犯の総数及処断区分、罪犯男女、生國、年齢、種族、職業の区分、宗門、懲役限内加等減等区分、大審院各裁判事務景況、犯罪に該する者の罪状刑名、等（以下は統計索引参照）11篇に分けて59表の本表の解説がある。この本表における犯罪種類の分類表をつぎに掲げておこう。

人に係る犯罪（職制、戸婚、賊盜、受職、人命、闘殴、罵詈、訴訟、詐偽、犯姦、雜犯、捕亡、断獄）  
物に係る犯罪（職制、戸婚、賊盜、人命、受職、詐偽、雜犯、捕亡、断獄）

刑罰の分類は前年と同じく、減等無料、呵責、懲役（10～100日、1年～3年、5年～10年）、死刑（絞、斬、梶）であるが、さらに細分されてつぎの分類表が使われている。実断（懲役、死刑、笞杖、禁獄、贖罪を収容すべくして無力不能實断＜懲役、笞杖、禁獄＞、除族、鎖錠）、贖罪、収容、閨刑。

#### 「明治十年刑事統計表」

「十年統計表」の構成は、ほとんど前年と変更はないが、明治10年の西南戦争関係の裁判を九州臨時裁判所と熊本裁

判所で行なったため、その統計表（第59表～第62表）が増加していることが目立っている。九州臨時裁判所では国事犯として、また熊本裁判所では、常事犯であるが暴動人として特別に処断されたものである。

#### 「司法省第四刑事統計年報」

「第四年報」は明治11年を調査対象年とする。冒頭の要旨に「明治十一年に至り漸く其徵集の方法を改正し各条の材料は前年に比すれば、増加するが如しと雖も亦當時草創に係るを以て其要領を得たる者少なし……」とあるように、明治11年の統計徵集方法の改正によって統計の精度が若干改善された。

全体は2篇に分かれ、第1篇の刑事統計要旨は全体のまとめであり、第2篇が刑事統計表である。第1篇の要旨は7部に分かれている。第1部は犯罪および裁判結果の刑名の概要、常事犯および罰則犯人の犯罪、罰名の種類別内訳、死刑人の罪名、刑罰名内訳である。第2部は常事犯に係る被告人の年齢、身分、種族、本籍、職業別の内訳、第3部は各裁判所別の罪名区分および謀殺故殺及放火の原因、等、第4部は役限内犯罪および各種減免、第5部は大審院および上等裁判所別の各件、第6部は國事犯、第7部は各裁判所の刑事取扱案件の総括、恩赦、外国人の事件である。

この「第四年報」にはじめて収録された統計表はつぎのとおりである。

1 不論罪（法律に於罪を論ぜず放免せし者）、2 教育の件（文字を知るかどうかの区別）、3 身分（犯人の既未婚、鰥寡、子の有無）、4 謀殺故殺及放火原因の件、5 恩赦、6 外国人の犯罪（「明治八年統計表」には収録されていたが、その後中絶していたものの復活）

#### 「司法省第五刑事統計年報」

「第五年報」は明治12年を対象年とする。はじめの明治十二年刑事統計年報要旨に「此篇編成の期漸く遷延を致す所以のものは明治11年表式を改正せしと明治15年新法施行の準備に急なるとに由る蓋し前篇要旨中既に述るが如く同年各表材料徵集も亦草創に係るを以て各廳の表紀を照査するに方り数多の時日を費し其勢荏苒今日に至る此篇も亦既に編纂に着手すと雖も新法実施の前に際し各庁設置構成の参考に供すべき既往の各件検査を要し且施行後の表式書例改正の審査に切なるを以て専ら当局者をして纂輯に從事せしむる能わず今や幸に旧表事実の登録既に調理し新表 翻案實行 材料書例も亦稍々緒に就を得たり故に此篇より以下次篇も亦將に陸続功を竣らんとす」とあるように、この「第五年報」は明治15年1月1日の刑法、治罪法の実施後に刊行された。また11年の統計調査様式の改正と刑法、治罪法の実施の準備といふ二つの仕事が重なって編集に相当苦心したようである。

全体の構成は、ほぼ前年の「第四年報」と変らない。冒頭の要旨から死刑の傾向について述べたところを1ヶ所だけ引用しておこう。

「十年に於て死刑の暴かに甚だしく減少し懲役終身の暴かに増加したるは渾て此年律令改正の条多く隨て九年と權衡に緩嚴あるに因り懲役十年以下の減ぜしは西南事件より起因するならん十一年に於て処刑及懲役終身以下共に増加したるは平時に復し警察の周到なるに因るべしと雖も特に死刑に在ては前年次第に減少の勢ありしに至り反て暴加に変ぜり然も是十年暴減の景況に対し此顯象を發するが故に通例と為し難し或は十年の律令改正の際其權衡遽かに寬宥に帰せしのみならず又西南の事起るに際し偶通逃の機を得て竟に十一年に至り逮捕せられたる者あるも測る可らず若し十年中死罪按審批の者繼續して十一年に至り決行せられし者多きと為すや是僅かに五十四人に過ぎず（九年より十年に繼續せしは一四五）要するに法律沿革の際に方り權衡の大差を生ずるより唯に刑名のみに拘り罪名に就て較量せざれば反て錯乱を招く恐あるを以て深く穿鑿に及ばず……」

#### 「司法省第六刑事統計年報」

「第六年報」は明治13年を対象年とする。収録する統計表は44表である。はじめの明治13年刑事統計年報要旨に「嘗て明治十二年刑事統計要旨中略陳せし所に違はず速かに此篇の竣工を告ぐ向きには前篇の成より以来未だ數箇月を閑せずして此成功を見る是惟に其規画既に定り点検の便を得るに因るのみならず又當局者益勤労なるの致す所なり」とあるように、この「第六年報」にいたって刑事統計年報の編集はようやく軌道にのったと思われる。前年年報から数ヶ月後であるが、刊行されたのは明治16年である。

全体の構成は前年と変らない。新らしく収録された統計は、再犯および2度以上の罪人の処刑者統計である。これは「十年刑事統計表」にも掲載してあったが、中止していたものを、今回は11年表式改正の際に不適当な点を訂正して再び収録されたものである。第1篇の刑事統計要旨の「第一部 罪名」から13年と12年の犯罪現象を比較した説明のうち興味深い一節を引用しておこう。

「而して此年増加の大勢を為したる者は凡そ財産に関する罪名中に在るが故に大に前年と其趣向を異にするが如し顧るに明治12年刑事統計要旨中既に略陳するが如く此年以来米穀豊饒なるに拘はらず其価格次第に騰貴し民家余裕あり稍奢侈の風に陥るに方り其他の物価も亦随て昇騰するに遭ひ初め贏利あるが如しと雖も而して各種価値の平等に帰するに従ひ得失相半し或は彼比相償ふ能はざるに至る者あり漸く流通途塞り欠乏に次き竟に前年と反対の影響を為し如比の成果を發せし歎幸に此年物価大変動なく一般經濟上より此統計に波及する所太甚しきに至らず且又法紀既に一定するを以て常事犯の全員に在て僅に一千余の增加に止る然も未だ全く増進の勢を消却する者とせず察せざる可ん哉」

#### 「司法省第七刑事統計年報」

「第七年報」は明治14年を対象年とし、43表を収録している。先に引用した「第七年報」の要旨によると、この時期は、大審院以下、裁判所の権限も確定し、「改定律例」による刑事裁判も安定してきたので、11年以来の統計表が連續性を保つことができるようになったといっている。

全体の構成は前年の「第六年表」と全く変らず、第4部の大審院関係統計のうち、「第29号 大審院に於て取扱たる重大事件」の1表が抜けただけである。また刑事統計要旨のうちに主要な犯罪別、刑名別、罰則犯罪の種類別、常事犯の年齢・種族・職業・身分・本籍別の累年統計（9～14年）がある。

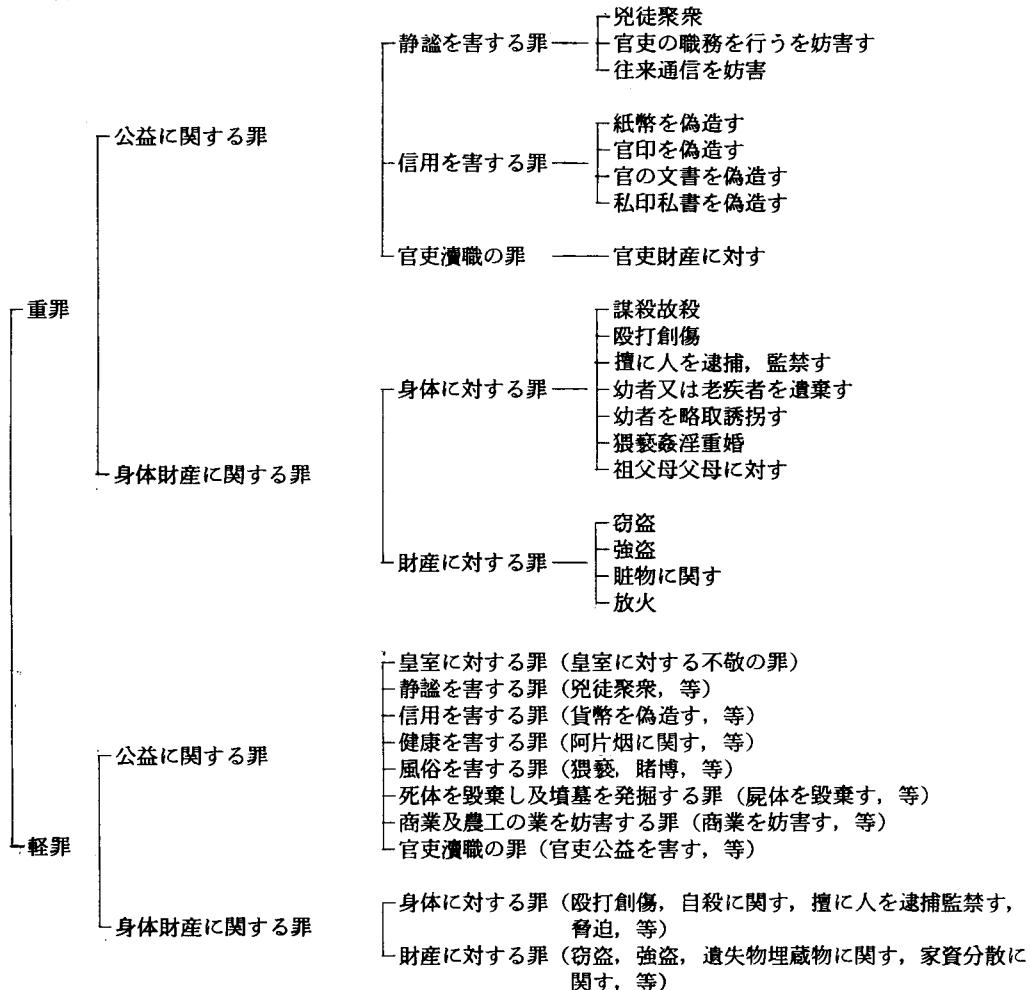
#### 「司法省第八刑事統計年報」

「第八年報」は明治15年を対象年とする。はじめの刑事統計報告の総論にあるように、この「第八年報」は「第七年報」と比較して大幅に変更がある。その理由の第1は、刑法および治罪法が明治15年1月1日から施行されたこと、第2は、14年12月、太政官布告第48号、第80号によって違警罪は本来は治安裁判所で裁判すべきところ、当分は府県警察署および分署で裁判することとなったので、それに併なって統計表の表式に大幅な改正があったことである。

その結果は前年の年報と全く異なって、約倍の700ページ（前年は351ページ）、収録統計表95表（前年は43表）の大冊となった。この時点でその後の刑事統計年報の原型が完成したといってよい。全体の構成は刑事統計報告と刑事統計表に分かれる。前者は総括解題編であり、第1部は重罪、第2部は軽罪、第3部は違警罪、第4部は起訴、予審、会議局関係、裁判時間、第5部は大審院上訴、第6部は刑の執行、特赦、附帯私訴、被告人の総数である。

内容について注目すべき点をひとつだけあげておこう。この年に刑法が実施されたため、「新法旧法と権衡の寛嚴に差異あるにより」重輕罪と違警罪との前年対比増減の差が大きめて大きい（重輕罪は著しく減、違警罪は著しく増、差引総被告人員は減）ことである。最後に、この年報に使用されている旧刑法にもとづく犯罪分類と刑名分類をあげておこう。

#### 犯罪分類表



#### 刑法による刑名分類

重罪の刑：死刑、無期徒刑、有期徒刑、重懲役、軽懲役

軽罪の刑：重禁錮、軽禁錮、罰金、拘留、科料、棒錮

旧法（新律綱領、改訂律例）による刑名分類

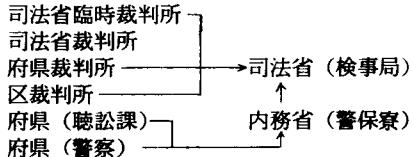
死刑、懲役、准流、禁獄、鎖錮、笞、贖罪、収贖、罰金、科料、没収

#### 4 調査系列

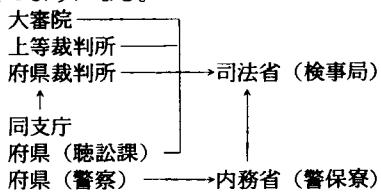
1 沿革の項で述べたように民事、刑事の裁判に関する統計表は、明治5年行刑表の所在が分からない現在、現存す

るもっとも古いものは明治6年の聽訟表である。そこでここでは明治6年以来の司法統計の調査系列について記しておこう。

明治5年8月の「司法職務定制」によって裁判所の構成は司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府県裁判所、区裁判所の5種類となった。この時点ではまだ裁判所をもたない府県は地方官が判事を兼任し、地方庁で裁判を行なった。その担当は聽訟課であった。また「違式詮連条例」によって軽犯罪は地方警察官の所管であり、その中央官庁は内務省警保察であった。そこでこの時点における司法統計の調査系列はつぎのようになる。



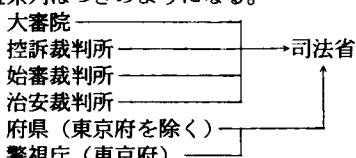
明治8年4月、大審院の設立とともに裁判所構成はつぎのように変更された。大審院、上等裁判所（東京、大阪、福島、のちに宮城、長崎）、府県裁判所。同年12月、府県裁判所に支庁が設置されることになった。この時点においても地方官が判事を兼任し、地方庁で裁判を行なうことは認められていた。そこでこの時点における司法統計の調査系列はつぎのようになる。



なお、明治9年9月、府県裁判所は地方裁判所と改められた。ついで9月27日、地方裁判所管下に支庁および区裁判所がおかれた。翌10年2月、「裁判所職制章程」が改正され、地方官による裁判は全廃されることになった。そこでこの10年2月以降の司法統計の調査系列はつぎのようになる。



明治13年7月、刑法、治罪法が公布され、15年1月1日から実施されることになった。これに備えて明治14年10月裁判所の構成はつぎのように決定された。大審院、控訴裁判所、始審裁判所、治安裁判所である。その結果、司法統計の調査系列はつぎのようになる。



つぎに注目すべきことは、明治15年12月8日、司法省第60号によって重輕罪公判登記簿徵収箇条書を裁判所から本省に進達するよう命令したことである。この改正が、司法統計の精度の向上に大きな貢献を果したことは疑いなく、明治前期司法統計調査史の上で特筆すべき事件であろう。

## 5 根拠法

明治3年12月 第1027（民部省）（賊難表様式を頒つ 法令全書 明治3年）

明治4年10月7日 太政官第522（布）（新律頒布前府県に於て処断せし流罪以下刑期中の者罪状刑名等を司法省に開申せしむ 法令全書 明治4年）

明治4年10月8日 大蔵省第74 三府 諸県（毎月賊難表は其盜難なき月は其旨を開申せしむ 法令全書 明治4年）

明治4年12月8日 大蔵省第122（賊難表様式を定め毎翌月進致せしむ 法令全書 明治4年）

明治5年正月13日 司法省第1号（各府県行刑表を差出さしむ 法令全書 明治5年）

明治5年2月7日 太政官第38号（布） 府県へ（新律頒布前府県に於て処断せし流罪以下刑期中の者罪状刑名等届を督促す 法令全書 明治5年）

明治5年2月22日 司法省第2号（各府県聽訟断獄課の官員姓名年齢等を取調差出さしむ 法令全書 明治5年）

明治5年4月5日 司法省第3号 府県へ（新律頒布以前流罪以下に処断の罪人を調べ速に差出さしむ 法令全書 明治5年）

明治5年4月5日 司法省第4号（行刑表並に聽訟断獄課員の姓名等調出を督促す 法令全書 明治5年）

明治5年8月3日 太政官無号（司法省職制並に事務章程 法令全書 明治5年）

明治5年8月28日 太政官第243号（司法省中警保察を置き官等を定む 法令全書 明治5年）

明治 5 年 11 月 司法省（無号）（違式詮違条例 法令全書 明治 5 年）  
明治 5 年 11 月 27 日 太政官第 378 号（布） 諸省府県（監獄則 法令全書 明治 5 年）  
明治 6 年 3 月 22 日 司法省第 42 号（聽訟日日表並断獄表改定 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 5 月 15 日 司法省無号（行刑表等 1 箇年 4 度検事局へ差出方 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 6 月 10 日 司法省無号（断獄表書式頒布 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 6 月 17 日 司法省甲第 1 号 出張検事へ（検事職制削正 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 7 月 13 日 司法省第 114 号（行刑表に罰金の部を追加す 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 8 月 13 日 司法省第 132 号（行刑表等進致方期限に後るるもの督促 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 9 月 13 日 司法省第 146 号（行刑表進致方追達 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 9 月 30 日 司法省第 156 号（行刑表聽訟日々表改正並進致方を定む 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 9 月 30 日 司法省同号 各裁判所へ（行刑表聽訟日々表改正並進致方を定む 法令全書 明治 6 年）  
明治 6 年 11 月 22 日 司法省第 184 号（本年 1 月より 6 月までの聽訟件数を進致せしむ 法令全書 明治 6 年）  
明治 7 年 2 月 司法省達甲第 1 号 各裁判所（各裁判所及府県行刑表聽訟日々表進致方 法令全書 明治 7 年）  
明治 8 年 2 月 8 日 司法省達第 2 号 各裁判所（行刑表聽訟日々表同取扱件数書差出方を改む 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 3 月 22 日 司法省達第 5 号 輪廓附 各裁判所 裁判所無之諸県（黙認罰金月表離形 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 6 月 27 日 司法省達第 15 号 各裁判所 各県（行刑表聽訟日々表並に聽訟件数書指出に及ばず 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 8 月 28 日 司法省達第 22 号 輪廓附 各府県裁判所 裁判所を置ざる各県（明治 7 年以前懲役終身以上死後刑名宣告の者有無を取調差出さしむ 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 8 月 30 日 司法省達番外（司法省總則並に各課章程 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 9 月 9 日 司法省達番外 各裁判所（各裁判所民刑事件数及民刑事越高落著共取調差出さしむ 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 9 月 9 日 司法省達番外 各上等裁判所（各上等裁判所開庁以後民刑事件数並に落著件数共取調差出さしむ 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 9 月 18 日 司法省達第 25 号 輪廓附 各府県裁判所 裁判所を置ざる各県（毎月罪犯表未決囚拘留表処決表並に処決囚罪状及取扱刑事取調書式を定め行刑表並に取扱取調書廃止 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 9 月 20 日 司法省達第 29 号 輮廓附（達第 25 号罪犯表等差出方達但書中正誤 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 10 日 司法省達第 32 号 輮廓附 各府県裁判所 裁判所を置ざる各県（処決第 1 表死刑の区記載方 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 10 日 司法省達番外 各上等裁判所検事（所決第 1 表中記載方を各上等裁判所検事に達す 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 10 日 司法省達番外 大審院検事（処決第 1 表記載方を大審院検事に達す 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 22 日 司法省達第 34 号 輮廓附 各府県裁判所 裁判所を置ざる各県（処決表書式及処決囚罪状取調書離形並処決表中補正 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 22 日 司法省達番外 各上等裁判所検事（処決表書式等補正を各上等裁判所検事に達す 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 22 日 司法省達番外 大審院検事（処決表書式等補正を大審院検事に達す 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 22 日 司法省達番外 開拓長官宛（処決表書式等補正を開拓使に達す 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 27 日 司法省達第 36 号 輮廓附 各府県裁判所 裁判所を置ざる各県（巡回裁判処決表差出 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 27 日 司法省達第 11 号 輮廓附 各上等裁判所（各上等裁判所毎月処決表取扱民事取調書等差出方心得 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 27 日 司法省達番外 各上等裁判所検事（各上等裁判所処決表差出方 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 10 月 27 日 司法省達番外 大審院検事（各上等裁判所処決表差出方を大審院検事に達す 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 11 月 7 日 司法省達第 12 号 大審院（大審院毎月取扱刑事民事取調書差出方 法令全書 明治 8 年）  
明治 8 年 12 月 27 日 司法省達第 45 号 輮廓附 開港開市場有之各府県裁判所 同上各府県（内国人より外国人に係る民刑事訴訟各國領事へ添状せし分を届出でしむ 法令全書 明治 8 年）  
明治 9 年 1 月 7 日 司法省達第 1 号 輮廓附 大審院 各裁判所 裁判所を置ざる各県（処決表其外書式中増補冊除 法令全書 明治 9 年）  
明治 9 年 1 月 12 日 司法省達第 3 号 各府県裁判所（民事訴訟件数取調離形 法令全書 明治 9 年）  
明治 9 年 1 月 13 日 司法省達第 4 号 各上等裁判所（民事訴訟中金銭に関する件数取調離形 法令全書 明治 9 年）  
明治 9 年 1 月 25 日 司法省達第 12 号 裁判所を置ざる各県（裁判支庁仮規則を裁判所なき各県にも施行 法令全書 明治 9 年）  
明治 9 年 1 月 27 日 司法省達第 13 号 輮廓附 各府県裁判所 裁判所を置ざる各県（民事裁判表差出期限及記載例 法令全書 明治 9 年）  
明治 9 年 2 月 25 日 司法省達番外 大審院（取扱民事取調書差出の節処分済の分記載離形 法令全書 明治 9 年）  
明治 9 年 3 月 13 日 司法省達第 8 号 各上等裁判所（民事並に刑事取扱書類を差出さしむ 法令全書 明治 9 年）

明治9年3月13日	司法省達第9号	各通 東京裁判所 京都以下裁判所の字略之 京都 大阪 兵庫 神奈川 足柄 熊谷 機木 埼玉 山梨 茨城 長崎 佐賀 函館 新潟 (民事並に刑事取扱書類を差出さしむ 法令全書 明治9年)
明治9年4月8日	司法省達第38号	各裁判所 裁判所を置ざる各県 (罪犯表等は各庁於て版木彫刻せしむ 法令全書 明治9年)
明治9年4月17日	司法省達第12号	輪廓附 各上等裁判所 (取扱刑事取調書雑形の内増補 法令全書 明治9年)
明治9年4月17日	司法省達第13号	各上等裁判所検事 (巡回裁判分処決表差出方 法令全書 明治9年)
明治9年9月13日	太政官布告第114号	輪廓附 (府県裁判所を改め地方裁判所を置き分轄を定む 法令全書 明治9年)
明治9年9月27日	司法省達第66号	地方裁判所 (地方裁判所改置に付心得並区裁判所仮規則 法令全書 明治9年)
明治9年11月18日	司法省達第76号	地方裁判所 (勧解件数取調書雑形 法令全書 明治9年)
明治10年2月14日	司法省達第7号	地方裁判所 (民事取調中身代限件数書記載雑形改正 法令全書 明治10年)
明治10年2月14日	司法省達第8号	大審院 上等裁判所 (民刑事滞案件取調例言及雑形 法令全書 明治10年)
明治10年2月14日	司法省達第9号	地方裁判所 (民刑事滞案件取調例言及雑形 法令全書 明治10年)
明治10年3月2日	司法省達第19号	大審院 上等裁判所 地方裁判所 (訟獄審理表届出及雑形 法令全書 明治10年)
明治10年3月3日	司法省達第20号	大審院 上等裁判所 地方裁判所 (民刑事滞案件取調書差出方改正 法令全書 明治10年)
明治10年3月5日	司法省達第21号	地方裁判所 (処決囚罪状等取調書雑形中改正 法令全書 明治10年)
明治10年3月9日	司法省達第22号	大審院検事 上等裁判所検事 (処決囚罪状等取調書雑形中改正 法令全書 明治10年)
明治10年3月20日	司法省達第23号	大審院 上等裁判所 地方裁判所 (訟獄審理表雑形中へ追加 法令全書 明治10年)
明治10年4月25日	司法省達丙第9号	検事在ざる各府県 (明治8年第25号達処決囚罪状取調雑形中改正 法令全書 明治10年)
明治10年5月11日	司法省達丁第35号	大審院 (刑事取調書大審院より差出方 法令全書 明治10年)
明治10年5月11日	司法省達丁第36号	上等裁判所 (刑事諸表並両取調書上等裁判所より差出方 法令全書 明治10年)
明治10年5月11日	司法省達丁第37号	地方裁判所 (刑事諸表並両取調書地方裁判所より差出方 法令全書 明治10年)
明治10年5月23日	司法省達丁第40号	上等裁判所 地方裁判所 (民事訴訟中金錢に関する件数差出方 法令全書 明治10年)
明治10年5月26日	司法省達丁第41号	上等裁判所 (処決囚罪状等取調書雑形中改正 法令全書 明治10年)
明治10年6月9日	司法省達丁第42号	大審院 上等裁判所 (民刑事現在件数表差出に及ばず 法令全書 明治10年)
明治10年6月13日	司法省達丙第14号	検事在ざる各県 (丙第9号達処決囚罪状取調雑形中改正取消 法令全書 明治10年)
明治10年6月22日	司法省達丙第15号	検事 検事在ざる各県 (犯罪未決件数表差出方並雑形 法令全書 明治10年)
明治10年8月1日	司法省達丁第54号	地方裁判所 (勧解表雑形 法令全書 明治10年)
明治10年8月10日	司法省達丁第56号	大審院 上等裁判所 地方裁判所 (訟獄審理表雑形改正 法令全書 明治10年)
明治10年8月25日	司法省達丙第17号	諸裁判所検事 検事在ざる各県 (丙第15号達犯罪未決件数表雑形改正 法令全書 明治10年)
明治10年8月25日	司法省達丁第62号	輪廓附 地方裁判所 (犯罪糺問表雑形 法令全書 明治10年)
明治11年1月29日	司法省達丁第3号	諸裁判所 (明治10年民事訴訟中金錢に関する件数書差出方 法令全書 明治11年)
明治11年5月14日	司法省達丁第14号	輪廓附 地方裁判所 (勧解表雑形改正 法令全書 明治11年)
明治11年5月25日	司法省達丁第18号	大審院 諸裁判所 (民刑事表並両取調書追て改正迄差出に及ばず 法令全書 明治11年)
明治11年6月26日	司法省達丁第20号	大審院 (民刑事訴訟表雑形並記載例改正 法令全書 明治11年)
明治11年6月26日	司法省達丁第21号	上等裁判所 (民刑事訴訟表雑形並記載例改正 法令全書 明治11年)
明治11年6月26日	司法省達丁第22号	輪廓附 地方裁判所 (民刑事訴訟表雑形並記載例改正 法令全書 明治11年)
明治11年6月26日	司法省達丁第23号	地方裁判所 (明治11年分民刑事訴訟表差出期限 法令全書 明治11年)
明治11年7月17日	司法省達丁第27号	輪廓附 大審院 諸裁判所 (新聞条例及謗謗律に抵觸せし犯罪人名書差出方 法令全書 明治11年)
明治11年8月19日	司法省達丁第28号	大審院 (民刑事訴訟表記載例中正誤 法令全書 明治11年)
明治11年8月19日	司法省達丁第29号	上等裁判所 (民刑事訴訟表記載例中正誤 法令全書 明治11年)
明治11年8月19日	司法省達丁第30号	地方裁判所 (民刑事訴訟表雑形中補正 法令全書 明治11年)
明治11年9月21日	司法省達丁第32号	諸裁判所 (官有財產価格取調書雑形 法令全書 明治11年)

明治11年11月26日	司法省達丙第11号	輪廓附	検事 検事不在諸県（既決囚減等表差出方 法令全書 明治11年）
明治11年11月26日	司法省達丁第42号	大審院	上等裁判所（刑事訴訟表離形中冊除 法令全書 明治11年）
明治11年12月10日	司法省達内第12号	輪廓附	開港開市場有之府県（内国人原告にて外国人に係る民事の訴訟取調 離形 法令全書 明治11年）
明治11年12月10日	司法省達丙第13号	輪廓附	検事 検事不在府県（内国人原告にて外国人に係る刑事の訴訟取調 離形 法令全書 明治11年）
明治12年 2月18日	司法省達丁第 8号	輪廓附	地方裁判所（断獄表並書式廃止各庁適宜に調製 法令全書 明治 12年）
明治12年 4月 1日	司法省達丁第12号	輪廓附	大審院 諸裁判所（新聞条例及謗謗律犯者月表差出期限並標題中改 正 法令全書 明治12年）
明治12年 4月22日	司法省達丁第13号	輪廓附	地方裁判所（出版条例並写真条例犯者明細表離形及内務省へ通知 法令全書 明治12年）
明治12年10月31日	司法省達丙第13号	輪廓附	諸裁判所検事 検事在らざる各県（犯罪未決件数表差出方延滞の節 事由届出 法令全書 明治12年）
明治13年 1月22日	司法省達丁第 2号	大審院	諸裁判所（官員現在表用紙更正 法令全書 明治13年）
明治13年 5月29日	司法省達丁第10号	大審院	諸裁判所（民刑事訴訟表差出方 法令全書 明治13年）
明治13年 7月17日	太政官布告第36号	輪廓附	（刑法改定 法令全書 明治13年）
明治13年 7月17日	太政官布告第37号	輪廓附	（治罪法創定 法令全書 明治13年）
明治13年10月12日	司法省達丁第23号	輪廓附	諸裁判所（刑事審理表中上告に係る件は既済の部へ記入 法令全 書 明治13年）
明治14年 3月 2日	司法省達丁第 1号	大審院	諸裁判所（新聞条例及謗謗律犯者表差出期限 法令全書 明治14年）
明治14年 3月14日	司法省達丁第 2号	大審院	諸裁判所（明治13年民刑表 4月10日限差出 法令全書 明治14年）
明治14年 8月 5日	司法省布達甲第 4号	輪廓附	（郡区長及戸長に対する詞訟は地方裁判所に於て受理審判す 法令 全書 明治14年）
明治14年 9月20日	太政官布告第44号	輪廓附	（違警罪審判手続は姑く便宜取計其裁判言渡しに付ては上訴を許さ ず 法令全書 明治14年）
明治14年 9月20日	太政官布告第48号	輪廓附	（刑法治罪法中違警罪は3府5港の市区を除くの外警察署にて裁判 す 法令全書 明治14年）
明治14年 9月26日	司法省達丁第14号	大審院	裁判所（訟獄審理表廃止民事刑事審理表離形制定 法令全書 明治 14年）
明治14年 9月26日	司法省達丁第15号	地方裁判所	（勧解表離形改正 法令全書 明治14年）
明治14年10月 6日	太政官布告第53号	輪廓附	（各裁判所位置及管轄区画改正 法令全書 明治14年）
明治14年10月 6日	太政官布告第54号	輪廓附	（軽罪にして予審を要せずと見込むものは治安裁判所に於て輕罪裁判 所を開き裁判するを得 法令全書 明治14年）
明治14年11月17日	司法省達丁第22号	大審院	裁判所（現員表用紙改定 法令全書 明治14年）
明治14年12月19日	司法省達丙第19号	警視庁	府県東京を除く（違警罪事件表並既決犯罪表様式 法令全書 明治 14年）
明治14年12月19日	司法省達丁第34号	大審院	裁判所（治罪法中諸表式制定犯罪未件数表犯罪糾問表廃止 法令全 所 明治14年）
明治14年12月28日	太政官布告第74号	輪廓附	司法卿連署（治罪法中刑事の控訴に関する条件姑く実施せず 法令 全書 明治14年）
明治14年12月28日	太政官布告第80号	輪廓附	司法卿連署（第48号違警罪警察署にて裁判布告改正 法令全書 明 治14年）
明治14年12月28日	太政官布告第82号	輪廓附	司法卿連署（明治14年12月31日以前審理に著手せし刑事は15年1月 1日以後と雖も仍ほ従前の規則に従ひ処分す 法令全書 明治14年）
明治14年12月28日	太政官布告第83号	輪廓附	司法卿連署（治安裁判所及始審裁判所の権限 法令全書 明治14年）
明治15年 1月13日	司法省達丁第 4号	大審院	裁判所（民事及勧解件数表離形に準じ調成差出 法令全書 明治 15年）
明治15年 1月16日	司法省達丙第 1号	警視庁	府県東京府を除く（違警罪公判各表表式書例及差出期限 法令全 書 明治15年）
明治15年 1月16日	司法省達丁第 5号	始審裁判所	（治罪法実施以後に係る予審事件取調表式並差出期限 法令全 書 明治15年）
明治15年 1月17日	司法省達丁第 8号	大審院	裁判所（治罪法表式第4号軽罪既決未決事件表裏面改正並表式增 補 法令全書 明治15年）
明治15年 1月27日	司法省達丙第 2号	警視庁	府県東京府を除く（違警罪公判各表式欄外序名書例 法令全書 明 治15年）
明治15年 2月17日	司法省達丁第13号	大審院	裁判所（明治14年第82号布告に依り処分せし刑事件数記載書式 法 令全書 明治15年）
明治15年 3月29日	司法省達丁第19号	大審院	裁判所（新聞条例及謗謗律犯者表離形改正並差出期限 法令全書

明治15年)

明治15年 4月25日 司法省達丁第29号 大審院 裁判所 (民事刑事審理表及び勘解表難形廃止 法令全書 明治15年)

明治15年 5月18日 司法省達丁第31号 大審院 裁判所 (刑事裁判統計材料表式並書例制定刑事訴訟表難形並記載例廃止 法令全書 明治15年)

明治15年 5月18日 司法省達丁第32号 大審院 裁判所 (刑事裁判統計材料中特赦表式並書例制定罪犯処断後赦典減等表廃止 法令全書 明治15年)

明治15年 6月16日 司法省達丙第23号 裁判所 警視庁 府県東京府を除く (違警罪事件表並予審及軽罪事件表差出方 法令全書 明治15年)

明治15年 7月11日 司法省達丁第37号 裁判所 (刑事裁判統計材料諸表郵紙請求方 法令全書 明治15年)

明治15年 7月31日 司法省達丁第38号 裁判所 (諸収入金上納記明細書及職員賃金月表等書式改正 法令全書 明治15年)

明治15年 9月12日 司法省達丁第48号 大審院 裁判所 (治罪法表式第4号軽罪既決未決事件表裏面改正達中但書追加 法令全書 明治15年)

明治15年10月 5日 司法省達丁第51号 始審裁判所の権限を有する治安裁判所 (人民より郡区戸長の職務上に対する詞訟件数表調成方 法令全書 明治15年)

明治15年10月 5日 司法省達丁第52号 始審裁判所 (治安裁判所の裁判に対する控訴及人民より郡区戸長の職務上に対する詞訟件数表調成方 法令全書 明治15年)

明治15年10月13日 司法省達丙第29号 警視庁 府県東京府を除く (違警罪公判各表式書例中追加 法令全書 明治15年)

明治15年11月25日 司法省達丙第33号 始審裁判所 府県東京府を除く (治安裁判所に於て軽罪裁判所を開きたるとき处分表調成差出方 法令全書 明治15年)

明治15年12月 6日 司法省達丁第58号 大審院 裁判所 (既決犯罪表中書例追加 法令全書 明治15年)

明治15年12月 8日 司法省達丁第60号 裁判所 (刑事裁判統計表式達中調成見合並に重軽罪公判登記簿微集箇条書 法令全書 明治15年)

明治15年12月 8日 司法省達丁第61号 裁判所 (裁判統計材料採録の際表記担任者の質問に方り応答注意方 法令全書 明治15年)

明治16年 1月10日 太政官布告第2号 輪廓附 司法卿連署 (各裁判所一賛表改定並始審裁判所支庁権限 法令全書 明治16年)

明治16年 3月19日 司法省達丁第13号 裁判所 (始審裁判に於て重罪裁判を開きたる時該事件表に係る事実の探討等調成方 法令全書 明治16年)

明治16年 4月12日 司法省達丁第14号 控訴裁判所 始審裁判所 (重罪裁判所取扱に係る刑の執行及裁判費用徴収等の各条取調方 法令全書 明治16年)

明治16年 5月 1日 司法省達丁第16号 大審院 裁判所 (大審院裁判所現在員明細表難形 法令全書 明治16年)

明治16年 9月28日 司法省達丁第26号 始審裁判所 (予審事件中被告人の属籍等不分明にして予審終結の言渡を為す能はざるもの事件表へ記入方 法令全書 明治16年)

明治16年10月22日 司法省達丁第28号 裁判所 (重輕罪登記簿書例並取扱順序増補 法令全書 明治16年)

明治16年12月22日 司法省達丁第37号 大審院 裁判所 (治罪法表式第2号予審既決未決事件表中改正 法令全書 明治16年)

明治16年12月28日 司法省達丁第40号 裁判所 (民刑事各表並登記簿進達目録書例 法令全書 明治16年)

明治17年 3月14日 司法省達丁第4号 控訴裁判所 始審裁判所 (民事訴訟表難形記載例中修正 法令全書 明治17年)

明治17年 3月14日 司法省達丁第5号 始審裁判所 治安裁判所 (民事訴訟表難形記載例中修正 法令全書 明治17年)

明治17年 4月 2日 司法省達丁第9号 控訴裁判所 始審裁判所 (裁判事務調査表取扱手続中削除 法令全書 明治17年)

明治17年 5月 6日 司法省達丁第12号 大審院 裁判所 (大審院裁判所現員表用紙改定 法令全書 明治17年)

明治17年 7月 2日 司法省達丁第24号 裁判所 (全国規則違犯者取調 法令全書 明治17年)

明治18年 9月24日 太政官布告第31号 司法卿連署 (違警罪即決例 法令全書 明治18年)

#### 4 監獄局年報 [内務省]監獄局 編 [刊年不詳]

- (1) [監獄經理]第一年報 自明治八年七月至明治九年六月 [内務省監獄局] 編 [刊年不詳] 39p. ① (内) ④
- (2) 監獄經理第二年報 自明治九年七月至明治十年六月 [内務省]監獄局 編 [刊年不詳] 30p. (内)
- (3) 監獄經理第三年報 自明治十年七月至明治十一年六月 [内務省]監獄局 編 [刊年不詳] 30p. (内)
- (4) 監獄經理第四年報 自明治十一年七月至明治十二年六月 [内務省]監獄局 編 [刊年不詳] 30p. (内)
- (5) 監獄局第一回年報 自明治十二年七月至明治十三年六月 [内務省監獄局] 編 [刊年不詳] 158p. (總) (内)
- (6) 監獄局第二回年報 自明治十三年七月至明治十四年六月 [内務省監獄局] 編 [刊年不詳] 158p. (總) (内) (法)
- (7) 監獄局第三回年報 自明治十四年七月至同年十二月 [内務省監獄局] 編 [刊年不詳] 149p. (法) ⑥ (矯) ⑤
- (8) 監獄局第四回年報 明治十五年 [内務省監獄局] 編 [刊年不詳] 255p. (總) (法)
- (9) 十六年監獄經理年報 [内務省監獄局] 編 [刊年不詳] 139p. ② (内)

#### 所蔵注記

- ④ 内閣文庫では第一回から第四回までの4冊を「監獄經理第一～第四年報」として、合綴製本してある。
- ⑤ 現在所蔵している機関は法務図書館ではなく、法務大臣官房司法法制調査統計課である。
- ⑥ 矯正図書館所蔵。

#### 書誌注記

- ① 書名は緒言の首による。表題紙はなく、緒言の首に「第一年報 自明治八年七月至明治九年六月」とある。
- ② 書名は表題紙による。本文首には「監獄第五回年報 明治十六年」とある。  
内閣文庫では「監獄經理年報 明治16年」として製本してあり、「内閣文庫明治時代洋装図書分類目録」によると、監獄經理第1～第4回年報の続きの第5回年報と見なしているが、内容および対象年から推定して監獄局年報の第5年報である。

#### 統計内容注記

(1) [監獄經理]第一年報 自明治八年七月至明治九年六月

調査対象年 明治8年7月～9年6月

内容細目

緒言〔記事〕

沿革〔記事〕

未決監〔囚獄 監倉〕〔記事〕

未決監 囚獄(明治8年7月～9年6月)(表頭 使署府県別; 表側 入監<越人員・新入人員《男, 女》>, 出監<無罪・他官引渡・責付・処決《男, 女》>, 死亡<変死・病死《男, 女》>, 反獄越獄脱監<男, 女>, 在監現員<健囚・病囚《男, 女》>, 囚員最多・責付現在<男, 女>)

未決監 監倉(明治8年7月～9年6月) (同前表)

已決監〔記事〕

已決監(明治8年7月～9年6月) (表頭 使署府県別; 表側 入監<越人員・新入人員《男, 女》>, 出監<満期放免・収贖・犯罪引渡・責付《男, 女》>, 死亡<変死・病死《男, 女》>, 反獄越獄脱監<男, 女>, 在監現員<閑刑・禁獄・懲役《男, 女》>, 内訛<健囚・病囚《男, 女》>, 囚員最多<男, 女>) 工種人別及び殊芸者(表頭 使署府県別; 表側 工種人別<大工, 土工, 等, 合計・内役《男, 女》, 外役>, 殊芸者<上級・中級・下級《男, 女》, 工錢等級《上

級・中級・下級《男, 女》>>)

已決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚(表頭 同前表; 表側 未決監より決放のもの<収贖・贖罪・等《男, 女》>, 責付閑刑禁獄<越人員・新人員・満期放免・等《男, 女》>, 現人員<責付・閑刑・禁獄《男, 女》>)

懲治監及び孩児(表頭 同前表; 表側 懲治監<越人員・新人員・出監・死亡・在監現員《男, 女》, 脱籍無産者<越人員・新人員・等《男, 女》>, 孩児<越人員・新人員・出監・死亡・在監現員《男, 女》>)

囚獄掛官吏〔記事〕

囚獄掛(明治9年6月30日現員) (表頭 同前表; 表側・判任<8～15等>, 債給, 等外<1～4等>, 債給, 債<10円以上, 10円未満>, 債給)

監倉掛官吏〔記事〕

監倉掛(明治9年6月30日現員) (同前表)

已決監掛官吏〔記事〕

已決監掛(明治9年6月30日現員) (同前表)

囚獄費〔記事〕

囚獄費(明治8年7月～9年6月) (表頭 使署府県別; 表側 元金<定額, 増費, 雜入>, 支拂<諸傭給内国旅費, 囚人諸費, 等>, 剰餘, 不足)

監倉費〔記事〕

監倉費(明治8年7月～9年6月) (同前表)

### 懲役費〔記事〕

懲役費（明治8年7月～9年6月）（表頭 同前表；表側 元金<定額、増費、工錢、傭錢、雜入>、支払<諸傭給、内国旅費、諸賄料、等>、剩余、不足）正誤

### (2) 監獄経理第二年報 自明治九年七月至明治十年六月

調査対象年 明治9年7月～10年6月

#### 内容細目

##### 沿革〔記事〕

##### 未決監〔記事〕

未決監（明治9年7月～10年6月）（同前年同表）比較（増・減<入監・出監・在監・囚員最多・責付《男、女》>）

##### 已決監〔記事〕

已決監（明治9年7月～10年6月）（同前年同表）比較（増・減<入監・出監・在監・囚員最多《男、女》>）

工種人別及び殊芸者（同前年同表） 比較（増・減<懲役囚《内役・外役（男、女）》、殊芸者・同上工錢<上級・中級・下級《男、女》》>）

已決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚（同前年同表） 比較（増・減<収臘・贖罪・笞杖・等《男、女》>）

懲治監及び孩児（同前年同表） 附表 比較（増・減<懲治者・脱籍無産者《入監・出監・在監（男、女）》、孩児《入監・出監（男、女）》>）

#### 監獄署及び未決監

##### 監獄〔記事〕

明治9年度監獄署及未決監（表頭 使署府県別；表側 監獄署、未決監、已決監、懲治監、病室、暗室、工作場、行刑場）

##### 未決監掛官吏〔記事〕

未決監掛（明治10年6月30日現員）（同前年囚獄掛表）比較（増・減<未決監掛《判任・等外・傭（専務、兼務）、判任俸給、等外俸給、傭俸給》>）

##### 已決監掛官吏〔記事〕

已決監掛（明治10年6月30日現在）（同前年同表）比較（増・減<未決監掛《判任・等外・傭（専務、兼務）、判任俸給、等外俸給、傭俸給》>）

##### 囚獄費〔記事〕

囚獄費（明治9年7月～10年6月）（表頭 使署府県別、比較<増、減>；表側 同前年同表）

##### 懲役費〔記事〕

懲役費（明治9年7月～10年6月）（同前表）

正誤

### (3) 監獄経理第三年報 自明治十年七月至明治十一年六月

調査対象年 明治10年7月～11年6月

#### 内容細目

##### 沿革〔記事〕

##### 未決監〔記事〕

未決監（明治10年7月～11年6月）（同前年同表） 比較（同前年同表）

##### 已決監〔記事〕

已決監（明治10年7月～11年6月）（同前年同表） 比較（同前年同表）

工種人別及び殊芸者（同前年同表） 附表 比較（同前年同表）

已決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚（同前年同表） 比較（同前年同表）

### 懲治監及び孩児（同前年同表） 比較（同前年同表）

#### 監獄署及び未決監

##### 監獄〔記事〕

明治10年度監獄署及未決監（同前年同表） 比較（増・減<監獄署、未決監、已決監、懲治監、病室、暗室、工作場、行刑場>）

##### 未決監掛官吏〔記事〕

未決監掛（明治11年6月30日現員）（同前年同表） 比較（同前年同表）

##### 已決監掛官吏〔記事〕

已決監掛（明治11年6月30日現員）（同前年同表） 比較（同前年同表）

##### 囚獄費〔記事〕

囚獄費（明治10年7月～11年6月）（同前年同表）

##### 懲役費〔記事〕

懲役費（明治10年7月～11年6月）（同前年同表）

正誤

### (4) 監獄経理第四年報 自明治十一年七月至明治十二年六月

調査対象年 明治11年7月～12年6月

#### 内容細目

##### 沿革〔記事〕

##### 未決監〔記事〕

未決監（明治11年7月～12年6月）（同前年同表） 比較（同前年同表）

##### 已決監〔記事〕

已決監（明治11年7月～12年6月）（表頭 使署府県別、東京集治監；表側 同前年同表） 比較（同前年同表）

工種人別及び殊芸者（表頭 同前々表；表側 同前年同表） 比較（同前年同表）

已決監に入らざる已決囚（表頭 同前々表；表側 未決監より決放のもの<収臘・贖罪・笞杖・等《男、女》>、責付現在<閏刑禁獄懲役《男、女》>） 比較（増・減<已決監に入らざる已決囚《収臘・贖罪・笞杖・等（男、女）》、責付《男、女》>）

懲治監及び孩児（同前年同表） 比較（同前年同表）

#### 監獄署及び未決監

##### 監獄〔記事〕

明治11年度監獄署及未決監（表頭 使署府県別、東京集治監；表側 同前年同表） 比較（同前年同表）

##### 未決監掛官吏〔記事〕

未決監掛（明治12年6月30日現員）（同前年同表） 比較（同前年同表）

##### 已決監掛官吏〔記事〕

已決監掛（明治12年6月30日現員）（表頭 使署府県別、東京集治監；表側 同前年同表） 比較（同前年同表）

##### 囚獄費〔記事〕

囚獄費（明治11年7月～12年6月）（同前年同表）

##### 懲役費〔記事〕

懲役費（明治11年7月～12年6月）（同前年同表）

正誤

### (5) 監獄局第一回年報 自明治十二年七月至明治十三年六月

調査対象年 明治12年7月～13年6月

#### 内容細目

##### 緒言〔記事〕

##### 制規の沿革〔記事〕

### 監獄署及び未決已決両監 [記事]

監獄署及び未決已決両監の合計（監獄署及び未決已決両監<監獄署、未決監、已決監、懲治監、等>）

監獄署及び未決已決両監の区分（表頭 使署府県別、東京集治監、宮城集治監；表側 監獄署、未決監、已決監、懲治監、行刑場、等）

監獄署及び未決已決両監の前年度比較（表頭 監獄署及び未決已決両監<監獄署、未決監、等；表側 12～11年度、増、減）

### 未決監掛官吏及び月給 [記事]

未決監掛官吏及び月給の合計（掛官吏・月給<判任、等外、傭>）

未決監掛官吏及び月給の区分（表頭 使署府県別；表側 掛官吏<判任<8～17等>、等外<1～4等>、傭<拾円以上、拾円以下>>，月給<判任、等外、傭>）

未決監掛官吏及び月給の前年度比較（表頭 掛官吏・月給<判任、等外、傭>；表側 12～11年度、増、減）

### 已決監掛官吏及び月給 [記事]

已決監掛官吏及び月給の合計（掛官吏・月給<奏判任、等外、傭>）

已決監掛官吏及び月給の区分（表頭 使府県別、東京集治監、宮城集治監；表側 掛官吏<奏判任<8～17等>、等外<1～4等>、傭<拾円以上、拾円以下>>，月給<奏判任、等外、傭>）

已決監掛官吏及び月給の前年度比較（表頭 掛官吏・月給<奏判任、等外、傭>；表側 12～11年度、増、減）

### 未決者 [記事]

#### 未決者の部

未決者入監出監在監及び最も多くなる日の数と保釈責付現在人員合計（表頭 入監<前年度より越して、本年度中に>，出監<無罪及び処決他管引渡保釈責付にて、死亡して、反獄越獄脱監に依て>，在監<健者、病者>，在監最も多く日の人員、同上最も少き日の人員、保釈責付現在の者；表側 男、女）

未決者入監出監在監の区分：入監せし者（表頭 使署府県別；表側 前年度より越して・本年度中に<男、女>）

出監せし者（表頭 同前表；表側 無罪にて・他管へ引渡・保釈責付にて・処決にて<男、女>，死亡<変死にて・病にて<男、女>>，反獄越獄脱監に依て<男、女>）

在監現人員及び最も多くなる日の数と保釈責付現在人員（表頭 同前表；表側 健者・病者・在監最多日の人数・在監最少日の人数・保釈責付の現在員<男、女>）

未決者入監出監在監及び最も多くなる日の数と保釈責付現在人員の前年度比較（表頭 入監<前年度より越して、本年度中に>，出監<無罪及び処決他管引渡保釈責付にて、死亡して、反獄越獄脱監に依て>，在監<健者、病者>，在監最も多く日の人数、同上最も少き日の人員、保釈責付現在の者；表側 12～11年度・増・減<男、女>）

### 懲役囚 [記事]

#### 已決囚の部

懲役囚入監出監在監及び囚人最も多くなる日の数と責付現在人員の合計（表頭 入監<前年度より越して、本年度中に>，出監<満期収監犯罪引渡他管引渡責付にて、死亡して、反獄越獄脱監に依て>，在監<健囚、病囚>，在監最も多く日の囚員、同上最も少き日の囚

員、責付現在の者；表側 男、女）

懲役囚入監出監在監の区分：入監せし者（表頭 使署府県別、東京集治監、宮城集治監；表側 前年度より越して・本年度中に<男、女>）出監せし者（表頭 同前表；表側 满期にて・収監にて・犯罪引渡・他管引渡・責付して<男、女>，死亡<変故にて・病にて<男、女>>，反獄越獄脱監にて<男、女>）

在監現囚員及び最も多くなる日の数と責付現在人員（表頭 同前表；表側 健囚・病囚・在監最多日の人数・在監最少日の人数・責付の現在員<男、女>）

懲役囚入監在監及び囚人最も多くなる日の数と責付現在人員の前年度比較（表頭 入監<前年度より越して、本年度中に>，出監<満期収監犯罪引渡他管引渡責付にて、死亡して、反獄越獄脱監に依て>，在監<健囚、病囚>，在監最も多く日の囚員、同上最も少き日の囚員、責付現在の者；表側 12～11年度・増・減・減<男、女>）

### 閨刑禁獄人及び禁獄人 [記事]

閨刑禁獄人と禁獄人入監出監在監の合計（表頭 入監<前年度より越して、本年度中に>，出監<満期収監犯罪引渡責付にて、死亡して、逃亡>，在監<閨刑禁獄人、禁獄人>；表側 男、女）

閨刑禁獄人と禁獄人入監出監在監の区分：入監せし者（表頭 使署府県別；表側 前年度より越して・本年度中に<男、女>）出監せし者（表頭 同前表；表側 满期にて・収監にて・犯罪引渡・責付<男、女>，死亡<変故にて・病にて<男、女>>，逃亡<男、女>）在監現囚員（表頭 同前表；表側 閨刑禁獄人<男>，禁獄人<男、女>）

閨刑禁獄人と禁獄人入監出監在監の前年度比較（表頭 入監<前年度より越して、本年度中に>，出監<満期収監犯罪引渡責付にて、死亡して、逃亡>，在監<閨刑禁獄人、禁獄人>；表側 12～11年度・増・減・減<男、女>）

### 鎖錠及び已決監に入ざる処決のもの [記事]

鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の合計：鎖錠（表頭 処決<前年度より越して、本年度中に>，放免<満期収監にて、死亡して>，現員；表側 女）已決監に入らざる処決のもの（表頭 除族、収監、贖罪、笞杖、絞、斬；表側 男、女）

鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の区分：鎖錠（表頭 使署府県別；表側 処決<前年度より越して、本年度中に>，放免<満期にて、収監にて>，死亡<変故にて、病にて>，13年6月30日<現員>）已決監に入らざる処決の者（表頭 同前表；表側 除族<男>，収監・贖罪<男、女>等）

鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の前年度比較：鎖錠（表頭 処決<前年度より越して、本年度中に>，放免<満期収監にて>，現員；表側 12～11年度・増・減）已決監に入らざる処決のもの（表頭 除族，収監，等；表側 12～11年度・増・減<男、女>）

### 懲治監 [記事]

#### 懲治監の部

懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入監出監在監の合計（表頭 刑余改心の徴なき者及び親屬情願に依る懲治者・刑余脱籍無産者と脱籍無産者<入監<前年度より越して、本年度中に>，出監<本年度中に、死亡して>，在監現員>；表側 男、女）

懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入監出監在監

の区分；刑余改心の徵なき者及び親属の情願に依る懲治者（表頭 使署府県別；表側 入監<前年度より越して・本年度中に《男，女》>，出監<改悛等にて・死亡して《男，女》>，在監現員<男，女>）

刑余脱籍無産者及び脱籍無産者（表頭 同前表；表側 入監<前年度より越して・本年度中に《男，女》>，出監<復籍等にて・死亡して《男，女》>，在監現員<男，女>）

懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入監出監在監の前年度比較（表頭 刑余改心の徵なきもの及び親属の情願に依る懲治者・刑余脱籍無産者と脱籍無産者<入監<前年度より越して，本年度中に>，出監<本年度中に，死亡して>，在監現員>；表側 12~11年度・増・減<男，女>）

孩児〔記事〕

孩児之部

孩児入監出監在監の合計（表頭 入監<前年度より越して，本年度中に>，出監<親に從て，死亡して>，在監現員；表側 男，女）

孩児入監出監在監の区分（表頭 使署府県別；表側 入監<前年度より越して・本年度中に《男，女》>，在監現員<男，女>）

孩児入監出監在監の前年度比較（表頭 同前々表；表側 12~11年度・増・減<男，女>）

内役外役と殊芸人及び殊芸人工錢〔記事〕

内役外役と殊芸人及び殊芸人工錢の合計（表頭 役種<内役，外役>，殊芸<殊芸人・殊芸人工錢<上級，中級，下級>>；表側 男，女）

工業種別（表頭 使署府県別，東京集治監，宮城集治監；表側 大工，土工，等，合計，内役<男，女>，外役<男>，殊芸人・殊芸人工錢<上級・中級・下級<男，女>>）

内役外役と殊芸人及び殊芸人工錢の前年度比較（表頭 同前々表；表側 12~11年度・増・減<男，女>）

褒賞恩給〔記事〕

褒賞恩給の合計（表頭 褒賞，療治料；表側 守卒獄丁，未決者，已決囚<懲役，禁獄>，懲治人）

褒賞恩給の区分

守卒獄丁（表頭 使署府県別，東京集治監，宮城集治監；表側 褒賞<事務勉励・逃走せんとする囚人を捕ふ・等<守卒，獄丁>>，療治料<逃走の囚人を追跡し負傷す・囚徒破監し逃走せんとする際負傷す<守卒，獄丁>>，合計<守卒，獄丁>）

未決者（表頭 同前表；表側 同監人の死傷を救助す・同監人の逃走せんとするを知り報知す・等<25銭に超過するもの，25銭以下のもの>）

已決囚（禁は閏刑禁獄及び禁獄人，役は懲役人を云う）（表頭 同前表；表側 同囚の死傷を救助す・外役中人民の危難を救助す・等<25銭に超過するもの・25銭以下のもの<役，禁>>）

懲治者（表頭 同前表；表側 同監人の死傷を救助す・人民の危難を救助す<25銭に超過するもの，25銭以下のもの>）

囚獄費及び懲役費〔記事〕

12年度囚獄費と懲役費の合計

囚獄費（元金<予算額，予算外増額，雜入>，支出<獄署諸費に係る，囚人諸費に係る<未決人費，禁獄人費，孩児費>>，元金の剩余）

懲役費（官費<元金<予算額，予算外増額，雜入>，

支出<獄署諸費に係る，傭工錢払を補助する官費>>，懲役人諸費に属する<元金<傭工錢收入，工錢收入，傭工錢拂を補助する官費>>，支出<懲役人及懲治者に係る諸費>>，総計<官費と傭工錢を合せし元金，支出>，元金の剩余）

12年度囚獄費と懲役費の区分

囚獄費（表頭 使署府県別；表側 官費<元金<予算額，予算外増額，雜入>，支出<獄署諸費（諸雇給，内国旅費，等），囚人諸費（未決囚費，禁獄人費，孩児費）>>，収入の支出に対する<剩余，不足>>）

懲役費（表頭 使署府県別，東京集治監，宮城集治監；表側 官費<元金<予算額，予算外増額，雜入>，支出<獄署諸費（諸雇給，内国旅費，等），傭工錢拂を補助する官費>>，懲役人諸費に属する<元金<工錢收入，傭工錢收入>>，支出<懲役人及び懲治者諸費（懲治者諸費，通送費，等）>>，収入の支出に対する不足<傭工錢拂を補助する官費>>，官費と傭工錢両項の合計<元金，支出>，収入の支出に対する<剩余，不足>）

囚獄費と懲役費の前年度比較

囚獄費（表頭 元金<予算額，予算外増額，雜入>，支出<獄署諸費に係る，囚人諸費に係る<未決人費，禁獄人費，孩児費>>，元金の剩余；表側 12~11年度，増，減）

懲役費（表頭 官費<元金<予算額，予算外増額，雜入>，支出<獄署諸費に係る，傭工錢拂を補助する官費>>，懲役人諸費に属する<元金收入<傭工錢收入，工錢收入>>，傭工錢拂を補助する官費，支出<懲役人及び懲治者に係る諸費>>，総計<官費と傭工錢を合せし元金，支出>，元金の剩余，同上不足）

本局官員〔記事〕

本局官員の合計（奏任官，御用掛<准奏任>，判任官，御用掛<准判任>，傭）

官員等級の区分（奏任<4等官，6等官，御用掛准奏>，判任<8~10等官，12~17等官，御用掛准判>，傭）

稟議文書〔記事〕

領受と既了未了の合計（文書<領受，既了，未了>）

既了の区分（表頭 官省察使局課，本局，警視，東京，京都，等，東京集治監，宮城集治監；表側 大臣の命令及び卿より上稟に係るもの<指令，達，上答，届>，卿輔の決判せしもの<指令，達，回覧，等>，局長の専決せしもの<指令，達，通知，等>）

## (6) 監獄局第二回年報 自明治十三年七月至明治十四年六月

調査対象年 明治13年7月~14年6月

内容細目

緒言〔記事〕

制規の沿革〔記事〕

監獄署及び未決已決両監：〔記事〕

監獄署及び未決已決両監の合計（同前年同表）

監獄署及び未決已決両監の区分（同前年同表）

監獄署及び未決已決両監の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 13~12年度，増，減）

監獄官吏及び月給：〔記事〕

監獄掛官吏及び月給の合計（掛官吏・月給<奏任，判任，等外，諸傭>）

監獄掛官吏及び月給の区分（表頭 使署府県別，東京集治監，宮城集治監；表側 奏任<典獄>，判任<典獄，副典獄，等>等，月給<奏任，判任，等>）

監獄掛官吏及び月給前年度の比較（表頭 掛官吏・月給<奏任、判任、等>；表側 13～12年度、増、減）  
未決者：[記事]  
未決者の部  
未決者入監出監在監及び最も多少なる日の数と保釈責付現在人員の合計（同前年同表）  
未決者入監出監在監の区別：入監せし者（同前年同表）  
出監せし者（同前年同表）  
在監現人員及び最も多少なる日の数と保釈責付現在人員（同前年同表）  
未決者入監出監在監及び最も多少なる日の数と保釈責付現在人員の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年度・増・減<男、女>）  
懲役囚 [記事]  
已決囚の部  
懲役囚入監出監在監及び囚人最も多少なる日の数と責付現在人員の合計（同前年同表）  
懲役囚入監出監在監の区別：入監せし者（同前年同表）  
出監せし者（同前年同表）  
在監現囚員及び最も多少なる日の数と責付現在人員（同前年同表）  
懲役囚入監出監在監及び囚人最も多少なる日の数と責付現在人員の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年度・増・減<男、女>）  
閨門禁獄人及び禁獄人 [記事]  
閨門禁獄人と禁獄人入監出監在監の合計（同前年同表）  
閨門禁獄人と禁獄人入監出監在監の区別：入監せし者（同前年同表） 出監せし者（同前年同表）  
在監現囚員（同前年同表）  
閨門禁獄人と禁獄人入監出監在監の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年度・増・減<男、女>）  
鎖錠及び已決監に入らざる処決の者 [記事]  
鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の合計：鎖錠（同前年同表） 已決監に入らざる処決のもの（同前年同表）  
鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の区別：鎖錠（表頭 使署府県別；表側 処決<前年度より越して、本年度中に>, 放免<満期にて、収贖して>, 死亡<変死にて、病にて>, 14年6月30日<現員>） 已決監に入らざる処決の者（同前年同表）  
鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の前年度比較：鎖錠（表頭 同前年同表；表側 13～12年度、増、減）  
已決監に入らざる処決のもの（表頭 同前年同表；表側 13～12年度・増・減<男、女>）  
懲治監 [記事]  
懲治監の部  
懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入監出監在監の合計（同前年同表）  
懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入監出監在監の区別：刑余改心の徵なき者及び親属の情願に依る懲治者（同前年同表） 刑余脱籍無産者及び脱籍無産者（同前年同表）  
懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入監出監在監の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年度・増・減<男、女>）  
孩児 [記事]  
孩児の部  
孩児入監出監在監の合計（同前年同表）  
孩児入監出監在監の区別（同前年同表）  
孩児入監出監在監の前年度比較（表頭 同前年同表；

表側 13～12年度・増・減<男、女>）  
内役外役と殊芸人及び殊芸人工錢 [記事]  
内役外役と殊芸人及び殊芸人工錢の合計（同前年同表）  
工業種別（同前年同表）  
内役外役と殊芸人及び殊芸人工錢の前年度比較（表頭 同前年同表；表側 13～12年度・増・減<男、女>）  
褒賞恩給 [記事]  
褒賞恩給の合計（同前年同表）  
褒賞恩給の区別 看守押丁（表頭 使庁府県別、東京集治監、宮城集治監；表側 褒賞<事務勉励・逃走せんとする囚人を捕う・逃走の囚人を追跡し捕縛す<看守、押丁>>, 治療料<流行病を看護し伝染す<看守、押丁>>）, 合計<看守、押丁>）  
未決者（同前年同表）  
已決囚（同前年同表）  
懲治者（同前年同表）  
褒賞恩給前年度の比較（表頭 看守押丁・未決者・懲役囚・禁獄人<褒賞、治療料>；表側 13～12年度、増、減）  
囚獄費及び懲役費 [記事]  
13年度囚獄費と懲役費の合計：囚獄費（同前年12年度囚獄費と懲役費の合計：囚獄費） 懲役費（同前年12年度囚獄費と懲役費の合計：懲役費）  
13年度囚獄費と懲役費の区別：囚獄費（表頭 使署府県別；表側 官費<元金<予算額、予算外増額、雜入>支出<囚人諸費（未決者費、禁獄人費、孩兒費）>>, 収入の支出に対する<剩余、不足>>） 懲役費（同前年12年度囚獄費と懲役費の区別：懲役費）  
囚獄費と懲役費の前年度比較：囚獄費（表頭 元金<予算額、予算外増額、雜入>, 支出<囚人諸費に係る<未決者費、禁獄人費、孩兒費>>, 元金の剩余；表側 13～12年度、増、減） 懲役費（同前年同表）  
本局官員 [記事]  
本局官員合計（同前年同表）  
官員等級の区別（同前年同表）  
本局官員の前年度比較（表頭 奏任官、御用掛、等；表側 13～12年度、増、減）  
稟議文書 [記事]  
領受と既了未了の合計（文書<領受・既了<前年度より越し件数>, 未了>）  
既了の区別（同前年同表）  
領受と既了未了の前年度比較（表頭 文書<領受<前年度より越し件数、本年度の件数>, 既了<大臣の命令及び卿より上稟に係る件数、卿輔の決判せし件数、局長の専決せし件数>>, 未了>；表側 13～12年度、増、減）  
(7) 監獄局第三回年報 自明治十四年七月至同年十二月  
調査対象年 明治14年7月～12月  
内容細目  
緒言 [記事]  
制規沿革の撮要 [記事]  
監獄署及び未決已決両監 [記事]  
監獄署及び未決已決両監の合計（同前年同表）  
監獄署及び未決已決両監の区別（同前年同表）  
監獄署及び未決已決両監の比較（表頭 同前年同表；表側 14年12月31日、14年6月30日、増、減）  
監獄掛官吏及び月給 [記事]  
監獄掛官吏及び月給の合計（同前年同表）  
監獄掛官吏及び月給の区別（同前年同表）

監獄掛官吏及び月給の比較（表頭 同前年同表；表側  
14年12月31日，14年6月30日，増・減）

未決者〔記事〕

未決者の部

未決者入監出監残留及び在監最も多少なる日の数と保  
釈責付現在人員合計（表頭 入監<6月より越して，  
下半年間に>，出監<無罪及び処決他管引渡保釈責付  
にて，死亡して，反獄越獄脱監に依て>，残留<健者，  
病者>，在監最も多き日の人員，在監最も少き日の人  
員，保釈責付現在の者；表側 男，女）

未決者入監出監残留の区別：入監せし者（表頭 同前  
年同表；表側 6月より越して・下半年間に<男，  
女>）出監せし者（同前年同表）

残留人員及び在監最も多少なる日の数と保釈責付現在  
人員（同前年同表）

未決者入監出監残留及び在監最も多少なる日の数と保  
釈責付現在人員の比較（表頭 同前年同表；表側 14  
年7月より12月に至る・14年1月より6月に至る・增  
・減<男，女>）

懲役囚〔記事〕

已決囚の部

懲役囚入監出監残留及び在監最も多少なる日の数と責  
付現在人員合計（同前年同表）

懲役囚入監出監残留の区別：入監せし者（表頭 同前  
年同表；表側 6月より越して・下半年間に<男，  
女>）出監せし者（同前年同表）

残留囚員及び在監最も多少なる日の数と責付現在人員  
(同前年同表)

懲役囚入監出監残留及び在監最も多少なる日の数と責  
付現在人員の比較（表頭 同前年同表；表側 14年7  
月より12月に至る・14年1月より6月に至る・増，減  
<男，女>）

閨刑禁獄及び其他の禁獄〔記事〕

閨刑禁獄人和其他の禁獄入監出監残留の合計（同前  
年同表）

閨刑禁獄人和其他の禁獄入監出監残留の区別：入監  
せし者（表頭 同前年同表；表側 6月より越して・  
下半年間に<男，女>）出監せし者（同前年同表） 残  
留囚員（表頭 使署府県別；表側 閨刑禁獄人<男>，  
諸罰則違犯其他の禁獄人<男，女>）

閨刑禁獄人和其他的禁獄入監出監残留の比較（表頭  
同前年同表；表側 14年7月より12月に至る・14年1  
月より6月に至る・増・減<男，女>）

鎖錠及び已決監に入らざる処決の者〔記事〕

鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の合計（表頭 鎖  
錠<処決<6月より越して，下半年間に>，放免<満  
期収贖にて，死亡して>，現員>，已決監に入らざる  
処決の者<除族，収贖，等>；表側 男，女）

鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の区別：鎖錠（表  
頭 同前年同表；表側 処決<6月より越して・下半  
年に<男，女>，放免<満期にて・収贖にて><男，  
女>，死亡<変死にて・病にて><男，女>，現員）  
已決監に入らざる処決の者（同前年同表）

鎖錠及び已決監に入らざる処決の者の比較（表頭 同  
前年同表；表側 14年7月より12月に至る・14年1月  
より6月に至る・増・減<男，女>）

懲治場〔記事〕

懲治場の部

懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入場出場残留

の合計（同前年同表）

懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入場出場残留  
の区別：刑余改心の徵なき者及び親属の情願に依る懲  
治者（表頭 同前年同表；表側 入場<6月より越して・  
下半年間に<男，女>，出場<改悛等にて・死  
亡して><男，女>，残留<現員<男，女>>）

刑余脱籍無産者及び脱籍無産者（表頭 同前年同表；  
表側 入場<6月より越して・下半年間に<男，女>，  
出場<復籍等にて・死亡して><男，女>，残留<現  
員<男，女>>）

懲治者及び刑余脱籍無産者と脱籍無産者入場出場残留  
の比較（表頭 刑余改心の徵なきもの及び親属の情願に  
依る懲治者・刑余脱籍無産者と脱籍無産者<入場  
<前月より越して，半年間に>，出場<復籍等にて，  
死亡して>，残留現員>）

孩児〔記事〕

孩児之部

孩児入監出監残留の合計（表頭 入監<6月より越して，  
下半年間に>，出監<事故及び親に従て，死亡して>，  
死亡して>，残留現員；表頭 男，女）

孩児入監出監残留の区別（表頭 同前年同表；表側  
入監<6月より越して・下半年間に<男，女>，出  
監<事故及び親に従て・死亡して><男，女>，残  
留<現員<男，女>>）

孩児入監出監残留の比較（表頭 同前年同表；表側  
14年7月より12月に至る・14年1月より6月に至る・  
増・減<男，女>）

懲役囚内外役〔記事〕

懲役囚役事の合計（表頭 役種<内役，外役>；表  
側 男，女）

工業種別（同前年同表）

懲役囚役事の比較（表頭 同前々表；表側 14年12月  
31日・14年6月30日・増・減<男，女>）

褒賞恩給〔記事〕

褒賞恩給の合計（同前年同表）

褒賞恩給の区別（表頭 使署府県別，東京集治監，宮  
城集治監，等；表側 看守押丁<療料<流行病を看  
護し伝染す（看守，押丁）>，懲治者<褒賞<監舍  
及び近傍等の失火を消滅す（25銭に超過するもの，25  
銭以下のもの）>，未決者<褒賞<同監人の死傷を  
救助す・同監人逃走せんとするを知り報告す・等（25  
銭に超過するもの，25銭以下のもの）>，已決囚<褒  
賞<同囚の死傷を救助す・外役中人民の危難を救す・  
等（25銭に超過するもの，25銭以下のもの）>>）

褒賞恩給の比較（表頭 同前年同表；表側 14年7月  
より12月に至る，14年1月より6月に至る，増，減）

監獄諸費〔記事〕

14年下半年間監獄諸費支拂金員の合計（獄署に係る諸  
費，未決者に係る諸費，等）

監獄諸費支拂金員の区別（表頭 使署府県別，東京集  
治監，宮城集治監，等；表側 獄署諸費<諸傭給，內  
国旅費，等>，未決者諸費，禁獄人諸費，等）

監獄諸費支拂金員の比較（同前々表）

已決囚工錢收入高及び給与高〔記事〕

已決囚工錢の合計（総取揚高，給与高，收入高）

已決囚工錢の区別（表頭 同前々表；表側 総取揚高，  
給与高，收入高）

本局官員〔記事〕

本局官員合計（同前年同表）

#### 官員等級の区別（同前年同表）

本局官員の比較（表頭 同前年同表；表側 14年12月31日，14年6月30日，増，減）

#### 稟議文書〔記事〕

領受と既了未了の合計（文書＜領受・既了＜6月より越し件数，下半年間の件数＞，未了＞）

#### 既了の区別（同前年同表）

領受と既了未了の比較（表頭 同前年同表；表側 14年7月より12月に至る，14年1月より6月に至る，増減）

### （8）監獄局第四回年報 明治十五年

調査対象年 明治15年

#### 内容細目

##### 制規沿革の摘要及び各表の摘録〔記事〕

##### 監獄本支署及び監獄

監獄本支署及び監獄（署＜集治監，地方監獄＜本署，支署＞＞，監獄＜未決監，已決監，懲治場＞）

監獄本支署及び監獄の別（表頭 都府県別，東京集治監，等；表側 署＜本署，支署＞，監獄＜未決監，已決監，等＞）

##### 監獄署員

監獄署員（官吏＜奏任官，判任官，等＞）

監獄署員の別（表頭 同前々表；表側 奏任＜典獄＞，判任＜典獄，書記，等＞等）

##### 未決者入監出監残留及び責付保釈人員

未決者入監出監残留及び責付保釈現員（表頭 入監＜前年より越し，本年中に，責付保釈の者及び他管により押送と逃走縛に就き＞，出監＜放置，死刑執行，等＞，残留＜在監＜健者，病者＞，監外＜責付，保釈＞＞；表側 男，女）

未決者入監出監残留及び責付保釈現員の別：入監（表頭 都府県別；表側 前年より越し・本年中に・等＜男，女＞）出監の1（表頭 同前表；表側 放置・死刑執行・等＜男，女＞）出監の2（表頭 同前表；表側 逃走＜毀獄舎・壊獄具・等＜男，女＞＞，死亡＜変故にて・病にて＜男，女＞＞）残留（表頭 同前表；表側 在監＜健者・病者＜男，女＞＞，監外＜責付・保釈＜男，女＞＞）

##### 懲治者入場出場残留及び教科延人員

懲治者入場出場残留及び教科延人員（表頭 入場＜前年より越し，本年中に＞，出場＜満期改良事故にて，脱場，死亡＞，残留＜健者，病者＞，教科延人員＜就学，不就学＞；表側 不論罪に由て留置＜幼者・瘡患者＜男，女＞＞，尊属親情願＜男，女＞）

懲治者の1 不論罪に由て留置の幼者入場出場残留及教科の別（表頭 都府県別；表側 入場＜本年中に＜男，女＞＞，出場＜満期にて・脱場・等＜男，女＞＞，残留＜健者・病者＜男，女＞＞，教科延人員＜就学・不就学＜男，女＞＞），

懲治者の2 不論罪に由て留置の瘡患者入場出場残留及び教科の別（同前表）

懲治者の3 尊属親情願の者入場出場残留及び教科の別（表頭 都府県別；表側 入場＜前年より越し・本年中に＜男，女＞＞，出場＜満期＜1～4期（男，女）＞，事故＜男，女＞等＞等）

##### 已決囚入監出監残留及び免幽閉仮出獄現在員

已決囚入監出監残留及び免幽閉と仮出獄現在員（表頭 新刑法受刑の者＜重罪＜無期徒刑，有期徒刑，等＞，輕罪＜重禁錮，輕禁錮＞，違警罪拘留＞，旧刑法受刑

の者＜懲役，閨門禁獄，国事犯禁獄＞，諸罰則違犯；表側 入監＜前年より越し・本年中に＜男，女＞＞，出監の1＜満期にて・収監にて・等＜男，女＞＞，出監の2＜逃走＜毀獄舎・壊獄具・等（男，女）＞，死亡＜変死にて・病にて（男，女）＞，残留＜在監＜健囚・病囚（男，女）＞，末日現員＜免幽閉及び仮出獄（男，女）＞）

已決囚入監出監残留及び免幽閉と仮出獄現在員の別（表頭 都府県集治監別；表側 同前表）

12月末日現在の已決囚刑名別の1 新刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 重罪＜無期徒刑・有期徒刑・等＜男，女＞＞，輕罪＜重禁錮・輕禁錮＜男，女＞＞，違警罪拘留＜男，女＞）

12月末日現在の已決囚刑名別の2 旧刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 懲役閨門禁獄・国事犯禁獄＜百日以下・1年以上・等＜男，女＞＞，諸罰則違犯＜男，女＞）

12月末日現在の免幽閉及び仮出獄を受けて監外にある已決囚刑名別 旧刑法受刑の者（同前表）

12月末日現在新刑法受刑の囚罪質別（表頭 都府県集治監別；表側 公益に関する重罪輕罪＜皇室に対する・國事に関する・等＜男，女＞＞，身体財産に対する重罪輕罪＜身体に対する・財産に対する＜男，女＞＞，違警罪＜男，女＞）

##### 別房留置の者入場出場残留

別房留置の者入場出場残留（表頭 入場＜前年より越し，本年中に＞，出場＜就産等にて，逃走，死亡＞，残留＜健者，病者＞；表側 男，女）

別房留置の者入場出場残留の別（表頭 同前々表；表側 入場＜前中より越し・本年中に＜男，女＞＞，出場＜就産等にて・逃走・等＜男，女＞＞，残留＜健者・病者＜男，女＞＞）

乳児入場出場残留（表頭 入場＜前年より越し，本年中に＞，出場＜事故及び親に從て，死亡＞，残留＜健者，病者＞；表側 男，女）

乳児入場出場残留の別（表頭 都府県別；表側 入場＜前年より越し・本年中に＜男，女＞＞，出場＜事故及び親に從て＜男，女＞，死亡＜変死にて・病にて（男，女）＞，残留＜健者，病者＜男，女＞＞）

新人懲治者年齢及び入場数と新たに刑を受けし已決囚年齢及び犯数

本年間新人懲治者年齢及び入場数（表頭 初て入場・再度以上入場＜不論罪に由て留置，尊属親情願＞；表側 12歳未満・12歳以上・16歳以上・20歳以上＜男，女＞）

本年間新たに刑を受け入監せし已決囚年齢及び犯数（表頭 初犯・再犯・三犯以上＜新刑法受刑の者＜重罪，輕罪，違警罪＞，旧刑法受刑の者＜懲役，閨門禁獄，諸罰則違犯＞；表側 12歳未満・12歳以上・16歳以上・20歳以上より60歳以上迄10歳刻み＜男，女＞）

本年間新人懲治者年齢及び入場の別（表頭 東京・京都・等＜初度，再度以上＞；表側 12歳未満・12歳以上・16歳以上・20歳以上＜不論罪に由て留置＜幼者・瘡患者（男，女）＞，尊属親情願＜男，女＞）

本年間新たに刑を受け入監せし已決囚刑名と犯数別の1 新刑法受刑の者（表頭 東京・京都・等＜初犯，再犯，3犯以上＞；表側 重罪＜死刑・無期徒刑・等＜男，女＞＞，輕罪＜重禁錮・輕禁錮＜男，女＞＞，違警罪拘留＜男，女＞）

已決囚刑名と犯数別の2 旧刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 懲役・閨刑禁獄<百日以下・1年以上・等<男, 女>>，諸罰則違犯<男, 女>>）  
本年間新たに刑を受け入監せし已決囚刑名と年齢別の1 新刑法受刑の者（表頭 東京・京都・等<12歳以上, 16歳以上, 20歳以上より60歳以上迄10歳刻み>；表側 同前々表）  
已決囚刑名と年齢別の2 旧刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 同前々表）  
本年間新たに刑を受けし已決囚年齢と犯数別（表頭 東京・京都・等<初犯, 再犯, 3犯以上>；表側 12歳未満・12歳以上・16歳以上・20歳以上より60歳以上迄10歳刻み<男, 女>>）  
已決囚免幽閉仮出獄を受け出監せし者の年齢及び犯数  
本年中已決囚免幽閉及び仮出獄を受け出監せし者の年齢及び犯数（表頭 初犯・再犯・3犯以上<新刑法受刑の者, 旧刑法受刑の者>；表側 12歳以上・16歳以上・20歳以上より60歳以上迄10歳刻み<男, 女>>）  
本年中免幽閉及び仮出獄を受け出監せし者の年齢及び犯数別（表頭 同前々表；表側 同前表）  
新入懲治者と新たに刑を受けし已決囚族籍教育宗門及び懲治者父母有無の別  
本年間新入懲治者と新たに刑を受けし已決囚族籍の別（表頭 懲治者<不論罪に由て留置<幼者, 瘡瘍者>, 尊属親情願>, 已決囚<新刑法受刑の者<重罪（死刑, 無期徒刑, 等), 軽罪（重禁錮, 軽禁錮), 違警罪拘留>, 旧刑法受刑の者<懲役・閨刑禁獄（百日以下, 1年以上, 等)>, 諸罰則違犯>; 表側 華族・士族・平民<男, 女>>）  
本年間新入懲治者父母有無の別（表頭 懲治者<不論罪に由て留置<幼者, 瘡瘍者>, 尊属親情願>; 表側 父なき者・母なき者・等<男, 女>>）  
本年間新入懲治者と新たに刑を受けし已決囚教育の別（表頭 同前々表；表側 字を識らざる者・字を識る者・等<男, 女>>）  
本年間新入懲治者と新たに刑を受けし已決囚宗門の別（表頭 同前表；表側 神道・天台・等<男, 女>>）  
未決者及び已決囚の罹病者  
本年間未決者及び已決囚の罹病者（表頭 未決者, 已決囚<新刑法受刑の者<重罪, 軽罪, 違警罪>, 舊刑法受刑の者<懲役, 閨刑禁獄, 国事犯禁獄>, 諸罰則違犯>; 表側 男, 女）  
本年間未決者及び已決囚罹病者別の1 新刑法受刑の者（表頭 都府県集治監別；表側 未決者<男, 女>, 重罪<無期徒刑・有期徒刑・等<男, 女>>, 軽罪<重禁錮・輕禁錮<男, 女>>, 違警罪拘留<男, 女>>）  
已決囚罹病者別の2 舊刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 懲役・閨刑禁獄・国事犯禁獄・合計・諸罰違犯<百日以下・1年以上・5年以上・終身<男, 女>>）  
懲治場と未決已決両監に在る延人員及び役事延人員並に工錢  
本年間懲治場と未決已決両監に在る者の延人員及び役事延人員並に工錢（表頭 懲治者在場延人員, 未決者在監延人員, 已決囚在監延人員, 役事延人員<懲治者<力作, 体力作>, 定役に服する囚<服役（内役, 外役), 免役及び休役>, 定役に服せざる囚<就役, 不就役>>, 工錢<総取揚高, 紙与高・收入高<懲治者, 定役に服する囚, 定役に服せざる囚>>; 表側 男, 女）

本年間懲治場と未決已決両監に在る者の延人員（表頭 都府県集治監別；表側 懲治者・未決者・已決囚<男, 女>>）  
懲治者役事延人員の別（表頭 都府県別；表側 力作延人員・体力作延人員<不論罪に由て留置<幼者・瘡瘍者（男, 女)>, 尊属親情願<男, 女>>）  
已決囚役事延人員の別（表頭 同前々表；表側 定役に服する囚<服役延人員<内役（男, 女), 外役（男)>, 免役及び休役延人員<男, 女>>, 定役に服せざる囚<就役延人員・不就役延人員<男, 女>>）  
懲治者及び已決囚工錢の別（表頭 同前表；表側 総取揚高<男, 女>, 紙与高・收入高<懲治者・定役に服する囚・定役に服せざる囚<男, 女>>）  
看守押丁の賞罰  
本年間看守押丁の賞罰（表頭 賞与, 懲罰<譴責, 罰金, 免職及び解傭>; 表側 看守, 押丁）  
本年間看守押丁賞罰の別（表頭 同前々表；表側 賞与<看守, 押丁>, 懲罰<譴責・罰金・免職及び解傭<看守, 押丁>>）  
懲治者及び已決囚の褒賞  
本年間懲治者及び已決囚の褒賞（表頭 懲治者<不論罪に由て留置, 尊属親情願>, 已決囚<新刑法受刑の者<重罪, 軽罪, 違警罪>, 舊刑法受刑の者<懲役, 閨刑禁獄, 国事犯禁獄>, 諸罰則違犯>; 表側 賞金・賞表<男, 女>>）  
本年間已決囚褒賞別の1 新刑法受刑の者（表頭 東京・京都・等・東京集治監・等<賞金, 賞表>; 表側 重罪<無期徒刑・有期徒刑・等<男, 女>>, 軽罪<重禁錮・輕禁錮<男, 女>>, 違警罪拘留<男, 女>>）  
已決囚褒賞別の2 舊刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 懲役・閨刑禁獄・国事犯禁獄<百日以下・1年以上・5年以上・終身<男, 女>>, 諸罰則違犯<男, 女>>）  
懲治者及び未決者已決囚の懲罰  
本年間懲治者及び未決者と已決囚の懲罰（表頭 懲治者<不論罪に由て留置, 尊属親情願>, 未決者, 已決囚<新刑法受刑の者<重罪, 軽罪, 違警罪>, 舊刑法受刑の者<懲役, 閨刑禁獄, 国事犯禁獄>, 諸罰則違犯>; 表側 男, 女）  
本年間懲治者及び未決者懲罰の種別（表頭 都府県別；表側 不論罪に由て留置<幼者・瘡瘍者<独慎・減食（男, 女)>, 尊属親情願<独慎・減食<男, 女>>), 未決者<減食<男, 女>>）  
本年間已決囚懲罰の種別（表頭 都府県集治監別；表側 間室・減食・等<男, 女>>）  
本年間懲罰を受けし已決囚刑名別の1 新刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 重罰<無期徒刑・有期徒刑・等<男, 女>>, 軽罪<重禁錮・輕禁錮<男, 女>>, 違警罪拘留<男, 女>>）  
懲罰を受けし已決囚刑名別の2 舊刑法受刑の表（表頭 同前表；表側 懲役・閨刑禁獄・国事犯禁獄<百日以下・1年以上・5年以上・終身<男, 女>>, 諸罰則違犯<男, 女>>）  
本局官員  
本局官員（奏任<4等官, 5等官, 等>, 判任<8等官～17等官, 御用掛准判任>, 傅）  
事務繁簡  
領受及び既了未了（文書<領受・既了<前年より越しげ件数, 本年間の件数>, 未了）

既了の別（表頭 官省院寮局課、本局、警視、都府県集治監別；表側 大臣命令及び卿より上稟に係るもの＜指令、達、上答、等＞、卿輔の決判せしもの＜指令、達、回覧、等＞、局長の専決せしもの＜通知、回覧、等＞）

## (9) 十六年監獄経理年報

調査対象年 明治16年

内容細目

監獄第5回年報 明治16年

第1 獄務に係る法令達示の要領〔記事〕

第2 各監獄事故の摘要及び前年の対比 監獄本支署及び監獄 監獄署員 未決監出入残留囚 已決監出入残留囚 未已決両監の囚因 未已決囚及び懲治場に在る延人員及び役事延人員其工錢 已決囚の褒賞 未已決囚及び懲治者の懲罰 看守押丁の賞罰 仮出獄者の年齢及び犯数 已決囚及び懲治者の族籍宗門教育並懲治者父母の有無 懲治場出入残留及教科 別房の出入及び残留 携帯乳児の出入残留〔以上記事〕

第3 監獄署及び監獄の総数（署＜集治監、地方監獄＜本署、支署＞）、監獄＜未決監、已決監、懲治監＞）

第4 監獄署及び監獄の細別（同前年同表）

第5 監獄吏員の総数（同前年同表）

第6 監獄吏員の細別（同前年同表）

第7 未決監出入及び残留囚の総数（同前年現員表）

第8 未決監出入及び残留囚の細別（同前年同表）

第9 死刑囚の犯数年齢教育宗門別：甲（表頭 年齢＜20歳以上より60歳以上迄10歳刻み＞；表側 初犯・再犯・3犯以上＜男、女＞）乙（表頭 教育＜字を識らざる者、字を識る者、等＞；宗門＜天台宗、真言宗、等＞；表側 男、女）

第10 已決監出入及び残留囚の総数（同前年已決囚入監出監残留及び免幽閉と仮出獄現在員）

第11 已決監出入及び残留囚の細別（同前年已決囚入監出監残留及び免幽閉と仮出獄現在員の別）

第12 新入已決囚の刑名犯数別（表頭 新刑法＜無期徒刑、有期徒刑、等＞、舊刑法＜懲役百日以下、同1年以上、等＞、諸罰則違犯；表側 初犯・再犯・3犯以上＜男、女＞）

第13 新入已決囚の年齢犯数別（表頭 東京・京都・等＜初犯、再犯、3犯以上＞；表側 12歳以上・16歳以上・20歳以上より60歳以上迄10歳刻み＜男、女＞）

第14 新入已決囚の族籍別（表頭 新刑法受刑の者＜重罪＜無期徒刑、有期徒刑、等＞、輕罪＜重禁錮、輕禁錮＞、違警罪拘留＞、舊刑法受刑の者＜懲役・閨禁獄＜百日以下、1年以上、等＞、諸罰則違犯；表側 華族・士族・平民＜男、女＞）

第15 新入已決囚の教育別（表頭 同前表；表側 字を識らざる者・字を識る者・等＜男、女＞）

第16 新入已決囚の宗門別（表頭 同前表；表側 神道・天台・等＜男、女＞）

第17 残留囚の刑名別 新刑法受刑の表（表頭 都府県集治監別；表側 重罪＜無期徒刑・有期徒刑・等＜男、女＞、輕罪＜重禁錮・輕禁錮＜男、女＞、違警罪拘留＜男、女＞）舊刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 懲役・禁獄＜百日以下・1年以上・等＜男、女＞、諸罰則違犯＜男、女＞、仮出獄＜1年以上・5年以上＜男、女＞）

第18 残留囚の罪質別（表頭 同前表；表側 公益に関する重罪軽罪＜皇室に対する罪・国事に関する罪・

等＜男、女＞、身体財産に対する重罪軽罪＜官吏職職の罪・身体に対する罪・等＜男、女＞、違警罪＞）

第19 懲治場出入及び残留の者並に教科延人員の総数（表頭 入場＜前年より越し、本年新入＞、出場＜満期等にて、脱場、死亡＞、残留＜健者、病者＞、教科延人員＜就学、不就学＞；表側 不論罪に由て留置＜幼者・痘瘡者＜男、女＞、尊属親情願＜男、女＞）

第20 懲治者出入及び残留の不論罪者細別（表頭 府県別；表側 入場＜前年より越し・本年新入＜男、女＞、出場＜満期等にて・脱場・死亡＜男、女＞、残留＜健者・病者＜男、女＞、教科延人員＜就学・不就学＜男、女＞）

第21 懲治場出入及び残留の情願者細別（表頭 同前表；表側 入場＜前年より越し・本年新入＜男、女＞、出場＜満期＜1～4期（男、女）＞、事故・脱場＜男、女＞等）

第22 新入懲治者の入場数及び年齢父母の有無教育別：甲（表頭 年齢＜12歳未満、12歳以上、16歳以上、20歳以上；表側 新入・再入以上＜不論罪に由て留置・尊属親情願＜男、女＞）乙（表頭 父母の有無＜父なき者、母なき者、等＞、教育＜字を識らざる者を識る者、等＞；表側 不論罪に由て留置・尊属親情願＜男、女＞）

第23 未已決囚罹病の総数（表頭 未決者、已決囚＜新刑法受刑の者＜重罪、輕罪、等＞、舊刑法受刑の者＜懲役・閨禁獄、等＞；表側 男、女）

第24 未已決囚罹病細別の1 新刑法受刑の者（表頭 都府県集治監別；表側 未決者＜男、女＞、重罪＜無期徒刑・有期徒刑・等＜男、女＞等）

全上細別の2 舊刑法受刑の者（表頭 同前表；表側 懲役・閨禁獄・等＜百日以下・1年以上・等＜男、女＞、諸罪則違犯＜男、女＞）

第25 未已決両在監懲治在場及役事延人員の総数（表頭 在監場延人員＜未決囚、已決囚、懲治者＞、役事延人員＜定役に服する囚＜服役（内役、外役）、免役及休役＞、定役に服せざる囚＜就役、不就役＞、懲治者＜力作、休力作＞；表側 男、女）

第26 未已決両在監懲治在場延人員の細別（表頭 同前表；表側 未決囚・已決囚・懲治者＜男、女＞）

第27 未已決囚懲治者の役事延人員細別（表頭 都府県別；表側 定役に服する囚＜服役延人員＜内役・外役（男、女）＞、免役及び休役人員＜男、女＞、定役に服せざる囚＜就役延人員・不就学延人員＜男、女＞、力作延人員・休力作延人員＜不論罪に由て留置＜幼者・痘瘡者（男、女）＞、尊属親情願＜男、女＞）

第28 未已決囚懲役者役事工銭の総数（表頭 工銭＜総揚高、給与高・収入高＜懲治者、定役に服する囚、等＞；表側 男、女）

第29 全上の細別（表頭 都府県集治監別；表側 総揚高＜男、女＞、給与高・収入高＜懲治者・定役に服する者＜男、女＞）

第30 已決囚の褒賞（表頭 新刑法受刑の者＜徒刑、懲役、禁獄＞、舊刑法受刑の者＜懲役・閨禁獄＞、諸罰則違犯；表側 賞金・賞賛＜男、女＞）

第31 未已決囚懲治者の懲罰（表頭 未決者、已決囚＜新刑法受刑の者＜徒刑、懲役、等＞、舊刑法受刑の者＜懲役・閨禁獄＞、諸罰則違犯＞、懲治者＜不論罪の留置・尊属親の情願＞；表側 男、女）

第32 已決囚懲罰の細別（表頭 都府県集治監別；表

## 側 閣室・減食・等<男, 女>)

第33 別房出入及び残留者の総数（表頭 入場<前年より越し, 本年新入>, 出場<就産等にて, 逃走, 死亡>, 残留<健者, 病者>; 表側 男, 女)

第34 別房出入及び残留者の細別（表頭 同前々表; 表側 入場<前年より越し・本年新入<男, 女>>, 出場<就産等にて・逃走・死亡<男, 女>>, 残留<健者・病者<男, 女>>)

第35 携帯乳児出入及び残留の総数（同前々表）

第36 携帯乳児出入及び残留の細別（表頭 都府県別; 表側 同前々表）

第37 看守押丁賞罰の総数（表頭 賞与, 懲罰<謹責, 罰金, 免職及び解傭>; 表側 看守, 押丁）

第38 看守押丁賞罰の細別（表頭 都府県集治監別; 表側 賞与<看守, 押丁>, 懲罰<謹責・罰金・等<看守, 押丁>>）

正誤

## 解題

### 1～2 沿革 調査目的

「監獄年報」は、内務省監獄局によって編集刊行された同局所轄の監獄行政に関する業務統計年報であり、現在の「矯正統計年報」の前身である。その第1回は明治8年度（明治8年7月～9年6月）を対象として、「監獄経理第一年報」という表題で刊行されたものと思われる。表題推定の根拠は以下のとおりである。内閣文庫所蔵の「第一年報」には表紙が失われており、内題に「第一年報」とあるのみであるが、同文庫所蔵の「第二年報」には表紙があり、そこには「監獄局編纂 監獄経理年報 自明治九年七月至明治十年六月」とある。また内題に「第二年報」とある。したがって、恐らく「第一年報」の表紙にも同様に「監獄局編纂 監獄経理年報 自明治八年七月至明治九年六月」という表題があったものと思われる。

この「第一年報」の刊行年は明らかでない。しかしその緒言に、「明治十二年七月十四日本省中監獄局を置き全国未已決両監に係る事務を主理せしむ因て今回九年三月二十五日本省の告命年報編製規則に基き既往に通り各地方より申報（九年七月獄事計表を製し毎年両回申報すべきを告命す）せし所の獄事計表に據り八年七月より翌九年六月に至る其両監に係る各件を編製し之を本局未設以前の第一年報と為す」とあり、また後出の「司法省監獄局第一回統計年報」に「監獄局統計年報は明治十三年第一回を編纂し」とあるから、「第一年報」の刊年は明治十三年と思われる。

ついで「第二年報」（明治9年度）から「第四年報」（明治11年度）まで、つまり監獄局の設立された明治12年7月の直前の6月に終った明治11年度までを対象年度とする年報は、ほとんど同一の形式と内容で刊行された。何れも刊年を知る手掛りはない。しかし、これらの3回の年報は、「第一年報」と同時に、その直後に監獄局によって編集、刊行されたものと思われるから、その刊年は、「第一年報」と同じく、明治13年の可能性がもっとも高い。

「監獄経理年報」は、第五回になって名称を「監獄局第一回年報」と改題された。これはちょうど明治12年度を対象年とするこの年報が監獄局の編集した第一回の年報であるからである。刊年は後出の「司法省監獄局第一回統計年報」の凡例によれば明治13年である。「監獄年報」は第5回まで刊行されたが、第5回年報は、「十六年監獄経理年報」と再び旧題に戻っている。また第6回以降は、この年報の形式としては刊行されていない。

明治31年、内務省に監獄局がおかれて、33年司法省に移管された。この機会に局報が復活されて、明治34年に、32年を対象年とする「司法省監獄局第一回統計年報」が刊行された。その間の事情をこの「第一回統計年報」の凡例では次のように述べている。

「一 監獄局統計年報は明治十三年第一回を編纂し爾後毎年編を重ね明治十六年に至りしと雖ども官制改正の結果監獄局を警保局に併せられ局報も從て之を廃止するに至れり然るに明治三十一年再び監獄局を置かれたるを以て茲に局報を再興して統計年報を編纂す之を監獄局第一回統計年報と称す」

しかし、明治17年から31年までの15年間、監獄統計調査が行われなかったとは考えられない。現に前述の「第一回統計年報」の凡例には「本編は監獄に関する明治三十二年中の事実を掲載すと雖ども尚数年の事実にして調査の整備せるものは累年を列記して通観の便に供す」とあって、年末在監人員累年比較表および新受刑囚人累年比較表は、明治23年の数値からあげている。また、在監人の出入表、新受刑囚人罪名別表ほか4表は28年からの累年表である。しかし「内務省統計年報」もこの間の刊行はみられないため、現在の調査段階ではこの15年間の監獄統計数値の掲載されている刊本、原稿ともに発見することはできなかった。ただ、矯正図書館所蔵の「公文編年録 監獄」（明治14年～33年）の中に、断続的な統計数値がわずかながら見られるのみである。今後の調査にまちたい。

この「司法省監獄統計年報」は、第4回からは「監獄統計年報」（明治34年）と改題され、第22回（大正9年）まで刊行された。第23回（大正10年）からは「行刑統計年報」と改題され、第53回（昭和26年）まで司法省行刑局より刊行された。この間に監獄法、刑法及び刑事訴訟法の改正等があり、統計年報の内容も時代に応じて漸次変遷している。大正11年には、別に「監獄統計要旨」をはじめて編纂し、「司法省第二十二監獄統計要旨」（大正9年）と題して刊行され、「第53行刑統計要旨」（昭和26年）までひきつづいて刊行された。「第54行刑統計年報」（昭和27年）からは戦前の形式に復し、「行刑統計要旨」を別冊とせず、統計年報の中に収録し、法務大臣官房調査課統計室で編纂、刊行された。

第63回（昭和36年）からは、従来の刑務所、少年刑務所および拘置所の収容者に関する統計を収録した「行刑統計年報」に、昭和26度より刊行されてきた「少年矯正統計年報」に収録されていた少年院および少年監別所の収容に関する統計と、「法務統計」に収録していた婦人補導院の収容者に関する統計資料を統合して「矯正統計年報」として、司法法制調査部から刊行され現在にいたっている。

最後になるが、上記の「監獄経理年報」は、第1回から第4回まで何れも会計年度（7月～6月）であるが、総理府統計局図書館には、明治8年から11年までの暦年を対象とした年報が所蔵されている。それは、太政官政表課で杉亨二の指導により当時進行中であった、「日本政表」の編集作業の一環として、内務省監獄局から政表課へ報告されたものと思われる、つぎの4冊である。

「八年政表 監獄局ノ部〔内務省編〕」, 「九年政表 監獄局ノ部〔内務省編〕」, 「十年政表 監獄局ノ部〔内務省編〕」, 「十一年政表 監獄局ノ部〔内務省編〕」

この4冊のうち,はじめの「八年政表」だけが,8年の後半(7月~12月)を対象年としており,残りの9年から11年の対象年は1月~12月である。これらの政表は,何れも稿本であるが,刊行直前の完成原稿である。刊本は,これまで発見されていない。内務省が「監獄経理年報」を会計年度で刊行することになったので,この稿本の刊行をやめたのであろう。また,政表課の「日本政表」の編集計画が挫折したこと,ひとつの理由であろう。以上の4冊の統計表索引は,「本書 上の1」(P.106~107)に掲載したので,ここでは省略する。

### 3 調査対象

「監獄経理第一回年報」

明治8年度を調査対象とする。全体の構成は,統計索引に掲載したように,沿革,未決監(囚獄,監倉),已決監,工種人別及び殊芸者,囚決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚,懲治監及び孩兒,囚獄掛官吏,監倉掛官吏,已決監掛官吏,囚獄費,監倉費,懲役費の12項目に大別され,12表の統計表が収録されている。

沿革の項では明治元年から9年3月までの獄事行政の沿革が記述されており,統計表はないが,未決監以降の項目では統計表が主体であり,それに解題をつけるという形式をとっている。

そのうち,犯罪人統計として重要なものは已決監の統計である。これは已決囚の在監統計と監外の已決囚の合計であるが,9年6月末現在で14,080人となっている。なおこの注にこの合計を「刑法を以て擬断せし一般犯罪者の員に非るなり」とあるのは注意を要する。已決監の統計表の表側を参考までに掲載しておく。

入監,出監,死亡,反獄・越獄・脱監,在監現員<閨刑,禁獄,懲役>,内訳<健囚,病囚>,囚員最多,となっていいる。また工種人別,殊芸者については,第1章の4の行刑制度の変遷にある解説を見られたい。

つぎに,先の已決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚の内訳は,つぎのとおりである。

未決監より決放のもの

収贖,贖罪,笞杖,除籍,絞,斬,梶

責付閨刑禁獄

満期放免,収贖,犯罪引渡,変死,病死,逃走

現人員

責付,閨刑,禁獄

以上のようにこの年報は,わが国における最初の信頼すべき監獄関係の統計表であるが,残念ながら調査対象年が曆年でなく会計年(明治8年7月~9年6月)であるため,「明治八年刑事統計表」と関連させることはできない。明治8年の曆年を対象とした統計年報は先に述べたように,日本政表の一部として作成されたが,8年の後半期のみを収録している。

「監獄経理第二回年報」

「第二回年報」は明治9年度を調査対象年度とする。統計表の形式は,ほとんど前回と変わらない。未決監の統計表の注に,「本年より囚獄,監倉を合記す」とあり,経費統計の部で監倉費がなくなり,項目が囚獄費と懲役費に2大分類されたことが目立った変更である。

「監獄経理第三回年報」

明治10年度を対象年度とする,統計表内容は前年と変わらない。

「監獄経理第四回年報」

「第四回年報」は明治11年度を対象年度とする。内容はほとんど前年と変わらない。

「監獄局第一回年報」

調査対象年度は明治12年度である,監獄局の設置は12年7月であり,この年度から監獄行政は監獄局の所轄となった。そこで表題もこれまでの「監獄経理年報」から上記のように改められたのであるが,これを機会に内容も大幅に改正,増補された。

全体の構成は,

制規の沿革,監獄署及び未決已決両監,未決監掛官吏,已決監掛官吏,未決者,懲役囚,閨刑禁獄人及び禁獄人,鎖錠及び已決監に入らざる処決の者,懲治監,孩兒,懲役囚内外役並に殊芸人及び工錢区分,褒賞恩給,囚獄費及び懲役費,本局官員,稟議文書,である。

「監獄局第二回年報」

「第二回年報」は明治13年度を対象年度とする。統計表の構成は前年とほとんど変わらない。

「監獄局第三回年報」

この「第三回年報」は,法務省・最高裁・総理府統計局の図書館,内閣文庫には所蔵されていなかったが,今回の調査で法務省の法務大臣官房司法法制調査部調査統計課と矯正図書館に所蔵されていることを発見した。そのうち,前者は同省の図書館に移管されることとなった。

「第三回年報」から対象年は,会計年度ではなく曆年となり,明治14年後半の統計を収録している。これは,つぎの「第四回年報」から曆年の明治15年を対象年とするための処置である。統計表の構成は前年と変更はない。

「監獄局第四回年報」

「第四回年報」から調査対象は1月~12月の完全な曆年となった。対象年は明治15年である。この年報の凡例に「本年一月より新刑法実施せらるるも仍は旧刑法を受刑せる罪囚の現存するのみならず新旧法の輕重を比照し旧刑法に依りて処断せらるるもの有之且つ前年報は半年間を以て結了せるが為めに前年報と体式を同ふする能はず況して兩年対比の

表を作るおや」とあるように、この「第四回年報」は新刑法施行の第1年目の全国監獄統計表である。

その内容も大体の構成は「第三回年報」と変わらないが、かなり表数も増加し、判型も大版となり、その結果ページ数も大幅に増加した。また制規の沿革について、年報に収録した統計表を摘録した文章がはじめにおかれた。増加した統計のうちで重要なものを、つぎにあげておこう。

- 1) 新入懲治者年齢と入場数と新たに刑を受けし已決囚年齢及び犯数。
- 2) 已決囚免幽閉と仮出獄を受け出獄せし者の年齢及び犯数。
- 3) 新入懲治者と新たに刑を受けし已決囚族籍教育宗門及び懲治者父母有無の別。

#### 「十六年監獄経理年報」

明治16年を対象とする「監獄局第五回年報」は、再び経理年報という旧表題が復活した。内容は大体、前回の「第四回年報」と変わらない。第17表の残留囚の刑名別表から、新旧刑法による刑名をあげておこう。

#### 新刑法受刑の者

重罪 無期徒刑、有期徒刑、重懲役、軽懲役、重禁獄、軽禁獄

軽罪 重禁錮、軽禁錮

違警罪拘留

#### 旧刑法受刑の者

懲役 百日以下、1年以上、5年以上、終身

禁獄 百日以下、1年以上、5年以上、終身

諸罰則違反

仮出獄 1年以上、5年以上

#### 5 根拠法

明治3年3月14日 第202(民部省) 府県(府県入出牢名前書を開申せしむ 法令全書 明治3年)

明治3年4月 第326(民部省) 府県(府県徒罪人引渡添書様式を定む 法令全書 明治3年)

明治3年5月30日 第379(民部省) 府県(4月中達示せる徒罪人引渡方は東京近傍の県に限るものとす 法令全書 明治3年)

明治5年7月24日 大蔵省第92号(府県入出牢名前書隔月差出を取消し刑典に処せし者を翌年正月開申せしむ 法令全書 明治5年)

明治8年2月8日 内務省達乙第15号 府県(囚獄懲役諸費及未決已決囚徒人員等取調差出さしむ 法令全書 明治8年)

明治8年3月27日 司法省達達第7号 輪廓附 府県東京府を除く(懲役百日以下犯人笞杖実決用不用届出方 法令全書 明治8年)

明治8年12月17日 司法省達達第43号 府県(罪囚逃亡届出書に脱監越獄反獄等の文字を明瞭に区別記載せしむ 法令全書 明治8年)

明治9年1月8日 内務省達乙第3号 庁府県東京府を除く(明治8年囚獄懲役場係官員及囚徒数等取調離形 法令全書 明治9年)

明治9年3月18日 内務省達乙31号 輪廓附 庁府県東京府を除く(反獄越獄脱監等届出書式 法令全書 明治9年)

明治9年7月4日 内務省達乙第82号 庁府県東京府を除く(獄事計表編製手続及離形 法令全書 明治9年)

明治9年12月27日 内務省達乙第137号 輪廓附 庁府県東京府を除く(獄事計表中改正増補 法令全書 明治9年)

明治10年2月26日 内務省達乙第27号 府県東京を除く(反獄越獄脱監は国事犯並反獄のみ届出 法令全書 明治10年)

明治10年7月5日 内務省達乙第62号 輪廓附 府県東京府を除く(収贖贖罪除族共未決監に入らざる分獄事計表へ記入に及ばず 法令全書 明治10年)

明治12年1月29日 大蔵省達無号 府県東京府を除く(囚獄懲役場位置並該諸費取調 法令全書 明治12年)

明治12年3月3日 内務省達乙第10号 輪廓附 警視本署 府県東京府を除く(改正獄事計表編製手続及離形 法令全書 明治12年)

明治12年8月12日 内務省達乙第40号 輪廓附 府県東京府沖縄県を除く(監獄本支署及び未已決監等明細書書式 法令全書 明治12年)

明治13年11月15日 内務省達番外 輪廓附 府県東京府沖縄県を除く(監獄舍坪数取調離形 法令全書 明治13年)

明治14年5月2日 内務省達乙第26号 輪廓附 警視庁 府県東京府を除く 集治監(在監獄の国事犯及常事犯現名数取調差出 法令全書 明治14年)

明治14年12月26日 内務省達乙第65号 輪廓附 警視庁 府県東京府を除く 集治監(獄事計表改定監獄経理諸表申報及記載例 法令全書 明治14年)

明治15年2月13日 内務省達乙第11号 警視庁 府県東京府を除く 集治監(明治15年1月1日現在已決囚の族籍年齢等取調方 法令全書 明治15年)

明治16年5月30日 内務省達乙第27号 輪廓附 警視庁 府県東京府を除く 集治監(衛生統計諸表中監獄在監人患者及死亡者明細表様式並差出期限 法令全書 明治16年)

明治16年6月26日 内務省達乙第33号 輪廓附 警視庁 府県東京府を除く 集治監(在監人伝染病患者毎周申報様式 法令全書 明治16年)

明治16年12月25日 内務省達乙第48号 警視庁 府県東京府を除く 集治監(監獄経理諸表様式更定 法令全書 明治16年)

明治17年1月28日 内務省達乙第7号 警視庁 府県東京府を除く 集治監（監獄経理諸表中賭博犯記載方 法令全書 明治17年）

明治19年5月11日 内務省令第4号 府県東京府を除く 集治監 仮留監（伝染病毎週申報改正 法令全書 明治19年）

明治19年5月15日 内務省令第7号 府県東京府を除く 憲兵本部 集治監 仮留監（警察及監獄報告表様式改定法令全書 明治19年）

## 5 聴訟表 司法省 編 [刊年不詳]

- (1) 明治六年 聴訟表 司法省 編 (写)①  
(2) 明治七年 聴訟表 司法省 編 (写)

(法)④  
(法)⑤

### 所蔵注記

- ④ 法務図書館では「明治七年 聴訟表」と合綴して製本してある。  
⑤ 「明治六年 聴訟表」と合綴してある。

### 書誌注記

- (1) 書名は表題紙による。刊年の記載はないが、冒頭の第1丁にある第1表の表下に「此総表明治9年7月追補」と朱書きがあるところから、9年以前に作成されたものと推定できる。表題紙右角に「司法省表紀課」の角朱印がある。

### 統計内容注記

#### (1) 明治六年 聴訟表

調査対象年 明治6年

##### 内容細目

明治6年中各裁判所各県聴訟総計表（裁許、済口、訴状下げ、越訴訴状下げ、席前済口、席後済口、願下げ、各裁判所廻し、各裁判所廻済口、断獄廻し、合計<各裁判所廻し除て>、新訴、12月31日現在）  
明治6年從1月至6月司法裁判所各裁判所聴訟表：  
〔第1表〕(表頭 司法裁判所；表側 裁許、済口、願下げ、等) 〔第2表〕(表頭 東京裁判所、開市場裁判所、等；表側 席前済口、席後済口、裁許、等)  
〔第3表〕総計(裁許、済口、訴状下げ、等)  
明治6年從7月至12月司法裁判所各裁判所聴訟表：  
〔第1表〕(同前第1表) 〔第2表〕(同前第2表)  
〔第3表〕(同前第3表)

1ヶ年総計但裁判所の分（裁許、済口、等）

明治6年從1月至6月各県聴訟件数概略（表頭 各県別；表側 新訴、済口）

明治6年從7月至12月各県聴訟表（表頭 各県別；表側 席前済口、席後済口、裁許、等） 総計（席前済口、席後済口、等）

各県1ヶ年総計（自1月至6月各県済口、席前済口、席後済口、等、通計、新訴、12月31日現在）

#### (2) 明治七年 聴訟表

調査対象年 明治7年

##### 内容細目

明治7年聴訟表：〔第1表〕(表頭 臨時裁判所；表側 裁許、新訴) 〔第2表〕(表頭 司法裁判所；表側 済口、裁許、現在、等) 〔第3表〕(表頭 東京裁判所、開市場裁判所、等、使府県別；表側 席前済口、席後済口、裁許、現在、等)

### 解題

この「聴訟表」と題する稿本は現在、司法省法務図書館が所蔵している。図書館では6年分と7年分の2冊を合本して1冊に製本しているが、もともとは別の史料である。6年の「聴訟表」は、厚紙の表紙に、「<sup>六章</sup>聴訟表」と題し、右隅に司法省と書かれ、また右上隅に司法省表紀課、右下隅に司法省集法課の朱印がある。両課とも明治初期の司法省における統計専管部局である。また本文第1行目の右下隅に朱筆で「此総表明治九年七月追補⑥」と書かれている。この「聴訟表」は明治6年1月から12月までの集計表であるから、この史料の作成された年は明治7年から9年の7月までの間と考えてよいであろう。

内容は、第1が明治6年中各裁判所各県聴訟総計表、第2が1月から6月までの裁判所別の聴訟の処理状況、第3が7月から12月までの同様処理状況である。分類は、司法省裁判所は裁許、済口、訴状下げ、各裁判所廻し、断獄廻し、新訴、現在件数、であり、各府県裁判所の分類は席前済口、席後済口、裁許、願下げ、各裁判所廻し、各裁判所廻し済口、断獄廻し、新訴、現在件数、である。第4、第5は各県別の聴訟件数の処理統計である。

明治7年の「聴訟表」は厚紙の表紙に「明治七年聴訟表」と題し、明治6年の史料と同じく右隅に司法省と書かれ右上隅に司法省表紀課、右下隅に司法省集法課の朱印がおしてある。本文は明治6年と異なって1年分が1表になっており、裁判所別、府県別に処理状況が一覧できる。分類は臨時裁判所については、裁許、新訴、司法裁判所については済口、裁許、願下、訴状下、各裁判所廻し、断獄廻し、新訴、現在、である。各府県裁判所については明治6年分と同じ分類である。以上のようにこの聴訟表は民事事件の受付、処理状況の統計表である。民事裁判の統計年報としては明治8年分より「民事総計表」が刊行されている。両者を比較すると、収録内容からいって実質的には「聴訟表」を「民事総計表」の前身とみることもできるが、これを証明する裏付け史料を発見することができないので、今回は別に掲載することとした。何れにしても、この「聴訟表」はわが国における最初の貴重な民事裁判統計資料である。

**統計内容注記**

調査対象年 明治15年度

**内容細目**

明治15年度重罪処断一覧表（表頭 犯罪の性質：公債證書地券其他官吏の公證したる文書を偽造し或は増減変換して行使す＜宇都宮重罪裁判所，境重罪裁判所，等＞，無記名の公債證書を偽造し或は増減変換して行

使す＜若松重罪裁判所＞等；表側 全員，処断＜死刑，無期徒刑，等＞，加減事由）

明治15年中横浜重罪裁判所公判第1表（表頭 重罪の性質：官吏自ら監守する所の金円を窃取す，予め謀て包丁を以て人を殺す，等；表側 全員，刑を科せざる人員＜無罪＞，刑を科したる人員＜死刑，徒刑＜無期，有期＞等＞，減輕事由）

**解題**

この「一覧表」は、明治15年度の重罪處断一覧表と、明治15年暦年の横浜重罪裁判所の統計表1表を収録したものである。本書の第1章、2) 司法制度の整備過程で述べたように、明治15年1月からの刑法、治罪法の実施に備えてこれまでの裁判所構成を改革する必要がおこり、重罪の裁判は重罪裁判所の管轄となり、3ヶ月毎にこれを控訴裁判所、または始審裁判所で開かれることとなった。また刑事統計表の表式にも大改正があった。その結果作成された「司法省第八刑事統計年報」は、前年の統計年報に比較すると大幅に改正されている。

しかし、この「一覧表」には緒言も凡例もないため、「第八刑事統計報」の編集材料として作成されたのか、何か別の目的で作成されたものかについては一切わからない。何れにしても公表を目的としたものではなく、司法省の内部資料として作成されたものであろう。

## 索引

(アルファベット順)

### 1 文 献 索 引

- | 「本書 棚遺」中にある統計資料、および統計資料を含むその他の文献（ただし参考文献は除く）をかけた。索引ページのうち、統計内容注記をもつ統計資料のでているページには＊印をつけた。
- || 書名の最初が明治〇年ではじまる文献は、索引項目の明治の最後のところにも年代順にまとめて配列した。

### 2～3 機関名および人名索引

「本書 棚遺」中（ただし参考文献欄を除く）にあらわれた機関名と個人名をかけた。索引ページのうち、統計資料の編著者としてでているページはゴシック活字を使用した。



# 1 文 献 索 引

- 聽訟表 ..... 64, 89, 107  
明治六年 聽訟表 ..... 107, \* 107  
明治七年 聽訟表 ..... 107, \* 107  
第53行刑統計要旨 ..... 103  
第54行刑統計年報 ..... 103  
第64民事第52登記統計要旨 ..... 64  
第67回民事統計年報 ..... 64  
行刑統計年報 ..... 103  
八年政表 監獄局ノ部 ..... 104  
犯罪統計年報 ..... 84  
法務一覧 ..... 54  
法務年鑑 ..... 54  
維新以後帝国統計材料彙纂 第三輯 刑事被告人ニ関スル統計材料 ..... 7  
壬申政表 ..... 32  
十年政表 監獄局ノ部 ..... 104  
十一年政表 監獄局ノ部 ..... 104  
十六年監獄経理年報 ..... 94, \* 102, 103, 105  
監獄経理年報 ..... 103, 104  
監獄経理第一年報 ..... 94, \* 94, 103, 104  
監獄経理第二年報 ..... 94, \* 95, 104  
監獄経理第三年報 ..... 94, \* 95, 104  
監獄経理第四年報 ..... 94, \* 95, 104  
監獄局年報 ..... 4, 94, 103  
監獄局第一回年報 ..... 94, \* 95, 103, 104  
監獄局第二回年報 ..... 94, \* 97, 104  
監獄局第三回年報 ..... 94, \* 98, 104  
監獄局第四回年報 ..... 8, 94, \* 100, 104  
十六年監獄経理年報 ..... 94, \* 102, 103, 105  
監獄統計年報 ..... 103  
刑事事件各裁判所別事件表 ..... 84  
刑事統計表 ..... 2, 84, 86  
刑事統計年報 ..... 2, 85  
刑事統計年報 (検察事件) ..... 84  
刑事統計年報 (検察編) ..... 84  
刑事統計年報 (裁判事件) ..... 84  
刑事統計要旨 ..... 84  
警視庁一覧概表 ..... 2  
警察年報 ..... 1  
検察統計 100 年 ..... 31, 33  
検察統計年報 ..... 2, 84  
九年政表 監獄局ノ部 ..... 104  
矯正統計年報 ..... 103  
明治以降裁判統計要旨 ..... 8, 31, 33  
明治史要附録概表 ..... 32  
明治前期日本経済統計解題書誌 — 富国強兵篇(上の 1) ..... 5, 33, 64, 85  
明治前期日本経済統計解題書誌 — 富国強兵篇(上の 3) ..... 1, 2, 5, 11  
明治六年 聽訟表 ..... 107, \* 107  
明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聽訟ノ部 警保ノ部 ..... 32, 64, 85  
明治七年 聽訟表 ..... 107, \* 107  
明治七年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 警察ノ部 ..... 32, 85  
明治八年 刑事統計表 ..... 8, 54, 55, 68  
..... \* 68, 84, 85, 86, 104  
明治八年 民事統計表 ..... 8, 54, 55, 57, \* 57, 64  
明治八年日本政表 刑事裁判之部 ..... 85  
明治九年 刑事統計表 ..... 54, 55, 68, 86  
明治九年 民事統計表 ..... 54, 55, 57, 64  
明治十年 刑事統計表 ..... 54, 56, 68, 86  
明治十年 民事統計表 ..... 54, 56, 57, 65  
明治十四年司法省報告書 ..... 40, \* 52  
明治十五年司法省報告書 ..... 40, \* 53  
明治十五年度重罪處断一覧表 ..... 108, \* 108

明治十六年司法省報告書	40, * 53
民事・刑事・家庭事件一覧表	64
民事裁判統計年報	64
民事・訟務・人権統計年報	4
民事統計表	64, 65, 107
民事・登記統計要旨	64
民刑事件増減比較表	7
内務省統計年報	103
日本政表	5, 32, 33, 64, 85, 103, 104
日本統計年鑑	5
政表編成雑之部	85
司法一覧	54
司法省第十七事務功程報告	54
司法省第二十二監獄統計要旨	103
少年矯正統計年報	103
昭和27年司法統計年報 刑事編	84
司法省事務功程報告	54
司法省監獄局第一回統計年報	103
司法省監獄統計年報	103
司法省刑事統計年報	7, 55, 56, 68, 84
明治八年 刑事統計表	8, 54, 55, 68, * 68
	..... 84, 85, 86, 104
明治九年 刑事統計表	54, 55, 68, 86
明治十年 刑事統計表	54, 56, 68, 86
司法省第四刑事統計年報	54, 68, * 69, 87
司法省第五刑事統計年報	68, * 72, 87
司法省第六刑事統計年報	68, * 74, 87
司法省第七刑事統計年報	68, * 76, 85, 87, 88
司法省第八刑事統計年報	8, 68, * 78, 87, 88, 108
司法省民事統計年報	4, 55, 56, 64, 65
明治八年 民事統計表	8, 54, 55, 57, * 57, 64
明治九年 民事統計表	54, 55, 57, 64
明治十年 民事統計表	54, 56, 57, 65
司法省第四民事統計年報	54, 57, * 58, 65, 66
司法省第五民事統計年報	57, * 59, 66
司法省第六民事統計年報	57, * 60, 66
司法省第七民事統計年報	57, * 61, 66, 67
司法省第八民事統計年報	8, 57, * 62, 67
司法省年報	40, 54, 55
司法省第一年報	54
司法省明治八年度報告書	40, * 40, 54, 55
司法省第二年報	13, 40, * 41, 54, 55, 56, 64
司法省第三年報	40, * 45, 54, 55, 56, 65
司法省第四處務年報	40, * 49, 54, 56
司法省第五處務年報	40, * 50, 56
司法省第六處務年報	40, * 51, 56
司法省第七處務年報	40, * 51, 56
明治十四年司法省報告書	40, * 52
司法省第八處務年報	40, * 52, 56
明治十五年司法省報告書	40, * 52
司法省第九處務年報	40, * 53, 56
明治十六年司法省報告書	40, * 52
司法省処務年報	54
司法統計年報	4, 84
司法統計年報 刑事編	2
司法統計年報 民事編	64
司法統計年報 民事・行政編	64
辛未政表	5
スタチスチック雑誌	5, 31
出入国管理統計年報	4
帝国統計年鑑	64, 85
統計学雑誌	5, 31
統計集誌	5, 7, 31
登記・訟務・人権統計年報	4
登記統計年報	8
登記統計年報 第一回	4
わが国における犯罪とその対策——犯罪白書	8

## 2 機 関 名 索 引

治安裁判所..... 14, 15, 21, 67, 89  
地方官会議..... 12  
地方裁判所..... 10, 13, 15, 65, 66, 67, 86, 89  
聽訟課..... 府県裁判所聽訟課, 司法省聽訟課  
    および司法省裁判所聽訟課をみよ  
聽訟課（府県）..... 9, 23, 89  
大審院..... 8, 12, 13, 14, 20, 22, 26, 28  
    ..... 64, 65, 67, 86, 87, 89  
太政官..... 17, 26, 32, 54, 65, 85, 103  
—— 調査局..... 85, 64  
—— 記録課..... 54  
—— 左院..... 12  
—— 制度取調局..... 17  
—— 政表課..... 5, 64, 85, 103, 104  
—— 正院..... 12  
—— 第五科..... 85, 64  
—— 右院..... 12  
断獄課..... 府県裁判所断獄課, 司法省断獄課  
    および司法省裁判所断獄課をみよ  
弾正台..... 9  
府県裁判所..... 9, 10, 11, 12, 13, 20  
    ..... 26, 56, 85, 86, 89, 107  
—— 聽訟課..... 11, 26  
—— 断獄課..... 11, 26  
—— 庶務課..... 11, 26  
—— 出納課..... 11, 26  
福島上等裁判所..... 12  
元老院..... 12  
刑部省..... 9, 16, 21, 23, 26  
—— 囚獄司..... 9, 23  
—— 逮部司..... 9  
北條県..... 32, 33  
北海道..... 8, 16, 17, 23, 25, 26  
法務庁..... 2, 54, 84

法務大臣官房調査課統計室..... 103  
—— 司法法制調査部..... 103  
—— 調査統計課..... 8, 94, 104  
法務府..... 54  
法務省..... 2, 6, 64, 84  
法務総合研究所..... 8  
法務図書館..... 54, 57, 64, 94, 104, 107  
法律学校正則科..... 9  
法制局..... 11  
違警罪裁判所..... 14  
上等裁判所..... 12, 13, 15, 20, 27, 64  
    ..... 65, 66, 67, 86, 87, 89  
巡回裁判所..... 86  
重罪裁判所..... 14, 108  
開拓使..... 32, 65  
監獄局..... 内務省監獄局をみよ  
簡易裁判所..... 10  
勧解裁判所..... 65  
刑法事務課..... 23  
刑法事務局..... 23  
刑法官..... 9, 23, 26  
警保寮..... 内務省警保寮および司法省警保寮をみよ  
警察分署..... 15, 19, 88  
警察署..... 15, 19, 25, 88, 89  
警視庁..... 1, 24, 25, 30  
—— 監獄本署..... 25  
警視局..... 30  
軽罪裁判所..... 14  
検事局..... 司法省検事局をみよ  
検事局（府県）..... 23  
憲兵本部..... 28  
高知県..... 85  
小倉県裁判所..... 64  
国立公文書館..... 40, 54, 56

国立公文書館内閣文庫	54, 57, 85, 94, 103, 104
控訴裁判所	14, 15, 21, 67, 89, 108
高等法院	14, 15
高等裁判所	12
熊本裁判所	56, 87
区裁判所	9, 10, 11, 13, 15, 20 26, 56, 65, 67, 89
矯正図書館	94, 103, 104
九州臨時裁判所	56, 87
民部省	9, 19, 85
宮城上等裁判所	12
文部省	9
名東県	33
明法寮	9, 11
長崎県	12, 85
内閣文庫	国立公文書館内閣文庫をみよ
内閣官報局	28
内閣統計局	7
内務省	5, 10, 11, 23, 24, 25, 26, 89, 104
—— 第一局	25
—— 第二局	25
—— 監獄局	25, 26, 94, 103, 104
—— 警保局	1, 25
—— 警保寮	1, 10, 25, 89
—— 警視局	25
—— 庶務課	25
大分県	33
沖縄県	8
大蔵省	9, 20, 24, 85
大阪府	12
大阪会議	11
臨時裁判所	9, 12, 13, 20, 89, 107
佐賀県	32, 33
裁判所	9, 10, 11, 13, 15, 20, 22 23, 24, 25, 28, 67, 87, 88
最高裁判所	2, 6, 11, 12, 54, 64, 84
—— 事務総局	8
最高裁判所総務局	64
—— —— 図書館	54, 104
堺県	85
政表課	太政官政表課をみよ
製表課	司法省記録局製表課をみよ
政表会議	5
庶務課	府県裁判所庶務課, 内務省庶務課 および司法省庶務課をみよ
庶務課（府県）	9, 23
出張裁判所	9, 89
司法省	7, 9, 11, 14, 20, 22, 23 24, 25, 26, 30, 32, 40, 54, 57 64, 68, 85, 89, 103, 107, 108
—— 調査課	54
—— 聴訟課	9, 26, 85
—— 第一局	13
—— —— 布告課	13
—— —— 規則課	13
—— —— 指令課	13
—— —— 受付課	13
—— 第二局	13, 27
—— —— 法学課	13
—— —— 翻訳課	13
—— —— 日誌課	13
—— —— 履歴課	13
—— —— 職員課	13
—— —— 集法課	13, 14, 27
—— 第三局	13
—— —— 監倉課	13
—— —— 刑法課	13
—— —— 検務課	13
—— 第四局	13
—— —— 外務課	13
—— —— 民法課	13
—— 第五局	14, 27
—— —— 調査課	14
—— —— 営繕課	14

司法省第五局精算課	14	司法省刑法局	16
出納課	14	検事局	9, 10, 11, 14, 26, 86, 89
用度課	14	検務局	16
雜務課	14	記録課	11, 26, 85
職贖課	14	記録局	16
第六局	14	翻訳課	16
翻訳課	14	製表課	16, 27
断獄課	9, 26	民事局	14, 16
断刑課	9	民法局	16
学校課	14	内記課	14
議事局	14, 16	生徒課	14
議法局	14	申律課	9
刑法編纂課	14	書記局	16
刑法課	14	職員課	14
民法編纂課	14, 18	庶務課	9, 14, 26, 85
民法課	14	庶務局	16
行刑局	103	学務課	16
編纂課	14, 27	照査課	14
報告課	27	書籍課	14
官報報告部	27, 28	書史課	11, 26
刑事統計部	27, 28	集法課	107
民事統計部	27, 28	総務局	16
裁判事務計表部	27, 28	報告課	16, 27
整理部	27, 28	出納課	11, 26
処務報告部	27, 28	受付課	11, 26
翻訳課	14	職務課	9
表記課	14, 27, 107	司法省裁判所	9, 10, 11, 12, 20
上局	14, 15		64, 86, 89, 107
会計課	14	聽訟課	11
会計局	16	断獄課	11
下局	14, 15	始審裁判所	14, 15, 21, 67, 89, 108
第一局	14, 15	総理府統計局	85
第九局	14, 15	図書館	32, 56, 57, 85, 103, 104
第十局	16	租税課（府県）	9
警保寮	10, 11	出納課	府県裁判所出納課, 司法省第五局
刑事局	14, 16	出納課および司法省出納課をみよ	
刑法編纂課	18	出納課（府県）	9

スタチスチック社	5	東京裁判所	9, 85, 86
統計学社	5	鳥取県	33
東京大学	5	敦賀県	32, 33
東京都	1, 9, 12, 13, 23, 24, 25	横浜重罪裁判所	108
東京警視庁	10		

### 3 人名索引

相原重政	5	大久保利通	11
ブロック (Block, M.)	5	大隈重信	11
ボアソナード (Boissonade, G. E.)	9, 14, 18, 19	小野清一郎	6
ブスケ (Bousquet, G.)	9	小野田元熙	24, 25
団藤重光	7	ケトレー (Quetelet, L. A. J.)	5
江藤新平	10, 11, 17, 18	阪部 審	30
ハウスホーファー (Haushofer, M.)	5	佐和 正	29, 30
広瀬惟熙	30	進藤定興	30
井上 馨	11	杉 亨二	5, 29, 30, 64, 85, 103
板垣退助	11	サザランド (Sutherland)	3
伊藤博文	11	高橋易治	30
賀川豊彦	6	高橋二郎	5
川路利良	10, 25	高橋正己	3, 6
決刃重正	30	高野岩三郎	5
木戸孝允	11	財部静治	5
小林正義	30	竹内正義	30
河野敏鎌	10	武安将光	1, 3, 6
吳 文聰	5	田中不二磨	54
牧野英一	6	谷田三郎	6
増田 賛	30	テッヒヨー (Techoow, R. R. H.)	20
中村	29	手塚 豊	32, 33
野口之布	30	植松 正	7
小原重哉	23, 24, 25	渡辺半蔵	30
エッティンゲン (Oettingen, A. von)	5	山田顯義	66
岡谷	29	矢代 操	30
岡崎文規	6	横山雅男	5
大木喬任	18, 54, 56, 65, 66	吉田信明	30



# 明治前期日本経済統計解題書誌

——富国強兵篇(補遺)——

昭和55年3月31日発行

著 者 細 谷 新 治

発 行 者 一橋大学経済研究所  
日本経済統計文献センター

東京都国立市中2の1  
電 話 (0425)72-1101

印 刷 所 日本プリントセンター

東京都文京区千石4-22-15  
電 話 (03)943-1521~2

## 統計資料シリーズ

1. 藤野正三郎・秋山涼子『在庫と在庫投資：1880～1940』, 1973年1月
2. 藤野正三郎・五十嵐副夫『景気指数：1888～1940』, 1973年3月
3. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（下）』, 1974年3月
4. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の1）』, 1976年3月
5. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』, 第1巻, 1977年3月
6. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第1巻, 1977年3月
7. 藤野正三郎・秋山涼子『証券価格と利子率：1874～1975年』, 第2巻, 1977年3月
8. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の2）』, 1978年3月
9. 『統計資料マイクロ・フィルム目録』第2巻, 1978年3月
10. 藤野正三郎『長期経済統計（LTES）データベースの研究』, 1978年3月
11. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（上の3）』, 1978年7月
12. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（上）』, 1979年3月
13. 『日本・旧満州鉄鋼業資料解題目録（下）』, 1980年2月
14. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇（補遺）』, 1980年3月

明治前期日本經濟統計解題書誌 —富國強兵篇（補遺）—

正誤表

頁	欄	行	誤	正
1		3	司法統計の種類	刑事統計の種類
13		2	…からの一応の	…からの一応
18		12	人の行事を詮げ	人の行事を挙げ
18		下から 3	無期、流刑、	無期流刑、
18		下から 2	重禁獄（6年以 上8年以下）	重禁獄（9年以 上11年以下）
22		下から 2	…の確率、	…の確立、
23		下から 4	太政官達第378 号	太政官布告第378 号
24		12	…に因て役場を	…に因て役場
25		16	14年9月20日	14年9月19日
28		11	司報部内	司法部内
28		12	左の一項を記載 す可し	左の一項を記載 す可し 一 統 計及び報告の整 理に関する事
29		5	比日議する	此日議する
31	死刑統計 表中、明 治十五年 ；死刑よ り減輕の 欄	一五		六五
37		9	…と監獄側の	…と監獄則の
37		13	アプローチー	アプローチ
42	右	13	等；8年人員	等；表側 8年 人員
43	左	6	臨時裁裁判所	臨時裁判所
43	左	下から 10	懲役□死刑	懲役并死刑
44	右	下から 3	20歳以<男、	20歳以上<男、
46	左	3	勧解決果	勸解結果
50	左	2	卿輔	卿輔
51	左	17	庁名；	庁名：
52	左	下から 23	経費全額	経費金額
53	左	13	経費全額	経費金額
53	右	下から 3	表側；同前表	表側 同前表
55	管轄区域 表中、右 欄8行目		新潟裁判所	新潟県
58	右	25	訴訟の決果	訴訟の結果
60	左	20	，等)	，等>)
63	左	下から 11	等>等；	等>等>；

頁	欄	行	誤	正
69	左	5	…より60歳	…より60歳以上
69	左	下から 22	…60歳以下10歳	…60歳以下迄10 歳刻み
70	左	7	刻み	等；表側
70	左	下から 27	…90歳迄	…90歳以下迄
71	左	下から 18	貧欲	貪欲
71	右	下から 10	原擬を平定	原擬を平反
72	左	25	等》；	等》>等；
72	右	26	；表則	；表側
73	右	下から 13	等》)；	等》；
74	左	12	…逃走せざらし たる	…走せざらし むる
80	右	下から 11	貧欲	貪欲
80	右	下から 6	貧欲	貪欲
82	右	下から 16	4部第60表	第4部第60表
83	左	22	， 月	， 6月
84	右	23	庁各別	庁名別
84		下から 10	刑事統計要旨	「刑事統計要旨」
92		下から 22	…犯罪未件数	…犯罪未決件数
93		7	…軽罪件表	…軽罪事件表
93		下から 22	…一賢表	…一覧表
95	左	下から 5	同年同表	同前年同表
96	左	8	等；	等》；
97	右	30	同上不足)	同上不足；表側 同前表)
99	右	15	残留現員>)	残留現員>；表 側 14年7月よ り12月に至る・ 14年1月より6 月に至る・増・ 減<男，女>)
99	右	18	孩児入監…	孩児入監…
99	右	20	；表頭	；表側
100	右	30	<前中より越し	<前年より越し
102	右	19	20歳以上；	20歳以上>；
102	右	下から 28	女>，	女>，
103		下から 7	…の収容に	…の収容者に
104		下から 8	前者	前者所蔵のもの
105		14	違警罪拘留	違警罪 拘留
117	右	下から 8	Techow, R, R. H.	Techow, R. R. H.

「司法省民事統計年報」の沿革の補遺

本書の64ページにおいて「民事統計年報」の沿革を述べた際に、第二次大戦中および戦後の分について、「昭和19年～22年は資料が集らないため刊行できず、欠号となっている。」(19行～20行)と書いたが、その後、法務省において資料整理が進められる過程で、昭和19年から21年までの分については、調査原票が保存されていることが判明した。この原票は、現在、法務大臣官房司法法制調査部統計課に所蔵されている。

この調査原票の保存状態は比較的良好であるが、それにしてもこのまま放置しておくと数年のうちに一部の数値が消える危険性が強い。戦中、戦後の民事統計数値の欠落を埋める唯一の史料であるから、できるだけ早い機会にこの原票から年報を編集して公表することを期待したい。